

# カンボジア投資ガイドブック

2013年

カンボジア開発評議会



# カンボジアの地図



Department of Public Information  
Cartographic Section

注：

1. 本書で引用された法令条文の日本語訳は、非公式訳である英語版からの翻訳であり、条文の最終解釈は公式条文であるクメール語版に基づいて為されるものとします。
2. 本書の内容および表現については独立行政法人国際協力機構にて万全を期しておりますが、本書の記載の誤りあるいは本書の配布、内容、利用に伴って生じる偶発的、結果的損害に関しては、独立行政法人国際協力機構は一切の法的責任を負うものではありません。

本書に関する全ての権利は独立行政法人国際協力機構に属します。本書の内容は著作権によって保護されています。



プノンペン市街



シハヌークビル港

# 目 次

カンボジアの地図	—— i
カンボジアの写真	—— ii
目次	—— iii
表一覧	—— vii
図一覧	——viii
略語一覧	—— ix

## 第1章 カンボジアに関する基礎情報 —— I-1

1.1 地理と気候	—— I-1
地理	—— I-1
気候	—— I-1
1.2 政治情勢	—— I-1
1.3 法制度	—— I-2
法規序列	—— I-2
立法過程	—— I-2
1.4 国際関係	—— I-2
外交政策	—— I-2
主な国際機関への加盟状況	—— I-2
1.5 社会状況	—— I-2
人口	—— I-2
民族	—— I-3
宗教	—— I-3
言語と識字率	—— I-3
教育制度	—— I-3
通貨	—— I-4
祝祭日	—— I-4

## 第2章 カンボジアの経済概況 —— II-1

2.1 経済動向	—— II-1
国内総生産(GDP)	—— II-1
産業別GDP	—— II-1
一人当たり国民総所得(GNI)	—— II-2
消費者物価指数(CPI)	—— II-3
経済的自由度指数	—— II-3
2.2 投資動向	—— II-3
外資の動向	—— II-3
業種別投資	—— II-5
経済特区への投資動向	—— II-6
2.3 貿易動向	—— II-6
貿易収支	—— II-6
輸出動向	—— II-6
輸入動向	—— II-7
一般特惠関税制度(GSP)	—— II-8

## 第3章 ビジネス環境 —— III-1

3.1 ビジネス展開に関わる法制度	—— III-1
3.2 民法および関連法	—— III-4
民法	—— III-4
第3編 物権	—— III-4
総則	—— III-4
所有権	—— III-5
占有	—— III-5
永借権	—— III-5
用益権	—— III-6
使用権および居住権	—— III-6
地役権	—— III-7
コンセッションによって設定された権利	—— III-7
第4編 債務	—— III-7

	総則	——	III-7
	条件・期限・期間	——	III-7
	契約の成立	——	III-7
	代理	——	III-8
	債務不履行に関する一般規定	——	III-8
	損害賠償	——	III-9
	契約解除	——	III-9
	危険負担	——	III-9
	詐害行為取消権	——	III-9
	債務の消滅	——	III-9
	債権譲渡	——	III-9
	第5編 各種契約・不法行為等	——	III-10
	売買	——	III-10
	消費貸借	——	III-11
	貸貸借	——	III-11
	使用貸借	——	III-12
	委任	——	III-12
	請負	——	III-12
	雇用	——	III-13
	寄託	——	III-13
	組合	——	III-14
	和解	——	III-14
	不当利得	——	III-14
	不法行為	——	III-14
	第6編 債務担保	——	III-16
	総則	——	III-16
	留置権	——	III-16
	先取特権	——	III-16
	質権	——	III-17
	抵当権	——	III-17
	譲渡担保権	——	III-18
	保証	——	III-19
	連帯債務	——	III-19
	民法適用法	——	III-19
3.3	経済運営原則	——	III-23
3.4	会社制度	——	III-24
	会社に関する法制度	——	III-24
	有限責任会社(Limited company)	——	III-24
	パートナーシップ(Partnership)	——	III-25
	外国企業	——	III-25
3.5	貿易及び通関制度	——	III-26
	貿易業務に関する法制度	——	III-26
	税関に関する法制度	——	III-26
	輸入手続き	——	III-30
	最恵国待遇及び一般特恵関税制度(GSP)	——	III-31
	輸出に関わる現地化比率(Local Contents)	——	III-32
	輸出に関する優遇措置、制限及び課税	——	III-32
	免税輸入(マスターリスト)	——	III-32
	一般関税率	——	III-33
	アセアン自由貿易協定(AFTA)による特恵関税率	——	III-33
	アセアンの自由貿易協定	——	III-35
	日本・アセアン包括的経済連携協定(ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership:AJCEP)	——	III-35
3.6	課税及び会計制度	——	III-36
	課税制度	——	III-36
	税金の種類と税率	——	III-36
	租税条約	——	III-38
	会計原則	——	III-38
	企業会計監査	——	III-39
3.7	金融、リース、証券、保険及び通貨	——	III-39
	銀行	——	III-39
	金融リース	——	III-40

- 証券市場 —— III-41
- 保険 —— III-45
- 通貨 —— III-47
- 3.8 外国為替 —— III-47
  - 外国為替に関する制限 —— III-47
  - 送金 —— III-47
- 3.9 雇用及び労働 —— III-47
  - 労働関係に関する法制度 —— III-47
  - カンボジアにおける雇用原則(憲法規定) —— III-47
  - 雇用及び労働に関する主な労働法規定 —— III-47
  - 外国人従業員 —— III-49
  - 雇用情報 —— III-50
- 3.10 社会保険 —— III-51
  - 社会保険制度に関する法制度 —— III-51
  - 社会保険制度に関する主な規程 —— III-51
- 3.11 土地 —— III-53
  - カンボジアの土地制度に関する法制度 —— III-53
  - 土地の構成部分 —— III-53
  - 所有権 —— III-53
  - 不動産所有権の取得 —— III-54
  - 民法適用期日前から存続する不動産関連物権の効力 —— III-54
  - 土地の賃貸借(Land leases) —— III-54
  - 抵当権(Mortgage) —— III-55
  - 土地コンセッション(Land concessions) —— III-55
  - 経済的土地コンセッション(Economic Land Concesshon: ELC) —— III-55
  - 土地委員会(The Cadastral Committee) —— III-56
  - 土地使用に関する制限 —— III-56
- 3.12 担保と破産 —— III-57
  - 担保 —— III-57
  - 破産 —— III-58
- 3.13 紛争処理 —— III-60
  - 商務仲裁に関する法制度 —— III-60
  - 国家商務仲裁センター(National Center of Commercial Arbitration: NCCA) —— III-60
  - 労働争議仲裁に関する法制度と手続き —— III-61
  - 適格投資プロジェクト(Qualified Investment Project: QIP)の紛争処理に関する法制度 —— III-61
- 3.14 環境保護 —— III-62
  - 環境保護に関する基本政策 —— III-62
  - 環境保護に関する法制度 —— III-62
- 3.15 標準 —— III-62
  - 標準に関する法制度 —— III-62
  - 標準に関する主な規程 —— III-62
- 3.16 知的財産権(Intellectual Property Rights: IPR) —— III-64
  - 知的財産権(知財権)の保護に関する法制度 —— III-64
  - 商標及び名称(Trade marks and names) —— III-64
  - 著作権(Copyright) —— III-64
  - 特許、実用新案及び工業意匠 —— III-65
- 3.17 汚職防止法(Law on Anti-Corruption) —— III-66

#### 第4章 インフラストラクチャ —— IV-1

- 4.1 「使用・開発・探査コンセッション」に関する法制度 —— IV-1
  - コンセッション契約の分野 —— IV-1
  - コンセッション契約 —— IV-1
  - 行政の機能 —— IV-1
  - 選考 —— IV-1
- 4.2 電力 —— IV-2
  - 電力供給の概況 —— IV-2
  - 電力資源拡張 —— IV-2
  - 電力料金 —— IV-4
- 4.3 通信 —— IV-4
  - 電話サービスの概況 —— IV-4
  - 電話サービス業者 —— IV-4

- インターネット・サービス —— IV-5
- 郵便サービス —— IV-5
- 4.4 水資源 —— IV-6
- 4.5 航空 —— IV-6
- 4.6 道路 —— IV-8
- 4.7 鉄道 —— IV-10
- 4.8 港湾 —— IV-11
- 4.9 内陸水運 —— IV-12
- 4.10 工業用地 —— IV-13
  - 立地面から見た経済特区 —— IV-13
  - 経済特区の現状 —— IV-13
  - 経済特区外の工業立地 —— IV-13

## 第5章 投資 —— V-1

- 5.1 外国直接投資に関わる政策 —— V-1
- 5.2 投資に関する法制度 —— V-1
- 5.3 投資ライセンス制度の概要 —— V-1
- 5.4 担当機構 —— V-2
- 5.5 適格投資プロジェクト(Qualified Investment Project: QIP) —— V-2
- 5.6 投資優遇措置(Investment Incentive) —— V-2
  - QIPに付与される投資優遇措置 —— V-2
  - 優遇措置非適格プロジェクト —— V-3
  - 優遇措置適格プロジェクト —— V-3
- 5.7 投資保障 —— V-3
- 5.8 外国人投資に関する制限 —— V-4
- 5.9 外国市民に関わる制限 —— V-4
  - 土地の所有と使用 —— V-4
  - 外国人の雇用 —— V-4
- 5.10 投資ライセンス手続き —— V-5
- 5.11 特定分野に対する投資優遇措置 —— V-6

## 第6章 経済特別区 —— VI-1

- 6.1 経済特別区制度のための法制度 —— VI-1
- 6.2 経済特別区の基本概念と条件 —— VI-1
- 6.3 経済特別区開発の申請手続き —— VI-1
- 6.4 経済特別区の運営組織 —— VI-2
- 6.5 経済特別区における投資プロジェクトの登録手続き —— VI-2
- 6.6 優遇措置(経済特別区政令第4章) —— VI-2
- 6.7 その他の規則 —— VI-2
  - 「輸出加工区(Export Processing Zone: EPZ)」に関する規則 —— VI-2
  - 外国人雇用 —— VI-3
  - 職業訓練 —— VI-3

## 第7章 カンボジアの民間セクター —— VII-1

- 7.1 民間セクターの概況 —— VII-1
  - 民間セクターの事業所数 —— VII-1
  - サブセクター毎の事業所数 —— VII-1
  - 新規事業所 —— VII-1
  - ストリート・ビジネス —— VII-1
  - 事業所の売上高 —— VII-1
- 7.2 民間事業所の地域分布 —— VII-2
  - 州別・規模別事業所数 —— VII-2
  - 1,000人当り事業所数 —— VII-2
  - 1,000世帯あたり事業所数 —— VII-3
- 7.3 民間セクターの雇用状況 —— VII-3
  - 被雇用者数 —— VII-3
  - 分野別および新規事業所による雇用 —— VII-3
- 7.4 製造分野の趨勢 —— VII-4
  - 鉱工業・エネルギー省登録企業 —— VII-4



- 中小企業 —— VII-5
- 7.5 主要産業分野の現状 —— VII-6
  - 縫製業 —— VII-6
  - 製靴業 —— VII-6
  - 機械、金属加工、電気・電子産業 —— VII-7
  - 食品加工 —— VII-8
  - 農業、漁業、林業 —— VII-8
  - 天然ゴム —— VII-10
  - 経済土地コンセッション(Economic Land Concession: ELC) —— VII-10
  - 観光業 —— VII-15

## 第8章 ビジネス・コスト —— VIII-1

- 物流コスト —— VIII-1
- 不動産 —— VIII-1
- 人件費 —— VIII-3
- 光熱費 —— VIII-3
- 通信費 —— VIII-6

## 第9章 カンボジアにおける外国人の生活環境 —— X-1

- 9.1 住居 —— IX-1
- 9.2 医療サービス —— IX-1
- 9.3 子弟の教育 —— IX-7
- 9.4 治安 —— IX-7

## 参考資料一覧 —— R-1

### 付属資料：

- I. 投資・ビジネス関連法令リスト —— AP-1
- II. 「投資法」(1994年投資法・2003年改正投資法統合条文) —— AP-9
- III. 「改正投資法施行に関する政令No.111」 —— AP-14
- IV. 「州・特別市投資小委員会の設立に関する政令No.17」 —— AP-31
- V. 「経済特別区の設立と運営に関する政令No.148」 —— AP-34
- VI. 投資関連機関一覧 —— AP-45
- VII. 貿易・投資・中小企業に関する許認可サービス —— AP-49

## 表 一 覧

表1-3-1	カンボジアにおける法規序列	—— I-1
表1-4-1	主な国際機関への加盟状況	—— I-2
表1-5-1	2012年の推定人口:上位10州および国全体	—— I-2
表1-5-2	カンボジアにおける学校教育の現状	—— I-3
表1-5-3	就学率および修了率(2011年)	—— I-4
表1-5-4	年齢別就学状況(2008年)	—— I-4
表1-5-5	高等教育レベルの学生数(2010年および2011年)	—— I-4
表1-5-6	2013年の祝祭日	—— I-4
表2-1-1	産業別GDP成長率(2006年-2012年)	—— II-2
表2-1-2	GDP構成における工業の内訳(2006年-2012年)	—— II-2
表2-1-3	東南アジア諸国の産業別GDP構成(2011年)	—— II-2
表2-2-1	CIB(CDC)認可の国別動向(1994年-2012年9月)	—— II-4
表2-2-2	認可固定資産投資額における内外資本比率(1994年-2012年9月)	—— II-4
表2-2-3	業種別CIB(CDC)認可投資額(1994-2012年9月)	—— II-5
表2-2-4	1994年から2012年9月までのCIBによる業種別QIP認可実績(投資件数)	—— II-5
表2-2-5	1994年から2012年9月までのCIBによる業種別QIP認可実績(投資額)	—— II-5
表2-2-6	経済特区QIP認可実績・国別(2005年-2012年12月)	—— II-6
表2-2-7	経済特区における製造業のQIP認可実績・国別(2005年-2012年12月)	—— II-6
表2-3-1	アジア途上国の三大市場における関税優遇措置(xが適用)	—— II-8
表2-3-2	GSP対象商品数	—— II-8
表3-1-1	近時制定・施行された投資及びビジネスにかかわる法令(2007年-2012年)	—— III-1
表3-5-1	カンボジアにおける一般関税の適用税率(代表品目)	—— III-33
表3-5-2	カンボジアの2007年CEPTパッケージ(代表品目)	—— III-34
表3-5-3	アセアンの自由貿易協定概要	—— III-35
表3-6-1	カンボジアの税制の現状	—— III-36
表3-6-2	カンボジア会計・監査基準の章立て	—— III-38
表3-9-1	カンボジアの主な職業訓練校	—— III-50
表3-9-2	カンボジアの主な職業斡旋業者	—— III-50
表3-9-3	求人サイト	—— III-51
表4-2-1	電力需要予想(MW)	—— IV-2
表4-2-2	電力供給源拡張計画	—— IV-3
表4-2-3	送電線拡張計画	—— IV-3
表4-3-1	電話の加入状況及びカバー率	—— IV-4
表4-3-2	携帯電話サービス業者	—— IV-4
表4-3-3	インターネット契約者数および普及率	—— IV-5
表4-3-4	郵便局1カ所当りの利用者数	—— IV-5
表4-4-1	飲料水の水源の立地における世帯分布(2008年)	—— IV-6
表4-5-1	カンボジアにおける空港の現状	—— IV-7
表4-5-2	プノンペン国際空港からの出発便	—— IV-7
表4-5-3	国際便及び国内便の数(プノンペン国際空港及びシェムリアップ国際空港)	—— IV-8
表4-5-4	乗客数(プノンペン国際空港)	—— IV-8
表4-5-5	乗客数(シェムリアップ国際空港)	—— IV-8
表4-6-1	道路網の距離(2012年)	—— IV-8

表4-6-2	カンボジアにおける国際道路	—— IV-9
表4-6-3	カンボジアにおける主な道路改修工事プロジェクト	—— IV-9
表4-6-4	カンボジアにおける主要な橋梁建設の状況	—— IV-9
表4-7-1	鉄道の設備の現状	—— IV-10
表4-8-1	シハヌークビル港の設備の状況	—— IV-11
表4-8-2	シハヌークビル港の貨物取り扱い設備	—— IV-11
表4-8-3	シハヌークビル港の保管・貯蔵設備の状況	—— IV-12
表4-8-4	シハヌークビル港の貨物取扱量	—— IV-12
表4-8-5	シハヌークビル港への配船状況	—— IV-12
表4-9-1	メコン川で航行可能な船舶の大きさ	—— IV-13
表4-9-2	プノンペン港の現状	—— IV-13
表4-10-1	カンボジアの経済特区(2011年10月)	—— IV-15
表5-6-1	優先期間	—— V-2
表5-6-2	QIPの免税輸入	—— V-2
表5-6-3	優遇措置付与に必要とされる投資条件	—— V-3
表5-10-1	投資ライセンスの申請過程	—— V-4
表5-10-2	適格投資プロジェクト申請と投資関連登録/許可の手続	—— V-5
表6-3-1	経済特区開発申請のプロセス	—— VI-1
表6-6-1	経済特区における優遇措置	—— VI-3
表7-2-1	企業数、全体に対する割合、従業員規模(2011年)	—— VII-2
表7-2-2	州別1,000人当たり企業数(2011年)	—— VII-3
表7-2-3	州別1,000世帯当たり企業数(2011年)	—— VII-3
表7-4-1	GDP (Current Prices)に占める製造業のシェア (%)	—— VII-4
表7-4-2	MIME登録企業数:2008年・2012年	—— VII-4
表7-4-3	製造分野における中小企業数:2005-2011年	—— VII-5
表7-4-4	中小規模の製造業の雇用者数:2005-2011年	—— VII-5
表7-4-5	中小製造業の産出高:2005-2011年	—— VII-6
表7-5-1	名目GDPに占める農業、漁業、林業の割合の推移(%)	—— VII-9
表7-5-2	カンボジアの米の生産:2007-2011年	—— VII-9
表7-5-3	主要な4穀物の耕作面積:2007-2011年(単位:ヘクタール)	—— VII-9
表7-5-4	カンボジアの家畜と鶏の生産:2007-2011年	—— VII-9
表7-5-5	漁獲量:2007-2011年(単位:重量トン)	—— VII-10
表7-5-6	ゴムの採取面積・生産量・輸出量:2007-2011年	—— VII-10
表7-5-7	ゴム植林面積の推移:2006-2011年	—— VII-11
表7-5-8	開発段階別天然ゴム植林面積(2011年)	—— VII-11
表7-5-9	農産業に関わる経済コンセッション(ELC)リスト	—— VII-11
表7-5-10	カンボジアへの来訪者数上位10か国(2010年-2012年7月)	—— VII-15
表7-5-11	主要国・地域別業務来訪者数(2011年)	—— VII-16
表7-5-12	観光関連施設の数	—— VII-16
表7-5-13	観光業におけるCDC認可投資案件(2002-2011年)	—— VII-16
表9-1-1	アパート及びコンドミニアム家賃	—— IX-1
表9-1-2	主要ホテル	—— IX-2
表9-2-1	主要な病院/診療所	—— IX-5
表9-3-1	ノースブリッジ(Northbridge)インターナショナル・スクール	—— IX-7

表9-3-2	プノンペン・インターナショナル・スクール	IX-7
表9-3-3	アイキャン・ブリティッシュ (iCAN British) インターナショナル・スクール	IX-7
表9-3-4	ザマン・インターナショナル・スクール	IX-8
表9-3-5	シェムリアップ・インターナショナル・スクール	IX-8

## 図 一 覧

図1-3-1	立法過程	I-1
図1-5-1	2011年の世代別・男女別人口分布(予測値)	I-3
図2-1-1	GDP実質成長率の推移	II-1
図2-1-2	一人当たりGDP	II-1
図2-1-3	産業別GDP構成	II-1
図2-1-4	ASEAN諸国の一人当たりGNI	II-3
図2-1-5	消費者物価指数の変化	II-3
図2-1-6	2008年から2012年9月までの消費者物価指数(CPI:2006=100)の推移(全品目)	II-3
図2-1-7	カンボジアの経済自由度指数(10項目)	II-3
図2-2-1	主要5カ国による投資	II-4
図2-2-2	業種別投資動向(2006-2012年9月)	II-5
図2-2-3	経済特区における国別QIP認可数と認可投資額(2005年12月-2012年12月)	II-6
図2-3-1	貿易収支(2003年-2012年)	II-7
図2-3-2	輸出動向	II-7
図2-3-3	輸入動向	II-7
図3-5-1	輸入手続き	III-30
図3-5-2	輸出手続き	III-31
図3-5-3	縫製品輸出原産地証明取得手続き	III-32
図3-5-4	CEPTによるアセアン諸国の包括的関税削減計画	III-34
図4-10-1	経済特区の分布図	IV-14
図7-5-1	縫製産業におけるCDC認可投資案件(2003年-2012年)	VII-6
図7-5-2	GMAC会員企業の構成	VII-6
図7-5-3	製靴産業におけるCDC認可投資案件(2003年-2012年9月)	VII-7
図7-5-4	カンボジアへの観光客数	VII-15

## 略語一覧

ACCSQ	ASEAN Consultative Committee on Standards and Quality (アセアン標準化品質管理諮問委員会)	CPI	Consumer Price Index (消費者物価指数)
ADB	Asian Development Bank (アジア開発銀行)	CPP	Cambodian People's Party (カンボジア人民党)
AFA	ASEAN Federation of Accountants (アセアン会計士連盟)	CRC	Conditional Registration Certificate (条件付投資登録証明書)
AFTA	ASEAN Free Trade Agreement (アセアン自由貿易協定)	CSA	Cambodian Standards on Auditing (カンボジア監査基準)
All	Asian Insurance International (アジア国際保険)	CSX	Cambodia Securities Exchange (カンボジア証券取引所)
AJCEP	ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership (日本・アセアン包括的経済連携協定)	CSEZB	Cambodian Special Economic Zone Board (カンボジア経済特別区委員会)
APO	Asian Productivity Organization (国際機関アジア生産性機構)	CTH	Change of Tariff Heading (HS番号で4桁変更)
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations (東南アジア諸国連合)	CVI	Cambodia-Vietnam Insurance Company Plc. (カンボジア・ベトナム保険会社)
BLT	Build-Lease-Transfer (建設-リース-譲渡)	DPWS	Department of Potable Water Supply, MIME (鉱工業エネルギー省・飲料水供給局)
BOO	Build-Own-Operate (建設-所有-運営)	DRHC	Department of Rural Health Care, MRD (地方開発省・地方健康管理局)
BOOT	Build-Own-Operate-Transfer (建設-所有-運営-譲渡)	DRWS	Department of Rural Water Supply, MRD (地方開発省・地方水供給局)
BOT	Build-Own-Transfer (建設-所有-譲渡)	EAC	Electricity Authority of Cambodia (カンボジア電力公社)
CAA	Cambodia Angkor Air Ltd (カンボジア・アンコール航空)	EBA	Everything-But-Arms Initiative (後発開発途上国からEUへの輸入に関し、武器等を除き関税を賦課せず、数量制限も行わないとする制度)
CAS	Cambodian Accounting Standards (カンボジア会計基準)	EDC	Electricite Du Cambodge (カンボジア電力会社)
CAMS	Cambodia Airport Management Services Ltd. (カンボジア空港管理サービス会社)	EIA	Environmental Impact Assessment (環境影響評価)
CAMINCO	Cambodia Insurance Company (カンボジア保険会社)	ELC	Economic Land Concessions (経済土地コンセッション)
CASs	Cambodian Accounting Standards (カンボジア会計基準)	EMF	Export Management Fee (輸出管理費)
CC	Change in Chapter (HS番号で2桁変更)	EMS	Express Mail Service (国際スピード郵便)
CDC	Council for the Development of Cambodia (カンボジア開発評議会)	EPA	Economic Partnership Agreement (経済連携協定)
CEPT	Common Effective Preferential Tariff (共通効果特惠関税)	EPZ	Export Promotion Zone (輸出加工区)
CESS	Cambodia Energy Sector Strategy (カンボジア・エネルギー分野戦略計画)	EU	European Union (欧州連合)
CFRSs	Cambodian Financial Reporting Standards (カンボジア財務諸表基準)	FAO	Food and Agriculture Organization (国連食糧農業機関)
CIB	Cambodian Investment Board (カンボジア投資委員会)	FDI	Foreign Direct Investment (外国直接投資)
CJCC	Cambodia-Japan Cooperation Center (カンボジア日本人材開発センター)	FIU	Financial Intelligence Unit (金融情報ユニット)
C/O	Certificate of Origin (原産地証明)	FRC	Final Registration Certificate (最終投資登録証明)
C.P.	Cambodia Post (カンボジア郵便)	FTA	Free Trade Agreement (自由貿易協定)
		GDCE	General Department of Customs and Excise (関税消費税総局)
		GDE	Gross Domestic Expenditures (国内総支出)

GDP	Gross Domestic Product (国内総生産)	JICA	Japan International Cooperation Agency (日本国際協力機構)
GMAC	Garment Manufacturers Association in Cambodian (カンボジア縫製業協会)	KHR	Khmer Riels (カンボジア・リエル)
GMS	Great Mekong Sub-region (拡大メコン地域)	KICPAA	Kampuchea Institute of Certified Public Accountants and Auditors (カンボジア公認会計士・監査士協会)
GNI	Gross National Income (国民総所得)	KRX	Korea Stock Exchange (韓国証券取引所)
GSP	Generalized System of Preferences (一般特惠関税制度)	Lao PDR	Lao People's Democratic Republic (ラオス人民民主共和国)
GVA	Gross Value Added (総付加価値額)	LDC	Least Developed Country (後発途上国)
HCMC	Ho Chi Minh City (ホーチミン市)	LEPNRM	Law on Environment Protection and Natural Resource Management (環境保護と自然資源管理に関する法律)
IBRD	International Bank for Reconstruction and Development (国際復興開発銀行)	MAFF	Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (カンボジア農林漁業省)
ICSID	International Centre for Settlement of Investment Disputes (投資紛争解決国際センター)	MAI	Myanmar Air (ミャンマー航空)
IDA	International Development Association (国際開発協会)	MEF	Ministry of Economy and Finance (カンボジア経済財務省)
IDRC	International Development Research Center (カナダ国際開発研究センター)	MFN	Most Favored Nation (最恵国待遇)
IFAD	International Fund for Agricultural Development (国際農業開発基金)	MIGA	Multilateral Investment Guarantee Agency (多国籍間投資保証機関)
IFRS	International Financial Reporting Standards (国際財務諸表作成基準)	MIME	Ministry of Industry, Mines and Energy (カンボジア工鉱業・エネルギー省)
ILO	International Labour Organization (国際労働機関)	MLMUPC	Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction (カンボジア土地管理・都市計画・建設省)
IMF	International Monetary Fund (国際通貨基金)	MLVT	Ministry of Labor and Vocational Training (カンボジア労働・職業訓練省)
IMO	International Maritime Organization (国際海事機関)	MOC	Ministry of Commerce (カンボジア商業省)
INTERPOL	International Criminal Police Organization (国際刑事警察機構)	MOFA	Ministry of Foreign Affairs (日本国外務省)
IPO	Initial Public Offering (新規公開株)	MOWRAM	Ministry of Water Resources and Meteorology (カンボジア水資源・気象省)
IPP	Independent Power Producers (独立系電力事業者)	MPTC	Ministry of Posts and Telecommunications (カンボジア郵便電気通信省)
IPR	Intellectual Property Rights (知的財産権)	MRD	Ministry of Rural Development (カンボジア地方開発省)
ISC	Institute of Standards of Cambodia (カンボジア標準協会)	NAC	National Accounting Council (国家会計評議会)
ISIC	United Nations International Standard Industrial Classification of Economic Activities (国連・国際標準産業分類)	NBC	National Bank of Cambodia (カンボジア国立銀行)
ISO	International Organization for Standardization (国際標準化機構)	NCCA	National Center of Commercial Arbitration (国家商務仲裁センター)
ITTO	International Tropical Timber Organization (国際熱帯木材機関)	NGO	Non Government Organization (非政府組織)
ITU	International Telecommunication Union (国際電気通信連合)	NIS	National Institute of Statistics of Cambodia (カンボジア国家統計局)
JETRO	Japan External Trade Organization (日本貿易振興会)	NL	Northern Line (北線)

NR	National Road (国道)		(国家民間航空局)
NSDP	National Strategic Development Plan (国家社会開発計画)	TBT	Technical Barriers to Trade (貿易技術障害)
NSSF	National Social Security Fund (国家社会保険基金)	UN	United Nations (国際連合)
PAS	Port Authority of Sihanoukville (シハヌークビル港湾公社)	UNCITRAL	United Nations Commission on International Trade Law (国連国際商務取引法委員会)
PCA	Post Clearance Audit (通関後監査)	UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development (国連貿易開発会議)
PMIS	Provincial-Municipal Investment Sub-Committee (省・特別市投資小委員会)	UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (国連教育科学文化機関)
PPA	Power Purchase Agreement (電力購入契約)	UNIDO	United Nations Industrial Development Organization (国連工業開発機関)
PPIA	Phnom Penh International Airport (プノンペン国際空港)	UPU	Universal Postal Union (万国郵便連合)
PSR	Product Specific Rule (品目別規則)	US	United States (アメリカ合衆国)
PPWSA	Phnom Penh Water Supply Authority (プノンペン水道公社)	USTR	Office of the United States Trade Representative (米国通商代表部)
QIP	Qualified Investment Project (適格投資プロジェクト)	VAT	Value-added Tax (付加価値税)
REE	Rural Electricity Enterprises (地方電気事業者)	VNM	Value of Non-originating Materials (非原産材料価額)
REF	Rural Electrification Fund (村落電化基金)	VoIP	Voice over Internet Protocol (インターネット・プロトコルに基づく音声伝達方式)
RGC	Royal Government of Cambodia (カンボジア王国政府)	WB	World Bank (世界銀行)
ROO	Rules of Origin (原産地規則)	WCO	World Customs Organization (世界税関機構)
RVC	Regional Value Content (付加価値の一定基準値)	WHO	World Health Organization (世界保健機関)
RWSS	Rural Water Supply and Sanitation (地方における水の供給と衛生)	WIPO	World Intellectual Property Organization (世界知的所有権機関)
SAD	Single Administrative Document (単一管理書類)	WTO	World Trade Organization (世界貿易機関)
SCA	Société Concessionnaire des l'Aéroports (フランスのヴィンシーとマレーシア・カンボジアの合 弁会社ムヒバ・マステロン共同企業体)		
SECC	Securities and Exchange Commission of Cambodia (カンボジア証券取引委員会)		
SEZ	Special Economic Zone (経済特別区)		
SEZ TSC	Special Economic Zones Trouble Shooting Committee (経済特別区紛争処理委員会)		
SL	Southern Line (南線)		
SMEs	Small and Medium Enterprises (中小企業)		
SPZ	Special Promotion Zone (特別奨励区)		
SRIA	Siem Reap International Airport (シエムリアップ国際空港)		
SRP	Sam Rainsy Party (サム・レンジー党)		
SRWSA	Siem Reap Water Supply Authority (シエムリアップ水道公社)		
SSCA	State Secretariat of Civil Aviation		





## 第1章 カンボジアに関する基礎情報

### 1.1 地理と気候

#### 地理

カンボジアはインドシナ半島の西南部に位置し、全長2,615kmの国境線はベトナム(1,270km)、タイ(805km)、ラオス(540km)の3カ国と接している。国土の面積は18万1,035km<sup>2</sup>で、日本の面積の約半分である。

#### 気候

カンボジアは熱帯モンスーン気候に属し、5月から10月が雨季、11月から5月までが乾季となっている。年間平均気温は27.7度で、最も気温が高くなる4月、5月は平均気温が30度を超える。

### 1.2 政治情勢

カンボジアの政体は立憲君主政であり、現国王のシハ

モニ国王(His Majesty Norodom Sihamoni)は2004年10月29日に王位を継承した。

カンボジア憲法では、カンボジアが自由民主主義、多党制、人民主権を採ることを定めている。憲法ではさらに立法、行政、司法の分立を定めている(憲法第51条)。

立法機関は二院制で、国民議会(下院:National Assembly)と上院(Senate)で構成されている。2008年7月27日に実施された第4回国民議会選挙ではカンボジア人民党(Cambodian People's Party: CPP)が圧倒的勝利を収め、90議席を獲得し、26議席を得たサム・レンジー党(Sam Rainsy Party: SRP)がこれに続いている。その他民権党(Human Right Party)が3議席、フンシンペック党(Funcinpec)とノロドーム・ラナリット(Norodom Ranaridh Party)が各々2議席となっている。尚、2013年7月28日には、第5回の国民議会選挙が実施される予定である。

一方、上院選挙は6年ごとに実施されるが、2012年1月

表1-3-1 カンボジアにおける法規序列

- 1) 憲法(The Constitution):カンボジア王国における最高法規
- 2) 国際条約・協定(Treaties and Convention): 憲法第26条に依れば、国民議会と上院の承認に基づき国王が署名し批准することとなる。かかる批准後において国際条約(2国間または多国間)・協定は法律と見做され、司法上の準拠基準の一つとなる。
- 3) 法律(Chhbab: Law): 国民議会により採択される法規。
- 4) 勅許(Royal Kram: Preah Reach Kram及びRoyal Decree: Preah Reach Kret): 国王が憲法で認められた権限に従い国王の名により発する。
- 5) 政令(Anu-Kret: Sub-Decree): 閣議での採択に引き続き首相により署名される。閣議で採択されなかった場合には、首相と主管大臣の署名が必要となる。首相は法令で定められた権限内で政令を発布することができる。
- 6) 省令(Prakas: Ministerial Order): 法令に定められた権限内において政府の閣僚により発せられる。
- 7) 決定(Sechkdei Samrech: Decision): 「Decision」は首相により、「Prakas-Deika」は閣僚または知事により、法令に定められた権限に基づき発せられる。
- 8) 告示(Sarachor: Circular): 一般的に、特定の法制度を説明したり、明確にするために、或いは指示を与えるために、政府の長としての首相が、あるいは省庁の責任者としての大臣が発布する。
- 9) 州令(Arrete: Provincial Deka): 州の地理的範囲内において有効であり、州知事が発布する。

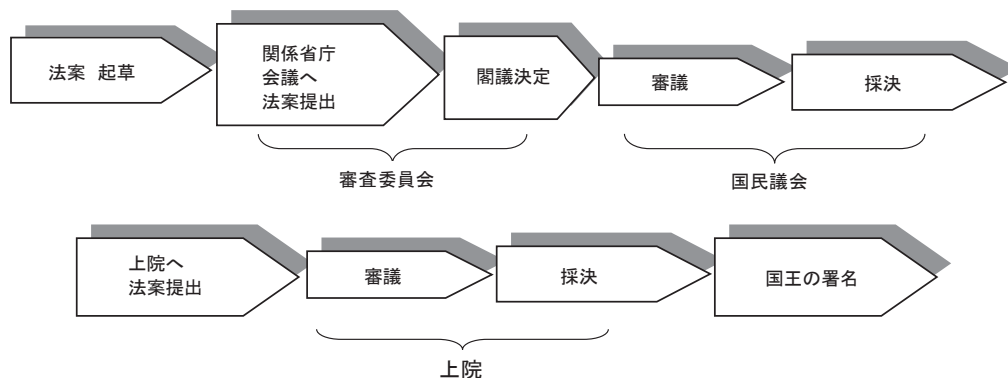


図1-3-1 立法過程

29日に実施された第3上院選挙においては、カンボジア人民党が45議席、サム・レンジー党が残りの11議席を各々獲得した。残る4議席は国王と国民議会により2議席ずつが指名されている。

前回の国民議会選挙の結果、カンボジア人民党はフンシンベック党と連立政権を樹立し、フン・セン氏が首相に選任されている。

### 1.3 法制度

#### 法規序列

カンボジアにおける現在の法規序列は、一般に表1-3-1の通りと理解されている。

#### 立法過程

立法の過程については図1-3-1に示すとおり、国民議会で可決された後、上院が再審議のうえ採択し、国王の勅許により公布される。法案が閣議に送られる前に、民間セクター、司法省、経済・社会・文化評議会が審査を行う。

表1-4-1 主な国際機関への加盟状況

機関名	加盟年次
国際連合食糧農業機関(FAO)	1950
国際電気通信連合(ITU)	1952
国際連合(UN)	1955
国際刑事警察機構(INTERPOL)	1956
国際民間航空機関(ICAO)	1956
国際海事機関(IMO)	1961
アジア開発銀行(ADB)	1966
万国郵便連合(UPU)	1969
国際復興開発銀行(IBRD)	1970
国際開発協会(IDA)	1970
国際農業開発基金(IFAD)	1992
世界知的所有権機関(WIPO)	1995
国際金融公社(IFC)	1997
多国籍間投資保証機関(MIGA)	1999
東南アジア諸国連合(ASEAN)	1999
国際労働機関(ILO)	1999*
世界税関機構(WCO)	2001
世界貿易機関(WTO)	2004
国際機関アジア生産性機構(APO)	2004
投資紛争解決国際センター(ICSID)	2005
アジア・太平洋電気通信共同体(APT)	2007
国際熱帯木材機関(ITTO)	2009

注:\*カンボジアは1999年に国際労働機関の6つの基礎的協定を批准している。  
出所:カンボジア外務国際協力省

### 1.4 国際関係

#### 外交政策

カンボジアは憲法により永世中立と非同盟の立場を明らかにしている。カンボジア王国は近隣およびその他すべての世界の国々との平和的共存の政策に従い、他国への侵略や、直接・間接を問わず内政干渉を行わないことを国是とし、諸問題は当事者相互の利益を尊重し平和裏に解決することとしている。またカンボジア王国は、中立政策に矛盾するあらゆる軍事同盟および軍事協定に加盟しないこととしている(憲法第53条)。

#### 主な国際機関への加盟状況

カンボジアは1955年に国連に加盟。1990年代初頭に、長期にわたる内戦が終結した後、経済関連の国際機関に相次いで加盟している。カンボジアが加盟している主な国際機関は表1-4-1の通りである。このほか、国連食糧農業機関(FAO)、国際通貨基金(IMF)、国際刑事警察機構(Interpol)、国連貿易開発会議(UNCTAD)、国連教育科学文化機関(UNESCO)、国連工業開発機関(UNIDO)、世界保健機関(WHO)などにも加盟している。

### 1.5 社会状況

#### 人口

2008年に実施された国勢調査によると、カンボジアの人口は1,340万人で、人口増加率は1.54%である。最大の都市である首都プノンペン市の人口は約130万人で、全国の都市人口比率は19.5%、人口密度は1平方キロメートル当たり75人となっている。

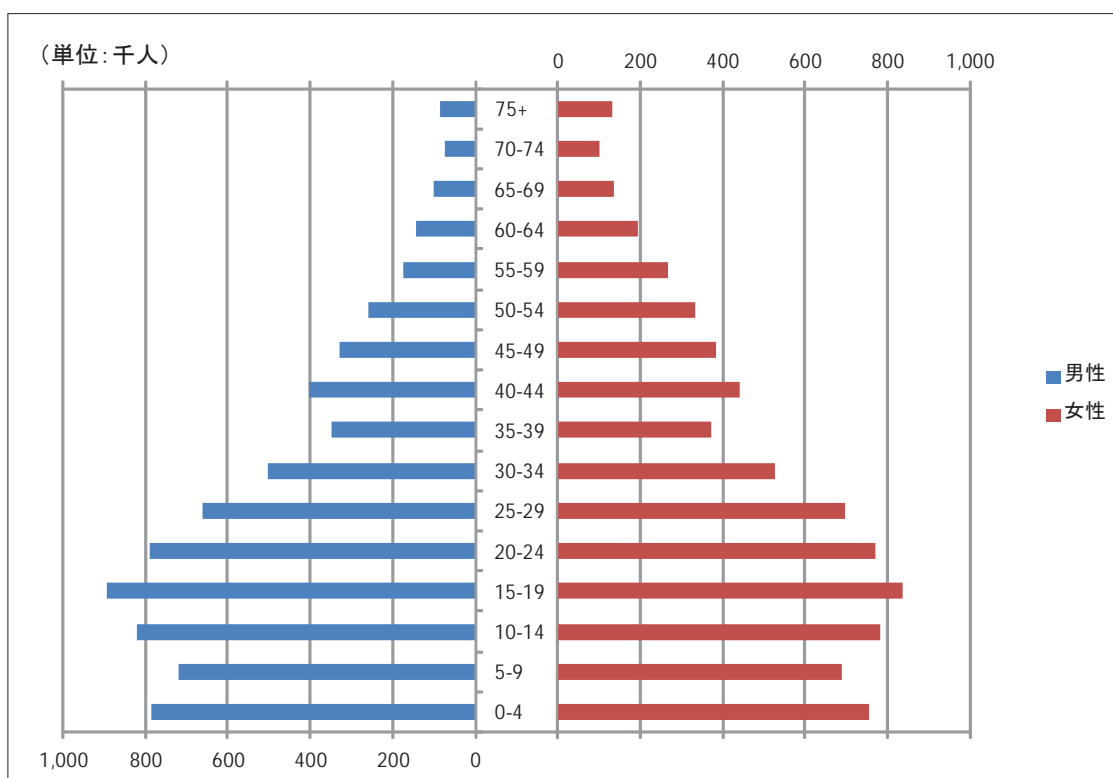
同国勢調査に基づく主要な州の2012年の推定人口は、表1-5-1に示されているとおりである。

また、2008年国勢調査における2011年の世代別・男女別人口比率(予測値)は以下の通りである(図1-5-1)。

表1-5-1 2012年の推定人口:上位10州および国全体

順位	州名	2012年推定人口(人)	人口比率(%)
1	コンボンチャム	1,745,184	11.8
2	プノンベン	1,637,473	11.1
3	カンダール	1,383,298	9.4
4	バットアンバン	1,148,444	7.8
5	シエムリアップ	1,023,990	6.9
6	プレイベン	980,811	6.7
7	タケオ	879,328	6.0
8	コンボンスプー	775,704	5.3
9	バンテイメンチェイ	760,770	5.2
10	コンボントム	673,247	4.6
	カンボジア全体	14,741,414	100.0

出所:2011年国勢調査、国家統計局



出所: 2008年国勢調査、国家統計局

図1-5-1 2011年の世代別・男女別人口分布(予測値)

- 子供世代(0-14歳): 31.4%
  - 経済的生産世代(15-64歳): 64.3%
  - 老齢世代(65歳以上): 4.3%
- (出所: 2008年国勢調査<sup>1</sup>、国家統計局)

### 民族

最大の民族はクメール族(90%)で、その他の少数グループとしてチャム族(Cham)、ベトナム系、中華系などが居住している。

### 宗教

憲法により仏教が国教に定められており(憲法第43条)、全人口の90%は仏教徒である。そのほかの宗教としてイスラム教、キリスト教等がある。

### 言語と識字率

カンボジアにおける公用語はクメール語である。2009年時点の成人識字率は全体で77.6%、男性は85.1%、女性は70.9%となっている。(出所: 2008年国勢調査、国家統計局)

### 教育制度

カンボジアの教育制度は小学校(1~6学年)、中学校(7~9学年)、高校(10~12学年)、大学およびその他高等教育機関で構成されている。義務教育は日本と同様、中学校(9学年)までである。

表1-5-2は、2011年におけるカンボジアの学校教育の現状を示している。

表1-5-2 カンボジアにおける学校教育の現状

	学校数	クラス数	生徒数	再就学者数	教員数
幼稚園	2,575	4,006	121,306	-	3,881
小学校(1-6学年)	6,849	58,594	2,142,464	127,068	45,296
前期中等学校(7-9学年)	1,597	12,251	541,417	10,005	27,067
後期中等学校(10-12学年)	426	6,750	318,165	7,472	10,160

出所: 教育統計及び指標2011-2012年、カンボジア教育青年スポーツ省

<sup>1</sup> 2008年カンボジア国勢調査: 国勢調査最終報告書(2009年9月発行)

2011年度における教育レベル別の就学率および修了率は表1-5-3に示されるとおりである。

2008年3月時点での、年齢別就学状況を表1-5-4に示す。現在、カンボジアには97の高等教育機関(38公立機

関、59私立機関)がある。そのうちの57機関が、カンボジア教育青年スポーツ省管轄となっている。2011年時点では、学士レベルの学生数は207,666人であり、前年比で19.9%増加している。また、修士レベル、博士レベルの学生数も、前年比でそれぞれ微増している(表1-5-5)。

表1-5-3 就学率および修了率(2011年)

教育レベル	総就学率 <sup>2</sup> (%)	純就学率(%)	修了率 <sup>3</sup> (%)
小学校 (1-6学年)	123.3	96.4	89.75
前期中等学校 (7-9学年)	55.0	35.1	42.13
後期中等学校 (10-12学年)	30.6	19.6	27.83

出所:教育統計及び指標2011-2012年、カンボジア教育青年スポーツ省

表1-5-4 年齢別就学状況(2008年)

就学状況	年齢	男性	女性	合計	年齢別 全体人口に 対する比率
未就学	5-6歳	220,596	208,957	429,553	73.1
	7-12歳	142,220	126,264	268,484	14.6
	13-15歳	42,044	38,615	80,659	7.6
	16-18歳	47,134	51,798	98,932	9.9
	19-22歳	65,973	95,215	161,188	14.4
在学中	5-6歳	79,924	78,474	158,398	26.9
	7-12歳	796,487	759,211	1,555,698	84.3
	13-15歳	449,000	405,870	854,870	81.0
	16-18歳	281,019	220,812	501,831	50.3
	19-22歳	146,674	91,897	238,571	21.2
修了済	5-6歳	0	0	0	0.0
	7-12歳	10,935	9,686	20,621	1.1
	13-15歳	56,119	63,792	119,911	11.4
	16-18歳	182,576	215,044	397,620	39.8
	19-22歳	342,803	380,598	723,401	64.4
合計	5-6歳	300,520	287,431	587,951	100.0
	7-12歳	949,642	895,161	1,844,803	100.0
	13-15歳	547,163	508,277	1,055,440	100.0
	16-18歳	510,729	487,654	998,383	100.0
	19-22歳	555,450	567,710	1,123,160	100.0

出所:2008年国勢調査、国家統計局

<http://celade.cepal.org/khmis/census/khm2008/>

表1-5-5 高等教育レベルの学生数(2010年および2011年)

	2010			2011		
	男性	女性	全体	男性	女性	全体
<b>学士</b>						
学生数	102,310	70,954	173,264	124,203	83,463	207,666
男女比率	59.0%	41.0%	100.0%	59.8%	40.2%	100.0%
<b>修士</b>						
学生数	10,544	2,343	12,887	11,487	2,787	14,274
男女比率	81.8%	18.2%	100.0%	80.5%	19.5%	100.0%
<b>博士</b>						
学生数	926	55	981	950	56	1,006
男女比率	94.4%	5.6%	100.0%	94.4%	5.6%	100.0%

出所:教育会議報告書(2011-2012)、カンボジア教育青年スポーツ省

## 通貨

カンボジアの公定通貨はリエルであるが、商業取引では一般的に米ドルが使用されている。

## 祝祭日

2013年の祝祭日は表1-5-6に示す通りである。

表1-5-6 2013年の祝祭日

1月1日: 新年
1月7日: 解放記念日
2月25日: ミーク・ポキア・デー
3月8日: 国際婦人デー
4月14~16日および17日*: カンボジア正月
5月1日: メーデー
5月13~15日: ノロドーム・シハモニ国王誕生
5月24日: ヴィサカ・ポキア
5月28日: 聖畝祭
6月1日および3日*: 国際・カンボジア子供の日
6月18日: ノロドーム・モニニッス・シハヌーク皇太后誕生日
9月24日: 憲法記念日
10月3~5日および7日*: 孟蘭盆
10月15日: シハヌーク前国王追悼記念日
10月23日: パリ平和条約記念日
10月29日: ノロドーム・シハモニ国王即位記念日
11月9日および11日*: 独立記念日
11月16~18日および19日*: 水祭り
12月10日: 国際人権の日

\*上記祝日が週末(土曜日または日曜日)と重なる場合には翌週の最初の日が振替休日となる。ただし祝日が土曜日と日曜日の両方と重なる場合には1日のみが翌週の最初の日に振り替えられる。

<sup>2</sup> 総就学率:ある教育レベルにおいて、相当年齢人口と年齢に関わらずに実際に就学している全生徒数との比率を指す。

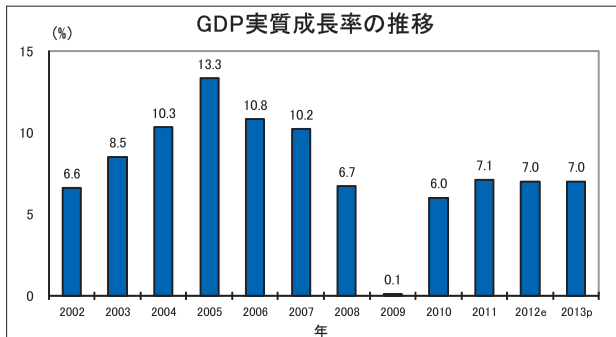
<sup>3</sup> 初等教育の修了率:ある年における11歳の相当年齢人口と、6年生の新規生徒数との比率を指す。

## 第2章 カンボジアの経済概況

### 2.1 経済動向

#### 国内総生産(GDP)

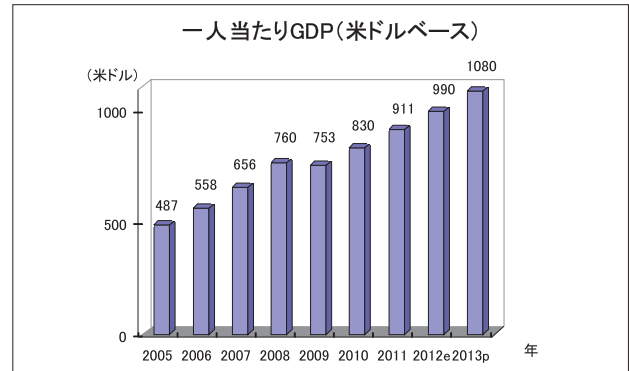
カンボジア経済は、2004年から2007年の4年間、10%を超える高い経済成長を継続した。2009年の経済成長率は、世界的な経済危機の影響を受け0.1%にまで落ち込んだものの、2010年は6.0%、2011年は7.1%と回復している。経済財務省によると2012年および2013年の経済成長率はいずれも約7.0%で推移すると予測されている(図2-1-1参照)。



出所:カンボジア経済財務省

図2-1-1 GDP実質成長率の推移

一人当たりGDP(米ドルベース)も、リエルが米ドルに対し大幅に下落した1998年以降、順調な伸びを示しており、2011年には911ドルに達している。これは2005年の487ドルと比べると、約87%増加したことになる。また、カンボジア経済財務省は、2012年および2013年の一人当たりGDPが、それぞれ990ドル、1,080ドルになると予測している(図2-1-2参照)。



出所:カンボジア経済財務省

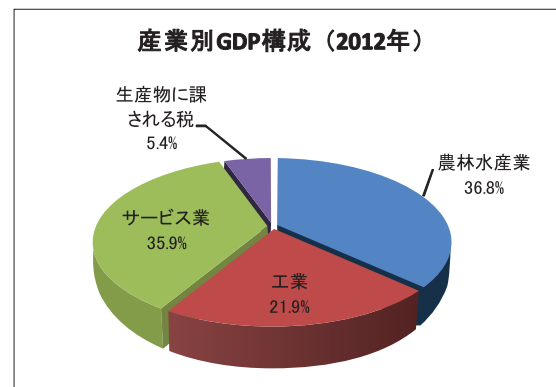
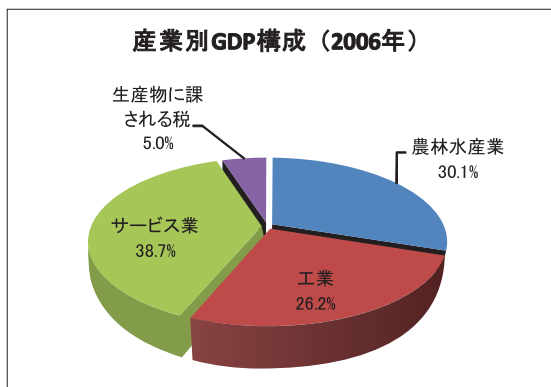
図2-1-2 一人当たりGDP

#### 産業別GDP

GDPの産業分野別構成は図2-1-3に示す通りである。2006年と2012年の間の変化の特徴として挙げられるのは、GDPに占める農林水産業の比率が30.1%から36.8%に上昇する一方、工業の比率は26.2%から21.9%に低下していることである。

表2-1-1は、2006年から2012年までのGDPの成長率を産業別に示したものである。

農業部門は、2007年に農作物の総付加価値額(Gross Value Added: GVA)が前年比8.2%であったが、2011年には4.3%に低下した。畜産業は2009年と2010年には5%を超える伸びを示したが、2011年の成長率は0.2%へと低下し、2012年は0.1%になると予想されている。水産業と林業の成長率は2010年とともに急激な落ち込みを見せた。水産業が2011年に3.1%に回復したのに対し、林業は2011年が-0.1%、2012年が-0.8%とマイナス成長が続いている。



注:2012年の比率は、推定値である。

出所:カンボジア経済財務省

図2-1-3 産業別GDP構成

工業部門の牽引役は同部門の76%(2007年)を占める縫製産業と建設業であったが、2008年以降は金融危機の影響で成長率を鈍化させた。工業の成長率は、2008年に4.0%、2009年にはマイナス9.5%まで下落したが、2010年には13.6%、2011年には14.5%と回復している。カンボジア経済財務省によると、今後数年間の工業の成長率は10%から12%台で推移していくと予測されている。

サービス部門はGDPの35.9%(2012年)を占め、特に商業、運輸通信等の比重が大きい。ホテル・レストラン業は、観光やインフラ開発の恩恵もあり、2012年まで安定した成長率を持続している(2009年を除く)。不動産・事業サービス業は、世界的な経済危機の影響もあり、成長率は2009年マイナス2.5%、2010年マイナス15.8%と急激な落ち込みを見せたが、2011年には3.9%に回復、2012年には8.9%に

なる見込みである。

カンボジアの産業構造を他の東南アジア諸国と比較すると、表2-1-3に見られるように、ラオスと同様にいまだ工業化の初期段階にあることがわかる。

#### 一人当たり国民総所得(GNI)

アジア開発銀行(ADB)によれば、カンボジアの一人当たり国民総所得(GNI)は、2002年から2011年まで年平均で58ドル増と、順調に増加を続け、2011年には830ドルとなった。東南アジア地域においては依然として最低の所得水準であるが(図2-1-4)、プノンペン市内では高級品を購入できる購買力の高い層も見受けられる。カンボジアの国内市場は規模が小さいが、投資家にとっては、2015年までに実施が予定されているASEAN域内の関

表2-1-1 産業別GDP成長率(2006年-2012年)

単位:%

	GDP 成長率						
	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012e
<b>農林水産業</b>	<b>5.5</b>	<b>5.0</b>	<b>5.7</b>	<b>5.4</b>	<b>4.0</b>	<b>3.1</b>	<b>1.8</b>
農作物	5.3	8.2	6.6	5.8	5.7	4.3	1.8
畜産業	8.2	3.7	3.8	5.0	5.6	0.2	0.1
水産業	3.8	0.8	6.5	6.0	0.4	3.1	3.5
林業	7.0	1.1	0.9	1.1	0.2	-0.1	-0.8
<b>工業</b>	<b>18.3</b>	<b>8.4</b>	<b>4.0</b>	<b>-9.5</b>	<b>13.6</b>	<b>14.5</b>	<b>11.9</b>
製造業	17.4	8.9	3.1	-15.5	29.6	16.2	11.2
うち、繊維・衣料・履物	20.4	10.0	2.2	-9.0	18.5	19.9	12.6
建設業	20.0	6.7	5.8	5.0	-25.5	7.9	15.6
<b>サービス業</b>	<b>10.1</b>	<b>10.1</b>	<b>9.0</b>	<b>2.3</b>	<b>3.3</b>	<b>5.0</b>	<b>7.5</b>
商業	7.1	9.5	9.4	4.2	7.5	4.4	7.8
ホテル・レストラン業	13.7	10.2	9.8	1.8	11.2	6.6	9.5
運輸通信	2.1	7.2	7.1	3.9	8.0	5.8	6.1
不動産・事業サービス	10.9	10.7	5.0	-2.5	-15.8	3.9	8.9
その他サービス	17.2	12.1	12.0	2.9	4.2	3.2	4.1
<b>生産物に課される税</b>	<b>7.6</b>	<b>45.7</b>	<b>9.1</b>	<b>6.1</b>	<b>0.1</b>	<b>6.7</b>	<b>5.6</b>
<b>GDP</b>	<b>10.8</b>	<b>10.2</b>	<b>6.7</b>	<b>0.1</b>	<b>6.0</b>	<b>7.1</b>	<b>7.0</b>

注:2012年の成長率は推定値。

出所:カンボジア経済財務省

表2-1-2 GDP構成における工業の内訳(2006-2012)

(単位:百万リエル)

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012e
鉱業	115	135	165	196	279	330	379
<b>製造業</b>	<b>5,541</b>	<b>6,074</b>	<b>6,441</b>	<b>6,208</b>	<b>6,913</b>	<b>7,900</b>	<b>8,758</b>
食品・飲料・たばこ	664	757	924	978	1,071	1,163	1,241
繊維・衣料・靴	3,869	4,234	4,315	3,938	4,403	5,192	5,855
木材・紙・出版	171	203	239	252	273	296	317
ゴム製造業	181	148	153	168	219	243	272
その他製造業	657	732	811	872	947	1,006	1,073
電気・ガス・水道	164	195	212	230	252	270	294
<b>建設業</b>	<b>1,995</b>	<b>2,338</b>	<b>2,572</b>	<b>2,694</b>	<b>2,845</b>	<b>3,029</b>	<b>3,300</b>
<b>工業全体</b>	<b>7,816</b>	<b>8,741</b>	<b>9,389</b>	<b>9,327</b>	<b>10,289</b>	<b>11,529</b>	<b>12,731</b>

注:2012年の成長率は推定値。

出所:カンボジア経済財務省

表2-1-3 東南アジア諸国の産業別GDP構成(2011年)

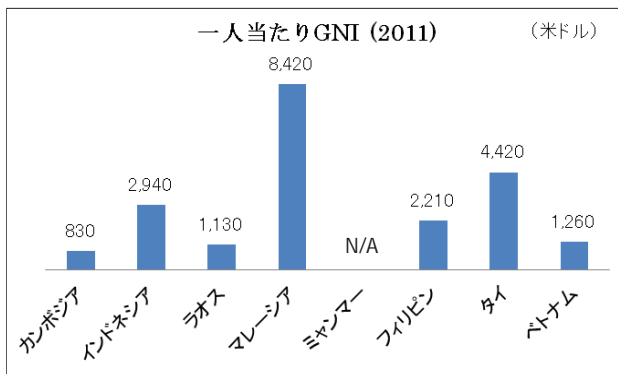
単位:%

国	農業(%)	工業(%)	サービス業(%)
カンボジア	36.7	23.5	39.8
インドネシア	14.7	47.2	38.1
ラオス	30.3	27.7	42.0
マレーシア	12.0	40.7	47.3
ミャンマー	36.4	26.0	37.6
フィリピン	12.8	31.5	55.7
シンガポール	0.0	26.6	73.4
タイ	10.9	40.1	49.0
ベトナム	22.0	40.3	37.7

注:ラオス、ミャンマー、ベトナムについては2010年の数値を記載。

出所:アジア開発銀行(ADB) Key Indicators 2012

税撤廃が実現すれば、ASEAN統合市場へのアクセスというメリットが享受できる。

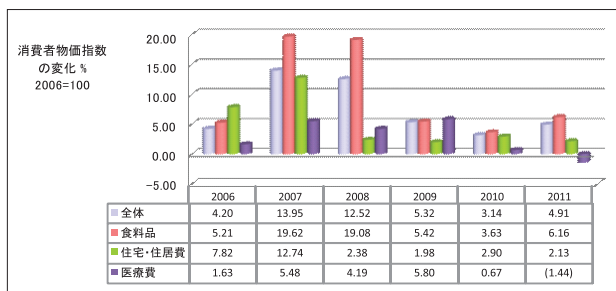


出所：アジア開発銀行 (ADB) Key Indicators 2012

図2-1-4 ASEAN諸国の一人当たりGNI

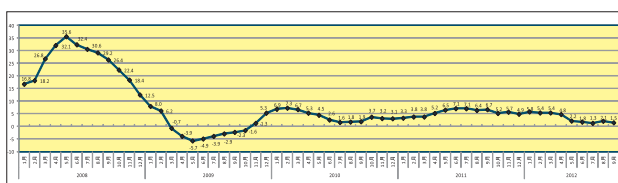
### 消費者物価指数 (CPI)

カンボジア政府はインフレ率が5%を超えない政策をとっている。図2-1-5にある通り、2007年と2008年のインフレ率はそれぞれ14.0%、12.5%であったが、2009年には5.3%、2010年には3.1%にまで低下し、2011年は4.9%であった。政府によれば2007年の高いインフレ率は物価算定の際に使用する品目構成の変更によるものであり、加えて2007年、2008年の高率インフレの要因として、食料品費(2007年に19.6%、2008年に19.1%)などの高騰をあげている。食料品費の上昇は、世界市場における石油価格高が輸送費の高騰をもたらしたことから生じたものである。2007年に12.7%の上昇をみせた住宅・住居費は、2008年以降、落ち着いている。医療費は、2007年～2009年には4～5%台の



出所：カンボジア国立銀行

図2-1-5 消費者物価指数の変化



出所：国家統計局

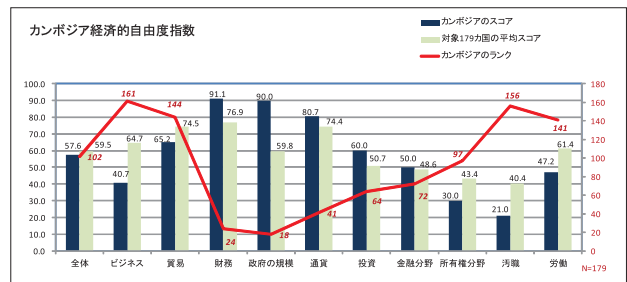
図2-1-6 2008年から2012年9月までの消費者物価指数 (CPI: 2006=100)の推移(全品目)

上昇をみせたが、2011年に-1.44%へと低下した。

図2-1-6は、2008年から2012年9月までのインフレ率(全品目)を表している。2008年5月に最も高いインフレ率(35.6%)に達した後、徐々に低下傾向が続き、2009年3月にはマイナスに転じ、2009年5月には最も低いマイナス5.7%を記録した。2009年11月に再びインフレに転じたのを機に、インフレ率は1.3%から7.1%の間を推移していたが、2012年の下半期は2%となっている。2008年および2009年の急激な物価変動に比べると、ここ数年は総じて落ち着きを見せている。

### 経済的自由度指数

米国のヘリテージ財団(Heritage Foundation)の「2012年版経済自由度指数」(the 2012 Index of Economic Freedom)によると、カンボジア全体の経済的自由度スコアは57.6で、これは対象179か国中102位、アジア太平洋地域41か国中17位にランク付けされている。図2-1-7のとおり、カンボジアは財務、政府の規模および通貨の得点が高い。低率な所得税や法人税率が全体の税負担率の低さにつながり、それらが財務面での自由度の高さという評価をもたらしている。しかし、その他の制度的な脆弱性がカンボジア全体としての自由度の低さにつながっている。ビジネスや貿易、労働の自由度、所有権の扱い、汚職の存在等の面で目立って低い評価しか得られていない。



注：得点が高いほどビジネスにおける自由度が高いとされる。

出所：ヘリテージ財団

図2-1-7 カンボジアの経済自由度指数(10項目)

## 2.2 投資動向

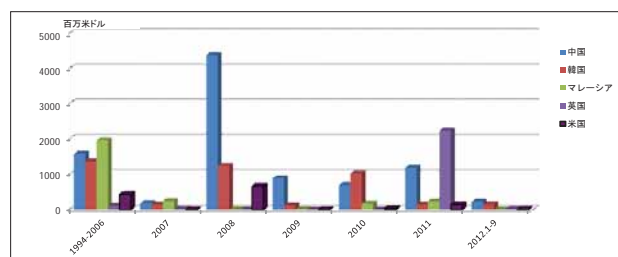
### 外資の動向

カンボジア開発評議会(Council for the Development of Cambodia: CDC)によって投資優遇措置の供与が認可された投資プロジェクトには、カンボジア資本によるものと外国資本によるものがある。これらの投資は、2003年の改正投資法以降は“適格投資プロジェクト(Qualified Investment Project: QIP)”と呼ばれている。

「投資法(Law on Investment)」が制定された1994年の

翌年、1995年における固定資産投資認可総額は23億ドルにのぼった。1994年から2006年までの12年間の年間平均額は約9.3億ドルとなっているのに対し、2007年から2011年までの5年間の年間平均額は約6.2倍の58億ドルとなっている。2012年は、9月時点での固定資産認可投資額は11億ドルであり、1994年から2012年9月末までの累積認可投資額は約423億ドル<sup>1</sup>に達している。この間の国別投資認可動向は表2-2-1に示す通りである。

表2-2-2のとおり、CDCの全認可投資額に占める外国資本投資の比率は1994年から2006年までの合計で約64%であった。この比率は2009年には約36%に下落し、2010年には約85%にまで上昇した。その結果、1994年から2012年



出所：CIB (CDC)

図 2-2-1 主要5カ国による投資

9月までの総合計額でみると約62%となっている。

2012年9月までの約19年間の外資による累積認可投資額を国別にみると、その最大投資国は中国で約91億

表2-2-1 CIB (CDC) 認可の国別動向 (1994年-2012年9月)

単位：百万米ドル

国	1994-2006 合計		2007	2008	2009	2010	2011	2012 1-9	1994-2012.9 合計	
	金額	順位	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	順位
カンボジア	4,341	-	1,323	3,932	3,753	391	1,930	261	15,931	-
中国	1,581	2	180	4,371	893	694	1,193	230	9,142	1
韓国	1,361	3	148	1,238	121	1,027	146	150	4,191	2
マレーシア	1,960	1	241	3	7	167	235	0	2,614	3
英国	107	11	26	6	0	0	2,238	25	2,429	4
米国	428	5	3	671	1	36	144	5	1,290	5
ベトナム	81	12	139	21	210	115	631	84	1,281	6
台湾	576	4	40	21	27	92	82	78	916	7
タイ	384	6	108	74	178	2	0	120	866	8
シンガポール	271	8	2	52	272	37	14	83	732	9
香港	248	9	26	0	7	30	331	56	697	10
ロシア	279	7	0	102	235	0	0	0	617	11
イスラエル	0	14	2	300	0	2	0	0	304	12
フランス	208	10	35	6	50	0	0	3	303	13
日本	22	13	113	8	5	0	6	2	157	14
その他	269	-	305	84	127	222	393	26	876	-
認可額合計	12,116	-	2,656	10,889	5,859	2,691	7,012	1,123	42,346	-

出所：CIB (CDC)

表2-2-2 認可固定資産投資額における内外資本比率 (1994年-2012年9月)

単位：百万米ドル

年	外国 (a)	カンボジア	全体 (b)	外国資本投資比率: (a)/(b) %
1994 - 2006	7,775	4,341	12,116	64%
2007	1,333	1,323	2,656	50%
2008	6,597	3,932	10,889	64%
2009	2,106	3,753	5,859	36%
2010	2,300	391	2,691	85%
2011	5,082	1,930	7,012	72%
2012 (1 - 9)	862	261	1,123	77%
合計	26,415	15,931	42,346	62%

出所：CIB (CDC)

<sup>1</sup> この累積投資額には次の数字は含まれていない

- 経済特区開発プロジェクトを含む経済特区 (SEZ) 内の QIP
- 特別市投資小委員会 (Provincial-Municipal Investment Sub-Committee: PMIS) 認可の2百万ドル以下の QIP
- 商業省 (Ministry of Commerce: MOC) に登録された QIP 以外の投資

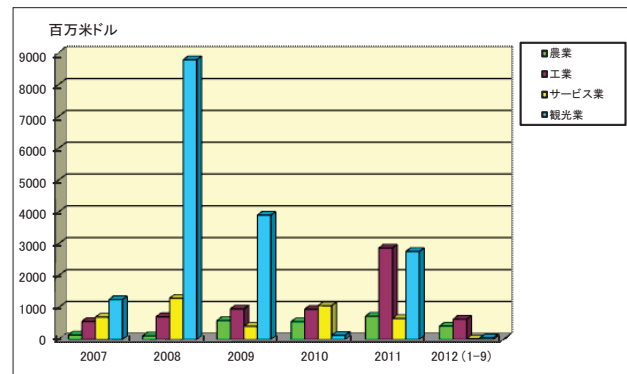


ドルとなり、2番目に多いのが韓国、3番目がマレーシアとなっている。その他の主要投資国は、英国、米国、ベトナム、台湾、タイなどである。図2-2-1に、主要5カ国の投資認可動向を示す。

### 業種別投資

業種別でみると、2012年9月までの累積認可投資額のうち、観光業が約47%を占めている。

観光業への投資は、2008年と2009年に見られたように、大規模投資案件の有無によって年毎の投資額の変動が激しいのが特徴である。工業への投資は、2006年から2011年の間に徐々に増えている。一方、農業への投資は2008年の減少を除けば、概ね横ばいで推移している。サービス業への投資は、2009年に経済危機の影響



出所: CIB (CDC)

図2-2-2 業種別投資動向(2006-2012年9月)

を受けた建設投資の落ち込みにより激減したが、2010年には回復した(表2-2-3、2-2-4、2-2-5、図2-2-2参照)。

表2-2-3 業種別CIB(CDC)認可投資額(1994-2012年9月)

単位: 百万米ドル

	農業	工業	サービス業	観光業	合計
1994-2006	849	4,133	3,971	3,163	12,116
2007	141	568	697	1,250	2,656
2008	107	714	1,292	8,776	10,889
2009	590	958	410	3,901	5,859
2010	554	946	1,059	132	2,691
2011	725	2,869	658	2,760	7,012
2012(1-9)	418	633	21	51	1,123
2006-2012(9)	2,325	6,688	4,137	16,870	30,230
合計(1994-2012.9)	3,384	10,821	8,108	20,033	42,346
比率	7.99%	25.55%	19.15%	47.31%	100.00%

出所: CIB (CDC)

表2-2-4 1994年から2012年9月までのCIBによる業種別QIP認可実績(投資件数)

業種	2007	2008	2009	2010	2011	2012 (1月-9月)
1. 農業	8	6	19	23	24	16
2. 工業	94	65	65	74	113	102
エネルギー	6	6	6	4	0	1
食品加工	1	1	2	4	1	2
衣料・繊維	37	37	24	41	84	67
機械・金属・電気	1	0	1	2	3	1
鉱業	4	4	7	2	3	1
プラスチック	2	2	1	2	0	4
履物	2	2	7	8	8	9
木材加工	0	0	4	1	0	1
その他	13	13	13	10	14	16
3. サービス業	14	9	4	2	3	2
建設・インフラ	6	4	4	2	2	2
サービス業	3	5	0	0	1	0
4. 観光業	13	20	12	3	8	4
ホテル業	6	0	1	1	2	2
観光業	14	20	11	2	6	2
合計	129	100	100	102	148	124

出所: CIB (CDC)

表2-2-5 1994年から2012年9月までのCIBによる業種別QIP認可実績(投資額)

単位: 百万米ドル

業種	2007	2008	2009	2010	2011	2012 (1月-9月)
1. 農業	141	107	590	554	725	418
2. 工業	568	714	958	946	2,869	633
エネルギー	37	494	668	589	0	33
食品加工	229	4	12	36	26	9
衣料・繊維	205	146	93	134	398	376
機械・金属・電気	2	0	2	8	9	8
鉱業	31	5	15	92	31	5
プラスチック	5	6	15	92	31	5
履物	26	12	28	48	35	92
木材加工	7	0	16	2	0	5
その他	26	47	122	31	2,370	85
3. サービス業	697	1,292	410	1,059	658	21
建設・インフラ	606	191	410	1,059	658	21
サービス業	91	1,101	0	0	91	0
4. 観光業	1,250	8,776	3,901	132	2,760	51
ホテル業	3	0	17	4	283	35
観光業	1,247	8,776	3,884	128	2,477	16
合計	2,656	10,889	5,859	2,691	7,012	1,123

出所: CIB (CDC)

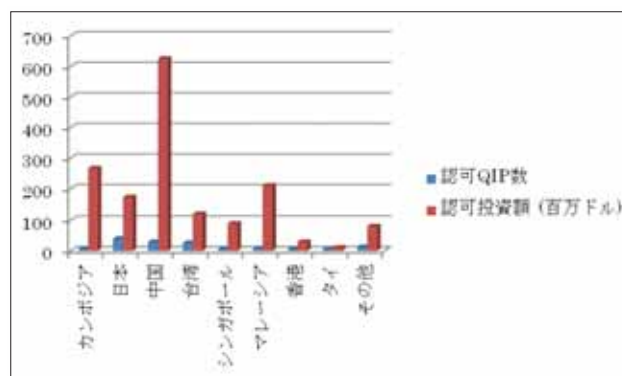
## 経済特区への投資動向

2005年12月29日に「経済特区の設立と管理に関する政令No.148 ANKr.BK」が発表されてから今日までの7年間に、カンボジア経済特区員会により経済特区への立地を認可されたQIPは138件で、認可投資額の合計は約16億ドルとなっている(表2-2-6、図2-2-3参照)。

表2-2-6 経済特区QIP認可実績・国別 (2005年-2012年12月)

	国名	QIP件数	投資認可額(USD)
1	中国	30	625,324,310
2	カンボジア	6	267,077,825
3	マレーシア	7	210,867,583
4	日本	40	172,600,613
5	台湾	26	120,787,783
6	シンガポール	6	89,540,846
7	韓国	2	55,326,462
8	香港	5	29,830,805
9	タイ	5	10,624,299
10	ベトナム	4	7,278,194
11	その他	7	18,277,197
	合計	138	1,607,535,917

出所:カンボジア経済特区委員会



出所:カンボジア経済特区委員会

図2-2-3 経済特区における国別QIP認可数と認可投資額 (2005年12月-2012年12月)

上記のように中国、カンボジア、マレーシアが経済特区における認可投資額の上位を占めているが、各国共に経済特区内における巨額の発電プラント・プロジェクトを計画していることがその理由である。発電プラントを除くと認可QIPは全て製造業であり、その件数は134件、投資認可額は約5.5億ドルとなる。製造業のQIPに関しては件数・投資認可額ともに日本が首位を占めており、日本・台湾及び中国の3カ国で約70%以上のシェアを占めている。

経済特区における製造業ではプラスチック加工、包装材料、衣料縫製、製靴等が主流であるが、縫製関連副素

材の生産が始まっており、縫製業に関する裾野産業の構築に繋がる可能性があり、そうなればカンボジアにおいてもより付加価値の高い縫製品生産が可能となる。またSEZにおける製造業に関する最も重要な現象は、日本企業による小型モーター組立、ワイヤハーネス組付け、電気・電子部品の生産等、カンボジアにおける新規輸出製品の生産が増加傾向にあることであり、カンボジア産業の多角化に寄与することが期待されている。

製造業に係るQIPの国別案件数と認可投資額は表2-2-7に示す通りである。

表2-2-7 経済特区における製造業のQIP認可実績・国別 (2005年-2012年12月)

	国名	QIP件数	投資認可額(USD)
1	日本	40	172,600,613
2	台湾	26	120,787,783
3	中国	29	82,324,310
4	韓国	2	55,326,462
5	シンガポール	5	35,840,846
6	香港	5	29,830,805
7	マレーシア	6	15,467,583
8	タイ	5	10,624,299
9	ベトナム	4	7,278,194
10	カンボジア	5	5,743,782
11	その他	7	18,277,197
	合計	134	554,101,874

出所:カンボジア経済特区委員会

## 2.3 貿易動向

### 貿易収支

図2-3-1のとおり、カンボジアの貿易活動は2008年まで活発に推移してきた。世界的景気低迷を受けて2009年に貿易総額は落ち込んだものの、2010年には増加に転じ現在まで続いている。カンボジアの貿易収支は、特に2005年に赤字が急拡大したが、2006年から2011年の間は、輸出・輸入総額とも増加する中で、約14-15億ドル前後の赤字が続いている。2012年の輸出総額は前年比17%増加の55億ドル、輸入総額は前年比12%増加の69億ドルになる見込みである。

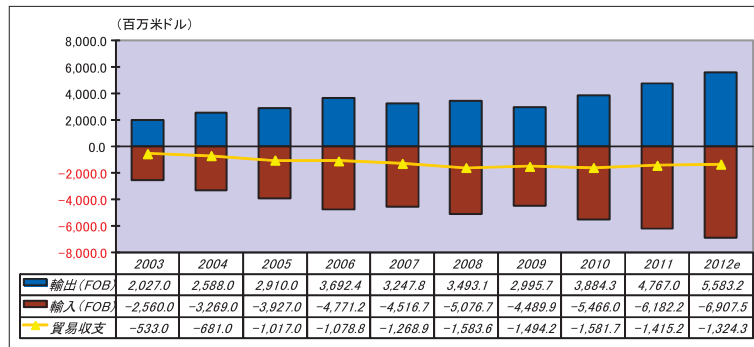
### 輸出動向

カンボジアの輸出は、世界経済危機の影響を受けた2009年を除き、復興期から一貫して増加を続けている。カンボジア経済財務省の統計によれば、2011年の輸出総額は約48億ドルである(図2-3-1参照)。輸出の内訳をみると図2-3-2からわかるとおり、米国およびEUを仕向け地

とした衣料等の一般特惠関税制度(GSP)品目が、全体の3分の2を占めている。2009年に一旦落ち込みを見せたものの2010年、2011年と輸出総額は増加している。その他輸出品目も同様の傾向を見せているが、他方、再輸出品目は、2006年から2011年まで継続的に増加している。

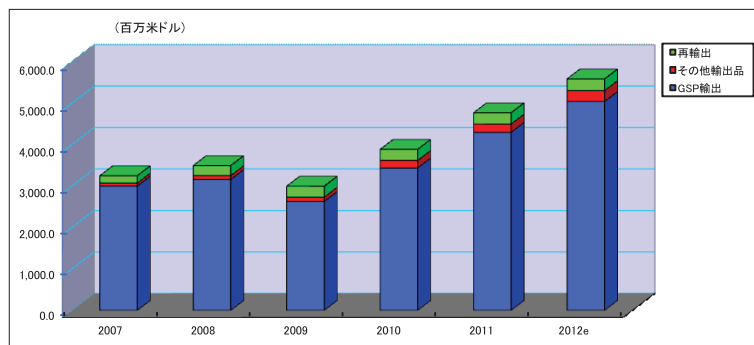
### 輸入動向

カンボジアの輸入は輸出の伸びを上回って大きく伸びており、輸入総額は2009年に一旦減少したものの、2010年には増加に転じ、2011年は61億ドル、2012年には73億ドルに達する見込みである(図2-3-3参照)。2012年の主要輸入品目は衣類原材料であり、輸入総額の26.2%を占めている。



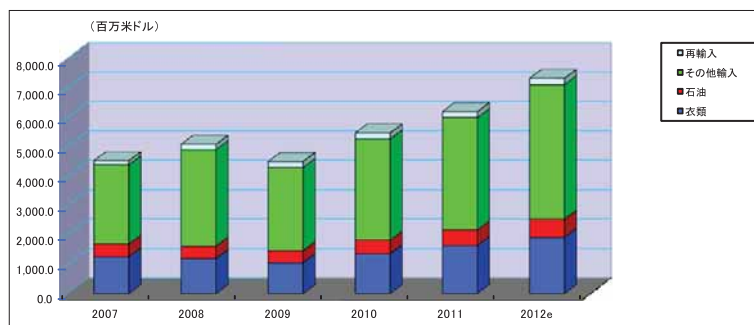
出所:カンボジア経済財務省

図2-3-1 貿易収支(2003年-2012年)



出所:カンボジア経済財務省

図2-3-2 輸出動向



出所:カンボジア経済財務省

図2-3-3 輸入動向

## 一般特惠関税制度(GSP)

カンボジアは、先進国が供与する一般特惠関税制度 (Generalized System of Preferences: GSP)の受益国の一つである。この制度の下では、原産地ルールなどの条件を満たしていれば、受益国から輸出される多くの物品に対する輸入関税が免除もしくは引き下げられることになる。表2-3-1は三大市場(日本、米国、EU)におけるアジアの途上国に対する関税優遇措置について取りまとめたものである。

カンボジアは後発途上国 (Least Developed Countries: LDC)に分類されていることから、さらに追加的な優遇措置を受けることができ、GSP品目に加えてさらに多くの商品が免税もしくは関税引き下げの対象となっている。例えば、日本はカンボジアに対して、途上国一般に対する3,490品目に加えて衣料や履物を含む2,200品目についても特惠関税を適用している(表2-3-2参照)。

表2-3-1 アジア途上国の三大市場における関税優遇措置(xが適用)

アジアの途上国	優遇措置供与国(三大市場)		
	日本	米国	EU (2013年まで)
バングラデシュ	X (LDC)	X (LDC)	X (LDC)
カンボジア	X (LDC)	X (LDC)	X (LDC)
中国	X		X
インドネシア	X	X	X
ラオス	X (LDC)		X (LDC)
マレーシア	X		X
ミャンマー	X (LDC)		(Withdrawn from the GSP list in 1997)
フィリピン	X	X	X
タイ	X	X	X
ベトナム	X		X

注:「LDC」は「後発開発途上国」を意味し、他の開発途上国に比べ追加的な優遇措置を受けられる。  
出所: 特惠受益国リスト2011年7月: 日本国外務省、GSPガイドブック2011年5月: 米国通商代表部、EU資料

表2-3-2 GSP対象商品数

	日本	米国	EU
全ての開発途上国	3,490	3,400	6,300
カンボジアを含む後発開発途上国に対する追加的優遇措置	2,200	1,400	武器弾薬(EBA)及び少数の例外を除く全商品

出所: 日本国外務省、米国通商代表部、EU資料

## 第3章 ビジネス環境

### 3.1 ビジネス展開に関わる法制度

ビジネス及び投資環境を改善し、世界貿易機関(WTO)の規則に従い、加盟条件を遵守するために、カンボジア政

府は投資・貿易・ビジネス領域の法令を更新するとともに、新しい法令の制定にも注力してきており、2007年以降、表3-1-1に示すような重要な法令が制定されている。

表3-1-1 近時制定・施行された投資及びビジネスにかかわる法令(2007年-2012年)

分野	法令名	成立時期
a) 基本法/政府	第5回国議選挙実施日に関する決定 No.21(Decision #21 (RGC) on Declaration of Date of the Election of the National Assembly for the 5TH Legislature of the National Assembly)	2012年5月
	中央政府からの分権手続に関する政令No.68 (Sub-Decree #68 (RGC) on General Process of Delegating Functions and Resources to Sub-National Administration)	2012年5月
	民法適用法 (Law on the Implementation of Civil Code)	2011年5月
	公共企業の一般規則に対する追加項目に関する政令No.71 (Sub-Decree #71 (RGC) on Addition to General Statutes of Public Enterprises)	2011年4月
	「カンボジア郵便」の公共企業体としての設立に関する政令No.57 (Sub-Decree #57 (RGC) on Establishment of Cambodia Post as Public Enterprise)	2010年6月
	汚職防止法 (Anti-Corruption Law)	2010年4月
	刑法 (Criminal Code)	2009年11月
	民法(The Civil Code)	2007年12月
	教育法(Law on Education)	2007年12月
	刑事訴訟法(Law on Criminal Procedure)	2007年8月
b) ビジネス	事業譲渡に係る税金支払い義務の解釈に関する通知No.437 (Notification #437 on Clarification on Responsibility for Tax Liabilities on Sale or Transfer of Businesses in Cambodia)	2012年4月
	縫製、繊維、製靴業における下請け業務の管理に関する共同省令(Inter-ministerial Prakas on Sub-contract Management in Garment, Textile, and Footwear Industry)	2011年6月
	「単位システム」法 (Law on the System of Units)	2009年8月
	国立商務仲裁センターの組織と機能に関する政令No. 124 (Sub-Decree #124 (RGC) on Organization and Functioning of National Center of Commercial Arbitration)	2009年8月
	観光法(Law on Tourism)	2009年6月
	新書式による商業登記及び商事会社の年度申告証明書の変更に係る通知No.0569(Notice #0569 (MOC) on Change of Certificate regarding Enrollment in the Commercial Register of New Form and filling in an Annual Declaration of Commercial Companies)	2009年2月
	破産法(Law on Insolvency)	2007年12月
	標準法(Law on Standards)	2007年6月
c) 貿易	担保取引法(Law on Secured Transactions)	2007年6月
	原産地証明発行手続の変更に関する省令 No.001 (Prakas #001 MOC/SM 2011 (MOC) on Modification of Certificate of Origin (CO) Issuance Procedure)	2011年1月
	経済特区に適用する特別通関手続に関する省令No.734(Prakas #734 (MEF) on Special Customs Procedures for Implementing in Special Economic Zones)	2008年9月
	アセアン物品協定におけるカンボジアの輸入物品削減計画の実施承認に関する省令No.288. (Prakas #288 (MEF) on Authorization to Use Schedule for Reducing Import Goods of Cambodia under the ASEAN Trade in Goods Agreement)	2011年3月
	リスク・マネジメントによる貿易円滑化実施に関する経済財務省・農林水産省令No.515 (Inter-Ministerial Prakas #515 (MEF & MAFF) on Implementation of Trade Facilitation Through Risk Management)	2010年7月
	植物検疫検査の手続に関する省令No. 346 (Prakas #346 (MAFF) on Procedure for Plant Quarantine Inspection)	2010年5月
リスク・マネジメントによる貿易円滑化実施に関する経済財務省・鉱工業エネルギー省令No.996 (Inter-Ministerial Prakas #996 (MEF & MIME) on Implementation of Trade Facilitation through Risk Management)	2009年11月	

分野	法令名	成立時期
	リスク・マネジメントによる貿易円滑化実施に関する経済財務省・保健省令No.995 (Inter-Ministerial Prakas #995 (MEF & MOH) on Implementation of Trade Facilitation through Risk Management)	2009年11月
	アセアン・韓国包括的経済協力条約の批准に関する勅令 (Royal Kram N RKM 1009 021 on Adopting the Agreement on Comprehensive Economic Cooperation among ASEAN and Korea)	2009年10月
	アセアン・中国包括的経済協力に関する大枠合意の批准に関する勅令 (Royal Kram NS RKM 1009-018 on Promulgation of Law adopting Framework Agreement on Comprehensive Economic Cooperation between ASEAN and China)	2009年10月
	税関当局との民間セクター・パートナー制度の創設と実施に関する省令No.906 (PRAKAS #906 (MEF) on Creation and Implementation of Private Sector Partnership Scheme with the Customs Administration)	2009年10月
	アセアン・日本包括経済パートナーシップ協定批准に関する法律 (Law adopting the Agreement on Comprehensive Economic Partnership among ASEAN and Japan)	2009年10月
	アセアン包括投資協定 (ASEAN Comprehensive Investment Agreement)	2008年12月
	通関後検査に関する省令No.388 (Prakas #388 MEF.CE on Post Clearance Audit)	2008年5月
	関税及び税の還付に関する省令No.108 (Prakas #108 on Refund of Customs Duties and Taxes)	2008年2月
	税関保税倉庫に関する省令No.116(Prakas #116 on Customs Bonded Warehouse )	2008年2月
	税関法(Law on Customs)	2007年7月
d) 農業・漁業	経済土地コンセッションの有効性強化と増進方策に関する指令No.1 (Order #01 on Measures to Strengthen and Increase Effectiveness of ELC Management)	2012年5月
	契約農業生産に関する政令No.36 (Sub-Decree #36 (RGC) on Contractual Agricultural Production)	2011年2月
	生物安全法の適用のための手法と手続に関する政令No. 58 (Sub-Decree #58 (RGC) on Mechanisms and Procedures for Implementing the Law on Bio-safety)	2010年6月
	漁獲に対する投資、公共競売、リース、入漁料の手続に関する政令No.18 (Sub-Decree #18 on Procedures for Fishing Lot Investments, Public Auctions, Leases and Fishing Fees)	2010年1月
	果実と野菜の残留殺虫剤成分の最高限度リストに関する省令No. 002 (Prakas # 002 (MAFF) on List of Maximum Residue Limits of Pesticide in Fruit and Vegetables)	2007年1月
e) 運輸	水上交通に関するカンボジア・ベトナム間の協定の採択に関する法律 (Law on the Adoption of Agreement between Cambodia and Vietnam on Waterway Transportation)	2010年6月
	カンボジア王立鉄道の法人格終了に関する政令No.164 (Sub-Decree #164 (RGC) on Termination of the Legal Status of the Royal Railway of Cambodia)	2009年10月
	公共事業交通省の鉄道局設置に関する政令No.163 (Sub-Decree #163 (RGC) on Creation of Department of Railway under Supervision of the Ministry of Public Works and Transport)	2009年10月
	国営航空会社設立に関する政令N.106(Sub-Decree #106 (RGC) on Establishment of the National Airline Company)	2009年7月
	カンボジア王国民間航空法(Law on Civil Aviation of the Kingdom of Cambodia)	2008年1月
	カンボジア王立鉄道のコンセッション許可に関する政令No.124(Sub-Decree #124 (RGC) on Granting Concession of Cambodian Royal Railway)	2007年9月
f) 土地及びインフラ	土地管理・都市開発・建設省の土地登記情報技術局設置に関する政令No.112 (Sub-Decree #112 (RGC) on Establishment of Department of Cadastral Information Technology of the Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction)	2012年8月
	首都、省・特別州・地方区の土地管理・都市開発委員会設置に関する政令No.77 (Sub-Decree #77 (RGC) on Creation of Committee for Land Management and Urban Planning for the Capital, Provinces-Municipalities, Districts-Khans)	2012年8月
	沿海地域の管理と開発に係る委員会設置に関する勅許No.NS/RKT//0212/079 (Royal Decree #NS/RKT/0212/079 on Establishment of National Committee for Managing and Developing Coastal Areas of Cambodia)	2012年2月
	不動産に関する徴税実施に関わる通知No. 006 (Notification #006 (MEF) on Implementation of Tax Collection on Real Estate)	2011年5月
	共同所有建物における外国人所有割合の決定及び戸数の計算方法に関する政令No. 82 (Sub-Decree #82 (RGC) on Determination of Proportion and Method for Calculating the Number of Private Units that may be owned by Foreigners)	2010年7月
	不動産税に関わる不動産評価委員会の設置に関する省令No.494 (Prakas #494 on Creation of Real Estate Evaluation Commission for Tax on Real Estate)	2010年7月
	外国人に対する共同所有建物の個別住居所有権を付与する法律 (Law on Providing Foreigners with Ownership Rights in Private Units of Co-Owned Buildings)	2010年5月
	収用法 (Law on Expropriation)	2010年2月

分野	法令名	成立時期
	不動産開発業管理に関する省令No.1222 (Prakas #1222 on Real Estate Development Business Management)	2009年12月
	土地個別登記手続きの適用に関する通知No.14 (Instructional Circular #14 (MLMUPC) on Implementation of Procedures for Sporadic Land Registration)	2009年9月
	共同所有建物の管理と使用に関する政令No.126 (Sub-Decree No 126 (RGC) on Management and Use of Co-owned Buildings)	2009年8月
	コンセッション法(Law on Concession)	2007年10月
	長期リース権と経済的土地コンセッション権の抵当及び譲渡に関する政令No. 114(Sub-Decree #114 (RGC) on the Mortgage and Transfer of the Rights over a Long -Term Lease or an Economic Land Concession )	2007年8月
	水資源管理法(Law on Water Resource Management)	2007年6月
g) 金融	証券会社および証券代行業の行動規範に関する省令No.008.11 (Prakas #008.11 on Code Conduct of Securities Firms and Securities Representatives)	2011年6月
	証券市場運営規則の適用に関する省令No. 006.11 (Prakas #006.11 on Implementation of Operating Rules of Securities Market)	2011年5月
	上場規則の適用に関する省令No. 004.11 (Prakas #004.11 on the Implementation of Listing Rules)	2011年5月
	証券セクターに対する優遇措置に関する政令 No.70 (Sub-Decree #70 on Tax Incentives in Securities Sector)	2011年4月
	カンボジア国立銀行の監督下でない全ての法人等に関する資金洗浄防止に関する省令No. 12-010-206 (Prakas #12-010-206 (NBC) on Anti-Money Laundering related to All Entities Not Regulated by NBC)	2010年12月
	上場会社に対する企業統治に関する省令No.013.10 (Prakas #013.10 on Corporate Governance for Listed Public Enterprise)	2010年12月
	銀行及び金融機関の内部統制に関する省令No.7-10-172 (Prakas #7-10-172 (NBC) on the Internal Control of Bank and Financial Institutions)	2010年9月
	証券市場の運営規則の基本原則に関する省令 (Prakas on the Prime Principle of the Operating Rules of a Securities Market)	2010年3月
	上場会社の企業統治に関する省令No.002 (Prakas #002 on Corporate Governance for Listed Companies)	2009年12月
	株式公開に関する省令No. 001 (Prakas #001 on Public Issuance of Equity Securities)	2009年12月
	証券会社と証券代行業のライセンスに関する省令No.009 (Prakas #009 on licensing of securities firms and securities representatives)	2009年11月
	金融リース法(Law on Financial Lease)	2009年6月
	非政府債発行・取引法(Law on the Issuance and Trading of Non-government Securities)	2007年10月
	マネーローダリングとテロリストに対する金融に関する法律(Law on Combating Money Laundering and Terrorist Financing)	2007年6月
政府債券法(Law on State Securities/Bonds)	2007年1月	
h) 労働	ストライキとデモに関する事項解決の為の委員会の改変に関する政令No.136 (Sub-Decree #136 (RGC) on Adjustment to Commission for Solving Issues Related to All Strikes and Demonstrations)	2012年9月
	勤続手当に関する労働査問委員会決定の省令No. 041/11 (Notification #041/11 (MLVT) on the Decision of Labor Advisory Committee on Seniority Bonus)	2011年3月
	縫製・製靴業の労働保険料に関する通知No. 132 (Notification #132 (MOLVC) on Employment Risk Contribution Payment of Garment and Footwear for 2011)	2010年12月
	障害者の雇用比率の決定と雇用手続に関する政令No.108 (Sub-Decree #108 (RGC) on Determination of Rates and Procedures for Selecting Disabled Persons for Employment)	2010年8月
	障害者の保護と人権改善に関する法律 (Law on the Protection and the Promotion of the Rights of Persons with Disabilities)	2009年8月
	国家職業・雇用庁の設置と畝い開始に関する政令No.76 (Sub-Decree #67 (RGC) on Creation and Putting into Operation of the National Agency for Occupations and Labor)	2009年4月
	労働法第139条及び144条の改正に関する法律(Law on Amendment to Articles 139 and 144 of the Labor Law)	2007年7月
	国家社会保険基金の設立に関する政令NO.16(Sub-Decree # 16 (RGC ) on Creation of National Social Security Fund)	2007年3月

出所: JICAプロジェクト・チーム

その他主要な投資・ビジネス関連法令は付属資料IIに掲載したとおりである。

2007年から2011年における、ビジネスに関連する法制度上の最も重要な出来事は民法と民法適用法の制定・施行である。民法は2007年の制定以降もその適用が延期されていたが、2011年5月31日に民法適用法が成立し施行されることになったため、民法も2011年12月20日から実際に適用されることとなった。

民法適用法は、民事に関する法律関係の持続性を保護し、民法の適正な適用を保証することを目指すものである。民法適用法により、現在有効な法律の幾つかの条文が廃止され、また修正を受けている。

民法適用法は、民法の適用にあたり次の3つの原則を規定している。

- 1) 民法はその適用開始日 (Date of its Application) より以前に発生した事項には適用されない。然しながら、適用開始日以前に発生し、適用開始日以降も継続して存続している法律関係については、適用開始日以降は民法の規定の適用を受ける(不遡及性)。
- 2) 民法適用開始日以前のカンボジアの法律条文や習慣の効果は、適用開始日以降も中断されない(連続性)。
- 3) 適用開始日以前に発生した事項に関して、適用すべき法律条文、習慣あるいは条文・習慣の存在が不明瞭な場合には、上記の二つの原則にも拘わらず、民法の公正な適用が行われる(法的連続性)。

その他、新立法によって進化、促進、改善が見られた分野は以下の通りである。

- 政府：汚職防止
- 貿易：多国間貿易協定、リスク・マネジメントを通じた貿易促進
- 不動産：共有建物の個別住宅の外国人による所有、不動産税の徴収
- 金融：証券市場と証券取引
- 労働と雇用：作業員の賃金と手当、障害者の雇用

## 3.2 民法および関連法

### 民法

カンボジア民法は2007年12月8日に公布されたが、第1305条の規定により「別に法律で定める日から適用」され、また「この法律の適用に関する経過措置、その他この法律の適用に関し必要な事項は別に法律で定める」とこととされていたため、後述する「民法適用法」が2011年5月31日に公布されたことから、2011年12月20日から実

際の適用が始まっている。

民法適用法により、1920年2月25日に国王により認可・公布され、1975年4月17日までの間に改正された民法はその効力を失うこととなった。また1989年7月26日付け政令第56KR号により公布された「婚姻及び家族に関する法律(LAW ON THE MARRIAGE AND FAMILY)」は、幾つかの条文(第76条、第77条及び第79条から第81条)を残し民法適用期日から失効した。さらに1988年10月28日付けの「契約及び契約外責任に関する政令第38KRCH号」も、第83条から第88条までの規定以外は、民法適用期日後は効力を失うこととなった。2001年8月30日付け勅令第NS/RKM/0801/14号により公布された土地法も、民法適用法により民法適用期日以降において幾つかの修正を受けている。

カンボジア民法規定のうちビジネスに関連する規定は、「第3編 物権」、「第4編 債務」、「第5編 各種契約・不法行為等」および「第6編 債務担保」である。各編の主な条文を以下抜粋する。民法全文についてはCDCホームページの「法律・法令」の項の「民法」(民法)を参照([www.cambodiainvestment.gov.kh](http://www.cambodiainvestment.gov.kh))。

### 第3編 物権

#### 総則

物の定義：民法では、物とは気体、液体及び固体である有体物をいう(119条)。

動産と不動産：物は、動産と不動産に分かれる。不動産とは、土地及び建物、工作物、農作物、樹木など土地に固定されて移動できない物をいう。動産とは、不動産以外の物をいう(第120条)。

土地の構成部分(原則)：土地に定着し、又は一体となった物、特に土地上に建築され移動できない建物、工作物等は土地の構成部分であり、別段の定めのない限り、これを独立の権利の対象とすることができない(第122条)。

土地の構成部分(例外)：他人の土地に対する権利の行使として、権利者が土地上に建築した建物、その他の工作物等は、土地の構成部分とはならない。一時的な目的で土地に付着させた物も同様である(第123条)。これらは他人の土地に対する権利の構成部分とみなす(第124条)。

物権の定義：物権とは、物を直接に支配する権利であり、その権利を全ての人に対して主張できるものをいう(第130条)。

物権の種類：この法律が定める物権は下記に掲げるも



のである(第132条)。

- 1 所有権
- 2 占有権
- 3 用益物権: イ)永借権、ロ)用益権、ハ)使用权・居住権、ニ)地役権
- 4 担保物権: イ)留置権、ロ)先取特権、ハ)質権、ニ)抵当権、ホ)譲渡担保権

物権の変動: 物権の設定、移転及び変更は、当事者間の合意に従って効力を生じる(第133条)。

物権変動の対抗要件: 不動産に関する物権の設定、移転及び変更は占有権、留置権、使用权、居住権の場合を除き、登記に関する法令の規定に従い登記をしなければ第三者に対抗することができない。動産に関する物権の譲渡は、その動産の占有の移転がなければ第三者に対抗することができない(第134条)。

不動産所有権の移転における効力要件: 不動産に関する合意による所有権の移転は、登記に関する法令の規定に従い登記をしなければ効力を生じない(第135条)。

登記の推定力: 不動産登記簿に権利を登記したときは、その権利は登記された者に属するものと推定する(第137条)。

### 所有権

所有権の定義: 所有権とは、法令の制限内で所有者が自由に所有物の使用、収益及び処分をすることができる権利をいう(第138条)。

土地の所有権の限界: 土地の所有権は、法令の制限内で、かつ、所有者にとって利益のある範囲内で、その土地の上下に及ぶ(第139条)。

不動産所有権の取得: 不動産の所有権は、契約、相続、本第4節(所有権の取得)に定めるものの外、この法律及びその他の法律の規定により取得することができる(第160条)。

*\* 不動産所有権の取得に関しては第160条～186条を参照。*

動産所有権の取得: 動産の所有権は、契約、相続、その他本第4節(所有権の取得)の定めるものの外、この法律及びその他の法律の規定により取得することができる(第187条)。

動産所有権の善意取得: 有効な所有権譲渡契約により善意かつ無過失で動産の占有の移転を受けた者は、譲

渡人がその動産の所有権を有していない場合でもその動産の所有権を取得する。但し、譲渡人が直接占有を継続しているときはこの限りでない(第193条)。

*\* 動産所有権の取得に関しては第187条～201条を参照。*

### 占有

占有の定義: 占有とは、物を所持することをいう。所持とは、直接的であるか間接的であるかを問わず、物を事実上支配している状態をいう(第227条)。

直接占有と間接占有: 占有は他人を通じて間接的に行うことができる。直接に所持する者を直接占有者といい、その他人を通じて間接的に所持する者を間接占有者という(第228条)。

占有の移転:

- (1) 占有は、占有物の引渡によって移転する。このような形での占有の移転を現実の引渡しという。
- (2) 占有は、現実の引渡しをすることなしに、当事者間の合意のみによって移転することができる。この場合、占有の譲受人は譲渡人を通じての間接的な占有を取得する。このような形での占有の移転を占有改定という。
- (3) 占有を譲り受ける者が占有物を現に直接に所持するときは、占有は当事者間の合意のみによって移転することができる。これによって占有の譲渡人は、占有物の所持者を通じて有していた間接的な占有を失う。このような形での占有の移転を簡易の引渡しという。
- (4) 他人を通じて間接的に占有する者は、第三者との合意及び直接占有する者に対してその旨を通知することによって、第三者に占有を移転することができる。このような形での占有の移転を指図による占有移転という。(第229条)

*\* 占有に関しては第227条～243条を参照。*

### 永借権

永借権の定義: 永借権とは、期間15年以上の不動産の長期賃借権をいう(第244条)。

永借権の成立: 永借権は、書面で設定しなければその効力を生じない。書面によらない永借権は期間の定めのない賃貸借とみなされ、第615条(期間の定めのない賃貸借についての解約の申入れ)の規定に従って、いつでも当

事者の一方から終了させることができる(第245条)。

永借権の対抗要件: 永借人は、登記をしなければ第三者に対して永借権を対抗できない。登記した永借権は、永借権の目的たる不動産の所有権が譲渡された場合でも、所有権の譲受人に対して対抗することができる。登記のなされていない永借権には、15年の期間に満つるまで第598条(不動産賃借権の対抗要件)の規定を適用する(第246条)。

\* 不動産賃借権の対抗要件(第598条):

- (1) 不動産の賃貸借は、賃借人が賃借物の占有を取得し、使用・収益を継続することによって、それ以降にその不動産について物権を取得した者に対して対抗することができる。
- (2) 賃借物を現に占有する賃借人は、賃借権の侵害に対して所有権者が有するものと同様の、返還請求権、妨害排除請求権、および妨害予防請求権を行使することができる。

永借権の存続期間: 永借権の存続期間は50年を超えることができない。50年を超える期間をもって永借権を設定したときは、これを50年に短縮する。永借権は更新することができる。ただし、その期間は更新の時から50年を超えることができない(第247条)。

永貸人の解除権: 永借人が定められた賃料を3年間支払わないときは、永貸人は永貸借を解除することができる(第250条)。

永借人の解除権: 永借人は、予見不可能な事情または不可抗力によって3年間不動産からまったく収益を挙げられなかった場合、または不動産の一部の毀損のために将来の収益が賃料の年額を超える見込みがなくなった場合は、永貸借を解除することができる(第251条)。

永借権の譲渡等:

- (1) 永借権は、有償もしくは無償で譲渡し、またはその他の処分をすることができる。
- (2) 永借人は、永借物を転貸することができる。
- (3) 永借権は、相続することができる(第252条)。

永貸借の終了:

- (1) 永貸借の終了にあたって、永貸人は、永借人が不動産を破壊し、またはその性質を根本的に変更していない限り、永借人に対して原状回復を請求できない。
- (2) 永借権の終了にあたって、永貸人は、永借人に補償することなしに、永借人が不動産に対して行った

改良、設置した工作物等の所有権を取得する。

- (3) 第1項または第2項と異なる特約をすることができる。ただし、そのような特約は登記しなければ第三者に対抗できない(第254条)。

\* 永借権に関しては第244条～第255条を参照。

## 用益権

用益権の定義:

- (1) 用益権とは、用益権者の生存期間を最長期間として、他人の不動産を使用および収益することができる権利をいう。
- (2) 用益権者は用益権の対象となる不動産を用途にしたがって使用し、かつ当該不動産から生じる天然果実および法定果実を収受する権利を有する。(第256条)

用益権の成立: 用益権は、書面により、または書面によることなしに設定することができる(第258条)。

用益権の対抗要件: 用益権者は、登記をしなければ、第三者に対して用益権を対抗できない。登記した用益権は、用益権の目的たる不動産の所有権が譲渡された場合でも、不動産譲受人に対して対抗することができる(第259条)。

用益権の存続期間: 用益権は一定の期間を定めて、または一定の事情の発生まで存続するものとするができる。用益権の存続期間を定めていない場合は、用益権者が死亡するまで存続するものとみなされる(第260条)。

用益権の譲渡等: 用益権者は、用益権を有償もしくはは無償で譲渡し、またはその他の処分をすることができる(第263条)。

用益不動産の賃貸借: 用益権者は、用益権の目的たる不動産を、3年を超えない期間を定めて賃貸に供することができる。賃貸借の期間は更新することができる。ただし、その期間は3年を超えることはできない(第264条)。

\* 用益権に関しては第256条～273条を参照。

## 使用権および居住権

使用権および居住権の定義:

- (1) 使用権とは、使用権者およびその家族の需要の限度で、不動産の果実を収受する権利をいう。
- (2) 居住権とは、居住権者およびその家族の居住に必要な範囲で、建物の一部を占有する権利をいう(第

274条)。

使用権および居住権の成立：使用権および居住権は、書面により、または書面によることなしに設定することができる。所有者は、書面によらない使用権および居住権の消滅をいつでも申し入れることができる(第276条)。

使用権および居住権の対抗要件：使用権者および居住権者は、現実使用または居住していなければ、第三者に対してその権利を対抗できない。使用権および居住権は、その権利の目的たる不動産の所有権が譲渡された場合でも、現実使用し、または居住しているときは、その譲受人に対して対抗することができる(第277条)。

使用権および居住権の譲渡等：使用権者および居住権者は、その権利を譲渡し、またはその他の処分をすることはできない。使用権者および居住権者は、その権利の目的たる不動産を賃貸に供することはできない(第280条)。

*\*使用権・居住権に関しては第274条～284条を参照。*

### 地役権

地役権の定義：地役権とは、設定契約において定められた目的に従って、他人の土地を自己の土地の便益のために供する権利である(第285条)。

地役権の成立：地役権は、書面により、または書面によることなしに設定することができる(第286条)。

地役権の対抗要件：地役権は、登記をしなければ、第三者に対して対抗できない。登記をした地役権は、承役地の譲受人に対しても対抗することができる(第287条)。

地役権を享受できる者の範囲：要役地の所有者のほか、地役権の設定された要役地の賃借人、永借人、用益権者、使用権・居住権者もまた地役権を享受できる。ただし、設定契約に別段の定めがある場合は、この限りでない(第288条)。

地役権の期間の定め(第296条)：

- (1) 地役権の設定契約に期間の定めのあるときは、地役権はその期間の満了によって消滅する。
- (2) 地役権の設定契約に期間の定めがないときは、承役地所有者は、裁判所に地役権の消滅を求めることができる。裁判所は、地役権設定の経緯、過去の存続期間、対価の有無等一切の事情を考慮して、消滅請求を認めるべきか否かを判断する。

*\*地役権に関しては第285条～305条を参照。*

### コンセッションによって設定された権利

コンセッションによって設定された権利：コンセッションによって設定された土地の権利は、特別法に別段の定めがある場合を除き、コンセッションの条件の範囲内において、民法上の永借権の規定を準用する(第307条)。

## 第4編 債務

### 総則

債務の定義：債務とは、ある者に、特定人に対する一定の義務を負わせることにより、両者を結びつける法的な関係である。義務を負う者を債務者といい、その義務によって利益を受ける者を債権者という(第308条)。

債務の発生原因：債務は、契約、単独行為、事務管理、不当利得、不法行為および法律の規定によって生じる。契約および単独行為によって生じる債務は、当事者の意思を原因とする債務である。事務管理、不当利得、不法行為および法律の規定による債務は、法定債務である(第309条)。

意思表示の定義：意思表示とは、法的効果を発生させることを意図する当事者の意思の表示である。意思表示は、その通知が相手方に到達したときに効力を生ずる(第310条)。

契約の定義：契約とは、債務の発生、変更、消滅を目的とする複数の当事者の意思の合致である(第311条)。

債務の種類：債務は、物または金銭の所有権もしくは占有権を移転することを目的とすることのほか、ある行為をすることまたはしないことを目的とすることができる(第313条)。

法定利率：利息が発生すべき債務にあっては、別段の取り決めがない場合には、その利率は年5%とする(第318条)。

重利：利息が1年分以上延滞した場合に、債権者が利息の支払いを催告しても債務者が支払わないときは、債権者はこれを元本に組み入れることができる(第319条)。

*\*債務の種類・様態については第313条～第324条を参照*

### 条件・期限・期間

条件：契約の当事者は、その効力の発生または消滅に関して条件を付けることができる。単独行為においては、相手方を不当に害さない場合においてのみ条件を付ける

ことができる。条件とは、その発生が不確実な将来の事実である(第325条)。条件のついている権利は、相続、処分または担保の対象となる。また、条件のついている債務は相続その他の規定に従い承継される(第326条)。

期限：契約の効力に関して始期がついているときは、その期限が到来するまで契約の効力は生じない。契約の履行に関して始期がついているときは、債権者はその期限が到来するまで債務の履行を請求することができない。契約の効力に関して終期がついているときには、その契約の効力は期限の到来したときに消滅する(第329条)。

期間：期間は、時・分・秒、日、週、月または年をもって定めることができる(第332条)。時・分・秒によって期間を定めた場合には、始まりの瞬間から終わりの瞬間までを計算する(第333条)。

日・週・月・年による期間の計算方法：日、週、月または年によって期間を定めたときは、期間の初日は計算に入れない。また期間の末日の終了によって期間が満了する。期間の末日が、祭日または日曜日その他法令で定める休日に当たるときは、その後到来する最初の営業日の終了によって期間が満了する(第334条)。

*\*条件・期限・期間については第325条～第335条を参照*

## 契約の成立

申込と承諾による契約成立：契約は、申込と承諾の合致によって、その効力を生じる。

当事者の一方が不動産の所有権を譲渡し、又はこれを取得する義務を負う契約は、公正証書を作成した場合にのみその効力を有する(第336条)。

申込および承諾：申込とは、それに対して相手方の承諾があった場合に、法的に拘束される意図のもとになされる契約締結の申し出である。申込は、相手方に到達した時に効力を生じる。承諾とは、申込を受けた者が、その申込に同意する意思の表明である。承諾は、申込者に到達した時に効力を生じる(第337条)。

契約成立時点・承諾の到達主義：契約は、承諾の通知が申込者に到達した時に成立する(第340条)

*\*契約の成立、意思表示の瑕疵および契約の有効性に関しては第336条～355条を参照。*

*\*契約、単独行為の無効または取消しについては第356条～363条を参照。*

## 代理

代理の定義：代理とは、代理人がその権限の範囲内において、本人のためにすることを示して相手方と契約をした場合に、その契約の効果が直接本人に帰属する関係を言う(第364条)。

代理権の発生：代理権は、本人と代理人との契約または法律の規定によって生じる(第365条)。

代理権の制限：代理権の範囲に属する場合であっても、代理人と本人の利益が相反する行為については、代理人はその権限を有しない。但し本人の承諾がある場合には、この限りではない(第367条)。

無権代理：代理権を持たない者が他人の代理人として行った行為は、本人に対して効力を生じない。但し本人がこれを追認した場合には、この限りでない(第369条)。

表見代理：代理人が代理権の範囲を超えて契約をした場合に、相手方が代理人に当該契約について代理権があったものと信じ、かつ、信じたことについて過失がなかったときは、本人は相手方に対して契約の履行の責任を負う(第372条)。

*\*代理については第364条～第378条を参照。*

*\*第三者のためにする契約については第379条～第383条を参照。*

*\*契約の履行については第384条～388条を参照。*

## 債務不履行に関する一般規定

債務不履行の定義および態様：債務不履行とは、債務者が契約から生じる義務を履行しなかった場合を言う。その態様には、次のものがある。

- (1) 履行の遅延により履行期に履行ができなかった場合(履行遅滞)
- (2) 履行することが不可能である場合(履行不能)
- (3) 債務の趣旨に従って完全な履行をしなかった場合(不完全履行)
- (4) その他債務の趣旨に従った履行がなかった場合(第389条)

債務不履行に対する救済手段：債務者の債務不履行があった場合には、履行の強制、損害賠償、または契約の解除を求めることができる(第390条)。

### 損害賠償

損害賠償責任の要件：債務者に債務不履行があった場合には、債権者はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。但し、債務者が債務の不履行について自己に過失がないことを証明した場合には、損害賠償の責任を免れる(第398条)。

損害概念：債権者は、損害賠償として、その契約によってもたらされるはずであった履行利益の賠償を請求できるほか、履行利益の賠償と重ならない範囲で、不履行によって無駄となった出費、不履行によって増加した支出もしくは負担を請求することができる(第400条)。

\* 損害賠償については第398条～第406条を参照。

### 契約解除

債務不履行を原因とする解除：双務契約における当事者の一方は、相手方が重大な契約違反をした場合には、契約を即時に解除することができる(第407条)。

重大な契約違反：重大な契約違反とは、一方の当事者の契約違反のために相手方が契約の目的を達成することができなくなる場合をいう。契約違反をした当事者は、その債務の不履行について過失がなかったことを理由に、契約の解除を阻止することはできない。次の場合には重大な契約違反があったものとみなす(第408条)。

- (1) 期日に履行しなかった一方の当事者に対して、相手方が相当な期間を定めて催告したにもかかわらず、催告期間内にその債務が履行されなかったとき
- (2) 契約で定められた履行期までに履行しないと契約をした目的を全く達成することができない場合に、当事者がその履行期に債務を履行しなかったとき
- (3) 当事者がその中心的な給付義務を履行することが不可能であるとき
- (4) 契約違反の程度が著しく、そのために当事者間の信頼関係が破壊され、将来の債務の履行が期待できないとき

\* 規約解除については第407条～第414条を参照

### 危険負担

履行不能による債務消滅：債務の履行が不能となり、かつ、そのことについて債務者に過失がない場合には、その債務は消滅し、債権者はその給付を請求することができない(第415条)。

特定物の所有権移転契約における危険負担：

- (1) 特定物の所有権を移転することを内容とする双務契約において、その目的物が当事者双方の過失なくして滅失または毀損した場合には、その危険は債務者が負担し、債務者は債権者に対して反対給付を請求することができない。
- (2) 目的物の滅失または毀損による危険は、契約に別段の定めがない限り、次のいずれかの時点から債権者に移転する。
  - 1) 債権者に対する目的物の引渡、登記の移転その他目的物に対する実質的支配が債権者に移転したと考えられるとき
  - 2) 債務者による正当な履行の提供があったとき
  - 3) 債権者が正当な理由なく債務者の履行の受領を拒んだとき(第416条)

\* 危険負担については第415条～421条を参照。

### 詐害行為取消権

詐害行為取消の要件：債権者は、債務者がその債権を害することを知ってなした行為を取り消し、債務者の行為によって利益を受けた者から給付の受領物またはその価額の返還を裁判所に求めることができる(第428条)。

詐害行為取消権の行使期間：第428条(詐害行為取消の要件)の取消権は、債権者が取消の原因を知った時から(1年間)行使しないことによって消滅する。行為の時から(3年)を経過したときもまた同じ(第432条)。

\* 詐害行為取消権については第428条～第432条を参照。

### 債務の消滅

債務の消滅原因：債務は、次の事由によって消滅する(第433条)。

- (1) 弁済、相殺、免除、更改、混同。
- (2) 債務者の責めに帰すことのできない履行の不能。
- (3) 解除条件の成就または契約の解除。
- (4) 消滅時効の完成。
- (5) 取消権の行使。

\* 弁済、相殺、免除、更改、混同、消滅時効については第434条～第500条を参照。

### 債権譲渡

債権の譲渡可能性と譲渡禁止の特約：債権は、その性質が譲渡を許さないものでない限り、これを譲渡することができる。この場合に、譲受人は新たな債権者となる。その性

質が譲渡を許す債権であっても、当事者の意思表示によってその譲渡を禁止することができる(第501条)。

債権譲渡の成立：債権譲渡は債権を譲渡しようとする債権者と譲受人との間の合意のみによって効力を生ずる。ただし、債権譲渡を債務者および第三者に対抗するためには、第503(指名債権譲渡の対抗要件)に定める対抗要件を具備しなければならない(第502条)。

指名債権譲渡の対抗要件：指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者にこれを通知、または債務者が譲渡人または譲受人に対してこれを承諾しなければ、債務者その他の第三者にこれを対抗することができない。通知または承諾は、確定日付ある証書によってしなければならない、債務者以外の第三者に対抗することができない(第503条)。

\*債権譲渡については第501条～第506条を参照。

\*債務引受、契約上の地位の譲渡については第507条～第514条を参照。

## 第5編 各種契約・不法行為等 売買

売買の定義：売買とは、売主と呼ばれる当事者の一方の者が所有権その他の財産権を買主と呼ばれる相手方に移転する義務を負い、買主が売主にその代金を支払う義務を負う契約をいう(第515条)。

売買契約の成立：売買契約は、法律に特別の定めがある場合を除いて、当事者の合意のみによって成立する。ただし、当事者は、公正証書又は私署証書の作成を契約成立の条件とすることができる(第516条)。

手付：買主が売主に手付を与えたときは、買主はその手付を放棄し、売主は手付金額の2倍の額を償還して、売買契約を解除することができる。ただし、相手方が履行に着手した後は、契約を解除することができない(第518条)。

売買代金：契約当事者は、契約において、売買の対価に関する金額又は金額の決定方法を定めなければならない。売買代金の額は、ある商品の現在又は将来の市価をもって決定することも、両当事者の指定する方法により選ばれた第三者の評価に委ねることもできる(第521条)。

買主となることができない者(1)：法律上、裁判上又は契約上の財産管理人は、自分自身でも、第三者を介しても、売却を任された財産の買主となることができない。強制売却の実行又は管理を任された公務員についても

準用される(第525条)。

買主となることができない者(2)：判事、検事、裁判所書記その他の裁判所職員は、自分自身でも、第三者を介しても、その職務を行う裁判所において係争中の物又は権利の買主となることができない。弁護士及び公証人が自らの受任した事件に係る物又は権利の買主となる場合についても準用される(第526条)。

所有権の移転：売買契約における目的物の所有権の移転は、第133条(合意による物権変動)、第134条(物権変動の対抗要件)、第135条(合意による不動産所有権の移転における効力要件)、第160条(不動産所有権の取得)及び第187条(動産所有権の取得)の定める一般原則に従う(第528条)。

売主の説明義務：売主は、買主に対して、自分が負う義務の内容、売買の目的となった物又は権利をめぐる法律関係特に不動産の売却の場合の権利内容、負担、境界等について、明確に説明する義務を負う(第529条)。

売主の一般的な義務：売主は、契約及びこの法律の定めるところに従って、買主に対し、売却した財産権を移転させる義務、売却物を引き渡す義務、引渡まで売却物を保管する義務及び権利の証明に必要となる証書を交付する義務を負う(第530条)。

売主の権利移転義務と担保責任：売主は、売買の目的となった財産権を買主に移転させる義務を負う。他人の権利をもって売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得してこれを買主に移転する義務を負う(第531条)。

用益物権等がある場合の担保責任：売買の目的物に第三者のための永借権、用益権、使用権、居住権、地役権、賃借権、留置権又は質権が存在し、そのために買主が目的物の全部又は一部を使用又は収益することができない場合には、契約締結の時にその権利の存在を知らなかった買主は、売主に対して損害賠償を請求することができる(第534条)。

担保物権がある場合の担保責任：売買の目的となった不動産の上に先取特権、債権者が使用収益をしない旨の定めがある質権又は抵当権があった場合においては、その権利が行使されることによって買主がその所有権を失ったときに、その買主は、契約を解除することができる。買主が損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる(第535条)。

瑕疵担保責任：危険が買主に移転した時に売買の目的物に瑕疵が存在した場合には、その瑕疵が危険移転

後に明らかになった場合であっても、売主は、契約及びこの法律の定めるところに従って、代わりの物の引渡、瑕疵の補修、契約の解除又は代金の減額の責任を負う(第540条)。

買主の契約解除権：引き渡された物に瑕疵があるために売買契約を締結した目的を達することができない場合には、買主は、その契約を解除することができる(第543条)。

土地の面積の過不足に関する特則：

- (1) 特定の土地について、その全面積を指示し、かつ、単位面積あたりの代価を定めて売買が行われたにもかかわらず、現実の面積が指示された面積に不足している場合は、当事者間に別段の合意がない限り、買主は、売主に対して不足分の給付、不足面積に応じた代金の減額、契約の解除および損害賠償を請求することができる。
- (2) 特定の土地について、その全面積を指示し、かつ、単位面積あたりの代価を定めて売買が行われたにもかかわらず、現実の面積が指示された面積を超過している場合は、当事者間に別段の合意がない限り、面積超過を知らず、かつ、知らなかったことについて過失のない売主は、買主に対してその超過面積に応じて代金の増額を請求することができる。
- (3) 特定の土地について、その全面積を指示し、かつ、その全部についての価格のみを定めて売買が行われた場合においては、面積に不足があったとしても、買主は、売主に対して不足分の給付、不足面積に応じた代金の減額、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、売主が面積不足を知っていた場合、売主が面積を保証した場合又は不足面積が20分の1を超える場合には、この限りでない。
- (4) 特定の土地について、その全面積を指示し、かつ、その全部についての価格のみを定めて売買が行われた場合においては、現実の面積が指示された面積を超過しているとしても、売主は、代金増額の請求をすることができない。ただし、その超過が20分の1を超えており、売主がそのことを知らず、かつ、知らなかったことについて過失がない場合には、この限りでない。
- (5) 売主が第2項又は第4項に基づいて代金の増額を請求する場合においては、買主は、契約を解除することができる(第546条)。

\*「売主の義務」については第529条～553条、「買主

の義務」については第554条～第559条、「買戻権の行使による売買契約の解消」については第560条～第565条を参照。

### 消費貸借

消費貸借の定義：消費貸借とは、貸主と呼ばれる当事者の一方が金銭、食料品、穀その他の代替物を一定の期間、借主と呼ばれる他の一方の自由な利用に委ねる義務を負い、借主が、その期間が経過した後に、貸主から受領した物と種類、品質および数量が同等の物を貸主に返還する義務を負う契約をいう(第578条)。

消費貸借契約の成立：消費貸借契約は、貸主と借主の合意のみによって成立する(第579条)。

利息債権：消費貸借契約の当事者は、合意によって、利息の弁済を目的とする債権を成立させることができる。ただし、利息債権を成立させる合意は、借主の署名のある書面によってなされるのでなければ、効力を生じない(第583条)。

法定利率と約定利率：利率は、法律の規定または当事者の合意によって定められる。当事者がその利率を定めていないときは法定利率に従う。当事者の合意によって定められる利率で法定利率を超えるものは、第583条(利息債権)第3項の定める形式に従った書面によって定められるのでなければ効力を生じない(第584条)。

利息の制限：当事者の合意によって定められる利率は第584条(法定利率と約定利率)第2項に定める法定利率を上回ることができるが、制限利率を超えることができない。当事者が制限利率を超える利率を定めたときは、制限利率を超える部分の約定は無効であり、借主は、制限利率によって計算された利息についてのみ弁済する義務を負う(第585条)。(制限利率については「民事適用法第18条」を参照。)

\*消費貸借については第578条～第595条を参照。

### 賃貸借

賃貸借の定義：賃貸借とは、当事者の一方が有償で相手方にある物の使用及び収益をさせる契約をいい、賃貸借の目的となる物には、動産と不動産がある(第596条)。

賃貸借の成立：賃貸借は当事者の一方が相手方にある物の使用及び収益をさせることを約束し、相手方がこれに対して賃料を支払うことを約束することによってその効力が生じる(第597条)。

不動産賃借権の対抗要件:

- (1) 不動産の賃貸借は、賃借人が賃借物の占有を取得し、使用・収益を継続することによって、それ以降にその不動産について物権を取得した者に対して対抗することができる。
- (2) 賃借物を現に占有する賃借人は、賃借権の侵害に対して、所有権者が有するのと同様の返還請求権、妨害排除請求権および妨害予防請求権を行使することができる(第598条)。

賃貸借の存続期間:

- (1) 賃貸借は、その期間を定め、または定めることなしに締結することができる。
- (2) 書面によらない不動産賃貸借は、期間の定めのない賃貸借とみなされる。
- (3) 15年以上の期間の定めのある不動産賃貸借は、第244条(永借権の定義)以下の規定に従う(第599条)。

賃貸人の修繕義務: 賃貸人は賃借物の使用及び収益に必要な修繕を行う義務を負う(第602条)。

賃貸人の保存行為: 賃貸人が賃借物の保存に必要な行為を行おうとするときは、賃借人は拒むことができない(第603条)。

賃借物の瑕疵に対する賃貸人の責任:

- (1) 賃借人が、賃借物の引渡を受ける際に、賃借物が契約書記載の状態に適合しているか否かの点検をしなかったときは、点検すれば容易にわかったであろう契約書記載の状態との違いについて、賃貸人の責任を追及することはできない。
- (2) 賃借物に隠れた瑕疵がある場合において、そのことを賃借人が知らなかったときは、賃借人は、瑕疵の修繕または瑕疵のない物との取り替えを請求すること、および損害賠償の請求をすることができる。
- (3) 修繕、取り替え、賃料減額および解除請求は、賃借人がその事実を知り、または知るべきであった時から1年以内に行使しなければならない(第605条)。

減収の場合の賃料減額請求権および解除権:

- (1) 収益を目的とする土地の賃借人が、不可抗力により、賃料より少ない収益しか得られなかったときは、その収益の額に至るまで賃料の減額を請求することができる。
- (2) 第1項の場合において、賃借人が不可抗力により、引き続き2年以上賃料より少ない収益しか得られなかったときは、賃貸借契約を解除することができる(第606条)。

賃借権の譲渡および賃借物の転貸: 永借権の場合を除いて、賃借人は賃貸人の承諾がなければ、賃借権を譲渡し、または賃借物を転貸することができない(第608条)。

不動産賃貸借の更新拒絶: 不動産賃貸借においては、一方の当事者が相手方に対して、家屋については期間満了の3ヶ月前までに、また、土地については期間満了の1年前までに更新拒絶の意思を表示しないときは、更新に同意したものとみなす。ただし、この場合は更新された賃貸借は、期間の定めのない賃貸借となる(第613条)。

\* 賃貸借については第596条～第621条を参照。

### 使用貸借

使用貸借の定義と成立要件: 使用貸借とは、当事者の一方が無償にて相手方にある物の使用及び収益をさせる契約をいう(第625条)。使用貸借契約は、当事者の一方が無償にて使用及び収益をした後に返還することを約束して相手方からある物を受け取ることによって、その効力が生じる(第626条)。

\* 使用貸借については第625条～第636条を参照。

### 委任

委任の定義: 委任とは、委任者と呼ばれる当事者の一方が受任者と呼ばれる相手方に対して、委任者のために事務処理を行う権限を授与する契約をいう(第637条)。委任は有償または無償とすることができる。有償である意思が表示されない限り、無償委任と推定する(第638条)。委任契約は、当事者の合意のみによって成立する(第639条)。

受任者の引渡義務および損害賠償義務: 受任者は、委任事務を処理するに当たって受取った金銭その他の物を委任者に引き渡さなければならない。また、受任者は、収取した果実も委任者に引き渡さなければならない(第642条)。受任者が委任者に引き渡さなければならない金額またはその利益のために用いなければならない金額を自己のために消費したときは、その消費した日以後の利息を支払わなければならない。なお、損害があったときはその賠償責任を負う(第643条)。

\* 委任については第637条～第651条を参照。

### 請負

請負の定義: 請負とは、当事者の一方の者が合意された仕事を完成する義務を負い、相手方がその仕事の結



果に対して報酬を与える義務を負う契約である(第652条)。報酬は仕事の目的物の引渡しと同時に支払わなければならない。物の引渡しを必要としないときは、請負人は仕事を完成させた後に、報酬の支払を請求することができる(第653条)。

瑕疵のない仕事の完成義務:

- (1) 請負人は注文者に対して、瑕疵のない仕事を完成する義務を負う。
- (2) 仕事は、合意された性質を有しないときに瑕疵があるものとする。性質が合意されていない場合には、仕事が契約において前提されていた使用に適しないとき、または一定の使用が契約において前提とされていない場合には、通常の使用に適しないときに、その仕事に瑕疵があるものとする。
- (3) 請負人が注文とは異なる仕事を製作し、又は製作された仕事が数量不足であるときは、瑕疵があるものとする(第654条)。

仕事の追完請求:

- (1) 仕事に瑕疵があるときは、注文者は請負人に対し、相当の期間を定めて仕事の追完を請求することができる。この場合、請負人は、その選択に従い、瑕疵を修補するか、または仕事をやり直すことができる。
- (2) 請負人は、追完が瑕疵による不利益に比較して過分の費用を必要とするときは、追完を拒絶することができる(第655条)。
- (3) 仕事の追完請求は、1年の期間内に行使しなければならない(第661条)。

\*請負については第652条～第663条を参照。

## 雇用

雇用契約: 雇用契約は、当事者の一方が相手方に対し労務に服することを約束し、相手方がこれに賃金を与えることを約束することにより成立する。労務に服することを約束した当事者を労働者といい、その相手方を使用者という(第664条)。

労働条件の明示: 使用者は、雇用契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。労働条件が事実と相違する場合には、労働者は、即時に雇用契約を解除することができる(第665条)。

労働法の適用: 雇用契約に関しては、この法律に定めるもののほか、労働法の定めるところによる(第668条)。

\*雇用については第664条～第668条を参照。

## 寄託

寄託の定義: 寄託とは、一方の当事者である受寄者が、相手方である寄託者から受け取った物を一定期間保管し、その保管期間の終了後は同一物を寄託者に返還することを約束する契約をいう。特約がない限り、寄託者は受寄者に報酬を支払う義務を負わない。ただし、受寄者が自己の営業として寄託契約を締結した場合または法律に定めがある場合には、報酬について特約をしなかったときでも、受寄者は相当な報酬を寄託者に請求することができる(第669条)。

諾成的寄託契約の効力: 当事者が寄託関係を将来成立させる旨の合意をしたにすぎない場合は、各当事者は、寄託の目的物が引き渡されるまでは、いつでもこの合意を撤回することができる。但し、有償の寄託契約を成立させる約束がなされた場合には、受寄者となるべき当事者は、その約束に反して寄託物の受領を拒否したことによって相手方に損害を与えた場合、受領拒否について相当の理由がない限り、相手方にその損害を賠償する義務を負う(第671条)。

受寄者の義務: 受寄者は、寄託者の承諾がない限り、受寄物を使用することができない(第673条)。

受寄者の責任: 受寄者は、寄託物を滅失または毀損した場合には、その損害を賠償しなければならない。但し、その滅失または毀損につき過失がないことを受寄者が証明したときは、この限りでない。ホテル、宿泊所、飲食店、浴場その他客が集まる施設において、これらの施設の所有者がその客から物の寄託を受けたときは、受寄者は不可抗力を証明しなければ、寄託物についての滅失または毀損についての責任を免れない(第674条)。

高価品の不申告の場合の責任軽減: 寄託者が金銭、有価証券その他の高価品を寄託した場合において、その種類および価格を受寄者に知らせなかったときは、裁判所は受寄者の損害賠償責任を減ずることができる(第676条)。

受寄者の通知義務: 寄託物について権利を主張する第三者が受寄者に対して訴えを提起し、または寄託物を差し押さえたときは、受寄者は遅滞なくその事実を寄託者に通知する義務を負う(第679条)。

寄託者からの返還請求: 当事者が寄託物返還の時期を定めたときであっても、寄託者は何時でもその返還を請求することができる(第680条)。

受寄者からの返還：当事者が寄託物を返還する時期を定めなかったときは、受寄者は何時でもその返還をすることができる。返還時期の定めがあるときは、受寄者はやむを得ない事由がない限り、期限前に返還することができない(第681条)。

返還義務の内容：受寄者は、寄託に際して受領したものと同一の物を返還する義務を負う。受寄者が寄託物の滅失または毀損について責任を負わない場合において、受寄者が滅失または毀損した寄託物の代わりに受け取った保険金その他のものがあるときは、この代位物を寄託者に返還する義務がある(第682条)。

\* 寄託については第669条～第698条を参照。

## 組合

組合の定義：組合契約とは、各当事者がそれぞれ出資をし共同の事業を営むため、法人格を備えない団体を設立する契約のことをいう(第699条)。

組合の設立：組合は、各当事者がそれぞれ出資して共同の事業を営むことを約束することによって設立された団体のことをいう。組合契約の各当事者がなすべき出資は、財産権の他に、労務をもってその目的とすることができる(第700条)。

組合財産の共有：各組合員の出資その他の組合財産は、すべての組合員の共有に属す。組合員は、組合の清算前に組合財産の分割を求めることはできない。ただし、すべての組合員が合意する場合には、清算前であっても分割を求めることができる(第701条)。

\* 組合については第699条～第718条を参照。

## 和解

定義：和解とは、当事者が互いに譲歩してその間に存する争いを終了することを約する契約をいう(第724条)。

和解の目的物：和解をするためには、和解に含まれる目的物を処分する権限を有しなければならない(第725条)。

違約金条項：和解契約には、それを履行しない者に対する違約金の約定を加えることができる(第726条)。

争いの目的である権利等に関する錯誤：当事者の一方が権利の帰属や目的物の価額の算定基礎となる事実を錯誤して和解した場合であっても、当事者が当該権利の帰属又は事実の存否、評価等につき互いに譲歩して和解したときは、当該権利の帰属又は事実の存否、

評価等に関する錯誤を理由に和解を取り消すことができない(第728条)。

\* 和解については第724条～第728条を参照。

## 不当利得

不当利得の要件・効果：法律上の原因がないにもかかわらず、他人の財産又は労務によって利益を受け、それによってその他人に損失を生じさせた者は、その利益の存在する限度において、利益を返還すべき義務を負う(第736条)。

悪意の受益者の返還義務：第736条(不当利得の要件・効果)において利益を受けた者が、法律上の原因がないこともしくは契約が効力をもたないことを知った場合、利益を受けた者は知ったときに存する利益およびその利息を返還する義務を負う。損失が生じた者が損害を被った場合には、利益を受けた者は、その損害を賠償する責任を負う(第737条)。

非債弁済：債務がないにもかかわらず、債務の弁済をした者は、弁済としてなした給付の返還を請求することができる。ただし、弁済の当時、債務がないことを知っていた場合には、弁済をした者は、弁済としてなした給付の返還を請求することができない(第738条)。

\* 不当利得については第736条～第741条を参照。

## 不法行為

故意及び過失の定義：本第16章(不法行為)において、故意又は過失による行為とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 結果の発生を予見しながら、結果発生を認容して侵害行為を行うこと。
- (2) 行為者と同等の職業又は経験のある者ならば通常結果発生を予見できたにもかかわらず注意を怠ったために結果発生を予見せず、かつその結果を回避すべき義務を負っているにもかかわらずその義務に違反した行為を行うこと(第742条)。

一般的不法行為の要件及び立証責任：故意又は過失によって他人の権利又は利益を違法に侵害した者は、それによって生じた損害を賠償する責任を負う。加害者の故意又は過失、加害者の行為と損害発生との間の因果関係及び被害者に生じた損害については、この法律およびその他の法律に特段の定めがない限り、損害賠償を請求する者が立証しなければならない(第743条)。

責任無能力：満14歳未満の者は、不法行為責任を負わ

ない。精神上の障害又はその他の事由により加害行為時に自己の行為の責任を認識し、判断することのできる能力を欠く状態にあった者は、不法行為責任を負わない。ただし、故意又は過失によってその状態を招いたときは、この限りでない(第745条)。

使用者責任：事業の執行のために被用者を使用する者は、被用者が事業の執行につき故意又は過失によって違法に他人に加えた損害を賠償すべき責任を負う。使用者又は代理監督者は、被用者に対して、その過失の程度に応じて求償をすることができる(第747条)。

製造物責任：

- (1) 製造された動産に不当に危険な欠陥が存在し、それによって他人に損害が生じたときは、当該動産の製造業者は、その損害を賠償すべき責任を負う。ただし、当該欠陥が製造当時の科学水準をもってしても認識することが不可能な場合には、この限りでない。
- (2) 欠陥ある部品又は素材を組み込んだ動産の製造業者も、製造業者として損害賠償責任を負う。
- (3) 輸入された動産については、輸入業者を製造業者とみなす。
- (4) 動産に製造業者又は販売者として自己の名称を表示する者は、製造業者とみなす(第751条)。

危険物責任：自動車その他の運送機器、爆発物、放射性物質、有害化学物質、有害微生物、その他高度の危険物を所有し又は管理する者は、その所有又は管理する危険物によって他人に生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、その損害が、不可抗力によって引き起こされた場合又は危険物の管理に瑕疵がなく、かつ、被害者若しくは第三者の行為によって引き起こされた場合はこの限りでない(第752条)。

土地に接着した工作物についての責任：土地に接着した工作物の設置又は管理に瑕疵があり、それによって他人に損害が生じたときは、土地に接着した工作物の管理者及び所有者は、連帯して損害を賠償すべき責任を負う。ただし、管理者は、適正な管理をしていたことを証明した場合には、責任を免れる(第753条)。

正当防衛及び緊急避難の定義：

- (1) 正当防衛行為とは、不正な侵害行為に対して自己又は他人の身体若しくは財産を防衛するためにやむを得ずしてなされた加害行為であって、侵害行為と加害行為が時間的に近接し、かつ、防衛の手段と侵害行為の程度との間に均衡が存する場合をいう。

- (2) 緊急避難行為とは、現在又は急迫の危険に対して自己又は他人の身体若しくは財産を保護するためにやむを得ずしてなされた加害行為であって、保護の手段と危険の程度との間に均衡が存する場合をいう(第755条)。

違法性阻却事由：被害者の同意又は危険の引受がある場合、加害者は免責される。ただし、その同意又は危険の引受が社会的に相当なものでないときは、この限りでない。正当防衛行為又は緊急避難行為によって生じた損害については、防衛行為又は避難行為を行った者は責任を負わない。この場合、それら行為の原因となった違法行為を行った者が責任を負う(第756条)。

金銭賠償の原則とその例外：損害賠償は金銭によることを原則とする。金銭によって適切な救済が得られない場合には、被害者は原状回復又は差し止めを求めることができる。名誉毀損については、損害賠償のほか、被害者は謝罪広告などの名誉回復措置を求めることができる(第757条)。

物の損壊による損害賠償請求：不法行為によって物が損壊したときは、被害者は、損壊した物の価格又はその修理費などの賠償を請求することができる(第759条)。

生命侵害による損害賠償請求：

- (1) 不法行為によって被害者が死亡したときは、被害者は、死亡までに自己に生じた財産的損害と精神的損害について賠償請求権を取得することができる。
- (2) 法律、慣習又は契約により現に扶養義務を負う者が不法行為により死亡したときは、被扶養者は、被害者の死亡によって自己に生じた財産的損害の賠償を請求することができる。
- (3) 不法行為によって被害者が死亡したときは、被害者の配偶者及び1親等の親族その他同居の親族は、被害者の死亡によって自己に生じた精神的損害の賠償を請求することができる(第760条)。

身体侵害による損害賠償請求：不法行為によって身体が侵害されたときは、被害者は、自己に生じる財産的損害と精神的損害の賠償を請求することができる。本条における財産的損害は、すでに支出又は将来支出が予想される医療費、療養中に得られなくなった収入、後遺症によって将来得られなくなる収入などを含む。本条における精神的損害は、療養中及び将来の精神的苦痛などを含む(第761条)。

名誉毀損による精神的損害の賠償請求：不法行為によって名誉が毀損されたときは、被害者は、社会的声価

が低下したことに伴う精神的損害の賠償を請求することができる(第762条)。

\* 不法行為については第742条～第765条を参照。

## 第6編 債務担保

### 総則

物上保証人および第三取得者の定義: 他人の債務を担保するために、自己の財産の上に担保物権を設定する者を物上保証人という。債務者が自己の債務を担保するために設定した担保物権の目的物の譲渡を受けた者を第三取得者という(第766条)。

担保物権の種類: 担保物権は、民法または特別法の定めるものに限られ、そのほかに創設することができない。民法に定める担保物権は、留置権、先取特権、質権、抵当権および譲渡担保権の5種類である(第767条)。

担保物権の目的物: 担保物権は、譲渡することのできない物または権利を目的とすることはできない。ただし、留置権については、譲渡することのできない物についても成立することを妨げない(第768条)。

担保物権の附従性: 担保物権は、現に存在する債務を担保するために成立する。また、将来生ずる債務であっても、それが特定されている場合には、それを担保される債務として、担保物権を設定することができる。被担保債権が要件を欠くために成立しなかった場合には、担保物権も成立しない。被担保債権が無効であった場合、または取り消された場合には担保物権も効力を生じない。被担保債権が弁済、消滅時効その他の事由により消滅した場合には、担保物権も消滅する。但し、この規定は継続的契約から生ずる複数の債権を担保するために設定される根抵当権については適用しない(第769条)。

\* 債務担保総則については第766条～第773条を参照。

### 留置権

留置権の意義: 他人の物の占有者がその物に関して生じた債権を有するときは、その債権の弁済を受けるまでその物を留置することができる。ただし、債権が未だ弁済期にないときは、留置権は生じない(第774条)。

果実からの優先弁済受領権: 留置権者は、留置物より生ずる果実を収受し、他の債権者に優先してこれを債権の弁済に充当することができる(第775条)。

\* 留置権については第774条～第780条を参照。

### 先取特権

先取特権の定義:

- (1) 先取特権を有する債権者は、その対象となっている財産から、他の債権者に優先して弁済を受けることができる。
- (2) 債権者が債務者の総財産の上に有する先取特権を一般先取特権という。
- (3) 債権者が債務者の特定の財産の上に有する先取特権を特別先取特権という。この場合に、債権者が特定の動産の上に有する先取特権を動産先取特権といい、債権者が特定の不動産の上に有する先取特権を不動産先取特権という(第781条)。

物上代位: 先取特権は、その目的物の売却、賃貸、滅失または毀損によって債務者が受け取るべき金銭その他の物に対してもこれを行うことができる。ただし、金銭その他の物が債務者に払渡し又は引渡された後は、これを行うことができない(第782条)。

一般先取特権の意義: 以下に掲げる原因によって生じた債権を有する者は、債務者の総財産の上に先取特権を有する。1) 共益の費用、2) 労働者の債権、3) 葬式の費用、4) 日用品の供給(第783条)。

労働者の債権の先取特権: 労働者の債権の先取特権は、労働者が労働契約に基づいて使用者から受け取るべきすべての債権について存在する(第785条)。

動産先取特権の意義: 以下に掲げた原因によって生じた債権を有する者は、債務者の特定動産の上に先取特権を有する。

- (1) 不動産の賃貸
- (2) 旅客または荷物の運送
- (3) 動産の保存
- (4) 動産の売買
- (5) 種苗または肥料の供給および動物の卵、仔またはその飼料の供給(第788条)

不動産賃貸の先取特権: 不動産賃貸の先取特権は、その不動産の賃貸その他賃貸借関係より生じた賃借人の債務について、賃借人の動産の上に存在する(第789条)。

通常の場合における不動産賃貸の先取特権の目的物の範囲: 土地の賃貸人の先取特権は、賃借地またはその利用のためにある建物に備え付けた動産、その土地の利用に供した動産および賃借人の占有にある土地の果実の

上に存在する。建物の賃貸人の先取特権は賃借人がその建物に備え付けた動産の上に存在する(第790条)。

運送の先取特権: 運送の先取特権は旅客または荷物の運送賃およびこれに付随する費用について、運送人の占有する荷物の上に存在する(第794条)。

不動産の先取特権: 以下に掲げた原因によって生じた債権を有する者は、債務者の特定不動産の上に先取特権を有する。1) 不動産の保存、2) 不動産の工事、3) 不動産の売買(第799条)。

不動産工事の先取特権: 不動産工事の先取特権は、工匠、技師および請負人が債務者の不動産に関してなした工事の費用について、その不動産の上に存在する。第1項の先取特権は、工事によって生じた不動産の価格の増加が現存する場合に限り、その増価額についてのみ存在する(第801条)。

第三取得者への追及力: 先取特権者は、債務者がその動産を第三取得者に引き渡した後はその動産についてその先取特権を行うことができない(第807条)。

\* 先取特権については第781条～第815条を参照。

## 質権

質権の意義: 質権者は、その債権の担保として債務者または第三者から受け取った物を占有し、かつその物について他の債権者に優先して、自己の債権の弁済を受ける権利を有する(第816条)。

物上代位: 質権は、その目的物の売却、滅失または毀損によって設定者が受け取るべき金銭その他の物に対してもこれを行うことができる。ただし、金銭その他の物が設定者に払渡し又は引渡された後は、これを行うことができない(第817条)。

質権の成立と要物性: 質権は、質権を設定した債務者または第三者が質権者にその目的物を引き渡すことによつて成立する(第818条)。

被担保債権の範囲: 質権は、元本、利息、違約金、質権実行の費用、質物保存の費用および債務の不履行または質物の隠れた瑕疵によって生じた損害の賠償を担保する(第820条)。

質権の対抗要件: 動産質権者は、継続して質物を占有しなければ、その質権をもって第三者に対抗することができない(第829条)。

債権の利息: 不動産質権者は、その債権の利息を請求

することができない(第836条)。

存続期間: 不動産質の存続期間は、5年を超えることができない。不動産質の設定契約はこれを更新することができる(第838条)。

権利質の目的: 質権は財産権をもってその目的とすることができる(第840条)。

債権の取立による質権の実行: 質権者は、質権の目的である債権を取り立てることができる。債権の目的が金銭であるときは、質権者は、自己の債権額に対する部分に限って、これを取り立てることができる。債権の目的物が金銭でないときは、質権者は弁済として受け取る物の上に質権を有する(第842条)。

\* 質権については第816条～第842条を参照。

## 抵当権

抵当権の意義: 抵当権者は、債務者または第三者が占有を移転せずに、債務の担保に提供した不動産について、他の債権者に優先して、自己の債権の弁済を受ける権利を有する。永借権および用益権もまたこれを抵当権の目的とすることができる(第843条)。

抵当権の対抗: 抵当権者は、抵当権設定契約が公正証書によってなされ、土地登記簿に登記されなければ、抵当権を設定者以外の第三者に対抗できない(第845条)。

抵当権の効力の及ぶ範囲: 抵当権は、抵当地の上に存する建物を含めて、抵当権の設定時において、抵当権の目的である土地に付加してこれと一体を構成している物に及ぶ。抵当権の設定後に付加された物についても及ぶ(第846条)。

第三者所有建物に対する土地抵当権の効力: 第三者が永借権、用益権または賃借権に基づいて、抵当地の上に建物を所有する場合には、抵当権はその建物に及ばない(第847条)。

抵当権の順位: 数個の債権を担保するために、同一の不動産につき、抵当権を設定したときは、その抵当権の順位は登記の前後による(第851条)。

抵当権不動産の強制売却: 抵当権者は、債務が履行されないときに、裁判所に抵当不動産の強制売却を申し立てることができる(第853条)。

第三者所有の建物の競売:

(1) 抵当権設定後に設定者または第三者が抵当地上に建築した建物について、設定者がその建物を所有し

ているときは、抵当権者は、土地とともにその建物を強制売却することができる。ただし、土地と建物とを合わせた価額が、建物の存在しない土地の価額よりも低いときは、抵当権者は、強制売却に先立って、設定者に対して、建物を除去すべき旨を請求することができる。

- (2) 第三者が永借権、用益権または賃借権に基づいて抵当地上に建物を所有する場合において、永借権、用益権または賃借権を抵当権者に対抗できないときは、抵当権者は、土地とともにその建物を強制売却することができる(第854条)。

**抵当権の譲渡または放棄:** 抵当権者は、同一の債務者に対する他の債権者の利益のために、その抵当権を譲渡または放棄することができる(第860条)。

**抵当権の順位譲渡または放棄および変更:** 抵当権者は、債務者に対する他の抵当債権者の利益のために、その抵当権の順位を譲渡または放棄することができる。また、抵当権者は、他の抵当権者との合意によって抵当権の順位を変更することができる。ただし、その変更について利害関係を有する者がいるときは、その承諾を得なければならない(第861条)。

**抵当権の処分の効力:** 第859条(転抵当)、第860条(抵当権の譲渡または放棄)および第861条(抵当権の順位譲渡または放棄および変更)に定める抵当権の処分は、公正証書によって行い、その付記登記をしなければ効力を生じない。抵当権の処分は、主たる債務者に通知し、またはその債務者が承諾しなければ、これをもってその債務者、保証人、抵当権設定者およびその承継人に対抗できない(第862条)。

**根抵当権の定義:** 抵当権は、債権者と債務者との間において、一定の種類継続的な取引から生ずる不特定の債権を極度額の限度において担保するために設定することができる。この抵当権を根抵当権という。根抵当権によって担保される不特定の債権の範囲は、根抵当権設定契約において定められなければならない(第867条)。

**被担保債権の範囲:** 根抵当権者は、確定した元本ならびに利息その他の定期金および債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部について、極度額を限度としてその抵当権を行うことができる(第868条)。

**被担保債権の範囲の変更:** 根抵当権設定契約の当事者は、合意によって、元本が確定するまでの間において、根抵当権によって担保される債権の範囲を変更することができる。この変更は、元本の確定前に登記をしなければ

ならない(第869条)。

**極度額の変更:**

- (1) 根抵当権設定契約の当事者は、合意によって、根抵当権の極度額を変更することができる。
- (2) 第1項の変更をするには、利害関係を有する者の承諾を得なければならない。
- (3) 第1項の変更は、登記しなければ、第2項の規定により承諾した者以外の第三者に対抗できない(第870条)。

**元本の確定期日:** 根抵当権によって担保される元本については、確定すべき期日を定めることができる。また、定められた期日を変更することもできる。期日は、これを定めた日または変更した日から5年内でなければならない、その期日より前に登記をしなければならない(第871条)。

\* 抵当権については第843条～第887条を参照。

### 譲渡担保権

**譲渡担保権の定義:** 譲渡担保とは、債務を担保するために、債務者または第三者がその有する特定の動産を債権者に譲渡することをいう。この場合において、債務が弁済されたときは、目的物の所有権は設定者に移転する(第888条)。

**譲渡担保権の成立:** 譲渡担保権は、債権者と動産を譲渡担保に提供する債務者または第三者との間の合意によって成立する(第889条)。

**譲渡担保権の対抗力:** 譲渡担保権者は、第229条(占有の移転)の規定に従い、目的物の占有移転を受けなければ、譲渡担保権を設定者以外の第三者に対抗できない(第890条)。

**譲渡担保権の効力の及ぶ範囲:** 譲渡担保権は、譲渡担保権の設定時において、目的物に付加してこれと一体を構成しているものに及ぶ。譲渡担保権の設定後に、付加された物にも及ぶ(第891条)。

**換価処分または確定的譲渡:** 譲渡担保権者は、債務の履行がされないとときに、設定者に通知することにより、目的物を自ら換価処分し、または目的物の所有権を確定的に取得することができる。目的物の価格が弁済すべき債務の額を超えるときは、譲渡担保権者は、その差額を清算金として設定者に支払わなければならない(第899条)。

\* 譲渡担保については第888条～第899条を参照。

## 保証

保証契約の成立：保証は、保証人となる者が債権者に対して、主たる債務者による債務の履行がない場合には、主たる債務者とともその全部または一部を履行することを約束し、債権者がこれを承諾することによって成立する。債権者は、保証人となる者が保証することをその事業の内容としていない場合には、保証人となることについての重要な情報を提供し、保証人となる者に熟慮する機会を与えなければならない(第900条)。

保証契約の要式：書面によらない保証は、いつでも撤回することができる。ただし、保証人が保証債務の履行に任意に着手した場合はこの限りではない。金銭債務の保証において、保証債務の額が保証人の手書きによって記載されていない場合も同様とする。保証に係る書面においては、保証債務の内容が特定されていなければならない(第901条)。

保証の範囲：保証債務は、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるものを包含する(第903条)。

保証人の資格：債務者が保証人を立てるべき義務を負担する場合においては、その保証人は、能力者であり、かつ、弁済資力を備えたものでなければならない。保証人がこの資格を欠くに至った場合、債権者は債務者に対して保証人を第1項の資格を備えたものに代えることを請求できる(第907条)。

連帯保証の意義および連帯保証の原則：主たる債務者と連帯して保証すべき債務を負担する者は、先に主たる債務者に請求すべきことを債権者に求めること、または、主たる債務者に十分な弁済の資力があり、かつ執行が容易であることを証明して、自己に対する執行を免れることはできない(第908条)。

共同保証：数人の者が保証人となる契約においては、それぞれの保証人は、主たる債務の全額について義務を負う(第910条)。

受託保証人の求償権：主たる債務者の委託を受けて保証した場合、主たる債務者に代わって弁済その他自己の出捐によって債務を消滅させた保証人は、主たる債務者に対して求償権を取得する(第911条)。

弁済による代位：主たる債務について弁済その他自己の出捐によって免責を得た保証人は、債権者の有していた保証の対象である債権を取得するとともに、それを担保していた権利を債権者に代わって行使することが

できる(第916条)。

\*保証については第900条～第920条を参照。

## 連帯債務

連帯債務の意義：複数の者が連帯債務を負担するときは、債権者はその債務者のうちのいずれかに対して、または、同時もしくは順次にすべての債務者に対して全部または一部の履行を請求することができる。(第921条)

相対的効力の原則：第924条(請求およびその他の時効中断事由の絶対的効力)～第930条(時効の絶対的効力)に掲げた事項を除き、連帯債務者の一人について生じた事項は他の債務者に対して効力を生じない(第931条)。

弁済した債務者の求償権：連帯債務者の1人が弁済その他自己の出捐により免責を得、かつ他の連帯債務者も免責を受けた場合は、その債務者は、他の債務者に対してそれぞれの負担部分について求償権を取得する(第932条)。

\*連帯債務については第921条～第937条を参照。

## 民法適用法

2007年12月8日付け勅令第NS/RKM/1207/030号により公布された民法第1305条(適用期日等)第1項に定められた民法の適用期日を定め、同条第2項に規定する民法の適用に関し必要な事項を規定することを目的に、2011年5月31日に「民法適用法」が公布された。ビジネスや投資に関連する同法の主な規定は次の通りである。

民法適用法適用期日及び民法適用期日：民法適用法は、全土において施行された日から6ヶ月の期間普及した後に適用される(第84条)。また民法は民法適用法が適用される日から適用される(第4条)。

民法適用法の定める民法適用の原則(第5条)：

- (1) 民法は、別段の定めのある場合を除き、上記適用期日前に生じた事項については適用されない。ただし、適用期日前に成立し、適用期日以降も存続する継続的な法律関係については、適用期日以降は民法の規定が適用される。
- (2) 民法が適用される前にカンボジアの法令又は伝統的な規則により生じた効力については、本法第5章において別段の定めのある場合を除き、適用期日後もその効力が存続する。
- (3) 上記の規定の規定は、適用期日前に生じた事項を

規律すべき法令若しくは伝統的な規則が存在しない場合、又は伝統的な規則を確認できない場合においては、当該事項について、民法の規定を衡平(equity)<sup>1</sup>として適用することがある。

財産目録等の裁判所への提出(第6条):

法人清算時において財産目録等の提出(民法第72条第1項)を行うべき裁判所は法人の主たる事務所の所在地を管轄する始審裁判所とし、提出を受けた裁判所は、必要と認めるときは法人を検査し、清算人に民法第78条(清算中の破産)に定める手続を直ちにとるように命じ、その他清算を迅速かつ公正に行うために必要な処分をすることができる(第6条)。

隔地者への意思表示の伝達(第7条):

隔地者に対してする意思表示は、書留郵便の配達証明書及び裁判所書記官が奥書した書面の写しを用いることにより証明することができる。

確定日付ある証書の定義(第8条):

- (1) 公正証書については、作成日付をもって確定日付とする。
- (2) 公証人又は裁判所書記官が私署証書に、同文書を提示された日付とともに署名を奥書したものについては、その日付をもって確定日付とする。
- (3) 署名者中に死亡した者がある私署証書の場合は、その死亡の日付をもって確定日付とする。
- (4) 確定日付ある証書中に引用された私署証書の場合は、その確定日付ある証書の日付をもって引用された私署証書の確定日付とする。

\* 関連する民法規程

- 第459条(弁済による代位)第3項
- 第503条(指名債権譲渡の對抗要件)第2項
- 第841条(指名債権質の對抗要件)第2項
- 第459条(弁済による代位)第2項
- 第459条(弁済による代位)第2項及び第513条(契約上の地位の譲渡の成立)で準用する第503条(指名債権譲渡の對抗要件)第2項

公正証書(第9条):

- (1) 公証人が作成した公正証書又は私署証書が法律に適合していることを確認した後、公証人がその証書にその旨及び日付を奥書した上で署名した書面

を指す。ただし、民法第336条(申込と承諾による契約成立)及び862条(抵当権の処分の効力)の公正証書については、権限官署が登記手続のために作成した書面でも差し支えない。

- (2) 民法第845条(抵当権の対抗)にいう公正証書とは、権限官署が登記手続のために作成した書面をいう。

特別の占有(第14条):

- (1) 動産占有権証明書又は土地占有使用権証明書が発行された土地については、2001年8月30日の勅令NS/RKM/0801/14により公布された土地法(2001年土地法)及び民法第242条(占有証明書を有する不動産占有者の保護)の規定に従うほか、性質に反しない限り、その証明書が発行された占有権(pokeah)を所有権とみなして民法の規定を適用する。
- (2) 上記の証明書の発行を受けた者又はその譲受人は用益物権又は担保物権を設定することができる。

制限利息等(第17条):

- (1) 民法第585条(利息の制限)第1項にいう制限利率は、年利率10%から30%の範囲内で、司法省令によりこれを定める。
- (2) 金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が司法省令で定める率(上記制限利率の1.2倍から2倍の範囲内で定めることができる)を超えるときは、その超過部分につき無効とする。
- (3) 金銭を目的とする消費貸借契約において遅延損害金について特に定めのない場合は、本条及び民法第585条(利息の制限)の規定は、これらの規定の適用の限りにおいて、遅延損害金を利息とみなし、遅延損害金に適用する。

法人登記の所管(第18条):

法人登記に関する事務は、司法省がこれを管掌する。

\* 但しここでいう「法人」は民法上の法人で非営利法人を指す。営利法人(会社)は従来通り商業省の管轄となる。非営利法人に関し、NGOと民法上の非営利法人の区別は、内務省が起草中のNGO法の内容が確定せず、必ずしも明確ではない。

適用期日前から存続する物権の効力(第38条):

<sup>1</sup> 衡平法(equity)とは、英米法の国々において、コモン・ロー(common law)で解決されない分野に適用される法準則。コモン・ローは、イングランドのコモン・ロー裁判所が下した判決が集積してできた判例法体系であるのに対し、エクイティは、コモン・ローの硬直化に対応するため大法官(Lord Chancellor)が与えた個別的な救済が、雑多な法準則の集合体として集積したものの。



- (1) 民法第3編で定めた物権は、適用期日前に発生したものであっても、適用期日以降は民法に定める効力を有する。
- (2) 本法第80条(土地法の一部改正)の規定に基づく改正前の2001年土地法に基づく長期賃借権、用益権、使用权・居住権又は契約による地役権は、適用期日以降は、それぞれ民法に基づく永借権、用益権、使用权・居住権又は地役権とみなす。この場合において、これらの権利の存続期間は、2001年土地法に基づき設定された日から起算する。

適用期日前からの動産占有(第39条):

適用期日前から動産を占有する者が民法第193条(動産所有権の善意取得)に規定する要件を具備するときは、適用期日においてその動産の上に行使する権利を取得する。この場合、所有権譲渡契約の効力に関しては、民法193条を適用する限りにおいて、民法の規定を適用する。

適用期日前からの長期賃借権の存続期間(第41条):

適用期日前に2001年土地法に基づき設定された長期賃借権で、その残存期間が適用期日において50年を超えるものについては、民法第247条(永借権の存続期間)第1項の規定にかかわらず、約定された期間存続する。ただし、その残存期間が適用期日において99年を超えるものについては、その存続期間は適用期日から99年とする。

登記された使用权および居住権の経過措置(第43条):

2001年年土地法に基づき設定された使用权および居住権が2001年土地法第139条の規定により適用される同法第120条第3項の規定に基づき登記されているときは、その使用权・居住権は、民法第277条(使用权および居住権の対抗要件)の規定にかかわらず、目的物を現実に使用又は居住していなくても、第三者に対抗することができる。

重利<sup>2)</sup>に関する経過措置(第44条):

適用期日前に生じた利息については、民法319条(重利)の規定を適用しない。民法第586条(利息の支払時期および法定重利)第2項の規定も適用されない。

債務不履行に関する経過規定(第45条):

- (1) 適用期日前から債務を負担する者が適用期日後においても債務を履行しないときは、その者は、民

法の規定に従い不履行の責任を負う。債権者が債務の履行を受けることを拒み、又はこれを受けることができない場合にはこの規定が準用される。

- (2) 適用期日前に締結した契約上の債務を適用期日後において履行する場合には、当該債務の履行に関しては、民法中の担保責任に関する規定を適用する。

金銭債務の特則に関する経過措置(第46条):

金銭の支払を目的とする債務を負担する者が適用期日前から債務を履行しない場合においては、適用期日後に発生する損害賠償の額については、民法第399条(金銭債務についての特則)の規定を適用する。

相殺に関する経過措置(第47条):

適用期日前に発生した債務についても、民法の規定に基づく相殺によりこれを免れることができる。双方の債務が適用期日前に互いに相殺の要件を満たしていた場合は、相殺による債務消滅の効果は、適用期日に遡って生ずる。

消滅時効に関する経過措置(第48条):

- (1) 適用期日前に時効により消滅していない債権については、民法中の債権消滅時効に関する規定<sup>3)</sup>を適用する。
- (2) 第1項の規定にかかわらず、適用期日前に進行を開始した消滅時効の期間が民法に定める債権消滅時効の期間よりも長いときは、従前の法規による消滅時効の期間が経過するまでは、債権は消滅時効にかからない。ただし、その残存期間が適用期日から起算して民法に定める債権消滅時効の期間よりも長いときは、その日から起算して民法の規定を適用する。
- (3) 消滅時効の定めのない権利については、適用期日から起算して民法中の債権消滅時効に関する規定を適用する。

利息付き消費貸借契約の経過規定(第51条):

適用期日前に締結された利息付き消費貸借契約の借主が適用期日以降に死亡した場合は、契約及び契約外責任に関する1988年政令第38号(政令第38: DECREE No. 38 DEFERRING TO CONTRACT AND OTHER LIABILITIES)第61条第2文の規定を適用しない。

\* 1988年政令第38号(政令第38)第61条第2文: 債権者が死亡した場合には、債権者は全ての債務の返済を直ちに請求することができ、債務の返済義務

<sup>2)</sup> 利息の元本への組み入れ

<sup>3)</sup> 民法第4編第8条

は死亡者の相続人に移行する。相続人は死亡者の財産から、その財産が分配される前に、残余債務を支払わなければならない。

賃借物に瑕疵があるときの経過措置(第52条)：

適用期日前に締結された賃貸借契約が適用期日後も存続している場合においては、その契約について民法第605条(賃借物の瑕疵に対する賃貸人の責任)の規定を適用する。この場合において、同条第6項に定める期間が適用期日前に進行したときは、その期間は適用期日から起算して1年以内とする。1年の期間が、適用期日の1年前に経過したときは適用しない。

適用期日前からの債務担保(第54条)：

- (1) 民法で定めた担保物権は、適用期日前に発生したものであっても、適用期日以降は民法に定める効力を有する。
- (2) 2001年土地法に基づく質権又は抵当権は、適用期日以降は、それぞれ、民法に基づく質権又は抵当権とみなす。
- (3) 適用期日前に設定された権利質で、適用期日前から第三債務者その他の第三者に対して対抗することができるものは、適用期日後においても第三債務者その他の第三者に対して対抗することができる。
- (4) 政令第38号に基づく担保個人財産(secured personal property)は、適用期日以降は、民法に基づく動産質とみなす。

質(gage)の取扱い(第55条)：

- (1) 2001年土地法に基づく質(gage)は、適用期日以降は、民法に基づく抵当権とみなす。
- (2) 質(gage)の設定登記は、第1項の規定によりみなされた抵当権についての設定登記とみなす。
- (3) 質(gage)の権利者は、設定者に対し、適用期日後速やかに所有権を証明する証書を返還しなければならない。

登記未了の担保物権設定契約の取扱い(第56条)：

- (1) 2001年土地法第207条に規定する公正証書により質権の設定契約が締結され、目的物の引渡しを完了したものの、適用期日前に登記がされていない場合には、適用期日から質権としての効力を生ずる。
- (2) 2001年土地法第201条に規定する公正証書により抵当権の設定契約が締結されたものの、適用期日前に登記がされていない場合には、適用期日から抵当権としての効力を生ずる。
- (3) 2001年土地法第220条に規定する公正証書により

質(gage)の設定契約が締結されたものの、適用期日前に登記がされていない場合には、適用期日において抵当権の設定契約が締結されたものとみなす。

- (4) 第3項の規定によりみなされた抵当権について、その設定登記がなされたときは、権利者は、設定者に対して所有権を証明する証書を返還しなければならない。

不動産質の存続期間(第57条)：

適用期日前に設定された不動産質でその残存期間が適用期日において5年を超えるものについては、その存続期間は、適用期日から5年とする。

包括根保証の確定(第58条)：

適用期日前に、主たる債務の発生基礎となる継続的法律関係が特定されないものとして根保証契約が締結されている場合においては、その根保証契約の被担保債権の元本は、適用期日において確定する。

民法の適用期日より前になされた担保取引の効力(第73条)：

適用期日より前に担保取引法(2007年5月22日付け勅令第NS/RKM/0507/012号により公布されたLaw on Secured Transaction)の規定によりなされた取引は、適用期日以後においても、その効力を有する。

民法の取引への転換(第74条)：

第73条の取引が民法の定める要件を満たしている場合において、適用期日から6か月以内に、当事者が民法の規定による取引に転換する旨の意思を表示したときは、適用期日に民法の規定による取引をしたものとみなす。ただし、第三者の権利を害することはできない。この場合、転換された取引の当事者は担保取引法による取引の効力を主張することができない。

担保取引法の取引と民法の取引の優劣(第76条)：

同一の目的物に関して、担保取引法の規定によりなされた取引と民法の規定によりなされた取引とが両立し得ないときは、第三者に対して、当該取引を対抗することのできる時点の先後によってその優劣を決定する。

善意者の保護(第77条)：

第76条の規定に拘わらず、民法193条(動産所有権の善意取得)および194条(盗品、遺失物の譲渡)は適用される。

「契約及び契約外責任に関する政令」の廃止(第79条)：  
1988年10月28日付けの「契約及び契約外責任に関する

る政令一法第38KR CH号(政令第38: DECREE No. 38 DEFERRING TO CONTRACT AND OTHER LIABILITIES)は、適用期日から効力を失う。ただし、同令第83条から第88条までの規定は、適用期日後も別に法律に定める時まで、なおその効力を有する。

2001年土地法の一部改正(第80条):

民法適用法により2001年土地法に30カ所の修正・削除が加えられている。全修正箇所についてはCDCホームページ(www.cambodiainvestment.gov.kh)の「法律・法令」の項の「民法」(民法適用法\_110531・第80条)および「土地」(Land Law\_010430)を参照。そのうち主な変更は以下の通りである。

- 第244条第2項中「この法律第65条の規定により権限があるとされた者による売買、贈与、交換、相続の文書(documents of sale, gift, exchange, succession made by any person authorized by article 65 of this law)」を「権限当局により一定の方式で記載された文書(documents in the authentic form drawn up by the competent authority)」に改める。
- 第245条を次のように改める。  
「不動産所有権を移転する契約は、その契約を登記簿に登録するためには、権限当局により一定の方式で記載された書面により作成しなければならない。(The contract for the transfer of ownership of immovable property shall be made in writing in the authentic form drawn up by the competent authority in order to the contract be registered with the Cadastral Registry Unit.)」

民法の一部改正(第81条):

民法適用法により「民法」に38カ所の修正・削除が加えられている。全修正箇所についてはCDCホームページ(www.cambodiainvestment.gov.kh)の「法律・法令」の項の「民法」(民法適用法\_110531・第80条)および(民法)を参照。そのうち主な変更は以下の通りである。

- 第242条(占有権証明書<sup>4</sup>を有する不動産占有者の保護)第1項及び第3項中「不動産占有権証明書<sup>5</sup>」の次に「または土地占有使用権証明書」を加える。
- 第428条(詐害行為取消の要件)第1項中「その債権」を「債権者」に改め、「債務者の行為によって利益を受けた者」の後に「またはこの者からの転得者」を加える。

- 第528条(所有権の移転)第1項中「第138条(合意による物権変動)、第134条(物権変動の對抗要件)、第135条(合意による不動産所有権の移転における効力要件)、第160条(不動産所有権の取得)及び第187条(動産所有権の取得)の定める一般原則」を「第133条(合意による物権変動)から第135条(合意による不動産所有権の移転における効力要件)までに定める一般原則」に改める。
- 第539条(瑕疵なき物の引渡義務)第2項第3号中「買主に対して」を「売主に対して」に改める。
- 第605条(貸借物の瑕疵に対する貸借人の責任)第4項中「第1項に定める請求」を「第2項に定める請求」に改める。
- 第791条(貸借権の譲渡・転貸の場合における不動産賃貸の先取特権の目的物の範囲)第2文中「譲受人または転借人」を「譲渡人または転貸人」に改める。
- 第861条(抵当権の順位譲渡または放棄および変更)第1項第1文中「他の債権者の利益のために」を「他の抵当権者の利益のために」に改める。
- 第922条(連帯債務の成立)第3項中「他の債務者の同意なくして」を削る。

### 3.3 経済運営原則

カンボジア憲法第56条には、カンボジアが市場経済主義を採ることが宣言されている。また第61条では、水、電気、道路、運輸手段、近代的技術、信用制度に関する政策に注意を払いつつ、農業、手工業、工業を中心に全てのセクターや遠隔地の経済開発を促進することが謳われている。

1994年に発出された全ての省・市長宛の商業省告示63号(Circular No.63)は、次のような市場標準やガイドラインを遵守するよう指示している。

- 全ての物品の価格は買い手と売り手間の相互の交渉で取り決められるべきである。
- 国家は取引業者間の自由な競争を許諾する。
- 国家は取引業者に物品の自由な移動を保証する。

改正投資法の第10条もまた、政府は適格投資プロジェクト(Qualified Investment Projects: QIPs)の製品の価格やサービスの費用に対し統制を行なうことはない<sup>6</sup>と定めている。このようにカンボジアは経済やビジネス活動に対し、最

<sup>4</sup> 日本語版の「占有証明書」、クメール語では「占有権証明書」となっており、不動産占有権証明書及び土地占有使用権証明書の両方を含む表現になっている。

<sup>5</sup> 日本語版の「占有証明書」は、クメール語では「不動産占有権証明書」となっている。

も開放的かつ自由な基盤を提供している。

### 3.4 会社制度

#### 会社に関する法制度

「商業規則と商業登記に関する法律」(Law Bearing upon Commercial Regulations and the Commercial Register)は1995年5月に制定され1999年11月に改正されているが、この法律によって、「取引業者」・「貿易」・「通商行為」等の内容が定義付けられ、外国企業を含む会社の義務と商業登記手続きが定められている。

「会社法」(Law on Commercial Enterprise)は2005年4月26日に国民議会で採択され、2005年5月19日にカンボジアで最初の包括的な会社法として公布され、「パートナーシップ」(一般パートナーシップと限定パートナーシップ)、「有限責任会社」(私的有限責任会社と公開有限責任会社)、「外国企業」に対して適用されている。

「パートナーシップ」及び「会社」は、登録事務所とカンボジアの法的資格のある自然人である登録代理人を継続して保持すると同時に、その事務所の住所と代理人の姓名を登記官に登記する必要がある(同法第3条)。また各事務所ではクメール語の名称を上部に掲げ、かつ他の言語による名称よりも大きな表示をすることが求められている(同法第5条)。

#### 有限責任会社(Limited company)

「会社法」では、カンボジアにおいて事業を行なう際に「私的有限責任会社」(private limited companies)と「公開有限責任会社」(public limited companies)の二つの形態の有限会社の設立を認めている(第85条)。

#### 有限責任会社の種類

- 私的有限責任会社  
私的有限責任会社は下記のような特徴を有する有限責任会社の一形態である(同法第86条)。
  - 株主数: 2名~30名。
  - 一人の株主によって設立される私的有限責任会社は「単独株主有限会社」(Single Member Limited Company)と称する。
  - 株式の一般公開はしない。
  - 発行済み株式の譲渡制限有り。
  - 商業省の省令に定める形式に従い登記された場合において「私的有限責任会社」と見做される。
- 公開有限責任会社  
公開有限責任会社とは会社法により株式の一般公開

を認められた有限責任会社を指す(同法第87条)。

#### 有限責任会社の設立

一人ないしは複数の法的行為能力を有する自然人または法人は、会社定款(Articles of Incorporation)を商業省の担当官に届け出ることにより有限責任会社を設立でき(同法第91条)、定款登録後に「会社設立証明」(Certificate of Incorporation)が商業省より発行される(同法97条)。会社登記の日をもって会社は公的存在となり法人格を獲得することになる(同法第98条)。

#### 株式

会社は額面4,000リエル(約1米ドル)以上の株式1,000株以上を発行する必要があり、定款に定めのない限り、全て同種株とし、株主の権利は平等である(同法第144条)。株主の会社に対する責務は、引き受け株式の金額に限定される(同法第147条)。全会一致原則の取り決めがある場合には、株式の券面にその旨表記することが必要となる(同法第223条)。

#### クメール国籍

会社は事業の場と登録事務所をカンボジアに有し、かつ51%以上の議決権を、クメール国籍を有する自然人または法人が所有する場合において、カンボジア国籍の会社と見做される(同法第101条)。

#### 記録義務

会社は次の文書を記録し、登録住所で保管しなければならない(同法第109条)。

- 定款・会社規則及びそれらの修正文書
- 株主総会議事録及び決議
- 法により、発出・保管することが義務付けられた全ての通知のコピー
- 株式登録

上記文書記録に加え、各会計年度終了時から10年間、会計記録を作成・保管しなければならない(同法第113条)。

#### 取締役

私的有限責任会社は一人以上の取締役を有し、公開有限責任会社では最低3人の取締役を選任することを要する。株主は通常決議により取締役を選任し(同法第118条)、取締役会は役員間における多数決で会長を選任する(同法第127条)。取締役の任期は2年間で、再任は可能である(同法第121条)。18歳以上で法的行為能力を有する者は取締役に選任することができる(同法第120条)。

### 取締役会

取締役会は会社のビジネスと業務を司る。取締役は定款に基づき、次のような権限を執行する(同法第119条)。

- 各職員の任命と配置転換、職務権限の決定、給与及び他の報酬の決定
- 手形、社債、その他の会社の債務証券の発行
- 定款改定・削除、他社との吸収・統合に関する株主に対する提議
- 会社の解散・清算等の株主への提議等

### 合併

2社またはそれ以上の会社は、一つの会社として合併し、または新会社を設立するために統合することが出来る。被吸収会社の法人格は、商業省が存続会社に対して「合併証明書」(Certificate of Merger)を発行した日に消滅する(同法第241条)。合併を提議した各社の取締役会は、取締役の多数決により、合併契約を承認する決議をなすことを要する(同法第242条)。合併手続きの詳細は同法第243条から第250条に記載されている。

### 解散及び清算

株式を発行していない会社は全ての取締役の決議により何時でも解散することができ、資産及び負債を有しない会社も株主の特別決議で解散することが出来る。会社は商業省の企業管理部署に解散規約を送付し、これを受領後商業省は「解散証明書」(Certificate of dissolution)を発行する(同法第251条)。

取締役または年次株主総会における議決権を有する株主は、会社の自発的清算または解散を提案することができる(同法第252条)、その場合の手続きについては同法第252条から257条に記載されている。

解散及び清算に関する条項は、裁判所に破産を申し立てた会社には適用されない(同法第258条)。

### パートナーシップ(Partnership)

パートナーシップは二人またはそれ以上の関係者間の契約であり(同法第8条)、パートナーシップ契約は口頭ないしは書面によりなされる(同法第9条)。

#### 一般パートナーシップ

一般パートナーシップは、それが登記されたときに法人格を得、次に記載する権利を有する(同法第12条)。

- 自己の名前により動産・不動産を所有し得る。
- 自己の名前により取引を為し得る。

- 自己の名前により契約を為し得る。
- 自己の名前により訴訟をすることを得、また訴訟に応じることができる

各パートナーはパートナーシップから生じる利益・損失を分配する(同法第23条)が、全てのパートナーは、共同または個別に債務を負担する。債権者である第三者は、各パートナーに対して債務執行を求める前に、「パートナーシップ」全体とその財産に対する執行を求めなければならぬ(同法第42条)。

#### 限定パートナーシップ

限定パートナーシップは、一人または複数の一般パートナーと一人または複数の限定パートナー間の契約である。一般パートナーは、パートナーシップを運営し拘束されることを認められた人であり、限定パートナーはパートナーシップの資本充実に對してのみ拘束を受ける(同法第64条)。

各限定パートナーは持分に應じて利益を受け取るが、債務については出資に同意した金額又は資産の価値を限度として責務を負う(同法第71、72条)。一般パートナーは、第三者に対して共同、または個別に負債に対する責務を負う(同法第75条)。

### 外国企業

#### 外国企業の定義

外国企業とは、外国の法律に基づき設立され、カンボジアに拠点を有しビジネスを行なう法人を指す(同法第270条)。外国企業は次の形態によりカンボジアでビジネスを行なうことができる(同法第271条)。

- 商務代表事務所(Commercial representative office)、商務連絡事務所(Commercial relations office)または代理店(Agency)：駐在員事務所(Representative Office)の総称
- 支店(Branch)
- 子会社(Subsidiary)

駐在員事務所及び支店は親会社の代理機関であり、親会社と異なる法人格を有することはない。

外国企業が下記業務を行なう場合には、ビジネス行為を行なっている(“doing business”)ものと見做される(同法第272条)。

- 1ヶ月以上にわたり、製造・加工・サービス供与のために事務所その他の場を賃借する場合
- 1ヶ月以上にわたり、自己のために他人を雇用する場合

- カンボジアの法規により外国人または外国法人に認められた行為を行う場合

### 駐在員事務所

商務駐在員事務所または商務連絡事務所はカンボジアにおいて次の業務を営むことが出来る(同法第274条)。

- 親会社への紹介を目的とする顧客との接触
- 商業情報の調査と当該情報の親会社への供与
- 市場調査の実施
- 展示会での物品の売り込みと自己の事務所または展示会でのサンプル・商品の展示
- 展示会に向けた物品の購入と保管
- 事務所の賃借と雇員の雇用
- 親会社の代理としての現地顧客との契約行為

駐在員事務所は、カンボジアにおいて定期的な商品の売買行為、サービスの提供、製造、加工、建設業務を行なってはならない。駐在員事務所は親会社の判断で閉鎖できる(同法第277条)。

### 支店

支店は駐在員事務所と同様の業務を行なうことができる。さらにカンボジアの法令により外国人または外国法人に対して禁止されている行為を行わない限りにおいて、内国企業と同様に、定期的な物品及びサービスの売買、製造、加工、建設に従事し得る(同法第278条)。支店の資産は親会社の資産であり、親会社は支店の債務に対して責任を負う(同法第279条)。支店は親会社の判断により閉鎖し得る(同法第282条)。

### 子会社

子会社は、外国企業の最低51%の出資によってカンボジアに設立される外国企業であり(同法第283条)、親会社とは異なる法人格を有する(同法第284条)。

子会社は、パートナーシップまたは有限責任会社として設立でき(同法285条)、カンボジア法令により外国人または外国法人に対して禁止されている業務を除き、内国法人と同様の業務を行なうことができる(同法第286条)。

## 3.5 貿易及び通関制度

### 貿易業務に関する法制度

2000年1月に「商業会社の貿易業務に関する省令(Prakas on Trading Activities of Commercial Companies)」が商業省により発出され、商業省に登録したカンボジア企業及び外国企業は自由に貿易業務に従事することが

可能になっている(同令第1条)。ただし「改正投資の施行に関する政令No.111」により、商業行為、輸入、輸出、卸業、小売業、免税店等への投資については投資優遇措置が適用されないことが規定されている。(同令付属文書I、Section 2)。

### 税関に関する法制度

「税関法」が2007年7月25日に施行されたが、同法の目的は下記の通りである(同法第1条)。

- 輸入及び輸出貨物に係る管理並びに関税、内国税及び手数料の徴収する権限を付与すること
- 輸入及び輸出貨物の運送、蔵置並びに積替えに係る管理を行う権限を付与すること
- 不正行為及び密輸を防止並びに摘発すること
- カンボジア王国政府の国際通商政策に寄与すること
- 税関の管理及び貿易円滑化に係る国際標準並びにベスト・プラクティスの適用を促進すること

### 税関法の一般条項

関税消費税局は、この法律を所管し、執行する責任を有する。また、同局は、経済財政省の直接の監督の下でその任に当たる(同法第1条)。

関税領域には、カンボジア王国の領土、領海、領空及び沖合の諸島を含む。カンボジア王国政府は、全て又は一部の税関手続きを要しない自由貿易区を設置することができる(同法第2条)

この法律は、「関税領域に等しく、すべての者に等しく、国家が輸入若しくは輸出する又は国家に裨益する目的で輸入若しくは輸出される貨物に対しても例外なく」適用される(同法第3条)。

すべての輸入及び輸出貨物は、この法律の規定の対象となる。関税領域を入り又は関税領域から出る貨物は、関税率表に定められた輸入関税及び内国税又は輸出関税及び内国税の対象となりうる。関税率表の制定及び適用は、政令により定める(同法第5条)。

他国政府がカンボジア向け輸出に対して支給する補助金の交付を受けた貨物又は国内市場へ不当廉売された貨物の輸入が増加することより、国内生産者が損害を被る場合、王国政府は政令により、国内の生産者を保護するため関税率を引き上げる措置を講じる(同法第7条)。

王国政府は政令により、以下に掲げる目的のため、定められた要件に従い、特定の貨物の輸入若しくは輸出を禁止又は制限する。

- 国家の安全保障

- 公序良俗
- 人・動物・植物の健康及び生命の保護
- 芸術的・歴史的又は考古学的価値を有する国家財産の保護
- 天然資源の保護
- 国内法令の順守の確保
- 国連憲章に基づく義務の履行

密輸及び不正行為を取り締まるため、経済財政大臣は省令により、この法律の目的に応じて、要注意品目又は高関税率適用品目を特別に指定し、当該貨物の運送、流通、蔵置及び所有についてより厳格に管理及び制限する(同法第8条)。

### 輸入

輸入貨物は、税関官署又は関税局長の定めるその他の場所に届け出なければならない。経済財政大臣は省令により、輸入貨物の届け出に係る時期、方法、書類要件、状況及び例外事項を定める(同法第10条)。

輸入貨物については、以下に掲げる者が法定ルート沿いの最寄りの税関官署に届け出なければならない。

- カンボジアに到着した者が現に所持している又はその者の携帯品の一部をなす貨物の場合には、その所持人
- 国際宅配便や郵便により輸入される貨物の場合には、カンボジアに貨物を輸出した者
- 本項のa号及びb号に規定する貨物とは別に、カンボジアに到着した輸送機関(軍の輸送機関を含む。)に積載された貨物の場合には、輸送機関の責任者
- 他人に代わり輸入する貨物の場合には、その代理人

本条において貨物の届け出を行う者は

- 貨物に関して税関職員が行う質問に誠実に答えなければならない。
- 税関職員から要請がある場合、関税消費税局長の定める方法により税関が検査できるように貨物を取り揃えなければならない。(同第11条)

カンボジアに到着後、この法律に従い、貨物の届け出を行わない限り、何人も運送手段から貨物を荷卸ろしてはならない(同法12条)。

税関は、以下に掲げる目的のため、税関の管理下において税関手続きを終えた時には、関税、内国税及びその他手数料の納付前であっても、第10条に規定する貨物を通関地域から引取することを承認することができる(同法第13条)。

- 一時保管施設に蔵置するため、

- 保税倉庫に蔵置するため、
- 税関に承認されたルートを通り、承認された期間内に、関税領域内の目的地へ運送(通過、積替え、税関官署及び保税倉庫間の運送を含む)するため輸入貨物が、輸入時に再輸出されることが疎明された場合、税関は一時輸入許可を付与し、当該貨物の引き取りを認める。一時輸入貨物は、一時輸入許可の要件が充足されるまでの間、税関の管理下に置かれる(同法第15条)。

### 輸出

輸出貨物は、税関官署及び関税局長の定めるその他の場所に届け出なければならない。経済財政大臣は省令により、輸出貨物の報告、流通、蔵置及び運送に係る時期、方法、文書要件、場所並びに例外事項を定める(同法第16条)。

### 関税分類、原産地、通関価格

#### (Tarriff Classification, Origin and Customs Value)

税関申告書に記載すべき輸入貨物の関税分類、原産地及び課税価格は、以下の規定に従い申告しなければならない(同法第18条)。

- 関税分類及び原産地
  - 輸入貨物の税関申告書を作成する者(以下、申告者(輸入者又はその代理人を含む。))という。)は、関税及び内国税の税額計算を行うために、輸入貨物の関税分類及び原産地を申告しなければならない。税関は、輸入貨物の関税分類及び原産地を検証する。
  - 申告者は、この法律の第51条及び第52条の規定を順守しなければならない。
  - 税関は、申告内容の適否を確認するために、申告者に証拠書類(申告書又は法令によって要求される必要書類を含む。)の提出を求める。税関は、左記の証拠書類が提供されるまで貨物の引取りを認めない。
  - 税関は、税関申告書の登録日から三年以内であれば、輸入貨物に係る事後調査、反則調査、検査及び審査を行ったうえで、申告された関税分類及び原産地の再決定を行い、その旨を通知する。当該通知には、関税分類及び原産地に係る再決定の理由を記載する。
  - 本条における事後調査、反則調査、検査又は審査において不正行為が判明した場合、税関申告書の登録日から十年以内であれば、調査等の対象となった貨物に関して再決定に係る通知を行うことができる。
  - 当該通知に基づき、不足関税、内国税、その他手

数料及び反則金を税関に納付しなければならない。

- 当該通知に基づき、税関は、申告者が過誤納付した関税、内国税、手数料及び罰金を還付する。

b. 課税価格

- 輸入貨物の税関申告書を作成する者(以下、申告者(輸入者又はその代理人を含む。))という。)は、この法律の第21条の規定に従い、関税及び内国税の税額計算のために輸入貨物の課税価格を申告しなければならない。税関は輸入貨物の課税価格を検証する。
- 申告者は、この法律の第51条及び第52条の規定を順守しなければならない。
- 申告者は、関税及び内国税の納付のために正確に課税価格を申告する責任を有しており、税関が輸入貨物の課税価格を検証し、正確に決定することができるように、すべての情報(インボイス及びその他書類を含む。)を開示しなければならない。
- 税関は、申告内容の適否を確認するために、申告者に証拠書類(申告書又は法令によって要求される必要書類を含む。)の提出を求める。税関は、左記の証拠書類が提供されるまで貨物の引取りを認めない。
- 税関は、税関申告書の登録日から三年以内であれば、輸入貨物の事後調査、反則調査、検査及び審査を行ったうえで、申告された課税価格の再決定を行い、その旨を通知する。当該通知書には、課税価格に係る再決定の理由を記載するものとする。
- 税関は、申告された課税価格がこの法律の第21条の規定に従っていない又はその他理由により正しくない場合、申告された課税価格を修正する。
- 本条における事後調査、反則調査、検査又は審査において不正行為が判明した場合、税関申告書の登録日から十年以内であれば、調査等の対象となった貨物に関して再決定に係る通知を行うことができる。

c. 不足申告額等の自主申告

- 申告者(輸入者又は通関業者を含む。)は、輸入貨物に係る不足税額等を税関に自主的に申告することができる。当該自主申告が当初申告書の登録日から1年以内に行われる場合、反則金は課さない。

d. 輸出者及び輸出貨物

- 本条第1項a号及びc号の規定は、輸出貨物にも適用する。

輸入又は輸出の目的のために、貨物は関税分類され、この法律又は他の法令で特別に免除されていない限り、関税、内国税及びその他の手数料は関税表に基づき計算される。

経済財政大臣は省令により、関税分類に関する規定

を定める(同法第19条)。

輸入については、貨物の原産地に従い、関税及び内国税を徴収する。自然物の原産地は、それらが採取又は収穫された国をいう。他国の原材料を使用せず、一つの国で製造された製品は、製造した国を原産国とする。他の国で採取、収穫又は製造された材料を使用して一の国で生産された貨物の原産国の認定に係る関税が従うべき手続きは、経済財政省の省令により定める。原産地及び貨物が原産地から輸入国へ直送されたことが適切に証明された場合、輸入貨物は最恵国待遇を享受する。経済財政大臣は省令により、原産地証明の提出要件及び提出を要しない場合について定める。原産国とは、貨物を関税領域に向けて直接積み出した国をいう(同法第20条)。

輸入貨物の課税価格は、以下の規定に従い決定する(同法第21条)。

- a. 物の課税価格は、取引価格とする。取引価格とは、カンボジアへ輸出のために販売されたときに現実に支払われた又は支払われるべき価格を本条第1項h号の規定により発出される省令に基づき調整した価格をいう。
- b. 輸入の課税価格が本条第1項a号の規定より決定できない場合、課税価格は同一貨物の取引価格とする。
- c. 輸入貨物の課税価格が本条第1項a号及びb号の規定より決定できない場合、課税価格は類似貨物の取引価格とする。
- d. 輸入貨物の課税価格が本条第1項a号、b号及びc号の規定より決定できない場合、輸入貨物の課税価格は逆算方式により決定する。
- e. 輸入貨物の課税価格が本条第1項a号、b号、c号及びd号の規定より決定できない場合、輸入貨物の課税価格は積算方式により決定する。
- f. 輸入者が要請する場合には、本条第1項d号に先だつてe項を適用する。
- g. 輸入貨物の課税価格は、本条第1項a号、b号、c号、d号及びe号の規定に原則より決定できない場合、関税領域内で入手可能な情報に基づき、本条第1項a号、b号、c号、d号及びe号の原則及び規定に適合する合理的な方法により課税価格を決定する。
- h. 経済財政省は省令により、課税価格の決定に係るすべての事項を定める。

輸出貨物の課税価格は、輸出地における貨物の価格でなければならない。輸出貨物の課税価格は、貨物の価格に、国境線を到達するまで要する運送費用及び



輸出業務費用(輸出業者が領収書を有する輸出税、内国税及び手数料を除く。)を加えた額とする(法第22条)。

#### 免除措置、一部免除措置及び関税等の払い戻し

輸入及び輸出される貨物の課税価格は、リエル通貨で申告しなければならない。貨物の総額がリエル通貨以外で表示されている場合、適用される為替相場はカンボジア中央銀行が定める為替相場とする。適用すべき為替相場がカンボジア中央銀行の為替相場表にない場合、税関が為替相場を定める(同法第23条)。

この法律の第18条第1項a号又はb号の規定により発出される通知書に記載する関税分類、原産地又は課税価格の再決定及び理由に異議ある者(輸入者又はその代理人を含む。)は、当該再決定通知書を受け取った日から30日以内に税関長に対し文書により当該再決定に異議申立てをすることができる。課税価格が異議申立ての対象である場合、輸入者が関税額及び内国税額の納付を保証する担保を提供すれば、関税及び内国税を納付することなく、税関から貨物を引取ることができる課税価格が異議申立ての対象である場合、輸入者が関税額及び内国税額の納付を保証する担保を提供すれば、関税及び内国税を納付することなく、税関から貨物を引取ることができる(同法第24条)。

輸入関税及び内国税は、通過又は積替えを目的に関税領域に持ち込まれる貨物には課さない(同法第25条)。

輸入関税及び内国税は、外国の外交官や領事、国際機関や外国政府の技術援助機関の貨物、カンボジアを原産地とする又は関税及び内国税が既に納税された貨物であって、輸出された後、再輸入され、かつ、価値が付加されていない貨物、カンボジアの他の法令で免除措置を認められている輸入貨物等に対しては免除される(同法第26条)。

農業用種苗や繁殖用動物、一時輸入貨物、カンボジアの他の法令で定められている貨物や原材料に関して、輸入関税及び内国税を軽減する(同法第27条)。

#### 通関申告

輸入又は輸出される貨物は、関税及び内国税を免税されるか、否かに拘わらず、税関申告の対象となる(同法第29条)。

輸入及び輸出される貨物は、所有者又は所有者から委任を受けた者が申告しなければならない(同法第31条)。

通関業を業として行うのでなければ、何人も自身の事業のために税関申告をすることができる(同法第33条)。

貨物の輸入者又は所有者は、輸入関税及び内国税を

納税する義務を負う。貨物の輸入者又は所有者の所在が不明な場合、通関業者が輸入関税及び内国税の納税義務を負う輸入者または貨物の所有者は関税その他の税を支払う義務を負う。一時蔵置施設又は保税倉庫に貨物を蔵置する場合、貨物を再輸出するために、一時輸入するために、国内消費を目的に輸入するために若しくは別の承認蔵置施設へ運送するために承認を得るまで又は税関の承認を受けて廃棄するまで、施設等の管理者が輸入関税、内国税及び手数料のほか、罰金を科す場合には当該罰金についても納付する義務を負う(第35条)。

貨物の輸出者又は所有者は、輸出関税及び内国税の納税義務を負う。輸出者又は所有者の所在が不明な場合、通関業者が、輸出関税及び内国税の納税義務を負う。一時蔵置施設又は保税倉庫に貨物を蔵置する場合、施設等の管理者が、輸出関税及び内国税の納税義務を負う(同法第36条)。

#### 税関による一時蔵地(Customs Temporary Storage)と保税倉庫(Customs Bonded Warehouse)

一時蔵置とは、税関手続きを完結するまでの間、承認された施設において税関の管理の下で貨物を蔵置することをいう。一時蔵置施設の運営を行うための承認は、経済財務大臣が付与する。当該承認には、施設の所有者及び管理者が順守すべき要件(施設の場所、建物、建物の配置並びに貨物の取扱い及び管理に係る手続きを含む)を定める(同法第43条)。

「保税倉庫」とは、貨物を税関の管理下において一定期間蔵置する施設をいう。保税倉庫に貨物を蔵置することで、貨物に係る関税、内国税及び制限の適用が一時的に停止される。保税倉庫は、以下に掲げる三種類に大別される(同法第44条)。

- 公営倉庫: 経済財務大臣により認可され、政府機関又は個人が運営する倉庫をいう。貨物を蔵置する権利を有する者誰もが公営倉庫を利用できる倉庫をいう。
- 私営倉庫: 税関長により認可され、特定の者が自身の特定の目的(免税店の運営を含む。)のためにのみ使用する倉庫をいう。
- 特別倉庫: 税関長により認可され、危害や他の貨物の品質に影響を及ぼす可能性のある又は特別な保管施設を必要とする貨物向けの倉庫をいう。

保税倉庫の認可には、施設の所有者及び管理者が順守すべき要件(施設の場所、建物、建物の配置及び貨物の取扱い及び管理に係る手続きを含む)を定める。保税倉庫に係るすべての費用(維持修繕費を含む)は、施設の所有者又は管理者が負担するものとする(同法第44条)。

貨物は、届け出が登録された日から二年間を限度として保税倉庫に蔵置することができる(同法第46条)。

経済財政大臣は、ある一定の要件の下に貨物の加工又は製造を目的とした保税製造倉庫(Customs Manufacturing Bonded Warehouse)の設置を認める。保税製造倉庫に搬入される貨物については、法律に別段の定めがない限り、輸入関税及び内国税の課税を留保する(同法第49条)。

石油製品を生産するために原油若しくは瀝青鉱物を加工又は精製する作業は、保税製造倉庫に係る手続きに従うものとする(同法第50条)。

## 輸出入手続き

### SADとASYCUDA

貿易関係の手続きの簡素化と改善のため、「貿易円滑化プログラム(Trade Facilitation Program)」が実施されてきている。このプログラムの核となるのは、包括的な電子通関システムである「ASYCUDA」を基にした、新しい通関申告書である「統一行政書類」(Single Administrative Document: SAD)と、貿易関連の申請、通関、検査に適用されるリスク・マネジメント・システムである。リスク・マネジメントの導入に関しては、「リスク・マネジメントを通じた貿易円滑化に関する政令No.21(Sub-Decree #21 on the Facilitation of Trade through Risk Management)」と「リスク・マネジメントと関税消費税総局検査事務所の設立と運用開始に関する省令No.607(Ministerial Order # 607 (MEF) on Establishment and Putting into Operation the Office of Risk Management and Audit of Customs and Excis)」が2006年に発出されている。

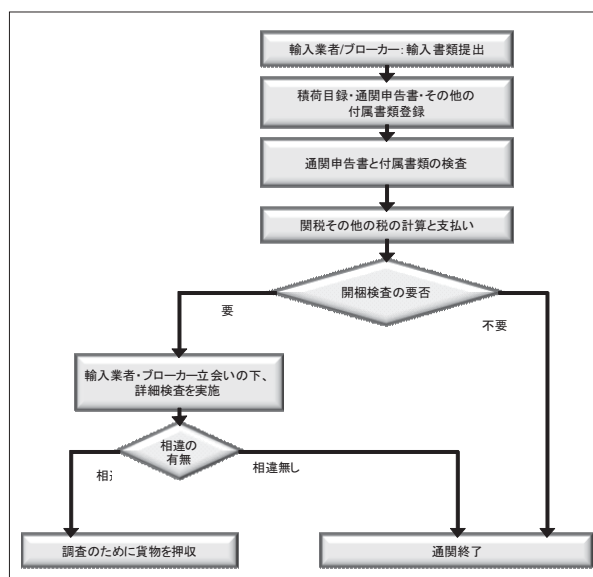
SADは2008年1月から手作業による入力用として使用され始め、またASYCUDAも2008年5月からシハヌークビル港での試験運用が始まった。現在ではSADは全ての通関業務に使用されている。ASYCUDAもシハヌークビル港、プノンペン国際空港、プノンペン国際港等、全国20ヶ所で運用されている。ASYCUDAが運用されているチェックポイントでは、90%以上の輸出入貨物が、税関申告書の提出後24時間以内に通関を終えている。

関税消費税総局は2012年10月から事後調査(Post Clearance Audit: PCA)を実施している。PCAとは貨物の通関後に輸出入業者の事務所において実施される調査のことであり、インボイス、その他の船積書類、契約書類、決済書類等を調査し、関税等が適正に納付されているかどうか、免税輸入された原材料等が適切に使用されているかどうか等を確認することを目的としている。PCA自体は世界的に実施されている業務であり、関税消費税総局も調査対象者を徐々に拡大していくものと予想される。

## 輸入手続き

関税消費税総局のホームページによると、シハヌークビル港における輸入手続きは下記のようになっている。

- 1) 船舶の到着時に、KAMSAB(船舶貨物の政府シッピング・エージェンツ)が税関、CAMCONTROL及び入国管理警察に通知
- 2) 税関職員2名、KAMSAB、CAMCONTROL、港湾局、入国管理警察及び検疫官がチームを組み乗船し、船舶と船員の入港・入国手続きを行う。
- 3) 船舶の入港手続き終了後、税関職員が貨物の荷揚げを許可。KAMSABと港湾局職員を含むチームが荷揚げ作業のチェック、同時に積み荷リストとの照合、コンテナ・シールの検査を行う。
- 4) 貨物は倉庫へ移されるが、輸入業者の引き取りまでは倉庫運用者の責任下におかれる。貨物は45日間の保管を許されるが、それを超えると1日当たり貨物価格の1%が罰金として課せられる。3ヶ月を超えて引き取りがない場合には、貨物は税関の倉庫へ移されることになる。
- 5) 輸入者は通関申告書3通と補助書類(インボイス、梱包リスト、船荷証券、輸入許可証、貨物価格が4千ドルを超える場合にはROF等)を提出
- 6) 通関地点では、通関申告書に番号が振られた後、申告書3通、インボイス、船荷証券、梱包リストと共に通関担当者に提出され、申告内容の確認と検査が行われる。同時にCAMCOTROLの書式も申告書に添付される。
- 7) 検査後、輸入業者は会計窓口で現金ないしは銀行保証により関税及び保管料を支払う。



出所: <http://www.customs.gov.kh/ProImports.html>

図3-5-1 輸入手続き

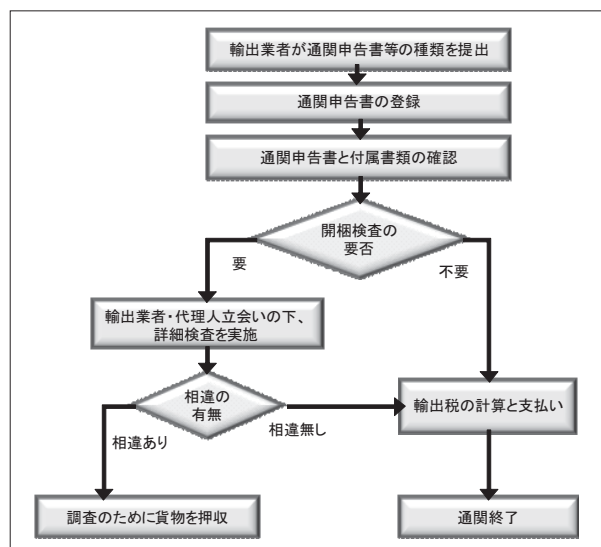
- 8) 税関検査チームがCAMCONTROLとともに同時に貨物検査を行う。2002年6月にはTCスキャン設備が開梱検査減少を目的に導入されている。
- 9) 貨物が通関手続きを終えるとトレーラーに積み込まれ港を出ることができるが、出口で貨物書類、支払領収書、送り状とコンテナ番号の照合が行われる。

シハヌークビル港以外の輸入地における税関の輸入手続については、関税消費税総局のホームページ(<http://www.customs.gov.kh/ProImports.html>.)を参照。

### 輸出手続き

シハヌークビル港から輸出される貨物の大半は縫製品である。これら縫製品のほとんどはプノンペン「輸出事務所(Export Office)」が縫製工場の敷地内で検査を実施した後、国際標準であるコンテナ・ボルトでコンテナが封印される。シハヌークビル港ではコンテナを再度開梱することはなく、書類審査とコンテナ・シールの確認がなされ、異常がなければコンテナは船積みされる。

木製品やシハヌークビル地区の縫製工場から出荷された縫製品はシハヌークビルで輸出検査が行われるが、その場合税関は係員を投資家の工場へ派遣し、工場敷地内で検査が実施される。



出所：<http://www.customs.gov.kh/ProImports.html>

図3-5-2 輸出手続き

### 最恵国待遇及び一般特惠関税制度(GSP)

カンボジアは後発開発途上国として、米国、EU、その他先進国によって最恵国待遇(Most Favored Nation:MFN)を与えられている。おり、さらにEU向けには、EUの後発開発途上国向け一般特惠関税制度(Generalized System of

Preferences: GSP)のひとつで、2001年2月からカンボジアに適用され始めたEBA(Everything-But-Arms Initiative)制度の下で、関税及び輸入割当て免除の輸出を認められている。米国及び日本についても、一般特惠関税制度が認められている。

カンボジアの輸出業者がEBAを含むGSP制度を利用して輸出を行うためには、原産地規則(Rules of Origin: ROO)が定める条件を順守する必要があり、原産地規則を満たす場合には、例えばEU向けであれば、EBAで定められた全ての製品(武器を除く全ての品目)につき関税免除の輸出が認められることになる。

GSPにおいては、輸出製品は受益国の原産でなければならず、輸出国の原産と見做されるには、原産地規則に定められた一定の基準を満たす必要がある。全てが輸出国において調達された製品は当然同国原産と考えられるが、他国から輸入された物品を使用した製品は、定められた工程等が同国においてなされ、その結果輸入物資のHSコードの最初の二桁が、最終製品において変更されて初めて同国の産品と見做されることになる(CTH: Change of Tariff Heading基準)。

原産地規則はまた技術的基準、付加価値基準もしくは重量基準を求める場合もある。また「デミニマス」規定が適用される場合には、最終製品に含まれる非原産材料が一定の価値や重量を超えない場合においては、最終製品の原産地の判定にあたり非原産材料を考慮する必要はない。日本の場合、繊維製品については非原産繊維材料の重量が最終製品である縫製品の重量の10%を超えない時は、非原産材料は最終製品の原産国の判定時に考慮されない。また最終製品に使用されている非繊維材料やアクセサリも原産国判定時には考慮する必要はない。電気機器・部品の場合には、もし非原産原材料のFOB価格が最終製品の5%を超えていなければ原産国判定に考慮する必要はない。

原産地規則では、輸入国が認める輸出国の政府機関(カンボジアでは商業省)が発行する原産地証明Form A、または受益国で輸入された原材料の原産地を示す送り状を製品に付けて、輸入国へ直送することを定めている。

カンボジアで生産される縫製品が日本で生産され日本から輸入される生地を使用する場合には、「Annex」と呼ばれる日本から輸入された原材料に関する証明書をカンボジア政府が発行し、これをForm Aに添付して輸出する必要がある。

EBAでは原産地規則で輸出製品の少なくとも40%が輸出国の原産であることを求めているが、特別な免除規定として、カンボジアの一定の縫製品については、ASEANま

たはEUからの輸入原材料もカンボジア原産と見做す累積原産を認めている。ただし、生地が他のASEAN諸国からのものであることを証明するために、カンボジアの縫製品輸出業者はASEANの生地供給業者のGSP証明を示すことが求められる。カンボジアの縫製業者はASEAN以外からの生地や副資材を使用するケースが多く、EU市場向けのGSP利用度は高くない。もし生地が非ASEANや非EUの供給業者から輸入したものであれば、縫製業者は「完全加工規則（ニット製品では糸からの加工・縫製、織物の場合には未裁断生地からの縫製加工）（‘full makeup’ rule）」を遵守する必要がある。この規則を充たしていることを証明するために、国内投入価値が輸入生地や糸のコストを上回っている証拠を示すよう、カンボジア政府は輸出縫製業者に要求している。

GSPによるカンボジアからアメリカへの輸出については、原産地規則は最低35%とされているが、有資格のASEAN諸国（カンボジア、タイ、インドネシア、フィリピン）はGSPにおける原産地規則においては同一国として扱われる。

### 輸出に関わる現地化比率(Local Contents)

カンボジアには現状では現地化比率規定は存在していない。また、輸出製品の生産における輸入原材料・部品の使用については、それらが健康・環境・社会に有害でない限り制限は設けられていない。

### 輸出に関する優遇措置、制限及び課税

改正投資法では「輸出適格投資プロジェクト」(“Export QIPs”、第4章「投資」を参照)は、保税倉庫で操業しない限り、生産設備、建設資材、生産原材料、中間材料、副資材等を免税で輸入できる旨定めている。縫製業・製靴業の適格投資プロジェクト(QIP)は付加価値税(VAT)も同様に免除されている。「輸出適格投資プロジェクト」と認定されることにより、さらにタックス・ホリデー(法人税免除)または特別償却制度の利用を認められ、また輸出に際しては、輸出製品の原材料に係る付加価値税(VAT)も払い戻しを受けることが出来る。

骨董品、麻薬、有毒物、丸太、貴金属、貴石、武器については、輸出を禁止しているか厳しい制限を設けている。制限品目の詳細については、2007年12月31日付け政令No.209の付属文書1「輸出入禁止または制限品目リスト」を参照。

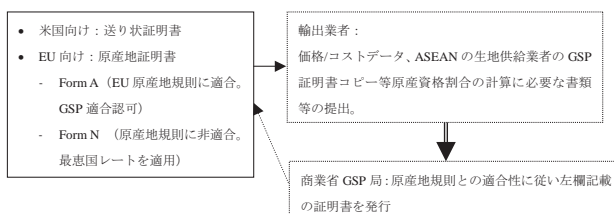
また製品により、下記のような輸出税が課せられている。

- 天然ゴム(加工の程度と種類により2%、5%又は10%)
- 未加工の貴石類(10%)
- 加工木材(加工の程度と種類により5%又は10%)

- 魚類、甲殻類動物(エビ等)、その他水産製品(10%)
- 輸出管理費(Export Management Fee: EMF)が商業省により縫製品輸出に対して課せられているが、そのレートは最近引き下げられている(2005年10月18日付け政令No.285)。

EMFは幾つかの輸出品に対して商業省が課しているものである。当初EMFは2005年10月18日の「省令No. 285 輸出管理費に関する決定(Prakas No.285 MOC/GSP on the Determination of Export Management Fee)」により導入されたが、2007年2月9日に「省令No.44 輸出管理費と関連コストの改訂(Inter-Ministerial Prakas No.044 MOC/SM 2007 on the Revision of Export Management Fee and Related Costs)」により10%引き下げられた。同時に同省により靴と自転車に輸出に対するEMFが導入され、また原産地証明の取得費用がForm Aで50ドル、Form Nの場合30ドルと定められた。2007年6月11日の「省令No.097EMFの改訂および新たな決定(Inter-Ministerial Prakas No.097 MOC/SM 2007 on the Revision and New Determination of Export Management Fee)」により、全ての地向け自転車輸出に関するEMFを1台当たり350リエルに引き下げるとともに、ボルト・ナット製品についてトン当たり2,000リエルのEMFを徴収することが決定された。繊維・縫製費・靴のEMFは2008年12月9日に「省令No.274 EMFの改訂(Inter-Ministerial Prakas No.274 MOC/SM2008 on Revision of Export Management Fee)」により再度10%引き下げられている。

最恵国待遇やGSPを利用して輸出を行う者は、原産地証明の取得と、製品の輸出後30日以内に輸出管理費を支払う必要がある(2006年9月4日付け商業省・省令No. 176 “a Certain Necessary Measures for Export Management under Trade Preferences System”)。縫製品輸出に係る原産地証明の取得手続きは図3-5-3に示す通りである。



出所：JICAプロジェクト・チーム

図3-5-3 縫製品輸出原産地証明取得手続き

### 免税輸入(マスターリスト)

改正投資法では適格投資プロジェクトに対して、適格投資プロジェクトの種類毎に、生産設備、建設材料、原材料、中間財または付属品の免税輸入を認めている。

そうした免税輸入許可を得るためには、輸入会社はカンボジア投資委員会またはカンボジア経済特区委員会に対し毎年マスターリストを提出して、原材料の量・種類・価格を含む年間輸入計画を示す必要がある。個別の輸入申請や輸入計画の変更申請に要する時間は約3日間となっている。

輸出型適格投資プロジェクトが免税輸入措置を受けるには、四半期毎に下記項目に関する報告書をCDCに提出することが必要となる。

#### 1) 輸入:

- CDCの許可を受けたマスターリストに記載された生産原材料の数量、単価、総額
- 実際に輸入された生産原材料の数量、単価、総額

#### 2) 輸出:

- 実際に輸出入された生産原材料の数量、単価、総額
- インボイス番号、船積み日、種類番号、原産、税関申告等の輸出製品の詳細

CDCは生産者から提供される製品の基準に基づき、生産に投入された原材料と製品の計算を行うが、製品基準についてはCDCが最終承認を行う。縫製品の場合には認められる損耗率は5%以下となっている。

実務では、輸出型適格投資プロジェクトは6カ月ごとにマスターリストを提出して免税輸入申請を行っているが、その際CDCはマスターリストと四半期報告書を関税消費税総局と税務総局に回覧すると共に、CDCのモニタリング部が申請者である会社を訪問し、下記事項を調査する。

- 報告書と税関記録に記載された輸入原材料の数量
- 報告書と税関記録に記載された輸出製品の数量
- 倉庫の残された原材料の数量(在庫)

検査結果を踏まえ、CDCは各社の免税申請を審査し、審議結果をCDC・関税消費税総局・税務総局等関係部署の代表により構成される省庁間会議に提出し、そ

の会議で免税輸入に関する優遇措置の付与が検討される。輸出入を行う企業が法令通り運営されていることが確認されればCDCがマスターリストを承認することになる。

経済特区に立地する適格投資プロジェクトに対しては、2010年3月以降、輸入する生産設備、工場建設資材、生産投入材に対する関税の免除に加え、VATも免除されることになった。VATの免除範囲は適格投資プロジェクトの種類により異なっている。

また様々な農業原材料に関しても関税とVATの免除規定が設けられている。詳細については「5.11章特定分野に対する投資優遇措置」の項を参照。

### 一般関税率

改正投資法ないしは他の特別規則により免税措置が認められていない限り、カンボジアに輸入されるすべての輸入貨物は輸入関税の課税対象となる。カンボジアの輸入関税は、基本的には従価税(0%、7%、15%、35%)の4区分に分けられている。一部の品目については、従量税との選択方式が採用されている。上述したような幾つかの例外を除き、原則としてすべての輸入品に対して10%の付加価値税(VAT)が課税される。一部の品目については、特別税(Special Tax)も課税される。各税率が適用される主な品目は次の通りである。

### アセアン自由貿易協定(AFTA)による特惠関税率

アセアン自由貿易協定(ASEAN Free Trade Agreement:AFTA)における共通効果特惠関税(Common Effective Preferential Tariff:CEPT)制度の下では、原産地規則を充たす場合においては、ASEAN諸国からの輸入物資に対して低率関税が適用される。2007年のカンボジアのCEPTパッケージは表3-5-2のようになっている。CEPTによる全ASEAN諸国の包括的関税削減計画とカンボジアの関税削減計画を図3-5-4に示す。

表3-5-1 カンボジアにおける一般関税の適用税率(代表品目)

適用税率	主要品目
0%	医療用品(第30類)、肥料(第31類)、鉱石等(第26類)、石油ガス等(第2711項)、書籍等(第4901項)
7%	食用の果実等(第8類)、動・植物性の油脂等(第15類)、糖類等(第17類)、原皮(毛皮を除く)及び革(第41類)、身辺細貨類等(第7113項)、自転車(第8712項)、楽器等(第92類)
15%	アルコール(第22類(水及びビール除く)、モーターサイクル(第78711項)、時計等(第91類)
35%	わら等の組物材料の製品等(第46類)、家庭用電気機器(第8509類)、乗用自動車その他の自動車(第8703項)

注:上記の( )内の番号はカンボジアの関税率表(2011年版)の関税分類番号である。

実際の輸入申告にあたっては、適用税率を税関当局に確認すること。

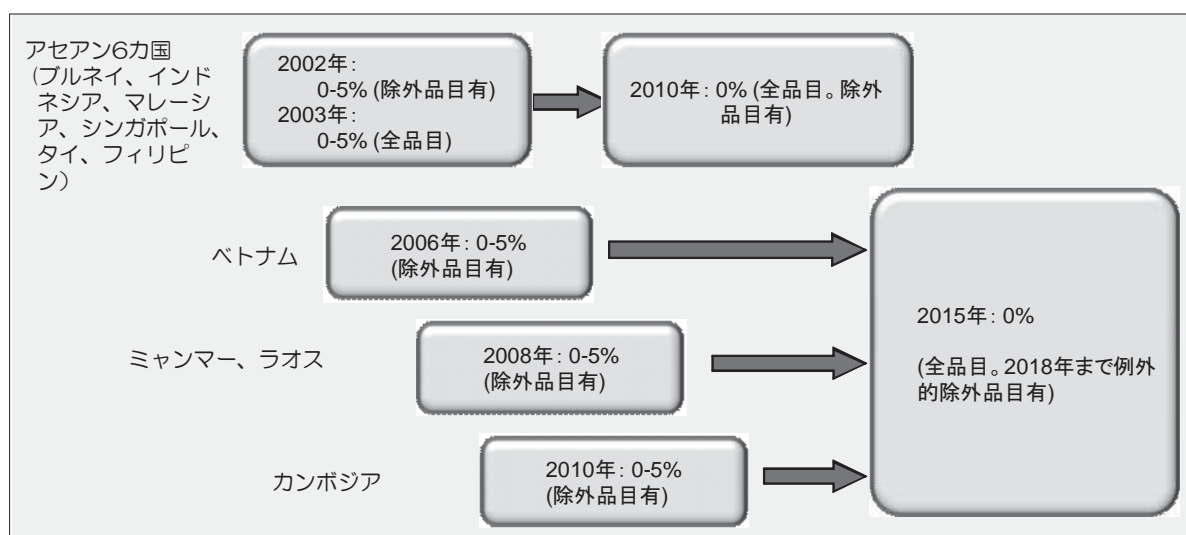
出所:カンボジア関税消費税総局

表3-5-2 カンボジアの2007年CEPTパッケージ(代表品目)

HSコード	品目	最恵国待遇 関税率	CEPT関税率	
			2009	2010
2203.00.10	ビール(スタウト及びポーター)	35%	GE	GE
2709.00.10	原油	7%	5%	5%
2710.11.11	ピストン式内燃機関の燃料用揮発油	35%+0.02 リエル/リッター	GE	GE
3816.00.00	耐火性のセメント、モルタル、コンクリート	7%	7%	5%
5208.11.00	綿織物(平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラム以下のもの)	7%	5%	5%
5407.10.11	合成繊維の長繊維の糸の織物で強力糸(ナイロンその他のポリアミドまたはポリエステル のものに限る。)の織物	7%	5%	5%
5501.10.00	合成繊維の長繊維のトウ(ナイロンその他のポリアミドのもの)	7%	5%	5%
6001.21.10	綿製のループドパイル編物(漂白及びマーセル加工していないもの)	7%	5%	5%
6001.22.10	人造繊維製のループドパイル編物(漂白していないもの)	7%	5%	5%
7208.10.10	鉄または非合金鋼のフラットロール製品(厚さが10mm~125mm、厚さが3mm未満で炭素の 含有量が全重量の0.6%以下のもの)	7%	5%	5%
7308.30.00	鉄鋼製の構造物及びその部分品(戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居)	7%	7%	5%
8701.90.91	農業用トラクター(シリンダー容積が1,100立方センチメートルを超えないもの)	15%	5%	5%
8703.23.15	乗用自動車その他の自動車(ノックダウンのものでシリンダー容積が2,000立方センチメー トルを超えないもの)	35%	10%	5%
8703.23.22	乗用自動車その他の自動車(ビルトアップのものでシリンダー容積が1,800立方センチメー トル以上で2,000立方センチメートルを超えないもの)	35%	20%	5%
8711.20.31	モーターサイクル(ノックダウンのものでシリンダー容積が125立方センチメートルを超えな いもの)	15%	5%	5%

注: GE: CEPTにおける一般除外リスト

出所: アセアン事務局ホームページ(<http://www.asean.org/>)



出所: 日本外務省

図3-5-4 CEPTによるアセアン諸国の包括的関税削減計画

## アセアンの自由貿易協定

カンボジアはASEANの一員として、ASEANと他国間で締結される自由貿易協定による関税削減の適用対象となる。2011年11月現在においては、5つの自由貿易協定が発効している。アセアンの自由貿易協定の概要は表3-5-3に示す通りである。

## 日本・アセアン包括的経済連携協定(ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership:AJCEP)

AJCEPは日本では2008年12月1日に、またカンボジアでは2009年12月1日に発効した。2011年12月現在で、インドネシアを除く全アセアン加盟国で発効している。同協定の発効に伴い、日本は全物品の約90%に対する関税を撤廃し、カンボジアはカテゴリーAに含まれる物品の関税を撤廃している。

AJCEPの原産地規則に従えば、非原産材料を使用して生産された輸出品目は、輸入国における関税免除等の特典を享受するためには、関税番号変更基準(Change of Tariff Code Rule:CTC規則)か付加価値基準(Value Added Rule)を満たさなければならない。適用される原産地規則は、品目毎に定められる品目別規則(Product

Specific Rule:PSR)を参照する必要がある。

CTC規則は、関税番号が変更されることによって、非原産材料を使用して生産された輸出製品を原産品として認定するものである。原産材料については関税番号変更の有無を確認する必要はない。

関税番号変更基準には、「2桁変更(Change in Chapter:CC)」、「4桁変更(Change in Tariff Heading:CTH)」、「6桁変更(Change in Sub-Heading:CTSH)」の3種類がある。関税番号変更基準は繊維製品や皮革製品に適用可能である。

付加価値基準は、生産・加工等に伴い付加された価値を価格に換算し、当該付加価値が一定の基準値(Regional Value Content:RVC)を超えた場合、当該製品を原産品と認める基準である。一定基準値はAJCEPの場合40%であるが、AJCEPにおいてはこの規則は農産品、繊維製品、皮革・履物には適用されない。RVCは「(製品FOB価格 - 非原産材料合計価格) ÷ 製品FOB価格」で算出される。

AJCEPはまた、関税番号変更基準(CTC)の適用に当たり、以下のような場合には、これらの非原産材料は考慮しなくてよいというデミニマス規則(De Minimis rule)を定めている。

1) 下記製品については、CTCを満たさない非原産材

表3-5-3 アセアンの自由貿易協定概要

交渉妥結済み協定	
中国	2002年: 枠組協定署名 2010年: 中国及びアセアン原加盟国6カ国の関税率を0%に引下げ 2015年: カンボジアを含むアセアン新規加盟国の関税率を0%にまで引下げ
インド	2003年: 包括的経済協力協定署名 2013年: インドとシンガポール、タイ、インドネシア、マレーシア、ブルネイ5カ国間の関税率の0%への引き下げ 2016年: カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、フィリピンの関税率をゼロまで引下げ
韓国	2006年: 自由貿易協定署名(タイを除く) 2010年: 韓国とアセアン原加盟国6カ国の関税率を0%に引下げ 2016年: ベトナムの関税率をゼロまで引下げ 2018年: カンボジア、ラオス、ミャンマーの関税率を0%に引下げ
日本	2008年: 日本アセアン包括的経済パートナーシップ協定の締結 2018年: 90%の品目につき、日本とアセアン原加盟国6カ国の関税率を0%に引き下げ 2023年: 90%の品目につき、ベトナムの関税率を0%に引き下げ 2026年: 85%の品目につき、カンボジア、ラオス、ミャンマーの関税率を0%に引き下げ
オーストラリア、ニュージーランド	2009年: アセアン-オーストラリア-ニュージーランド自由貿易地域協定の締結。シンガポールの関税率の0%への引き下げ 2020年: オーストラリア、ニュージーランドの関税率の0%への引き下げ。90%以上の品目につき、ブルネイ、マレーシア、タイ、フィリピンの関税率の0%への引き下げ。約90%の品目につき、ベトナムの関税率の0%への引き下げ 2023年: 88%の品目につきラオスの関税率を0%へ引き下げ 2024年: 85%以上の品目につきカンボジア、ミャンマーの関税率を0%に引き下げ 2025年: 93.2%の品目につき、インドネシアの関税率を0%に引き下げ

出所: 日本国外務省、JETRO、オーストラリア外務通商部、アセアン事務局

料価額の合計が産品価額の10%以下:

16類:加工肉、魚、甲殻類動物

1803.10号および1803.20号:ココア類

19類:穀類加工食品、小麦粉、デンプン、ミルク

20類:野菜、果物、堅果

22類:飲料、蒸留酒、酢

23類:食品工業からの残渣および動物飼料

28類~49類:「化学品と応用工業品」、「生皮、皮膚、革と毛皮」、「木と木製品」

64類~97類:「履物・帽子」、「石・ガラス、金属」、「機械・電気製品」、「輸送機器及びその他」

2) 下記製品については、CTCを満たさない非原産材料の価額の合計が産品価額の7%以下

2103.90号:「その他のソース、混合香辛料、混合調味料」

3) 下記製品については、CTCを満たさない非原産材料の重量の合計が産品の重量の10%以下

50~63類:「繊維製品」

AJCEPは更に「移送基準」も定めているが、基準は原産品を輸出国と輸入国間を直接輸送するか、第三国を通る場合には、一定の条件の下で経由しなければ原産品ではなくなるという基準であり、輸送途中の産品のすり替えを防止するために規定されたものである。

AJCEPを利用するためには商業省が発行する「Form AJ」と呼ばれる原産証明を入手する必要がある。

### 3.6 課税及び会計制度

#### 課税制度

カンボジアの現行税制度は2003年の「税法改正に関する法律」(2003年税法)によって規定されている。

税制法人所得税の課税は「実態管理様式(Real regime:“申告課税”の意)」、「簡易管理様式(Simplified regime:“簡易課税”の意)」及び「推定管理様式(Estimated regime:“推計課税”の意)」の区分に従って行なわれる。納税者の「管理様式(Regime:“課税方式”の意)」は会社の形態、ビジネスの種類、売り上げ規模に応じて決められる(税法第4条)。

#### 税金の種類と税率

表3-6-1にカンボジアで課税される税金、その内容の概略及び税率を取りまとめた。詳細については、表中の税金名の後に付した条文番号に従い「2003年改正税法」を参照。

表3-6-1 カンボジアの税制の現状

税	税率
<b>法人所得税(Profit Tax): 第1章第1条 - 第23条</b>	
・ 法人を対象とする	20%(投資優遇措置として9%ないし0%税率が適用される場合を除く)
・ 原油・ガスの生産分与契約及び木材、鉱石、金、宝石を含む天然資源の開発	30%
・ 配当に対する追加所得税(配当に対し右記税率で課税)	QIP(税率0%): 20% QIP(税率9%): 12.08% 税率20%法人: 0%
<b>ミニマム税(Minimum Tax): 第1章第24条</b>	
・ 実態管理様式にのみ適用(但しQIPは除く) ・ 法人所得税が年間売上げの1%を超えた場合には、法人所得税のみを支払う	年間売上げの1%
<b>源泉徴収税(Withholding Tax): 第1章第25条 - 第27条</b>	
・ 個人が受取る経営者・コンサルタント等としてのサービス料収入 ・ 無形資産に対するロイヤルティー、鉱物資源に対する利益の支払い ・ 支払利息(国内の銀行・金融機関以外のビジネスを営む納税者による支払利息)	15%
・ 動産・不動産の賃貸収入	10%
・ 定期預金を保有する居住者に対する国内銀行の支払利息	6%
・ 非定期性預金を保有する居住者に対する国内銀行の支払利息	4%



税	税率
<ul style="list-style-type: none"> <li>非居住者に対する支払い: 利息、ロイヤルティー、資産の使用に伴う賃料とその他の収入、配当、経営・技術サービス対価</li> </ul>	14%
<b>給与税(Tax on Salary): 第2章第40条 - 第54条</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用者により源泉徴収を行なう <ul style="list-style-type: none"> <li>0リエル - 500,000 リエル (約125米ドル以下) 0%</li> <li>500,001 リエル - 1,250,000 リエル (125ドル超312.5ドル迄) 5%</li> <li>1,250,001リエル - 8,500,000 リエル (312.5ドル超2,215ドル迄) 10%</li> <li>8,500,001 リエル - 12,500,000 リエル (2,215超3,125ドル迄) 15%</li> <li>Over 12,500,000 リエル (3,125ドル超) 20%</li> <li>付加給付 市場価格の20%</li> <li>非居住者 20%(単一レート)</li> </ul> </li> </ul>	
<b>付加価値税(Value Added Tax: VAT): 第3章第55条 - 第84条</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>被課税者: 実態管理様式の対象者</li> <li>登録: 全ての会社は業務開始以前にVAT登録を行なわなければならない。その他のものは、連続する前3ヶ月の課税所得が下記金額を超えた場合には、30日以内にVAT登録を行なう必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>物品販売: 1億2,500万リエル</li> <li>サービス提供: 6,000万リエル</li> </ul> </li> <li>課税対象となる供給: <ul style="list-style-type: none"> <li>カンボジアにおいて為される課税対象者による物品の供給</li> <li>課税対象者による物品の私用への流用</li> <li>物品・サービス原価を下回る贈答品の製作と供給</li> <li>カンボジアへの物品の輸入</li> </ul> </li> <li>標準税率 10%</li> <li>カンボジアからの輸出品及び国外で提供されるサービス 0%</li> <li>投入に係る税金は売上げに係る税金から控除可能</li> <li>月次申告: VATの申告は翌月20日までに行なわなければならない</li> </ul>	
<b>その他の税: 第4章第85条及び予算法</b>	
<b>特定商品・サービス税 (Specific Tax on Certain Merchandise and Services)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内・国際航空券 10%</li> <li>国内・国際通信費 3%</li> <li>飲料 20%</li> <li>タバコ、娯楽、大型自動車及び125ccを超える2輪車及びそれらの部品 10%</li> <li>石油製品、2,000 cc以上の自動車とその部品 30%</li> </ul>	
<b>資産譲渡税 (Property Transfer Tax)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>直接譲渡や株式の会社への寄贈による不動産及び自動車所有権の譲渡に対して課税</li> <li>資産譲渡税の支払いまでは資産所有権証明書の発行は不可</li> </ul>	譲渡価格の4%
<b>遊休土地税 (Tax on Unused Land)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>未開発土地評価委員会 (Committee for Evaluation of Undeveloped Land) が特別市・州の担当部局と協力して、その土地を「未使用」と見做すかどうか判断し税額を決定</li> </ul>	遊休土地評価額の2%
<b>登録税 (Patent Tax)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業の年次登録時に支払う</li> <li>異なる事業または会社が異なる州または特別市に立地している場合、それぞれの事業や立地場所に応じて登録税の支払いを要する。(2007年1月19日付け経済財務省通知No.2「登録税支払義務に関する通知」: Notice # 002.MEF on Obligation of Patent Tax Payment).</li> </ul>	約300米ドル
<b>不動産税 (Property Tax) (農地等を除く、評価額1億リエル以上の不動産に課税)</b>	不動産評価評議会の評価額の0.1%
<b>輸入税 (Import Duty)</b>	4区分 (0、7、15、35%)
<b>輸出税 (Export Duty)</b>	主として10%

## 租税条約

現時点ではカンボジアと他国の間において、二重課税を防止するための条約は締結されていない。

## 会計原則

カンボジアは、2003年1月11日にミャンマーのヤンゴンで開催された第76回ASEANアセアン会計士連盟(ASEAN Federation of Accountants:AFA)会議において同連盟に加盟した。一般には知られていないが、ASEAN諸国の大部分は国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee)の基準に従い会計基準を作成している。カンボジア政府も2003年初頭から、国内及び国際的な財務報告に関する高度な会計基準の完全実施を開始している。

「企業会計、監査及び会計業に関する法律(Law on Corporate Accounting, Audit and Accounting Profession)」が2002年7月に制定され、引き続き2003年には、「カンボジア公認会計士・監査士協会に関する政令(Sub-Decree on the Kampuchea Institute of Certified Public Accountants and Auditors (KICPAA))」及び「国家会計評議会の機能に関する政令(Sub-Decree on the functioning of the National Accounting Council (NAC))」が公布されている。NACは経済財務省傘下の機構で、カンボジアの会計基準と会計関連の規則の検討と改定を担当し、一方

KICPAAは民間の会計業の組織化と業務品質を監視する会計専門家の機構である。

同法は国際的な企業会計基準に基づき、会計制度の体系・運営・機能を決める目的で制定され、第8条から13条で財務諸表の内容を規定している。同法により、企業の売上げ、総資産または従業員数が2007年7月26日付けの経済財務省令No.643により定められた基準を超える場合には、公認会計士・監査士による企業監査が義務付けられている。

自然人か法人であるかを問わず、全ての企業体は会計簿を記帳し、法に定められた規定に従い監査を受けることを要する(第3条)。

財務諸表は貸借対照表、損益計算書、資金繰り表と説明文書を含むもので、これら全てが財務諸表の一部をなすものとみなす(第8条)。

会計記録はクメール語で作成され、リエルで表示されなければならない。外国との取引がある企業または外国企業の子会社は、クメール語とリエル表示の会計記録がある場合には、並行して英語で会計記録を作成しリエル以外の通貨で表示することが出来る(第9条)。

会計年度は12カ月とする。会計年度は1月1日に始まり同じ年の12月31日に終了する。新規設立企業の場合には、最初の会計年度を企業創立の日から始め翌年度の12月31日までとすることができる(第10条)。

表3-6-2 カンボジア会計・監査基準の章立て

カンボジア会計基準 (Cambodian Accounting Standards: CAS)	カンボジア監査基準 (Cambodian Standards of Auditing: CSA)
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 財務諸表の表示(Presentation of Financial Statements)</li> <li>2. 棚卸資産(Inventories)</li> <li>3. 現金勘定計算書(Cash Flow Statements)</li> <li>4. 会計方針、会計推計と過誤の変更(Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors)</li> <li>5. 後発事象(Events After the Balance Sheet Date)</li> <li>6. 建設契約(Construction Contracts)</li> <li>7. 法人税等(Income Taxes)</li> <li>8. 有形固定資産(Property, Plant and Equipment)</li> <li>9. リース(Leases)</li> <li>10. 収益認識基準(Revenue)</li> <li>11. 外貨レート変更に伴う影響(The Effects of Changes in Foreign Currency Rates)</li> <li>12. 借入れコスト(Borrowing Costs)</li> <li>13. 関係当事者との取引(Related Party Disclosures)</li> <li>14. 連結及び分離財務諸表(Consolidated and Separate Financial Statements)</li> <li>15. 引当金、偶発債務及び資産(Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Asset)</li> <li>16. 無形固定資産(Intangible Assets)</li> <li>17. 投資資産(Investment Property)</li> <li>18. 農業(Agriculture)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 財務諸表監査の目的及び基本原則(Objective and General Principles Governing and Audit of Financial Statements)</li> <li>2. 監査契約条件(Term of Audit Engagements)</li> <li>3. 監査調書(Documentation)</li> <li>4. 虚偽記載及び誤謬(Fraud and Error)</li> <li>5. 監査計画(Planning)</li> <li>6. 監査上の重要性(Audit Materiality)</li> <li>7. 監査証拠(Audit Evidence)</li> <li>8. 後発事象(Subsequent Events)</li> <li>9. 継続企業の前提(Going Concern)</li> <li>10. 監査報告書の記載(The Auditor's Report on Financial Statements)</li> </ol>
	財務諸表基準(Financial Reporting Standards: CFRS)
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保険契約(Insurance Contracts)</li> <li>2. 財務証券: 開示(Financial Instruments: Disclosures)</li> </ol>

出所: 国家会計評議会(NAC)

財務諸表は会計年度終了から3カ月以内に作成されなければならない(第11条)。

財務諸表と対応する元帳および証拠書類は最低10年間保存しなければならない(第12条)

売上高、資産額、従業員数が2007年7月26日付け経済財務省令643号に定める基準を超える場合には、自然人か法人であるかを問わず、全ての企業体は、独立した監査人による財務諸表の監査を受けなければならない(第16条)。

国際会計基準に基づく15項目の「カンボジア会計基準(Cambodian Accounting Standards: CAS)」と10項目の「カンボジア監査基準(Cambodian Standards on Auditing: CSA)」が2003年4月11日に国家会計評議会(NCA)により承認されたが、これらを改正するため、2008年3月24日付け「カンボジア会計基準と財務諸表基準の施行に関する省令No.221(“Prakas #221 on the Implementation of Cambodian Accounting Standards-(CASs) and Cambodian Financial Reporting Standards-(CFRSs)”)」が公布され、現状では18の会計基準と2つの財務諸表作成基準が採用されている(表3-6-2)。また2010年には中小企業向けの国際財務諸表作成基準(International Financial Reporting Standards for SMEs)が実施される予定である。

### 企業会計監査

カンボジアの存在する全ての企業は、自然人か法人かに拘わらず、またカンボジア企業か外国企業かに拘わらず、次の3つの範疇のうち2つに該当する場合においては、各会計年度の財務諸表をKICPAAに登録している独立した監査士に提出し、監査を受ける義務を有する。すべての適格投資プロジェクトについても同様の義務が課せられている。

- 年間売上が30億リエル(約75万ドル)を超える場合
- 監査年度の資産平均価格が20億リエル(約50万ドル)を超える場合
- 監査年度における平均従業員数が100人を超える場合(経済財務省令No.643「財務諸表の監査義務について」:“Prakas #643.MEF on Obligation to Submit Financial Statements to be Audited”)

## 3.7 金融、リース、証券、保険及び通貨

### 銀行

「銀行業及び金融業法(Law on Banking and Financial Institutions)」が1999年に制定され、金融手段の改善、金融機関の基盤強化、投資家に対する事業融資機会の増

大等が図られている。現状では、同法第16.3条により銀行の最低資本金は1,250万ドル(500億リエル)と定められており、その内5%をカンボジア国立銀行に保証金として預け入れることが義務付けられているが、2008年9月19日付け経済財務省令No.7.08-193「銀行ライセンス許可に対する新規資本条件と分類(“Prakas #7.08-193(NBC) on New Capital Requirement and Criteria for Licensing Approval of Banks”)」により、銀行の最低資本金に関する条件は次のように改正されている(同省令第7条・第8条)。

- 1) 国内で会社として設立された商業銀行で、信頼できる評価機構により「投資適格」と格付けされている一つの銀行または金融機関を株主として有する場合:500億リエル(約1,250万ドル)
- 2) 個人または会社を株主とする商業銀行の場合:1,500億リエル(約3,750万ドル)
- 3) 国内で会社として設立された専門銀行で、信頼できる評価機構により「投資適格」と格付けされている一つの銀行または金融機関を株主として有する場合:100億リエル(約250万ドル)
- 4) 個人または会社を株主とする専門銀行の場合:300億リエル(約750万ドル)

同省令は、同省令が発出される前に銀行ライセンスを得た銀行は2010年末までに上記最低資本金への増資を行うことを規定している。

銀行とその他金融機関は、単一の融資先に対する融資率を銀行資産の20%以下に保つ必要がある(国立銀行令No.7.06-226「銀行・金融機関の大口融資規制」:Prakas # 7.06-226.NBC on Controlling Risk of Banking and Financial Institutions' Large Exposures)。

現在カンボジアには、30の外国銀行の支店を含む商業銀行、7つの専門銀行、29のマイクロ・ファイナンス機関が存在しており、資金の国際的移動、信用状の発行、外国為替サービス等が行なわれているが、不動産担保の提供を伴わない借入は難しく、カンボジア国外に比して、借入期間は一般に短期で、かつ借入利率は高率である。カンボジア国立銀行に登録されている商業銀行は次の通りである。

- 1) Aceda Bank Plc. (E-mail: acledabank@acledabank.com.kh)
- 2) Advanced Bank of Asia Limited (Email: info@ababank.com.kh)
- 3) ANZ Royal Bank Cambodia Ltd. (E-mail: ccc@anzroyal.com)
- 4) Bank for Investment & Development of Cambodia Plc (E-mail: info@pibank.com.kh)

- 5) Bank OF China Limited Phnom Penh Branch (Tel: +855-23- 988 880)
- 6) Bank of India Phnom Penh Branch (Tel: +855-23-219 364)
- 7) Booyoung Khmer Bank (Email: info@bkb.com.kh)
- 8) Cambodia Asia Bank Ltd. (Email: cab@cab.com.kh)
- 9) Cambodia Mekong Bank Public Limited (E-mail: info@mekongbank.com)
- 10) Cambodian Commercial Bank Ltd. (E-mail: ccbpp@online.com.kh)
- 11) Canadia Pubic Bank Plc. (E-mail: canadia@canadiabank.com.kh)
- 12) CIMB Bank Plc. (Tel: +855-23- 988 088)
- 13) First Commercial Bank Phnom Penh Branch (E-mail: fcbpp@online.com.tw)
- 14) Foreign Trade Bank of Cambodia (E-mail: ftb@camnet.com.kh)
- 15) Hwang DBS Commercial Bank (E-mail: info@hwangdbs.com.kh)
- 16) ICBC Bank Limited Phnom Penh Branch (Tel: +855-23-965 291)
- 17) Kookmin Bank Cambodia (Tel: +855-23- 999 304 )
- 18) Krung Thai Bank Public Co., Ltd Phnom Penh Branch (E-mail: ktbpm@online.com.kh)
- 19) Maruhan Japan Bank Plc. (E-mail: info@maruhanjapanbank.com)
- 20) Maybank Phnom Penh Branch (E-mail: mbb@maybank.com.kh)
- 21) MB Bank Plc. Phnom Penh Branch Cambodia (Tel: +855-16-880 295)
- 22) Mega International Commercial Bank Co.Ltd. Phnom Penh Branch (Tel:+855-23-988 102)
- 23) O.S.K Indochina Bank (Tel: +855-23- 992 833)
- 24) Phnom Penh Commercial Bank (Tel: +855-23- 999 500)
- 25) Sacom Bank Phnom Penh Branch (Tel: +855-23-223 422)
- 26) Shinhan Khmer Bank Limited. (Tel: +855-23- 727 380)
- 27) Singapore Banking Corporation Ltd. (E-mail: info@sbc-bank.com)
- 28) Union Commercial Bank Plc. (E-mail: info@ucb.co.kh)
- 29) Vattanak Bank (E-mail: service@vattanacbank.com)
- 30) Vietnam Bank for Agriculture and Rural Development Cambodia Branch (E-mail: phongvbard@yahoo.com)

## 金融リース

### 金融リースに関する法制度

2009年6月20日に「金融リース法(Law on Financial Lease)」が施行されたが、同法の目的は金融リースに係る当事者全ての権利と義務を定め、それら権利を擁護するための方策を規定することにある(同法第1条)。この法律はカンボジアにおける動産の金融リースにのみ適用される(同法第3条)。

### 金融リース契約

金融リース契約は貸手と借手による書面の契約でなければならない。また通知期間及び全ての当事者に対しリースされる動産に係る条件を定めるものである。金融リース契約は法により求められる場合を除き、認証を受ける必要はない(同法第5条)。

金融リース契約には次の事項が含まれていなければならない(同法第6条)。

- ① リースされる動産の明細
- ② リース料の額、支払期日、期間
- ③ 金融リースの始期
- ④ 貸手と借手の署名

金融リース契約では保証金、リース料の先払いまたはその両方を規定することができる。保証金の取扱いについての規定がない時には、借手が定められた期間内にリース契約に基づく義務を履行した場合には、利子を付すことなく、保証金を借手に返還しなければならない。リース料の先払いについては利子を付すことは出来ない。また保証金と前払いリース料の額は当事者間で自由に設定できる(同法第7条)。

リース契約において、動産が貸手に所属するものである旨表したラベルを当該動産に貼付するよう定めている場合には、貸手または貸手の代理人以外の者がラベルを隠ぺい、又は見えなくするような行為を行うことは出来ない(同法8条)。

リース契約においては、借手は少なくとも1年間当該動産を使用しなければならない。契約の終期にあたっては、もし希望すれば借手は当該動産を購入することができる。貸手は動産の使用という手段を通じて金融を付与するものとし、当該動産の所有者になることにより金融を供与す

るものではない(同法第9条)。

### 貸手の権利と義務

金融リース期間中及び契約終了後において、借手または他の第三者に所有権を譲渡しない限り、リース物件の所有権は貸手が有する(同法第10条)。

貸手は輸入税や法に定められたその他の税の支払い義務を有する。また金融リース契約に定める場合を除き、リース物件の登録義務を負う(同法第11条)。

貸手は、リース物件の金融リース契約全期間中において、借手が契約に定められた義務を果たす限り、如何なる妨害も受けずに当該リース物件を使用できることを保証しなければならない(同法第13条)。

貸手は第三者が当該リース物件に加えた損壊に対する支払義務を負わない(同法第14条)。また貸手は借手に対し、借手の使用期間中における物件に対する損傷または損失に関する補償を借手に要求する権利を有する(同法第18条)。

借手はリース物件に対する所有権を有しない。借手は破産し破産手続きに入った場合、貸手は当該リース物件を押収し、裁判所における弁済手続きにおいて支払いを求める権利を有する(同法第20条)。

### 借手の権利と義務

リース物件が供給契約に従い期限内に搬入された場合、借手はこれを受け入れる義務を負う。借手の事前の承諾なく、リース物件が未搬入の場合や、搬入に遅れた場合、供給契約を順守していない場合においては、受領時または受領前において、借手はリース物件を拒否し、供給者に対し欠陥を即刻回復するよう要求し、またはリース契約を解消する権利を有する(但し受領後においては不可)。然しながら、借手は貸手の同意なく供給契約を終了したり、無効にしたり変更する権利は有しない。貸手は、供給契約に従いリース物件を引き渡し得なかった状況を回復できる権利を有する(但し義務を負わない)(同法第23条)。

借手は、リース物件受け入れ後においては、金融リース契約に従い支払いをなすことを要す(同法第25条)。

借手はリース時において有効な規則、方法、規定に従いリース物件を使用する義務を負う。また借手はリース物件が使用可能であり続けられるよう、リース物件を適正に維持管理しなければならない(同法第26条)。

金融リース契約終了時において、借手が当該リース物件を購入せず、またリース契約を延長しない場合には、通常の損耗を除き、当該リース物件を元の状態で返却しな

なければならない(同法第27条)。

借手はリース物件を抵当に入れたり、担保にしたり、先取特権を設定したり、その他いかなる負債も設定してはならない。借手は、事前の書面による貸手の同意なく、リース物件の使用権、または金融リース契約に定められたその他の権利を再リースしたり、変更したり譲渡することはできない。また貸手の事前の書面による承諾を得ることなく、借手は第三者によるそれら権利の取得を許してはならない。本義務に違反する行為は全て無効である(同法第31条)。

リース会社の管理機関はカンボジア国立銀行である(同法第33条)。カンボジア国立銀行から銀行ライセンスを得た銀行またはその他の金融機関は金融リース行為を行うことができる。本法律の条項に従い設立され、カンボジア国立銀行からライセンスを得た金融リース会社も同様に金融リース業務を営むことができる。金融リース会社は金融リース行為を除き、銀行業務を営むことはできない(同法第34条)。

## 証券市場

### カンボジア証券取引所の開設

カンボジア証券取引所(Cambodia Stock Exchange:CSX)は、2010年2月23日にカンボジア経済財務省が55%を、韓国証券取引所が45%を保有する合弁会社として設立され、2011年7月11日にはカンボジア証券取引委員会から証券市場の運営、交換・清算手段、株式保管業務に関する認可を取得し、2012年4月から証券取引を開始した。

2012年12月現在ではプンペン水道公社のみが上場しており、その他テレコム・カンボジア、シハヌークビル港公社の2つの国有企業が新規公開の準備中であり、またプンペン港公社も、2012年7月に2013年末～2015年に上場を目指す旨発表している。その他民間会社数社も2013年中の上場を目指しているとの情報がある。

### 証券市場に関する法制度

「非政府債券発行・取引取引法(Law on the Issuance and Trading of Non-Government Securities)」が2007年10月19日に施行されたが、同法は、証券の取引・交換・清算方式、証券保管業者及び証券を発行する公開有限責任会社または登録法人を含む証券取引業者や金融サービス会社等の証券市場関係者について規定している(同法第1条)。

この法律の目的は次の通りである(同法第2条)。

- 1) 一般投資家の法的権利を擁護し、証券の募集、

発行、購入、販売が公平かつ秩序立って行われるよう保証することにより、カンボジアの一般投資家の信認を発展・維持すること

- 2) カンボジア証券市場の有効な規制と、効率の向上および証券市場の秩序ある発展を促進すること
- 3) 証券やその他の金融商品の購入を通じて多様な貯蓄手段の動員を奨励すること
- 4) カンボジア証券市場への外国の投資と参加を奨励すること
- 5) 現在カンボジア政府により保有・運営されている商業会社の民営化の進展を支援すること

この法律はカンボジアの非政府債券の取引に適用される(同法第3条)。

### カンボジア証券取引委員会

カンボジア証券取引委員会(Securities and Exchange Commission of Cambodia:SECC)がこの法律の下に設立され、構成員は委員長及び8名の委員で、その任期は5年である(同法第5条)。

SECCの委員は次の通りである(同法第6条)。

- 1) 経済財務省代表:1名
- 2) カンボジア国立銀行代表:1名
- 3) 商業省代表:1名
- 4) 法務省代表:1名
- 5) 閣僚評議会代表:1名
- 6) SECC代表者:1名
- 7) 証券業専門家:2名

SECCは次の機能を有する(同法第7条)。

- 1) 政府債券及び非政府債券市場の管理と監督
- 2) 証券市場に係る政策の執行
- 3) 証券市場、売出や清算手段、証券保管業務運営者に対する許可許諾条件の作成(Formulae)
- 4) 本法律に定める必要条件遵守の促進と奨励
- 5) 市場参加者や投資家の利益に影響を及ぼす、ライセンスを有する法人の判断に対する苦情の検証と解決を図る機関としての役割を果たすこと
- 6) カンボジアの証券市場の発展のための政策策定に関し、専門家と打ち合わせること

SECCの職員は司法警官としての権限を有し、司法警官の役割と機能に関する刑事手続き規程に記載された権限を与えられる(同法第10条)。

### 株式の募集と発行

法とSECCの規定に基づきSECCの許可を受けない限り、何人といえども新規株式の発行や一般公募を行うことはできない(同法第12条)。

SECCの長官は、本法第12条に基づき提出される株式発行や公募申込の全ての審査を行い、申し込みの日から3ヶ月以内に、当該株式発行や公募がカンボジアの一般公衆の利益に資するものであるかどうかにつき通知する(同法第13条)。SECCが許可した場合には、申込人は申込書に従い証券公募の実施を進めることができる(同法第15条)。

以下の場合を除き、カンボジアにおいて株式の公募をすることはできない。

1) 公募対象株式は、カンボジアで登録された公開有限責任会社または現行の法令に従い規定されている許可された主体により発行されるか、発行されたものであること

2) 募集が、本法律に関する政令に定められる免除募集(exempt offer)である場合を除き、本法律が必要とする条件または本法の定めに従い規定される他の条件を遵守する募集に関する、募集条件や開示書類は、事前にSECC長官により許可されなければならない。また開示種類についてはSECCに登録される必要がある(同法第16条)。

開示書類の発行者または当該補助的開示書類が関係する株式の発行者が、下記のような事態を認識した場合には、開示書類が有効である間は、開示書類の発行者または当該開示書類が関係する株式の発行者はSECCに補助的または代替りの開示書類を提出し、許可を受け登録しなければならない(同法第20条)。

- 提出済開示書類に含まれる事実に大きな影響を与える変更が生じた場合
- 本法律が求める重大な新しい事実が生じた場合
- 開示書類が虚偽または誤解を招く重大な表現を含む場合
- 開示書類に重大な遺漏がある場合

### 証券市場の管理

本法律または他の有効な法律に従いSECC委員長の許可を受けない限り、何人といえども証券市場(証券交換を含む)、売出と清算手段、株式保管を営むことはできない(同法第23条)。

上記業務を営む許可申請は次のように進められる(同法第24条)。

- 1) 証券市場、売出・清算手段、株式保管業務を営むことを希望する者は、規定の書式によりSECCに申請書を提出し、規定の手数料を支払わなければならない

- 2) SECC長官は申請書の提出があった後、出来るだけ早期に委員長を含むSECC全構成委員に助言を付けて当該申請書を配布する
- 3) SECC長官は申請者に対し必要と考える追加的情報の提出を求めることがあり、追加的情報の提出があるまで申請審査を拒否することができる

何人といえども、SECCの許可を得ない限り、証券市場(証券交換を含む)、売出と清算手段、株式保管についての運営規則と手続きを実施に移すことはできない。それら運用規則と手続きは本法律に従い規定される事項を適正に処理するものでなければならない(同法第28条)。

### 証券会社ライセンス

政令に規定された免除証券ディーラー(exempt securities dealer)や免除証券取引(exempt securities transaction)を除き、SECC長官からライセンスを受けない限り、何人といえども証券ビジネスを営み、または自身を証券会社の形態で証券取引を営むものであることを称することはできない。個人であってもSECC長官から証券会社の代理人ライセンスを受けない限り、何人といえどもライセンスを受けた証券会社の代理人として行動したり、代理人である旨名乗ることはできない(同法第31条)。

ライセンス申請の手順は以下の通りである(同法第32条)。

- 1) 何人も、規定書式によりSECC長官あて申請書を提出し、SECCが定める手数料を支払って、証券ビジネスを営んだり、証券代理人として活動するためのライセンスを申請できる。
- 2) SECC長官は申請者に対し必要と考える追加的情報の提出を求めることがあり、追加的情報の提出があるまで申請審査を拒否することができる。

投資顧問、証券ディーラーやその他証券市場参加者、売出と清算手段機関や株式保管機関に対するライセンス条件の設定とライセンスの供与はSECCが行う(同法第35条)。

### 企業統制と重要事項の統制

カンボジアにおいて一般人に株式を発行ないしは売却した公開有限責任会社または許可済みの主体(permitted entity)は、証券市場の管理利益及び投資家である一般人保護のために、SECCが定める公開有限責任会社の企業管理に関する現行法令と、如何なる必要条件をも厳格に守ることを求められる(同法第38条)。

下記事項を管理するために、SECCは企業統制条件を定めることがある。

- 一般人に議決権付き株式を発行した公開有限責任

会社または許可済み主体の議決権付き株式に対する統制権の入手。そうした議決権付き株式に対する統制権の入手は公正かつ情報公開をとまなう方法で行われなければならない。

- 一般人に議決権付き株式を発行した公開有限責任会社または許可済み主体の議決権付き株式の多数株主の開示。定められた条件では、公開有限責任会社または許可済み主体の議決権付き株式の所有者は、そうした大株主の身元を知る権利を有する、としている(同法第39条)。

### 株式に関する禁止行為

インサイダー取引、不法取引と市場操作、虚偽説明と誤解を招く説明については、各々第40条、第41条及び第42条の規程により禁止されている。

### 証券セクターに対する優遇税制

「証券セクターに対する優遇税制に関する政令70号(Sub-Decree No. 70 ANKR BK on Tax Incentive in Securities Sector)」が2011年4月22日に発出され、2009年12月16日付け予算法第12条に記載された証券セクターに関する優遇税制の対象となる者、業務、その他の条件が以下の通り定められた。

この政令はカンボジア国内において次の者に適用される(第3条)。

- 1) カンボジア証券委員会から承認をうけ、認可された証券市場で株式や社債を発行する企業。
- 2) 認可された証券市場で国債・株式・社債を保有するか売買を行う投資家。投資家には居住者と非居住者を含む。

カンボジア証券委員会から承認を受け証券・社債を発行し、認可市場に上場する会社が、3年間にわたり法人所得税の10%軽減措置を受けることを希望する場合には、定められた書式に記載し、カンボジア証券委員会を通じて税務総局に提出しなければならない(第4条)。

証券市場開設から3年以内に、国債・株式・社債の保有・売買による利息・配当を

得た投資家は、それらに掛かる源泉徴収税が50%軽減される(第5条)。

投資法例に定める適格投資プロジェクト企業で法人税免除期間にある会社は、第4条に定める法人税の軽減措置を受けることは出来ない(第6条)。

### 証券市場の運営規則

カンボジア証券取引所における証券市場運営規則の適

用を定める「証券市場の運営規則適用に関する省令006/11号(PRAKAS #006/11 SECC PrK on the Implementation of the Operating Rules of Securities Market)」が2011年5月3日に発出された。規則の詳細は同省令の付属文書(Annex)に記載されているが、主な項目は次の通りである。

株式の取引は運営規則に従いカンボジア証券取引所で行うこと。また取引はカンボジア証券取引所を通じて行われなければならない(第3条)。

取引の注文は、カンボジア証券取引所の売買システムにより受領された時から、同じ日の取引時間内において注文が実行される時まで有効である(第4条)。

取引時間は午前8時から11時半までとし、この間午前9時と11時半に取引を行うこととする(第6条)。取引日は、公休日を除き、月曜日から金曜日とする(第7条)。

注文単位は1株とし、呼値の単位は次の通りとする(第10条)。

- a) 1株5万リエル未満で発行される株式:50リエル
- b) 1株5万リエル以上、50万リエル未満で発行される株式:250リエル
- c) 1株50万リエル以上で発行される株式:500リエル株式の最低取引単位は1株とする(第10条)。

1日の値幅制限は基本価格の5%以内とするが、基本価格が1,000リエル未満の場合には値幅制限を50リエルとする(第12条)。基本価格の決定方法は第11条に規定されている。

上場直後の株式の取引のための基本価格はカンボジア証券委員会に登録された公開種類において決められた価格(公開価格)の90%~150%の間とする(第16条)。

この規則に従い提供されるサービスに対し、証券取引を行う者は取引手数料を支払わなければならない。手数料の計算方式、支払義務者、支払時期は以下の通りである(第24条)。

- a) 手数料率:取引金額の0.25%(小数点以下1桁で切り捨て)
- b) 支払義務者:カンボジア証券取引所のメンバーである証券会社
- c) 支払時期:清算日の午前8時半

## 上場規則

「上場基準の適用に関する省令004/11号(“Prakas #004/11 SECC PrK on the Implementation of Listing Rules)」が2011年5月3日に発出され、その付属文書(Annex)では、カンボジア証券取引所に株式を上場するために必要な事項を次のように規定している(第1条)。

上場申請に添付されるべき財務諸表は「企業会計・監

査・監査職務法」に基づき作成し監査を受けなければならない(第3条)。

上場適格性に関する審査を申請する者は以下の書類をカンボジア証券取引所に提出しなければならない(第6条)。

- 1) 一般情報
  - a. クメール語とアルファベットによる会社名
  - b. 会社住所
  - c. 設立日
  - d. 業務目的
  - e. 商業登録証明
  - f. 関連省庁のビジネス・ライセンス
- 2) 会社の代表者に関する情報:代表者の身元証明
- 3) 株主に関する情報:株主の身元証明
- 4) 量的情報
  - a. 申請日における株主の持ち株数
  - b. 過去3年間の純利益
  - c. 過去3年間の監査済財務諸表
  - d. カンボジア証券取引所に上場し取引される株式の種類

カンボジア証券取引所への上場が適正であるとの通知を受けた者は、株式が引受人に分配された後7営業日以内に、公式上場のための手続をカンボジア証券取引所で行わなければならない(第8条)。

適格性を認められた上場申請者は、カンボジア証券委員会が別途定める場合を除き、以下の量的要件を充たすことにより、カンボジア証券取引所に公式に上場される(第12条)。

- 1) 議決権のある株式を1%未満保有する株主の数:公式上場手続を完了する日において少なくとも200名
- 2) 議決権のある株式を1%未満保有する株主により保有される株式数:20万株または全株式数の15%超

適格性を認められた上場申請者は、カンボジア証券委員会が別途定める場合を除き、以下の非量的要件を充たすことにより、カンボジア証券取引所に公式に上場される(第13条)

- 1) 最大株主の株式所有権が公式上場日以前の1年間変更されていないこと
- 2) 発行株式の全量がカンボジア証券委員会が認可する証券保管業者に与託されていること

初上場を申請する者は、投票権をコントロールし得る株主は、株式公開の日から少なくとも1年間は所有株式を売却したり譲渡したりしないこと、また全株式の少なくとも15%を所有する株主は、少なくとも6カ月間株式を売却したり譲渡したりしないことを約した協定書を添付しな



ければならない。

## 保険

### 保険に関する法制度

保険の管理、保険加入者の正当な権利の保護、保険業に対する管理と統制の強化、保険業発展への寄与を目的とする「保険法 (Law on Insurance)」が2000年6月20日に成立している (同法第1条)。カンボジアにおいては、保険会社、保険代理店及び保険ブローカーのみが保険業を営むことができる (同法第4条)。

### 保険契約

保険契約は保険者と被保険者の権利・義務を列挙した協定 (同法第9条) であり、各当事者は勧告書または通知状による事前通知により、保険期間中であっても保険契約を解除する権利を有する (同法第11条)。

保険証券または仮契約書のみが保険会社を被保険者間の責務を特定し得る。保険申込のみでは各当事者の保険補償には有効とはならない。留保中の保険契約の更新、変更、再付保の申し込みは、保険会社が15日以内に当該申し込みを拒否しない限り承認されたものとみなされる (同法第14条)。

保険契約が締結されたのち、被保険者は合意した通り保険料を支払わなければならない。保険証券に記載された通り被保険者が保険料を支払った日から保険補償は有効となる (同法第17条)。期限内保険料を支払わない場合、保険契約署名の日から30日を超えて保険補償の有効性は留保されることはない。保険会社は書留郵便または被保険者ないしは保険料を支払う義務を有する者が正式に承認した郵便により、保険契約が締結された日から20日間以内に、合意した場所で保険料を支払うよう通知を出さなければならない。当該通知がなされたのち10日以内に被保険者が依然として保険料を支払わない場合、保険会社は保険契約を取り消す権利を有する (同法第18条)。

責任保険においては、被保険者が第三者に対し損失や損害を与えた場合、保険会社は直接被害者に補償を行うものとする (同法第23条)。再保険では、主保険会社が被保険者に対する責務を負う (同法第24条)。

### 財産保険

財産保険は損害が生じた際に補償を行う契約である。保険会社から被保険者へ支払われる損害補償額は保険契約で申告された保険対象物の価値を超えることはない (同法第26条)。保険証券に記載されていないリスクにより

保険対象物が全損状態になった場合には、保険は法的に終了し、保険会社は残存期間に対する保険料の90%を被保険者に払い戻さなければならない (同法第27条)。

### 生命保険と個人事故保険

個人保険の場合、保険証券に記載された保険額が保険契約で支払われる補償限度額となる。個人保険には生命保険、健康保険、傷害保険が含まれる (同法第29条)。

### 強制保険

道路上で商用目的のために自動車を所有し使用する個人または法人は、トレーラーを含む自動車の使用により生じる財産毀損や第三者に対する損害を賠償するために、第三者責任保険契約を保険会社から購入しなければならない (同法第36条)。

建築業者として事業を営む個人または法人も責任保険に加入する必要がある。プロジェクト開始時において、すでに保険会社から責任保険を購入していることを証明しなければならない。こうした強制保険の対象となる建築プロジェクトの種類は政令により定められる (同法第40条)。

種々の交通手段を使用して旅客運送にあたる個人または法人は、道路、海上、河川、空路、鉄道により運送される旅客を対象とする責任保険に加入しなければならない (同法第42条)。

### 保険会社

全ての保険会社は商業登記を行う必要があり、経済財務省の管理・管轄下におかれる (同法第43条)。また全ての保険会社は、国有、民営またはそれらの混合形態の如何に拘わらず、公開有限責任会社の形態でのみカンボジア国内で保険業を営むことができる (同法第45条)。

ライセンスの受領・入手前において、申請者は次の条件を満たしていることを証明する種類を提出しなければならない (同法第48条)。

- 1) 登録資本金の10%相当の保証金を積んでいること
- 2) 登録資本金の50%に相当する支払能力を維持していること

最初のライセンスはその発効日から5年間有効である。現行法令に従い保険会社が適正に運営されている場合には、さらに3年間の延長を申請することができる。ライセンス料は5,000万里エルである (「一般・生命保険会社のライセンス供与に関する経済財務省令No.98」: Prakas # 098. MEF on Granting License to General or Life Insurance Companies)。

## 保険代理店と保険ブローカー

保険代理店とは、保険会社から口銭を受け取り、明確に規定された権限の下で保険会社に代わり保険業務を扱う個人または法人を指す。保険ブローカーとは、被保険者の利益のために保険業務を扱う個人で、被保険者と保険会社の間で保険契約の締結に関する仲介サービスを提供し、仲介手数料を適法に受け取る者を指す(同法第50条)。

## 保険会社の現状

保険会社の協会としてカンボジア一般保険協会(General Insurance Association of Cambodia)が2005年7月に設立されており、現在5社が会員として協会のホームページに掲載されている。主な保険会社と再保険会社は次の通りである。

- 1) カンボジア再保険会社(Cambodian Reinsurance Company: Cambodia Re)  
2002年1月24日に「政令70号(Sub-Decree No. 07AN.KR.MK)」により設立。2004年1月16日にAsian Insurance International (AII)と合弁契約を締結。AIIが20%の株式を保有。
- 2) カンボジア保険会社(Cambodia Insurance Company: CAMINCO)  
1990年に「Cambodian National Insurance Company」として設立され、1993年6月から業務を開始。2001年12月31日付け「政令132号」により国営企業となる。
- 3) フォルテ保険会社(Forte Insurance Company (Cambodia) Plc)  
カンボジアにおける最初の保険会社の一つとして、1996年にプノンペンで開業。
- 4) アジア保険会社(Asia Insurance Company (Cambodia) Ltd.)  
香港に拠点を置くアジア保険グループ(Asia Insurance Group)のグループ企業として1996年3月14日にプノンペンに設立・登録される。
- 5) インフィニティ総合保険(Infinity General Insurance Plc.)  
2007年7月25日設立。
- 6) カンプ銀行ロンパック保険(CampuBank Lonpac Insurance)  
カンボジア大衆銀行(Cambodian Public Bank)、マレーシア大衆銀行(Public Bank Malaysia)、ロンパック保険の合弁会社として2007年に設立。
- 7) カンボジア・ベトナム保険会社(Cambodia-Vietnam Insurance Company Plc.: CVI)

IDCC、カシメックス(Kasimex)、NHホールディングスの合弁会社として設立。

- 8) カンボジア生命保険会社(Cambodian Life Insurance Company PLC.)  
カンボジア政府(経済財務省)、インドネシアのAsuransi Central、香港のAsia Insurance、タイのBangkok Life AssuranceおよびBangkok Insuranceの合弁会社で2012年5月に営業開始。カンボジア政府が51%を保有。現在定期生命保険、終身生命保険、担保生命保険を販売。
- 9) マニユライフ・カンボジア(Manulife (Cambodia) PLC)  
2012年に営業を開始し、生命保険を販売。

## 反資金洗浄・金融テロ撲滅法(Law on Anti-Money Laundering and Combating the Financing Terrorism)

「反資金洗浄・金融テロ撲滅法」が2007年6月24日に公布されている。この法律では、銀行や専門職業における守秘義務により同法の適用が阻害されないように求めており、疑惑のある取引・現金取引・その他資金洗浄や金融テロに関する情報を入手・分析・伝達する中央組織である「金融情報ユニット(Financial Intelligence Unit: FIU)」や監視機関に対する情報提供を拒否しないよう定めている(第6条)。

同法では、銀行、ノンバンク金融機関、証券会社、保険会社、マイクロ・ファイナンス会社、信用組合、リース会社、投資・年金基金、投資資金を運用する投資会社等の報告義務者が、匿名や偽名であることが明らかな口座を開設することや、適切な調査(Due diligence)を行う前に金融商品を発行したり、受け入れたりを禁止している(第7条)。

報告義務者は、顧客の身元証その証明を含む適切な調査手段を取らなければならない(第8条)、特定の取引については特別の監視手段を講じなければならない(第10条)。

報告義務者は監視機関により定められた金額を超える現金の移動や、限度額を超える数段階にわたる現金取引について、金融情報ユニットに報告する義務がある(第12.1条)。金融情報ユニットが、その取引が資金洗浄や金融テロに関連することを疑う合理的な理由を有する場合には、金融情報ユニットが求める期間(48時間以内)当該取引を行わないように書面や電話で指示することがある(第12.5条)。

刑法に定められているように、資金洗浄や金融テロが発覚した場合、裁判所の判決が下りるまでの間、関係する資産が凍結又は拘束されることがある(第30条)。

## 通貨

1992年の政令により外国通貨による取引行為は禁止されているが、米ドルが広範かつ一般的に使用されている。リエルの対米ドル交換レートは、1998年の切り下げ以降、約4,000リエルで安定している。

従来、商業用途では小切手及びクレジット・カードはほとんど使用されていなかったが、近時クレジット・カードが徐々に普及し出している。

## 3.8 外国為替

### 外国為替に関する制限

1997年9月の「外国為替法(Law on the Foreign Exchange)」は、公認銀行を通じた「外国為替取引には一切の制限を加えない(同法第5条)」旨規定しているが、公認銀行は1万米ドル以上の送金については、その都度の送金額をカンボジア国立銀行へ届け出ることになっている(同法第17条)。また居住者は自由に外貨を保有できる(同法第7条)。

金、未カットの宝石、その他の貴金属の輸出入は、カンボジア国立銀行への事前の届出があれば自由であり、旅行者による1万米ドル以上相当の支払い手段またはこれに相当する国内通貨の輸出入については税関への申告が義務付けられている(同法第12条・13条)。

居住者と非居住者間の貿易金融を含む借款や借入は、貸出しと返済が公認銀行を通じて行なわれる場合には自由に契約することが認められている(同法第18条)。

### 送金

2003年の改正投資法第11条は、適格投資プロジェクト(QIP)に対し、投資に関連して生じる下記のような金融債務返済のために、投資家が公認銀行を通じて外貨を購入し、自由に国外へ送金できることを保証している。

- 輸入代金及び国際借入の元金・利子の返済
- ロイヤルティー及び経営管理費の支払い
- 利益送金
- 会社解散の場合の投資資金の送還

## 3.9 雇用及び労働

### 労働関係に関する法制度

カンボジアにおける労使関係、雇用、労働条件その他の労働関連事項は、憲法及び1997年の「労働法(Labor Law)」によって定められている。1997年3月に制定された労働法は、社会主義的色彩の濃かった1992年労働

法に大幅な修正を加えたもので、非常に自由主義的であり、労働者や組合の権利を尊重したものとなっている。

### カンボジアにおける雇用原則(憲法規定)

雇用関係に関する憲法の主な規定は下記の通りである。

- クメール市民は男女ともに自己の能力と社会の必要性に応じて、如何なる仕事をも選択する権利を有する(第36条)。
- クメール市民は男女に拘わらず、同一労働に対しては同一賃金を得る権利を有する(第36条)。
- クメール市民は男女ともに労働組合を組織し、その成員になる権利を有する(第36条)。
- 労働組合の組織と行為は法によって定める(第36条)。
- ストライキ権と非暴力的デモ行為は法の定める範囲により履行されるものとする(第37条)。
- 全ての女性差別は撤廃されるべきであり、雇用関係における女性搾取は禁止される(第45条)。
- 女性は妊娠により職を失うことはない。女性は完全有給による出産休暇をとる権利を有し、この間勤続年数その他の社会的特典を失わない(第46条)。
- 国家と社会は、特に農村において十分な社会的支援を得られず生活している女性に対し、機会を与えなければならない(第46条)。

### 雇用及び労働に関する主な労働法規程

1997年労働法は労働者の権利に対して広範な保護を与えており、また寛大な労働条件を規定している。同法の主な規定は次の通りである。

#### 一般

- 強制労働(Forced Labor)  
強制または義務的労働は完全に禁止する(第15条)。
- 会社の設立と閉鎖に関する申告(Declaration of opening and closing of the enterprise)  
この労働法の適用を受ける全ての雇用者は会社を設立したとき、または閉鎖したときは労働主管省にその旨申告しなければならない。当該申告は書面もってなされなければならない(第17条)。
- 職員の移動に関する申告(Declaration on Movement of Personnel)  
全ての雇用者は、作業員の採用・解雇の度に、書面により、採用・解雇の日から15日以内に労働担当省に申告しなければならない(第21条)。
- 内部規則(Internal Regulations)  
少なくとも8人の作業員を雇用する雇用者は全て、会

社の内部規則を作成しなければならない(第22条)。

- 少年労働(Children Work)  
労働を為しうる最少年齢を15歳とする。仕事の性質上、健康・安全・青少年の道德等に対して有害な場合においては18歳とする(第177条)。
- 採用(Hiring)  
雇用者は自己の企業のために直接作業員を雇用し得る。但し本法第22条の規定を守ること(第258条)。

## 雇用契約

- 雇用契約(Employment Contract)  
雇用契約は一般法の規定によるものとし、契約当事者の合意によって締結できる。契約は書面によっても口頭でも為し得る(第65条)。  
有期の労働契約は正確な終了日を記載するものとし、契約期間は2年を越えることはできない。また最長2年を超えない限り、複数回にわたり更新を為し得る。この規定に外れる場合においては、有期労働契約は無期労働契約となる(第67条)。
- 労働契約の終了(Termination of Labor Contract)  
有期労働契約は、通常定められた終了日において終了するが、労働検査官の立会いの下で書面での合意が為され、両者が署名した場合においては終了日以前でも終了することが出来る。もし両者の合意が成立しない場合には、不正行為があった場合や不可抗力による場合にのみ終了日以前に解約され得る。これ以外の理由で、雇用者の意思により有期労働契約を期限前に終了する場合には、被雇用者は少なくとも契約終了時まで得べかりし報酬と同様の金額を請求することができる(第73条)。  
無期労働契約は契約当事者の一方の意思によって終了することが出来る(但し例外規定が多くある)。終了を望む契約当事者は他の当事者に対して事前の書面による通知を行わなければならない(第74条)。  
事前通知なしに、または事前通知期間を守らずに、雇用者が自らの意思により無期労働契約を破棄した場合には、通知期間において被雇用者が得べかりし賃金及び全ての利益に等しい金額を補償しなければならない(第77条)。

## 賃金

- 最低保証賃金(Guaranteed Minimum Wages)  
賃金は少なくとも最低保証賃金に等しくなければならない。すなわち、全ての労働者に人間の尊厳に矛盾しない生活水準を保証するものでなければならない(

第104条)。最低保証賃金は専門や職業による差別なしに、労働担当省の省令により決定される(第107条)。

### 注:最低賃銀に関する2010年7月9日付け労働省通知

1. 製靴、繊維、縫製工場の作業員の最低賃金は、就労1～3ヶ月目の見習い期間においては月額56ドルとし、一般作業員は月額61ドルとする。
2. 出来高払いの作業員・従業員については、もし出来高が上記1項記載の最低賃金を上回った場合には、出来高による金額を受け取るものとする。出来高を下回った場合には、見習い期間中の作業員は56ドル、一般作業員は61ドルを最低賃金として受領するものとする。
3. 新しい最低賃金は2010年10月1日から2014年まで適用される。

注:現在最低賃金が適用されているのは縫製、繊維、製靴業の被雇用者のみである。

### 注:縫製・製靴業被雇用者に対する追加手当に関する2011年3月4日付け労働省労働顧問委員会令

1. 月定勤務日を皆勤した場合:出勤手当 最低7ドル
2. 残業時の食費手当:2,000リエル(約0.5ドル)または食事支給(1日1回)
3. 年功手当:1年以上勤続する作業員に以下の年功手当を支給。但し11年を超えて勤続する者には11ドルを支給する。

勤務年数	1-	2-	3-	4-	5-	6-	7-	8-	9-	10-	11-
月額手当(米ドル)	0	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

4. 本手当は2011年3月1日より適用される。

- 賃金の支払い(Payment of Wages)  
作業員が他の方法によることに同意しない限り、賃金は現金をもって当該作業員に直接支払わなければならない(第113条)。  
作業員の賃金は最長16日間の間隔で、最低1ヶ月に2回支払わなければならない。また職員の給与については最低1ヶ月に1回支払うものとする(第116条)。

## 労働時間

- 労働時間(Working Hours)  
男女ともに作業員の労働時間は1日8時間または1週間に48時間を超えることが出来ない(第137条)。
- シフト(Work Shift)  
作業工程がシフト制による場合は、企業経営者は通常、朝シフトと午後シフトの2シフト制のみをとり得る(第138条)。
- 残業(Overtime)  
例外的で緊急の作業のために時間外労働を行う場

合、通常賃金の50%増しの賃金となる。時間外労働が午後10時から午前5時の夜間に行われる場合、または週休時に行われる場合には100%増しとなる(新:第139条)。

- 夜間作業(Night Work)  
「夜間」とは連続する11時間であって、午後10時から午前5時の時間帯を含む場合をいう。「夜勤」は午後10時から午前5時の間の労働を指す。日勤と夜勤で働く「シフト」制の場合、夜勤については日勤の130%増しの賃金が支払われる(新:第144条)。

## 休暇

- 週休(Weekly Time Off)  
同一の労働者を週に6日を超えて労働させることは出来ない(第146条)。  
週休は最小限24時間連続して与えなければならない、原則的には日曜日にこれを与える(第147条)。
- 有給休暇(Paid Leave)  
全ての作業員は勤続1ヶ月につき1.5日の有給休暇を取得できる。この有給休暇は、更に勤続3年ごとに1日の割合で増加するものとする(第166条)。
- 年次特別休暇(Annual Leave)  
年次特別休暇は通常クメール正月に与えられる。作業員が15日を越える有給休暇を有する場合には、残余日数を他の時機に取得する権利を有する(第170条)。
- 特別休暇(Special Leave)  
雇用者は、作業員の直系の家族に直接影響を与える事象が起きた場合には、当該作業員に最長7日間の特別休暇を与える権利を有する(第169条及び171条)。
- 出産休暇(Maternity Leave)  
女性は90日の出産休暇をとる権利を有する。出産休暇明け職場復帰の最初の2ヶ月間は、軽作業のみに従事することを得る。出産休暇中においては給与の半額を支給されるものとする(第182条及び183条)。

## 労働組合

- 労働組合  
労働者と雇用者は、如何なる差別も事前の承認も要せず、自らの選択により職業的組織を結成する権利を有し、調査、利益の増進、組織の規則により成員と認められた人々の道徳的・物質的利益を含む集团的・個別的権利の保護を図ることが出来る。労働者の職業的組織は「労働組合」と呼ばれ、雇用者の職業的組織は「雇用者協会」と呼ばれる。この法の目的に

従い、雇用者と労働者の双方を含む労働組合または雇用者協会は禁止する(第266条及び省令305号)。

- 企業における労働者代表  
最少8人を常時雇用する全ての企業や団体においては、全ての労働者の唯一の代表として、企業や団体での投票資格のある組合代表委員(shop steward)を選出しなければならない(第283条)。
- ストライキ権  
仲裁決定を拒否する場合に、紛争の一方の当事者がストライキやロックアウトを行なう権利は保証される(第319条)。  
ストライキ権は、仲裁評議会が労働法に定められた期間内に裁定を下さないか連絡しない場合において行使し得るものとする。また、労働者を代表する組合が、集団取り決めや法の遵守を執行するために、ストライキ権を行使すべきであると見做した場合においても行使できる。一般的に、労働者の経済的、社会・職業的利益を守るためにも行使されることが出来る(第320条)。
- ストライキの事前通告  
ストライキは少なくとも7労働日の事前通告を必要とし、企業や団体及び労働担当省に提出されなければならない(第324条)。
- ストライキの方法  
ストライキは平和的に行なわれなければならない。ストライキ期間中において暴力的行為を行なうことは、深刻な違法行為と見做され、出勤停止や懲戒的一時解雇を含む罰則の対象となり得る(第330条)。  
ストライキ不参加者の労働の自由は、あらゆる種類の威圧や脅迫から保護されなければならない(第331条)。

## 外国人従業員

外国人従業員について、1997年労働法は次のような規定を設けている。

労働担当省により発行された労働許可書(Work permit)と雇用カード(Employment card)を保有しない限り、外国人従業員は就業することが出来ない。就業しようとする外国人は次の要件を充たす必要がある。

- 雇用者はカンボジアにおける就業のための合法的な労働許可を事前に得なければならない。
- 就業しようとする外国人は合法的にカンボジアに入国していなければならない
- 就業しようとする外国人は有効なパスポートを保持していなければならない
- 就業しようとする外国人は有効な居住許可を有し

ていなければならない

- e) 就業しようとする外国人は自らの職業を為し得るだけ健康で、伝染病を有していないこと。これらの条件は、労働担当省の許可を得て、厚生省の省令で決定される。

労働許可は1年間有効で、当人の居住許可に定められた期間を超えない期間、延長が可能である(第261条)。労働担当省は外国人従業員に対する労働許可と雇用カードの発行に関する省令を公布するものとする(第262条)。

2006年11月21日付け「労働証明書、労働記録、健康診断サービスにかかる費用に関する省庁間政令No.1191(Inter-Ministerial Prakas # 1191 (MEF) on Fees for Work ID Cards, Work Books and Health Check Services)」

- 一定の期間滞在し、事業を営み給与を得る外国人に対する労働証明書(Work ID card)と労働記録(Work Book)の年間費用:1件につき100米ドル
- カンボジアに定住する目的で入国する18歳以上の外国人に対する労働証明書(Work ID card)と労働記録(Work Book)の年間費用:1件につき50米ドル
- 既に労働証明書(Work ID card)と労働記録(Work Book)を所有している外国人は、毎年3月末以前にビザの延長ないしは認証を受けなければならない。
- 健康診断料:雇用者は外国人一人当たり15米ドルを支払わなければならない。

各企業で雇用可能な外国人従業員の最大人数は、次のカテゴリーに基づき、労働担当省の省令により定められる(第264条)。

- 事務職員
- 専門職員
- 非専門職員

### 雇用情報

カンボジアの主な職業訓練校と職業斡旋業者は表3-9-1と表3-9-2に示す通りである。

カンボジアではネットで求人広告が出されることが多い。主な求人サイトを表3-9-3に示す。

「カンボジア日本人材開発センター(Cambodia-Japan Cooperation Center:CJCC)」は2004年に国際協力機構(JICA)の支援により設立され様々な日本語のコースや経営に関するコースをカンボジア人に提供して来ている。各社の要望に応じた日本語コースを設計して提供する業務も行っている。(電話:+855-23-884-534、ホームページ:www.cjcc.edu.kh)

表3-9-1 カンボジアの主な職業訓練校

省/機関名	責任者	電話	Eメール	ホームページ
Preah Kosomak Polytechnic Institute	Dr. Hem Chantha, Director	023 882 126 012 826 404	ppi@camnet.com.kh	n.a
MLVT/ National Technical Training Institute (NTTI)	Yok Sothy, Director	023 883 039 016 236 665	info@ntti.edu.kh/ sthy_yok@yahoo.com	www.ntti.edu.kh
MLVT/ National Polytech Institute of Cambodia (NPIC)	Bun Phearin, President	023 353 561 012 844 741	info@npic.edu.kh	http://www.npic.edu.kh

注:MLVT:労働職業訓練省  
出所:Japan Desk, CDC

表3-9-2 カンボジアの主な職業斡旋業者

機関・会社名	責任者	電話	Eメール	ホームページ
National Employment Agency/National Training Institute	Dr. Hong Choeun, Head-ranking Director General	023 635 717 012 853 938	info@nea.gov.khp	www.nea.gov.kh
SCD Holdings (Cambodia) Co., Ltd.	Sem Sophy, Managing Director	023 969 709 099 799 799	semsophy@yahoo.com	n.a.
HR Inc. Cambodia Co. Ltd.	Sandra D' amico, Managig Director	023 211 437 012 766 748	Sandra.damico@hrinc.com.kh	www.hrinc.com.kh
Cambodia Federation of Employers and Business Associations (CAMFEBA)	Sandra D' amico, Vice President	023 222 186 012 766 748	camfeba@camfeba.com Sandra.damico@hrinc.com.kh	www.camfeba.com

出所:Japan Desk, CDC

表3-9-3 求人サイト

	会社名	コンタクト先	電話	Eメール	ホームページ
1	Pelprek	Pen Dara	067 972 270	jobs@pelprek.com pelprel@gmail.com	www.pelprek.com
2	Camhr	Customer Service Center	023 969 088 023 969 089	jobs@camhr.com	www.camhr.com
3	Cambodia Job Page	Jean-Philippe Lepage	n.a.	contact@ cambodijobpage.com	www. cambodijobpage.com
4	I Know	Seyma	023 226 226 086 333 168	job@iknow.com.kh	www.iknow.com.kh

出所: Japan Desk、CDC

### 3.10 社会保険

#### 社会保険制度に関する法制度

老齢年金、傷病手当、遺族手当を含む年金制度と、職務上の傷害を保障し職業病手当を付与する労務災害保険からなる社会保険制度を創設するために、2002年9月25日「労働法の規程に定められた者に対する社会保険制度に関する法律(Law on Social Security Schemes for Persons Defined by the Provisions of the Labor Law)」が制定されている。

#### 社会保険制度に関する主な規程

##### 国家社会保険基金

##### (National Social Security Fund:NSSF)

社会保険制度は国家社会保険基金(National Social Security Fund:NSSF)により運営される。国家社会保険基金は1996年6月15日付けの「公社の一般規則に関する法律(Law on General Statute of Public Enterprise)」による政令と1997年12月31日付けの「公的機関の司法規則に関する勅許No.1297/91(Royal Decree No. 1297/91 on Judicial Statute of Public Establishment)」により設立された公的機関である。

##### 社会保険制度の対象者

国籍、人種、性別、宗教、政治的立場、血筋、社会的出自、労働組合の組合員であるか否か、労働組合における活動などに関わりなく、以下の者がこの法律で保護される対象者となる(同法第4条)。

- 作業の性質、携帯、契約の有効期限、受け取る賃金の額に拘わらず、カンボジア国内で雇用者の利益のために働く、労働法に定められた全ての作業員。
- 公務員共通規則や外交官規則が適用されない国家作業員や公共の作業を行う者。同様に一時的に公共サービスに任じられている者。
- リハビリテーション・センターに加わっている訓練中の

者及び見習いを含む。

- 自営業の者。
- 季節労働者または臨時労働者。

この法律の適用を受ける雇用者と作業員は国家社会保険基金に保険料を支払わなければならない。保険料支払いの条件と手続き及び給付の資格は国家社会保険基金設立に関する政令により定められる(同法第6条)。

##### 年金制度

年金制度の給付には老齢年金と手当、傷病年金、遺族年金と手当が含まれる(同法第7条)。

55歳以上の国家社会保険基金加盟者は、次の条件を満たす場合においては老齢年金の受給資格を有する。

- a) 国家社会保険基金に少なくとも20年間加盟していること
- b) 少なくとも10年以前から年金の受給資格を得る日までの間に、社会保険制度に最低60ヶ月間保険料を納めていること

上記条件を満たしながら、55歳に到達する前に、精神的か身体的かを問わず、早期に労働に適さない状態になった国家社会保険基金加盟者は早期年金を申請することができる。55歳の国家社会保険基金加盟者で、社会保険制度の保険料を60ヶ月未満しか支払わず、かつ賃金を得られる仕事を失った者が、他の老齢年金受給資格を満たしていない場合には、当該加盟者は一時金として支払われる老齢手当を受給できる(同法第8条)。

55歳以前に身体障害者となった国家社会保険基金加盟者は、次の条件を満たす場合には、傷病手当を受給することができる(同法第9条)。

- a) 最低5年間国家社会保険基金に加盟していること
- b) 少なくとも12ヶ月以前から傷病を得るまでの間に6ヶ月間の社会保険加盟期間があること

老齢年金、傷病手当、早期年金の受給資格者が死亡した時や、死亡時において老齢年金、傷病手当の受

給資格を満たしていた者、あるいは既に180ヶ月の加盟期間がある者については、受益者は遺族年金を受給できる(同法第10条)。

国家社会保険基金で、死亡時までには傷病年金の受給資格がない者、社会保険制度に180ヶ月間加盟していたことを証明できない場合には、身体障害者であるか否を問わずその配偶者が、またはその孤児が老齢年期の月額以上に相当する一時金を受給できる(同法第11条)。

## 労務災害

事故は労務災害と考えられる。作業員が作業中または作業時間内に事故が起きた場合、その原因に拘わらず、過失によるかどうかを問わず、作業員または見習い者(有給か無給かを問わない)の身体に加えられた事故と認定される。同様に作業員の住居から直接職場へ通勤する間に起きた事故についても、その通勤が、個人的または非業務上の理由により中断されたり回り道をした場合を除き、労務災害と見做される(同法第12条)。

労務疾患もまた労務災害と見做される。社会保険制度担当大臣と保険大臣は労務疾患認定に関する共同省令発出するものとし、その省令には有毒物質への接触、その他、疾患を引き起こす不健康な条件や場所等を記載したリストを添付するものとする(同法第13条)。

労務災害に対する給付は次の通りである(同法第15条)。

- a) 労務傷害、通勤時の事故、労務疾患が原因となる労務災害に対する医療介護
- b) 労務傷害、通勤時の事故、労務疾患により一時的に身体障害状態に陥った場合には日当を支給
- c) 労務傷害、通勤時の事故、労務疾患により永続的身体障害となった場合、身体障害者年金または手当の支給
- d) 葬儀料または遺族年金の支給

一時的な身体障害の場合、国家社会保険基金が認定する医師の適性な診断があれば、被害者には日当が支給される。日当は、傷害が回復するまで、または治療後に当該傷害が原因で死亡するまでの間、被害者に支給される。休職第一日目の日給は雇用者が支払うものとする(同法第17条)。

身体障害の場合、国家社会保険基金が認定する医師の適性な診断があり、また障害が恒久的なものである場合には、被害者は次の給付を受けられる。

- a) 少なくとも20%の身体的能力を失った場合、永久身体障害年金を支給
- b) 身体障害の度合いが20%未満の場合には、傷害手当を一時金として支給。身体障害の度合いについて

は国家社会保険基金を担当する大臣が発出する省令によって定める(同法第18条)。

労務災害が起き、被害者が死に至った時には、国家社会保険基金は葬儀手当と被害者の遺族に遺族年金を支給する(同法第19条)。

国家社会保険基金における雇用者と労働者の義務である雇用者の参加、労働登録、保険金の支払い、支給金の計算、給付サービスの方法については政令に定める(同法第23条)。

## 国家社会保険基金の設立

国家社会保険基金は2007年3月2日付けの政令No.16により設立された。同基金は労働・職業訓練省が実務を、経済財務省が財政面を管轄する公共法人であり、本部をプノンペンに置いている。

国家社会保険基金は次のような任務を負っている。

- (1) 社会保険制度法に従い、労働法の規定に定める対象者にために社会保険制度を運用する
- (2) 老齢、身体障害、死亡、労務災害による困窮を助けるため、国家社会保険基金加盟者に対し適正な給付を与えることを保証する
- (3) 国家社会保険基金加盟者と雇用者からの保険金を徴収する

国家社会保険基金は次のような源泉からその資金を得るものとする。

- (1) 国家社会保険基金設立の初期基金は政府が支給する
- (2) 運営資金、資本金は政府予算から支出される
- (3) 社会保険制度の各部分の支出は国家社会保険基金加盟者からの保険金で賄われる

登録は当初プノンペン、カンボンスプー、カンダールで実施される。8人以上の従業員を雇用する事業者は、会社設立から45日以内に国家社会保険基金に登録しなければならない。引き続き国家社会保険基金は、シェムリアップ、バンテミンチャイ、カンボンチュナン、スバイリエン州において8人以上の従業員を雇用する企業に対し、2010年1月1日から労務災害保険制度(労務関連事故)を実施する。

国家社会保険基金の傷害コンポーネントは現状一部分のみの運用となっている。国家社会保険基金制度は、居住者・非居住者の別を問わず、労働法で被雇用者と認定されるもの全てに適用されるため、現地職員・外国人職員は共に対象となっている。

労務災害の被害者が治療を受けられる病院は指定されている。



プノンペン: Calmette Hospital、Russian Hospital、Lok Sang Hospita

カンダール、カンポンスプー州: Chey Chomnas Hospital (Kandal)、Kampong Speu Referral Hospital (Kampong Speu) 及び上記三つのプノンペンの病院

#### 国家社会保険基金の月額保険料率

- 省令No.108 KB/KrKで規定された表に従い、被雇用者の平均月額給与(基本給)に基づき計算される。
  - 月額給与には給与、時間外手当、口銭、報償、利益分配金、チップが含まれる。
  - 保険金料率: 0.8%(最低1,600リエル: 基礎給が月額20万リエルの場合。最高8,000リエル: 基礎給が月額100万リエルの場合)
  - Notification #132 (MoLVT) on Employment Risk Contribution Payment for Garment and Footwear Industry for 2011 (2010年12月6日付け)
- 2009年6月29日付け「縫製業と製靴企業による2009年-2010年の労務災害保険料の支払いに関する省令N.133(労働職業訓練省)」Prakas #133 (MLVT) on Payment of the Occupational Risk Contribution by the Garment and Garment and Shoe Enterprises for 2009-2010”により0.5%に減額されていた繊維・縫製業、製靴業の労務災害保険納付金は、2011年1月から正規の料率(0.8%)に戻されることになった。

### 3.11 土地

#### カンボジアの土地制度に関する法制度

土地法は1992年に初めて制定され、その後2001年8月に改正されている(2001年土地法: 2001 Land Law)。改正土地法は、不動産所有権及び関連権限に保証を与える目的で、カンボジアにおける不動産の所有権管理様式を決定することを目的に制定された。また市民が土地を所有する権利を保証するための、近代的な土地登記制度の創設も法律改正の目的の一つである。

土地法では「国土管理・都市計画・建設省 (Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction)」に、不動産に関する権利書の発行権限と国有不動産の公団管理権限を与えている。

内戦中にカンボジアの土地制度は崩壊し、土地所有権の権利書と登記簿の多くが失われたため、土地所有権を巡る紛争が依然として多発している。したがって、土地使用、土地リース、カンボジア企業を通じた土地所有に関する部分的共有権に関する契約を締結する前に、地主の土地所有権を確認することが投資家にとっては非常に重要である。

土地法は、民法適用法の施行に伴い2011年12月20日から民法規定の適用が開始されたことにより、相当数の条文が修正を受けるか削除されている。土地所有権

の売買、譲渡、担保設定、土地の賃貸借等に関しては民法規定を参照することが重要となっている。

#### 土地の構成部分

民法では土地の構成部分に関する原則規定として、「土地に定着し、又は一体となった物、特に土地上に建築され移動できない建物、工作物等は、土地の構成部分であり、別段の定めのない限り、これを独立の権利の対象とすることができない(民法第122条)」と定めている。但し例外規定として、「他人の土地に対する権利の行使として、権利者が土地の上に建築した建物、その他の工作物等は、土地の構成部分とはならない。一時的な目的で土地に付着させた物も同様である(民法第123条)。これらは他人の土地に対する権利の構成部分とみなす(民法第124条)」としている。

#### 所有権

カンボジアでは、自然人または法人に拘わらず、外国人が土地を所有することは禁じられている。憲法第44条は、「全ての間人は、個人的であれ集団的であれ、土地を所有する権利を有している。クメール法人とクメール国籍の市民のみが土地を所有する権利を有する」と定めている。2001年土地法も、カンボジアにおいてはクメール国籍の自然人または法人のみが土地を所有する権利を有し、土地所有者となるために国籍を偽称した外国人は罰せられる旨規定している(同法第8条)。この場合、カンボジア国籍の法人とは、51%以上の株式をカンボジア人又はカンボジア企業が所有している法人を指している。

更に、2001年土地法第5条では、「公共の利益に基づく場合を除き、所有権を剥奪されることはない」と規定しており、土地収用を行なう場合には、事前に適正な補償を支払った後に、法令に定める形式と手続きによって行なうことを定めている。

投資家にとって重要な利害がかかわる不動産の所有権に関する2001年土地法の主な規程は次の通りである。

- 1979年以前における不動産所有権は、如何なる形式といえどもこれを認可しない(第7条)。
- 本法施行後において、如何なる手段によるかを問わず、国家公的使用地(State public property)及び国家私的使用地(State private property)を占有することは無効とする(第18条)。
- 1989年以降に認定された不動産の占有は実質的権利を構成し、土地占有者による所有権の取得に結びつくことがある(第29条)。
- 本法の公布に先立つ5年以上にわたり、個人的適

法に、平和的かつ争いなく不動産を私的に占有してきた者は確定所有権利書を請求する権利を有する(第30条)。

- 本法発効後において、不動産権利書を有しない者による新規の不動産の占有は違法占有と見做す(第34条)。
- 不動産所有権へ転換するためには、占有が公衆に対して明快かつ非暴力的で周知の状態であり、継続的に誠実なものであることを要す(第38条)。
- 占有権を所有権に転換する間、本法に従った占有は不動産に対する実質的な権利を構成する。権利書は占有の証拠ではあるが、所有権の権利書ではなく争う余地の無いものではない。占有権利書は、土地登記簿が作成される時点において、所有権について争いが無い場合においてのみ、確定的かつ争う余地の無い土地所有権利書を構成することができる。争いが提議された場合には、関連する証拠の追加的調査に基づいて土地の合法的な占有者が決定される。土地に対する占有権利書は証拠の一つではあるが、それ自身決定力があるものではない(第40条)。

民法は土地所有権の取得時効について次のように定めている(民法第162条)。

- 20年間所有の意思をもって平穏かつ公然に不動産を占有した者は、その不動産の所有権を取得する
- 10年間所有の意思をもって平穏かつ公然に不動産を占有した者が、その占有の始めに善意かつ無過失のときは、その不動産の所有権を取得する

「共有」の概念も又導入されている。一つの物全体のうに数人の者が量的に決定された持分に応じて所有権を持っている状態を共有という(民法第202条)。また、互いに接する土地を所有する者が各自の土地及び土地上の建物を区分する障壁、堀、土手、垣等の囲障を不可分的に共同して所有することを「互有」というと定めている(民法第215条)。さらに、互有する障壁の修理及び改築については、これを互有する者が各人の権利に応じて責任を負うと定めている(民法第217条)。「占有」に関する規定は第227条から第243条に定められている。

### 不動産所有権の取得

不動産の所有権は、契約、相続、民法第3編(物権)・第2章(所有権)・第4節(所有権の取得)に定めるものの外、民法及びその他の法律の規定により取得することができる(民法第160条)。

### 民法適用期日前から存続する不動産関連物権の効力

改正前の2001年土地法に基づく長期賃借権、用益権、使用権・居住権又は契約による地役権は、適用期日以降は、それぞれ民法に基づく永借権、用益権、使用権・居住権又は地役権とみなす。この場合において、これらの権利の存続期間は、2001年土地法に基づき設定された日から起算する(民法適用法第38条2項)。

### 土地の賃貸借(Land leases)

民法においては「永借権」の概念が導入された。永借は15年を超える期間の長期賃貸借であり(民法第244条)、書面によって為されなければならないことを規定している(民法第245条)。永借権はそれが登記された場合に初めて第三者に対抗することができ、賃借人は不動産の新しい所有者に対して、登記された永借権を主張することができる(民法第246条)。

永借権の存続期間は50年を超えることができない。50年を超える期間をもって永借権を設定したときは、これを50年に短縮する。永借権は更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から50年を超えることができない(民法第247条)。

永貸人の解除権: 永借人が定められた賃料を3年間支払わないときは、永貸人は永貸借を解除することができる(民法第250条)。

永借権は、有償もしくは無償で譲渡し、またはその他の処分をすることができ、永借物を転貸することができる。また永借権は、相続することができる。(民法第252条)。

永貸借の終了にあたって、永貸人は、永借人が不動産を破壊し、またはその性質を根本的に変更していない限り、永借人に対して原状回復を請求できない。また永借権の終了にあたって、永貸人は、永借人に補償することなしに、永借人が不動産に対して行った改良、設置した工作物等の所有権を取得する(民法第254条)。

適用期日前に2001年土地法に基づき設定された長期賃借権で、その残存期間が民法適用期日において50年を超えるものについては、民法第247条(永借権の存続期間)第1項の規定にかかわらず、約定された期間存続する。ただし、その残存期間が適用期日において99年を超えるものについては、その存続期間は適用期日から99年とする(民法適用法第41条)。

2001年年土地法に基づき設定された使用権および居住権が2001年土地法第139条の規定により適用される同法第120条第3項の規定に基づき登記されているときは、その使用権・居住権は、「使用権者および居住権者は、現実に使用または居住していなければ、第三者に対してそ

の権利を対抗できない」との民法第277条(使用権および居住権の対抗要件)の規定にかかわらず、目的物を現実使用又は居住していなくても、第三者に対抗することができる(民法適用法第43条)。

### 抵当権(Mortgage)

抵当権者は、債務者または第三者が占有を移転せずに、債務の担保に提供した不動産について、他の債権者に優先して、自己の債権の弁済を受ける権利を有する。永借権および用益権もまたこれを抵当権の目的とすることができる(民法第843条)。

抵当権者は、抵当権設定契約が公正証書によってなされ、土地登記簿に登記されなければ、抵当権を設定者以外の第三者に対抗できない(民法第845条)。

抵当権は、抵当地の上に存する建物を含めて、抵当権の設定時において、抵当権の目的である土地に付加してこれと一体を構成している物に及ぶ。抵当権の設定後に付加された物についても及ぶ(民法第846条)。

第三者が永借権、用益権または賃借権に基づいて、抵当地の上に建物を所有する場合には、抵当権はその建物に及ばない(第847条)。

抵当権の順位:数個の債権を担保するために、同一の不動産につき、抵当権を設定したときは、その抵当権の順位は登記の前後による(民法第851条)。

### 土地コンセッション(Land concessions)

土地コンセッションは、関連当局の裁量により発行される法的文書によって創設される法的権利であり、コンセッションを受けた個人、法人、個人の集団は土地を占有し、この法律で規定される権利を行使できる(土地法第48条)。

カンボジアでは、コンセッションは「社会的コンセッション」、「経済的コンセッション」及び「使用・開発・探査コンセッション」に分類される。社会的コンセッションの場合には、受益者(Beneficiaries)は住宅建設や、自らの生計を立てるために国有地の耕作を為し得る。経済的コンセッションの場合には、工業や農業開発のために土地を整地することができる。使用・開発・探査コンセッションには鉱業、港湾、空港、工業開発、漁業コンセッションが含まれるが、2001年土地法の対象ではない(土地法第49条及び50条)。「使用・開発・探査コンセッション」に関しては「コンセッション法」が2007年10月19日に制定されている。

土地コンセッションは、コンセッション契約に規定される期間のみの権利であり(土地法第52条)、土地の実質的な占有に起因するものではない。土地コンセッションは、

コンセッションが供与される土地の所有者である政府、公共土地協同組合、公共団体等の関連当局により、土地占有以前に発行される特定の法的文書に準拠するものでなければならない。コンセッションは土地管理、都市計画・建設省に登録されなければならない(土地法第53条)。

土地コンセッションは法的資格が適法でない場合には政府の判断によりこれを取り消すことができる(土地法第55条)。土地コンセッションの面積は1万ヘクタールを超えることは出来ず、最長期間は99年間に限定される(土地法第59条及び61条)。

コンセッションによって設定された土地の権利は、特別法に別段の定めがある場合を除き、コンセッションの条件の範囲内において、民法上の永借権の規定を準用する(民法第307条)。

### 経済的土地コンセッション(Economic Land Concesshon: ELC)

#### 経済的土地コンセッション(ELC)に関する法制度

「経済的土地コンセッション(ELC)」に関する政令No.146 ANK/BK」が2005年12月27日に発布され、新規ELCの創始と供与、全てのELC契約の効果のチェック、政令発布前に有効となったELCが2001年土地法に照らし適法かどうかの確認のための基準、手続き、手法、制度が制定された。

#### ELCの目的

ELCは次の目的を達成するために供与される(政令第3条)。

- 高度かつ適切な初期資本投資が必要な集中的な農業や農産業活動の開発。
- その地域の土地利用計画に基づき適切かつ永続的な方法で土地を開発する投資家からの特定の合意を達成する。
- 生計機会の強化と多様化の枠組みの中で、また適切な環境システムに基づく自然資源管理の枠組みの中で農村地区の雇用増加をはかる。
- ELCプロジェクトにおける大小規模の投資の奨励。
- ELCによる土地使用料、税金その他関連するサービス料を通じて政府、州、村落の収入を創出する。

#### ELC供与のための条件

ELCは次の5つの基準を満たす土地に対してのみ供与される(政令第4条)。

- 1) 「国家土地管理に関する政令(Sub-Decree on State Land Management)」と「公図と土地登記簿の創設のた

めの手続きに関する政令 (Sub-Decree on Procedures for Establishing Cadastral Maps and Land Register) 」または「散発的土地登記に関する政令 (Sub-Decree on Sporadic Registration) 」に従い、当該土地が国家私的使用地 (State private property) として登記され分類されていること。

- 2) その土地に対する土地利用計画が州・特別市土地管理委員会により策定されており、その土地利用が計画に適合していること。
- 3) ELCプロジェクトのための土地使用と開発計画に関し、環境及び社会的影響評価が終了していること。
- 4) 現行の法的枠組みと手続きに従い、移住問題に対する解決策を有すること。契約当事者である当局は、適法な土地所有者による強制的な移住が行われないこと、及び私有地へのアクセスが妨げられないことを保証しなければならない。
- 5) ELCプロジェクトとその申請に関し、土地当局と住民の間で説明会がもたれていること。

ELC申請の評価は次の基準に基づいてなされる(政令第5条)。

- 現代技術の使用による農業と農産物生産の向上
- 雇用拡大
- 住民の生活水準の向上
- 永続的環境保護と自然資源管理
- 反社会的影響の回避ないしは極小化
- 社会的土地コンセッションとECLの連携と相互支援
- 農業原料の加工がELC契約に特定されていること

### ELCの管理と実施体系

ELCに係る関係者は下記の通りである(政令第28条)。

- 契約当局 (Contracting Authority)
- 技術事務局 (Technical Secretariat)
- 州・特別市国家土地管理委員会 (Provincial/Municipal State Land Management Committee)
- 地区国家土地ワーキング・グループ (District/Khan State Land Working Group)
- 村落評議会 (Commune-Sangkat Councils)

従来は、農業・森林・漁業省が1,000万リエル(2,500米ドル)以上の投資額、または1,000ヘクタール以上のELCを認可し、ECLの供与を行い、それ以下の場合には、州・特別市の知事がELCを認可し、ECLの供与を行うこととされてきたが、「ELCに関する政令の改定に関する政令No. 131」により州・特別市の知事の権限が廃止され、全て省が責任を有することとなっている。

### ELCに関する権利の担保差し入れと譲渡

「長期リースとELCに関する権利の担保差し入れと譲渡に関する政令No.114 (Sub-Decree #114 ANKr.BK on the Mortgage and Transfer of the Rights over a Long-Term Lease or an Economic Land Concession)」が2007年8月29日に発出され、長期リース権とコンセッションの権利を担保に入れ、または譲渡する際の原則と条件が規定された。

- 土地登記簿に適正に登記されている不動産のみがコンセッションの対象となる(政令No.114 第5条)。
- 土地コンセッションは土地管理・都市計画・建設省の土地登記簿に記載されなければならない。また同省は「ELC証明書」を発行するものとする(政令No.114 第6条)。
- コンセッション権保有者は、土地上に建築した建物その他の不動産、及び土地コンセッションに関する権利を抵当にいれ、譲渡することができる(政令No.114 第7条)。
- いずれの場合においても、債権者は、コンセッション権を担保として使用した債務者が借り受けている土地の所有者にはなり得ず、また当該不動産の所有権を要求することは出来ない(政令No.114 第9条)。
- ELC証明書は不動産の形状、面積、位置、土地所有権者の身元、コンセッション権者の身元及びコンセッション期間を明確に規定しなければならない(政令No.114 第10条)。

### 土地委員会 (The Cadastral Committee)

土地委員会は、未登記の土地に関する紛争の解決と法的所有権の確定を目的として、2001年土地法の下に設立された。

2001年土地法第47条は、占有者間の不動産に関する紛争については土地委員会が決定を下し、その決定を最終的なものとする旨規定している。

不動産所有権は国家により保証されるべきものであり、そのため、国土管理・都市開発・建設省の監督の下、土地委員会は土地を認定し、公図を作成し、所有権利書を発行し、土地の登記を行い、土地の形状・面積・所有者その他土地に対する抵当権に関して一般に開示する権限を有している(土地法第226条)。

### 土地使用に関する制限

1994年の「国土利用計画・都市化・建設に関する法律 (Law on Land Use Planning, Urbanization and Construction)」が、カンボジアにおける全国的な土地利用について規定しているが、同法やその他の土地利用

計画は非常に一般的なものに留まっている。したがって投資プロジェクトを進める前には、実際の用途地域規則を慎重に確認する必要がある。

### 3.12 担保と破産

#### 担保

##### 担保に関する法制度

担保物に付属する債務を保証するための、統一された一連の規則を定めることにより経済活動を活性化することを目的に、「担保取引法」が2007年5月24日に制定された。この法律は以下の事項に適用される(第3条)。

- a. その効果が、本法第6条に記載される担保に付属する債務を保証することとなる、抵当、所有権移転、委託、譲渡を含む全ての取引
- b. 保証販売契約
- c. 1年を超える物品のリース

##### 民法適用開始に伴う経過措置

民法適用期日より前に担保取引法(2007年5月22日付け勅令第NS/RKM/0507/012号により公布されたLaw on Secured Transaction)の規定によりなされた取引は、適用期日以後においても、その効力を有する(民法適用法第73条)。

第73条の取引が民法の定める要件を満たしている場合において、適用期日から6か月以内に、当事者が民法の規定による取引に転換する旨の意思を表示したときは、適用期日に民法の規定による取引をしたものとみなす。ただし、第三者の権利を害することはできない。この場合、転換された取引の当事者は担保取引法による取引の効力を主張することができない(民法適用法第74条)。

同一の目的物に関して、担保取引法の規定によりなされた取引と民法の規定によりなされた取引とが両立し得ないときは、第三者に対して、当該取引を対抗することのできる時点の先後によってその優劣を決定する(民法適用法第76条)。

##### 担保請求権と保証債務

担保請求権は債務の実行を保証する担保物に対する実態的権利である。この法律に基づき、何人であっても担保請求権を与えることができ、また何人であっても担保請求権を得ることができる(第4条)。担保請求権は一つまたはそれ以上の債務を担保することができ、その債務は限定的または一般的に規定されることができる。保証義務は金銭的または非金銭的な債務であってもよ

く、また担保請求権は強制的、条件付き、選択的の如何を問わず、将来の債務を担保することができる(第5条)。

#### 担保物件

担保物は、物品、如何なる性質の動産、権利や請求権その他の無形の固定資産を含む無形資産、備品であってもよい。担保物は実在していても、将来的に発現するものであっても、どこに位置していても、カンボジアの内にあっても外にあってもよい。担保物は口座や、既に販売された担保付売買契約、委託品、リース品、担保物の収益を含む(第6条)。

他の合意がない場合においては、担保物が保証当事者の所有にかかる場合には次のように取り扱われる。

- a. 保険料、担保物に係る税金や報酬の支払い等、妥当な経費は債務者であって担保物により保証される者の負担となる。
- b. 事故による損耗や損害にリスクは、保険が付保されていない部分については債務者がこれを負う。
- c. 保証当事者は担保物から生じる果実(但し金銭は除く)を追加担保物として留保することができる。また金銭の場合、それが債務者に送金されない限り、その金銭を保証債務の低減に充てることができる(第8条)。

#### 請求権の消滅と優先請求権

担保請求権は、担保物が差し押さえられ、法律条項の適用される全ての必要条件が満たされた時に消滅する。もし請求権が、時をおかずに、最初にある方法で消滅し、次に他の方法で消滅する場合には継続的に消滅する(第11条)。

同一の担保物に対する担保請求権は、請求と消滅の時期に従い優先権を有する。優先権は、最初に担保物に対する請求を行った時、または担保請求権が最初に消滅する時のどちらか早い時期により決定される。最初に差し押さえを要求する請求権が優先権を有する(第12条)。

担保請求権の存在を知らずに担保物の価格を支払った者は、担保請求権に拘わらずその担保物を得ることができる。担保物が有形資産である場合、担保請求権の存在を知らずに担保物の配送を受ける必要がある(第14-1条)。

購入代金担保が、債務者がある機器を受領したとき、乃至は受領後5日以内に消滅する場合には、その購入代金担保は同一の機器に設定された他の担保に優先して取り扱われる(第18-1条)。担保取引法は在庫、家畜に対する購入代金担保とある種の先取特権についても規程を設けている(第18条)。

## 登記

担保取引登記事務所は商業省に設置され(第29条)、担保物に対する担保請求権や先取特権の登記が行われる(第30条)。

登記事務所によって登記された告示を含む情報は公的記録であり、告示に関して登記事務所が作成する索引その他の記録も公的記録として扱われる。何人であっても、登記事務所が保有する記録を閲覧しコピーを取ることができる(第32条)。

登記される告示は登記の日から5年間有効であり、登記された告示の有効性は、登記を継続する旨の申し立てが登記されない限り、5年が過ぎた時点で失効する(第36-1、36-2条)。告示の有効性は終了申し立てを登記することによっても消滅する(第39条)。

## 執行

担保契約の当事者は合意に関する不履行につき、自由に既定できる。不履行が起きた際には、保証を提供している当事者は次のような権利を行使できる。

- a. 担保契約に定めがない場合であっても、自己の選択による、担保物を保有するかコントロールする権利
- b. この法律に定められたその他の権利と救済方法
- c. 担保契約に定められたその他の権利と救済方法
- d. その他の法律に基づく権利と救済方法

不履行が生じた場合、保証提供者は担保物の一部または全てを売却、リース、使用許可(License)または他の方法で処分することができる。担保物の処分は公的または私的な方法で、かつ一つの契約でも複数の契約でもなし得る(第49-1、49-2条)。

不履行が起きたのちに書面による合意がなされない限り、債務者またはどの債権者も担保物によって保証されていた債務を果たすことにより担保物を買戻すことができる(第52条)。

## 破産

### 破産に関する法制度

カンボジアにおいて破産を規定する包括的な法律である「破産法」が、2007年10月16日に国民議会で成立し2007年12月7日に施行された。この法律は債務者の財産に対する債権者の集団的で秩序だった、かつ満足のゆく請求方法を規定し、また当事者が妥当と考えるときには、債務者の事業の回復をはかることを目的にしており(第2条)、カンボジアで資産を有する全ての業者や法人に適用される(第3条)。

## 破産手続き開始請求

パートナーシップ、外国の法律に基づき設立された法人またはカンボジア国外に居住する個人の場合、カンボジアに登録住所を有するときには、破産手続きはカンボジア国内に存在する資産に対してのみ適用される(第6-2条)。

「銀行及び金融機関に関する法律」、「保険法」、「非政府債券に関する法律」が対象とする法人が債務者や債権者であるときには破産手続きは取られない(第6-3条)。

累積で500万リエル以上の債務支払いを債務者が行わなかった場合に債権者は債務者に関する破産手続きを請求することができる(第7-1条)。

破産手続き開始請求は債務者、一人または複数の債権者、会社の取締役、または検事がこれを行うことができる。請求の検証、裁判費用の支払い、保証請求は民事訴訟法の規程に従って行わなければならない(第8条)。債務支払いの義務を放棄した債務者は、義務放棄から30日以内に、自己に対する破産手続きの開始を請求しなければならない(第9条)。債権者による請求、または会社の取締役乃至は検事による請求は、請求が裁判所に提出されて7日以内に債務者に送達されなければならない(第10条)。

破産請求の日から裁判所が破産手続きを開始するかどうかの判断を示すまでの間、債務者、債権者、会社の取締役または検事の書面による申請により、裁判所は管財人を指名する決定を出さなければならない(第11-1条)。

### 破産手続き開始請求に関する裁定

債務者による請求は、請求が提出されてから15日以内に裁判所による内容聴取が行われ、債権者による請求は、請求が債務者に送達されてから30日以内に行われなければならない(第12-1、12-2条)。

裁判所が同意する場合には、請求に関する聴取後、書面により次の事項に関する決定が発出される。

- a) 債務者に対する破産手続きの開始
- b) 本法第11条に基づく管財人の指名
- c) 債権者集会開催の日取りの通知(破産手続き開始後30日を超え60日以内に開催)
- d) 債権請求の証拠提出期限の特定(債権者集会日の7日前まで)

破産手続きは、もし債務者の財産が手続き費用に足りないことが予想される場合には、関係者により十分な金額が事前に支払われない限り、破産手続きは開始されず、破産手続き開始請求は却下される(第16-1条)。

### 破産手続き開始の効果

裁判所が破産手続きの開始を決定してから手続きが終了するまで、債権者または債務者の代理は、債務者に対しまたその財産に対し、如何なる種類の如何なる行為、手続き、執行等を開始してはならず、また続けることはできない。ただし、管財人は財産保全にとって必要な場合、債権者がその抵当権の独占権を主張し、担保物件を取り戻したり売却することを許可する場合がある(第19条)。債務者の全ての財産の管理と支配権は管財人に委ねられる(第21条)。

破産手続き開始から30日以内に、管財人は財産中の担保物件中、債権者が所有する抵当権の価値を善意を持って決定しなければならない。管財人の評価は、債務者または債権者の誰かが疑問を呈さない限り、債権者が請求する担保部分の価格に関する有効な決定となる(第26-1条)。

破産手続き開始から14日以内に、債務者はその財産の全容と、債務者が知りうるすべての債権者(氏名、住所、債権者に対して負っている債務の概要を含む)を開陳する書面を裁判所と管財人に提出しなければならない(第29-1条)。

裁判所は管財人の申し立てと特定取引についての相手方の聴取を経て、判決により次のような取引を無効と宣告することができる(第32条)。

- (1) 債務者とその資産を債権者の手の届かないところへ置くことによって、債権者を詐取する意図をもって行う取引
- (2) 破産手続き開始に先立つ3年以内に行われた取引で、債務者の配偶者、親族または直系親族のために行われた通常の見積り取引を除く、債務者が対価を受領していない取引
- (3) 破産手続き開始に先立つ1年以内に行われた取引で、債務者の責務が他の当事者の責務を相当程度超えているもの
- (4) 破産手続き開始に先立つ1年以内に行われた取引で、債務者が期限の到来していない債務を弁済したり、債務に対し新たにまたは追加して担保を提供したりした場合で、相手方が債務者の関係者であるような取引
- (5) 破産手続き開始に先立つ6ヶ月以内に行われた取引で、債務者が期限の到来していない債務を弁済したり、債務に対し新たにまたは追加して担保を提供したりした場合
- (6) 破産手続き開始に先立つ1年以内に行われた取引で、債務者が期限の到来していない債務を弁済

したり、債務に対し新たに担保を提供したり、担保権を供与したりした場合

財産は債務者に対する正当な全ての請求と行政上の請求を満足するために使用されるべきものである。行政的請求権には破産手続きにおける管財人の給与、報酬、費用が含まれる(第35-1条)。

### 和解案

提案されるべき和解案は債権者集会の期日の7日前までに提出されなければならない。裁判所に提出された和解案は一般に無料で閲覧可能にされなければならない(第40条)。和解案は、初回債権者集会開催時に債権者の検討に供し、承認を得るために提出されなければならない(第44条)。和解案が債権者に承認されたのち7日以内に、管財人は和解案についての裁判所許可を得るための書面による申請を行わなければならない(第47-1条)。和解案についての裁判所の許可は、破産手続きを終了させ、和解案の実施を開始する効果を有する。和解案の実施は、和解案に関する裁判所の許可が出た日から2年以内に終了することを要する(第48-1条)。

### 債権者集会

初回債権者集会は管財人の助力の下、判事が招集し議長を務める(第51条)。初回債権者集会において管財人は債務者の事業の状況と破産の原因について説明し、債務者の事業の全てまたは一部を維持する可能性があるかどうか、和解案の許可と実施がどういう機会をもたらせるか、債権者を満足させるためにどういう効果があるかを指摘しなければならない(第52条)。

### 清算と請求権の充足

清算の開始に当たって管財人は、非貨幣の財産を成し得る限り貨幣に変換することによって、破産手続きにおいて債権者の請求権を満足させるよう努める(第56-1条)。

財産の清算の収益は、次の順位に従って請求権を満足すべく使用されなければならない(第57-1条)。

- (a) 被雇用者の給与、管財人の給与と報酬、行政費用、裁判所の費用
- (b) 第26条に定める請求権の保証された部分価値に至るまでの保証債権または担保物件の売却からの純利益
- (c) 通知されていない国税
- (d) その他の非保証債権

## 破産手続きの終了

管財人はその活動について書面による報告を裁判所に提出しなければならない。報告書には最終的な配当と残余の非充足債権を記述しなければならない。この報告書は全ての売却可能な財産の処分を終えたのち30日以内に提出を要する(第59条)。裁判所はこの報告書を受領後14日以内に最終債権者会議を招集し、債権者会議では最終配当の額と残余非充足債権を採択し、売却不能な財産の処分を決定する(第60条)。

債権者が会社である場合、債務者に対する全ての債権が充足された結果破産手続きが終了する場合を除き、清算にあたり裁判所が破産手続き終了決定を発出したときに解散したものと見做される(第63条)。

## 裁判所

カンボジアに商務裁判所が設立されるまでの間、カンボジアにおける一般管轄権を有する裁判所が本法に記載された全ての破産事案に対する管轄権を有する。商務裁判所が設立されたときには、一般管轄権を有する裁判所は破産に関する全ての管轄権を商務裁判所に移転する(第82条)。

## 3.13 紛争処理

### 商務仲裁に関する法制度

「商務仲裁法案(Draft Law on Commercial Arbitration)」は国連国際商務取引法委員会(United Nations Commission on International Trade Law:UNCITRAL)の標準法から約5分の4を抽出したものであるが、2003年に採択され、2006年5月に法律として制定された。同法の目的は、公平かつ迅速な経済紛争の解決を促し、関係者の法的権利と利益を保護し、経済の円滑な発展を促進することである(第1条)。

同法の主な条文は以下の通りである。

- 本法によって規定される事項については、本法に定めること以外には、如何なる法廷も関与することは出来ない(第5条)。
- 仲裁契約は書面による(第7条)。
- 国立仲裁センター(National Center for Arbitration)が商業省の管轄下に設立される(第10条)。
- 調停者であるカンボジア人または外国人は国立仲裁センターに登録をし、センターは調停者の資格を決定する責任を有する(第11条)。
- 商業または工業会議所は、会員間で紛争が生じた

場合には、和解のための仲裁員団を自身によって結成する(第13条)。

- 当事者は公平な取り扱いを受け、管理法・仲裁者数・仲裁団が従うべき仲裁手続き・仲裁を行なう場所・使用される言語を自由に決定できる(第4条)。

他の章は以下の条文から成っている。

- 「仲裁法廷の管轄権(Jurisdiction of the arbitral tribunal)」
- 「仲裁訴訟の運営(Conduct of arbitral proceedings)」
- 「裁定の決定と仲裁訴訟の終了(Making of award and termination of proceedings)」
- 「管轄法廷の管轄権(Jurisdiction of Competence Courts)」
- 「裁定手段(Resources against awards)」
- 「裁定の認定と執行(Recognition and enforcement of awards)」

### 国家商務仲裁センター(National Center of Commercial Arbitration:NCCA)

「国家商務仲裁センターの組織と機能に関する政令No.124(Sub-Decree #124 on Organization and Functioning of National Center of Commercial Arbitration)」が2009年8月12日発出されたが、同政令の主要な条項は次の通りである。

- NCCAはプノンペンに事務所を置く非営利団体とする。
- NCCAの役割と職務には下記のものを含む。
  - カンボジアの商務仲裁分野の促進
  - カンボジアに高品質な商事仲裁を確保するために、商務仲裁を学ぶ人間や商務仲裁を職業としようとする人材の訓練
  - NCCA職員になろうとする人物の素質の認定
  - 司法システムの外における商務紛争の解決に資するサービスの提供
- NCCAの会員になろうとする個人はNCCAに登録しなければならない。
- カンボジア人であるか外国人であるかを問わず、個人が次の資格を有する場合には、NCCAの仲裁員になることを申請できる。
  - 年齢30歳以上
  - カンボジア乃至は海外の大学における専門的な修士以上の学位を有すること
  - NCCAにおける商務仲裁、またはNCCAが認定する国際的商務仲裁センターにおける商務仲裁に関するコースを修了していること



- 商業省は12名以内のメンバーからなる初期仲裁員 (Primary Arbitrators)を組織し選考する委員会を創設する。

### 労働争議仲裁に関する法制度と手続き

労働争議に関しては、労働法が次のような和解及び仲裁手続きを規定している。

#### 個別的争議

- 訴訟行為に先立ち、個別的争議は当事者の一方の発議により、当該省または特別市の労働検査官による事前の和解調停を請求できる(第300条)。
- 労働検査官は争議の内容を双方から聴取し、和解を促す努力を行なう。このために、苦情を受け付けてから遅くとも3週間以内に公聴会を開催するものとする。その結果、労働検査官により記載される公式報告書において、合意がなされたか、または和解が不調であったかが記載される。同報告書は労働検査官と当事者によって署名が為されなければならない。労働検査官の面前で為された合意は法によって執行される。和解不調の場合には、利害関係者は管轄権を有する裁判所に対して、2週間以内に訴えを起こすことができるが、期間を過ぎた場合には訴訟権は消滅する(第301条及び省令317号)。

#### 集団的労働争議

##### 和解

- 集団契約に紛争解決手続きの記載がない場合には、当事者は当該省または特別市の労働検査官に集団労働争議を報告しなければならない(第303条)。
- 労働担当省は争議の通知を受けてから48時間以内に和解調停者を任命しなければならない(第304条)。調停は労働担当省による和解調停者任命から15日間行なわれるが、その期間は、紛争当事者双方の要望がある場合には更新することができる(第305条及び省令317号)。
- 和解調停期間中は、紛争当事者は衝突を招く手段を慎まなければならないと共に、全ての会議に出席することを要する。正当な理由なく欠席した場合には罰金の対象となる(第306条)。
- 紛争当事者が署名し、和解調停者が裏書した和解調書は、集団的契約と同様の強制力と効果を有するが、労働者を代表する当事者が労働組合でない場合には、当該契約は当該組合とその組合が代表する労働者を拘束することはできない(第307条)。

- 合意が成立しない場合には、和解調停者は、和解が不調に終わった主な理由を記録し、紛争に関する報告書を作成しなければならない。さらに和解調停者は、調停終了後遅くとも48時間以内に労働担当省にその報告書を送付し、報告を行なうものとする(第308条)。

#### 仲裁

- 和解が不調に終わった場合には、労働紛争は以下の方法により解決される(第309条)。
  - a) 集団的契約に仲裁手続きが決められている場合、定められた手続きに従う
  - b) 紛争当事者全員が合意するその他の手続きによる
  - c) 本章に定められた仲裁手続きに従う
- 仲裁の場合においては、労働担当省は、第308条に定められた和解調停者からの報告書受領後3日以内に、当該事案を仲裁評議会 (Council of Arbitration) に通告するものとし、仲裁評議会は事案の受領後3日以内に評議を行なうものとする(第310条)。
- 仲裁評議会は、法令及び集団契約の解釈と執行に関連して、紛争に関する法的な決定を下すものとする。評議会の決定は他の全ての紛争にも適用される。仲裁評議会の評議は全て秘密会議とする(第312条)。
- 仲裁評議会は、事案受領の日から15日以内に労働担当省にその決定を通告し、担当大臣は即刻紛争当事者に通知しなければならない。紛争当事者は、通知受領後8暦日以内に、書留または他の信頼できる手段により担当大臣に通知し、仲裁評定に対し上告する権利を有する(第313条)。
- 当事者双方が上告をしなかった最終仲裁評定は、即刻実施されなければならない。既に実施された仲裁評定は集団契約と同様の方法で保存され、登記されるものとする(第314条)。
- 和解及び仲裁手続きは無償で行なわれるものとする(第316条)。

#### 適格投資プロジェクト(Qualified Investment Project: QIP)の紛争処理に関する法制度

2003年の改正投資法では、その第20条において紛争処理手続きを次のように規定している。

土地に関連する紛争を除き、投資法に定められた権利と義務についての適格投資プロジェクトに関連する紛争は、カンボジア開発評議会、投資家及び紛争に関係する全ての当事者間における協議を通じて、出来る限り友好的に解決されるものとする。

最初の書面による協議開始の要望が提出された日から2ヶ月以内に、当事者間で友好的な解決が図れなかった場合には、いずれかの当事者によって次のような処理を図ることが出来る。

- カンボジア開発評議会の面前での和解調停
- 当事者が合意するカンボジア国内外での仲裁
- カンボジア法廷における裁判

### 3.14 環境保護

#### 環境保護に関する基本政策

環境保護に関する基本政策として、憲法第59条は政府が環境や豊富な自然資源の均衡を保つよう求めている。また土地、水、空気、風、地質、生態系、鉱物、エネルギー、石油とガス、岩石と砂、宝石、森林と森林産品、野生動物、魚類、水生資源の管理に関する明確な計画を策定するよう規定している。

#### 環境保護に関する法制度

1996年に「環境保護と自然資源管理に関する法律(Law on Environment Protection and Natural Resource Management:LEPNRM)」が制定され、引き続き1999年には「固形廃棄物の管理に関する政令(Sub-Decree on Management of Solid Waste)」と「水質汚染管理に関する政令(Sub-Decree on the Water Pollution Control)」が、また2000年には「大気汚染と騒音公害の管理に関する政令(Sub-Decree on the Control of Air Pollution and Noise Disturbance)」が公布されている。環境基準の数値標準は各政令に記載されているが、周辺諸国と比べて非常に厳しいものとなっている。

「環境負荷評価手順の実施に関する政令(Sub-Decree on the Implementation of the Environmental Impact Assessment Process)」も1999年に施行されたが、同政令は、環境評価の内容と評価書式及び、評価を必要とするプロジェクトの内容、規模、事業等を定めている(第1章第1条)。環境負荷評価を求められる民間企業は、環境負荷評価作業及びプロジェクト実施に関するモニタリング作業に対し、経済財務省が定めるサービス料を支払う必要がある。サービス料は環境省の提案に従い国庫に帰属することになる(第3章第11条)。

#### 環境負荷評価の実施

環境負荷評価の実施に関する上記規程にかかわらず、環境省の能力不足のため、ほとんどの場合、投資プロジェクト実施者が民間コンサルタントにその実施を依頼しているのが実情である。環境負荷評価につき環境省の承認を得るには、サービス料の支払いが条件となっている。

### 3.15 標準

#### 標準に関する法制度

次のような目的のため「カンボジア標準法」が2007年6月23日に公布されている(第2条)。

- a) 製品、サービス、経営品質の向上
- b) 生産効率の向上と合理化
- c) 公正で簡素化された貿易の確立
- d) 製品使用の合理化
- e) 消費者保護と公共の福祉の強化

この法律は、標準、品質保証、及びそれらに関連する全ての活動を対象とするものである(第1条)。

#### 標準に関する主な規程

##### カンボジア標準協会(The Institute of Standards of Cambodia)の設立

工業担当省内にカンボジア標準協会と称する組織を設立する。協会は独自の印章を保有する(第4条)。カンボジア標準協会の主な役割と業務は次の通りである(第5条)。

- a) 製品、物品、原材料、サービス、慣行、操業に関する国家標準の開発、及びその採用促進
- b) 本法律に定める規程による評価制度の運用
- c) 標準化促進のための実験室、図書室、設備、器具等の設立・維持
- d) 国内市場及び輸出向けの製品、物品、物質、原材料、機器が標準に合致しているかどうかの証明
- e) 国内市場及び輸出向けの製品、物品、物質、原材料、機器が安全基準に合致しているかどうかの証明
- f) 経営システムが標準に合致しているかどうかの証明
- g) 製品「標準」マーク使用のライセンス、合致証明、登録証明等の一次使用停止または取消し等

##### 国家標準評議会(National Standards Council)

カンボジア標準協会を事務局とする、国家標準評議会と称する評議会を設立する(第10条)。

国家標準評議会は鉱工業・エネルギー省からの代表者を議長とし、カンボジア標準協会会長を恒久副議長、商業省・農林水産省・保健省の代表を副議長とする。そ

の他構成員は16名からなる(第11条)。

国家標準評議会の主な任務は次の通りである。

- a) 国家標準の認定、改訂、取消し
- b) 「標準」マークの認定、改訂、取消し
- c) 標準と「標準」マークを任意とするか強制的とするかの決定
- d) 標準化の優先度・政策、プログラム、計画、プロジェクト及び最大の実効性を保証する活動に関する主管大臣への助言、その他

### カンボジア標準

官報に記載することにより、主管大臣は国家標準評議会が認定した標準をカンボジア標準として布告しなければならない。国家標準評議会の勧告に従い、標準の発効日を決定し、また標準の改訂や取消しを行うものとする(第15条)。

安全を確保し、市民、産業、国家経済への悪影響を防ぐため、全ての製品やシステムは特定の標準に準拠しなければならない。そうした標準は関連省庁からの提言により強制的な標準として決定され、評議会はこれを承認する。強制標準は省令によって決定され、省令に署名がなされてから60日以内に発効する(第16条)。

これら省令の発出前に、協会は省令の意図と標準の概要を記述した公示を少なくとも一つのクメール語日刊紙に7日以上掲載しなければならない(第17条)。

### カンボジア「標準」マーク

製品、物品、生産工程、製品の加工・処理、サービス等に関し、評議会が「標準」マークを認定した場合、協会は少なくとも一つのクメール語日刊紙に7日間以上、その旨の公告を掲載しなければならない。この公告は「標準」マークによって適合していることが証明される標準に関する情報を含まなければならない(第20条)。

どの「標準」マークも、製品や物品に関し、「商標・名称・不正競争に関する法律(Law concerning Marks, Trade names and Acts of an Unfair Competition)」の下で登録される商標と同一であったり、極似していたりしてはならない(第22条)。

### 製品ライセンス

全ての申請は協会あてに書面でなされなければならない。次の条件を満たさない限りライセンスは発行されない(第24条)。

- 製品の検査とサンプリング・テストにより当該標準に合致していることが証明されること

- 申請者がライセンスに付随する一般条件を受け入れること

- 工業主管省と財務主管省の合同省令の定めに従い協会に対しライセンス料を支払うこと

ライセンスは3年間有効で、ライセンス条件が順守されている場合には、さらに3年間の更新が可能である。協会がライセンス申請を却下する時は、適合性評価が実施されてから7日以内に申請者に対してその旨通知しなければならない(第24条)。

すでに有効な認定標準に適合する製品を製造したり加工したりする者は、協会からライセンスを受けて以降に「標準」マークを表示できる(第25条)。

ライセンス受給者が、省令や協会が定める条件、またはその製品が特定の標準に適合していない場合には、協会は一度につき3ヶ月以内の期間、ライセンスを停止する権限を有する(第31条)。

ライセンス受給者が次のことを行った場合、協会はライセンスを無効とすることができる。

- ライセンス供与と使用に関する条件に対し重大な過誤を犯した場合
- ライセンス停止中に要求される条件を満たさなかった場合
- 過去3年間に同様の過誤を犯している場合
- 年次ライセンス料の支払いを怠った場合(第32条)

### 経営システム標準

システムの証明を求めるものは協会に申請することができる。その場合、合同省令に定める証明料を協会に支払わなければならない。適正に手続きを行った場合、協会は申請者の経営システムが関連標準の要求事項を満たしているか、その適合性を審査する。協会が認定した場合、申請会社に対しシステム証明書が発行される。システム証明書は3年間有効で、さらに3年間更新することができる(第38条)。

### その他の条項

何人といえども、また如何なる団体であれ、地方や外国の認定機関の認証を受けていても、協会に登録し裏書きを得ない限り、システム証明書の取得を宣伝することはできない(第48条)。

次の行為は禁止されている(第49条)。

- 「カンボジア標準(*Cambodian Standard*)」という語、または「ISC」という略語を含む名前の下で業務を営むこと
- 「商標・名称・不正競争に関する法律」の下で、「カンボジア標準(*Cambodian Standard*)」という語を

- 含む商標を登録すること
- 協会の許可なくカンボジア標準に関する資料を印刷したりコピーすること

### カンボジア標準協会 (ISC)

カンボジア標準協会は「国際標準化機構(International Organization for Standardization:ISO)」の加盟団体であり、「国際電気標準会議(International Electrotechnical Commission:IEC)」の会員であり、また「ASEAN標準化品質管理諮問委員会(SEAN Consultative Committee on Standards and Quality:ACCSQ)」の構成員でもある。2004年10月のカンボジアの「世界貿易機関:(World Trade Organization:WTO)」加盟とともに、カンボジア標準協会はWTO/TBT協定(世界貿易機関/貿易の技術的障害に関する協定)の照会期間を務め、通知当局としての役割を担っている。

カンボジア標準協会の「製品証明」制度は、工場品質管理システムの検査と評価を通じて製品の標準適合性を決める第三者証明の規則を規定したISO/IEC手引き28号に準拠している。

カンボジア標準協会は次の2つのライセンスを提供している。

- 強制標準としての、健康と安全に関する製品に対するライセンス
- 任意標準としての製品に対するライセンス

現在カンボジアの標準は、食品、電気器具と電動具の分野を中心に55存在している。

(出所: <http://www.isc.gov.kh/>)

## 3. 16 知的財産権(Intellectual Property Rights: IPR)

### 知的財産権(知財権)の保護に関する法制度

カンボジアは1995年に「世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization:WIPO)」の加盟国となり、1998年にはパリ条約に加盟しているが、知財権保護に関する法的枠組みは長期間にわたり十分ではなかった。しかしながら、今世紀に入りカンボジア政府は知財権に関する一連の法制整備に努力を重ねてきており、その知財権保護に関する法制度は大きな進歩を遂げると共に、WTO加盟時の義務履行を果たしてきている。今までに制定された知財保護に関する法律には下記のものがある。

- 2002年「商標・名称・不公正競争に関する法律(Law on Marks, Trade Names and Acts of Unfair Competition)」

- 2003年「著作権及び関連する権利に関する法律(Law on the Copyright and Related Rights)」
- 2003年「特許、実用新案、工業に関するデザイン法(Law on the Patents, Utility Model Certificates and Industrial Design)」
- 2008年「畜産家の権利及び植物種の保護に関する法律(Law on Breeder Rights and Plant varieties Protection)」

さらに次のような法律の制定に向けて政府は努力を重ねているところである。

- 「非公開情報と取引機密の保護に関する法律(Law on the Protection of Undisclosed Information and Trade Secret)」
- 「IC配列設計の保護に関する法律(Law on the Protection of Layout Design of IC)」
- 「地理表示の保護に関する法律(Law on the Protection of Geographical Indications)」

### 商標及び名称(Trade marks and names)

2002年の「商標、名称、不公正競争に関する法律(Law on Marks, Trade Names and Acts of Unfair Competition)」は知財権を保護するカンボジアで初めての法律である。商標に対する排他的権利は登記によって取得することができ(第3条)、商標登記の先順位権は、申請者またはその先順位者がパリ条約に加盟するいずれかの国で、先順位により既に国内・地域的な申請を行なっている旨の宣言書を登記申請書に添付することにより認められると規定している(第6条)。同法は、登記手続き、無効及び除去、集団的な商標、商標・名称のライセンス供与、権利侵害と救済、国境条項、所有権譲渡・変更等につき規定している。

カンボジアの商標法は国内使用のみに関する認定を行なうため、輸入や流通に関する権利保有者の排他的権利は常に保護され、また委任状や流通契約によって排他的流通業者を指定することができる。

### 著作権(Copyright)

2003年の「著作権及び関連する権利に関する法律(Law on the Copyright and Related Rights)」は、文化的な製作物の適正かつ正しい利用を保証するために、著者及び演奏者に著作物に関する権利を与えることによって、文学、文化的演技の著作、演技者、音楽制作者の業績や放送機関を通じた放送内容を保護することを目的にしている(第1条)。

同法により保護される製作物は以下の通りである(第

3条)。

- カンボジア国民でカンボジアに定住する著者の作品
- 海外で最初に出版され、その後30日以内にカンボジアで出版される作品を含む、カンボジアで最初に出版される作品
- 主たる事務所や定住する住居をカンボジアに有する製作者の視聴覚作品
- カンボジアで建設された建築物及びカンボジアに所在する建築物等に付属するその他の芸術品
- 国際条約でカンボジアが保護する義務を有することが定められている作品

次のような対象物も同法により保護されている(第7条)。

- 全ての書籍及びその他の文学的、芸術的、科学的、教育的文書
- 講演、演説、説教、口頭または書面による弁論及び同質の特質を有するその他の作品
- 演劇及びミュージカル
- 言語を含むと含まないとに拘わらず、全ての作曲作品
- 視聴覚的作品
- 絵画、彫刻及びその他のコラージュ
- 写真及び建築物
- コンピューター・プログラム及びプログラムに関連する設計図書等

著者はその作品に関する、全ての人に対抗することができる排他的な権利を有しており、その権利には倫理的権利、経済的権利が含まれる(第18条)。著者の倫理的権利は永久的なものであり譲渡することは出来ず、また差し押さえることもできず時効にもかからない(第19条)。

著者の経済的権利は、複製の許諾、公衆への伝播、派生作品の製作等を通じて、自身の作品を使用することができる排他的権利である(第21条)。経済的権利の保護は、作品制作の日に始まり、著者の死後50年間存続する(第30条)。

経済的な紛争が生じた場合の法の適用を容易にし、著作権の証拠とするために、著者または著作権者は文化・芸術省にその作品を供託したり、登録したりすることができる。登録した場合には文化・芸術省は登録証明書を発行する(第38、39及び40条)。

著作者や著作権者は自らの権利を守り運用するために、文化・芸術省の許可を受けて、集団的運用機構を設立することができる(第56条)。

### 特許、実用新案及び工業意匠

「特許、実用新案、工業意匠に関する法律(Law on the Patents, Utility Model Certificates and Industrial Design)

」は2003年1月22日に制定され、カンボジアにおける許諾済み特許、実用新案及び工業デザインに対する保護を与えている(第1条)。

同法の目的は次の通りである(第2条)。

- 革新と科学的・技術的調査・開発を奨励する
- 国内外の商業と投資の増大を刺激し促進する
- 製造活動と経済開発を促進するためにカンボジアへの技術移転を奨励する
- 工業所有権の保護し、権利侵害や違法な商行為に対抗する

### 特許(Patents)

「特許」とは発明を保護するために与えられる権利を指し、「発明」とは技術的分野における科学的問題に対する解決方法を提供する発明者のアイデアを言う。発明は製品・方法、ないしはそれらに関連するものである(第4条)。発明は、それが新しく、画期的な段階を経るものであり、工業的に応用可能な場合において特許を許諾される(第5条)。

特許に対する権利は発明者に帰属し(第10条)、特許申請は工業担当省(鉱工業・エネルギー省: Ministry of Industry, Mines and Energy)に対して行ない、申請料の支払いが必要である(第16条)。

登記官が特許を許諾した場合には、次のような手続きがとられる(第39条)。

- 特許許諾情報の出版
- 申請者に対しての特許許諾証明書と特許コピーの発行
- 特許の記録
- 公衆に対する特許コピーの提供

特許は申請登記の日から20年後に失効し、特許や特許申請を保持するには、登記官に対して毎年前払いで年間費用を支払う必要がある(第45条及び46条)。

### 実用新案証明(Utility Model Certificates)

- 実用新案証明は、新規で工業的に応用可能であり、かつ製品・方法もしくはそれらに関連する実用新案の保護のために供与されるものである(第69条)。画期的な段階を経ない発明においては、実用新案証明が妥当であるかもしれない(第71条)。
- 実用新案証明は、申請登記の日から7年目の年末に失効し、更新はできない(第73条)。
- 特許の許諾ないしは拒絶以前においては、1度に限り、特許申請者は何時でもその申請を実用新案証明への申請に変更可能であり、またその逆も可能である

(第75条及び76条)。

### 工業意匠 (Industrial Design)

同法によれば、線、色、三面体のどのような組み合わせ、またはどのような材質であっても、工業製品や手工芸品に特別な外観を与え、それらの意匠となる場合には、工業意匠と見做され(第89条)、それが新しい場合には登記することが出来る(第91条)。

登記申請日または先願日以前の12ヶ月間に、世界のどこでも未だ公衆に対して公開されていない場合に「新規」であると見做される(第92条)。

工業意匠の登記申請は鉱工業・エネルギー省で行い、申請料の支払いが必要である(第95条)。登録所有者以外の人間による、登録工業意匠による物品のカンボジアでの製造・販売・輸入には、登録所有者の合意が必要である(第105条及び106条)。工業意匠の登記は登記申請日から5年間有効であり、さらに5年間ずつ2回にわたり更新可能である(第109条)。

### 3.17 汚職防止法

汚職防止法は2010年4月17日に公布されたが、この法律は市民の参加と指示および国際的な協力を得て、教育と防止策及び汚職罪の抑制に対する法的強制力を手段として汚職を撲滅することを目指すものである(第2条)。

「汚職防止協会」は「汚職防止国家評議会」と「汚職防止ユニット」からなる(第5条)。「汚職防止国家評議会」は汚職防止活動に関するガイドンス、相談、助言を行うために設置される。「汚職防止国家評議会」は国王、上院、国民議会、政府、国家監査委員会、法制評議会等により推薦される11人のメンバーで構成される。メンバーとなる資格として、誕生以来一貫してクメール国籍を有すること、最高度の道徳性と名声を有すること、高学歴者であること等が求められる(第6条)。

「汚職防止ユニット」は上級大臣と同格の地位を有する議長と、そのアシスタントとして大臣と同等の地位を有する副議長によって率えられるが、議長と副議長は首相の推薦に基づく勅令により任命される(第11条)。

「汚職防止ユニット」は次のような職務を担っている(第13条)。

- 汚職に関する法律、命令、規則を適用する。
- 汚職防止国家評議会の戦略と政策に従い汚職防止行動計画を策定する。

- 汚職の防止と撲滅に関する業務を指示する。
- 適用されている手続に基づき、省、委員会、公共・民間団体における汚職行為を監視、捜査、調査を行い、またその防止策を提言する。
- 汚職に関する全ての苦情を受理、審査し、結果に基づき行動をとる。

以下の者は、その財産が国内にあるか国外にあるかを問わず、その職への就任と離任にあたり、その財産と負債を明らかにし、「汚職防止ユニット」に届け出なければならない(第17条)。

- 上院、国民議会、政府のメンバー
- 特別な任務のために任命された公務員
- 「汚職防止国家評議会」のメンバー、「汚職防止ユニット」の議長・副議長及び全てのメンバー
- 公務員、警官、軍人その他勅許や政令で任命された公務員
- その他省令で任命された公務員で、「汚職防止国家評議会」との協議に基づき「汚職防止ユニット」の資産・負債申告者リストに掲載されたもの
- 判事、検察官、公証人、裁判所書記、廷吏
- 市民社会の指導者

「汚職防止ユニット」の議長と副議長は、職務執行にあたり法的に司法警察官としての身分を与えられ、また「汚職防止ユニット」の職員についても刑事訴訟法第23条に従い司法警察官としての身分を与えられることがある。司法警察官としての身分を与えられた「汚職防止ユニット」の職員は汚職罪についての捜査権を有する。刑法の規定に拘わらず、「汚職防止ユニット」の議長または公的に任命される代表者は、容疑者の逮捕について検察官に代わり、ユニットの職員を引率し、調整し、統制する義務を有する。逮捕後においては、検察官が刑事訴訟法に規定する権限を執行する(第25条)。

汚職防止法第32条は、刑法に規定されている以下の条項を含む幾つかの違反も汚職防止法における汚職罪となることを規定している。刑法278条(従業員による収賄)、第279条(従業員による贈賄)、第280条(知事による収賄)、第283条(法人の刑法責任)、第387条(不正入札)、第517条(判事による収賄)、第518条(判事に対する贈賄)、第547条(偽証のための証人による収賄)、第548条(証人に対する贈賄)、第553条(通訳による収賄)、第554条(通訳に対する贈賄)、第555条(専門家による収賄)、第556条(専門家に対する贈賄)、第595条(受動的な業務上の影響行使)、第601条(意図的な破壊および不誠実な横領)、第605条(贈賄)、第606条(積極的な業務上の影響行使)、第607条(強要)、第608条(破

壊及び横領)、第637条(偽の証明書を発行する権限を有する者に対する贈賄)

特記事項:

2009年11月30日公布され、2011年8月1日から発効した「新刑法」第605条は次の通り規定している。<sup>6</sup>

「何人といえども、公務員または選挙で選出されることにより公共の使命を委ねられた市民に対し、彼らの業務を遂行させたり、彼らの権限を使用することによりあることを容易ならしめたり、または彼らの義務を果たさせない為に、資格を有することなく、直接又は間接に寄贈・贈答を行ったり、如何なる利益をも約したり与えたりした場合、5年から10年の懲役に処す。」

---

<sup>6</sup> Cambodia Client Alert, 15 August 2011, DFDL





## 第4章 インフラストラクチャ

### 4.1 「使用・開発・探査コンセッション」に関する法制度

「使用・開発・探査コンセッション」を対象に「コンセッション法 (Law on Concession)」が2007年10月19日に制定された。この法律は公共の利益と国家の経済的・社会的目的を達成するために、カンボジアにおける民間資本によるプロジェクトの実施を奨励し促進することを目的としたものである(第1条)。

「コンセッション法」は第5条に規定されるコンセッションに適用されるが、コンセッションはコンセッション契約により供与される(第2条)。

#### コンセッション契約の分野

一般市民に直接または間接にサービスを提供するインフラ設備に関するコンセッション契約は、次のような分野で関係省庁との間で締結される(第5条)。

- a) 発電、送電、配電
- b) 道路、橋、空港、港、鉄道、水路等の運輸設備システム
- c) 水の供給と衛生設備
- d) 通信と情報技術に関するインフラ
- e) 観光リゾート博物館等の観光プロジェクトに関する建造物
- f) 石油やガスのパイプラインを含む石油・ガス関連インフラ
- g) 下水、排水、浚渫
- h) 廃棄物管理と処理
- i) 病院その他健康、教育、スポーツ分野にかかわるインフラ
- j) 経済特区に関連するインフラと社会的住宅供給
- k) 灌漑と農業関連インフラ
- l) 特別法によりコンセッションの供与が許可されている分野

#### コンセッション契約

コンセッション契約は次の形態で締結される(第6条)。

- Build, Operate and Transfer:BOT
- Build, Lease and Transfer:BLT
- Build, Transfer and Operate:BTO
- Build, Own and Operate:BOO
- Build, Own Operate and Transfer:BOOT
- Build, Cooperate and Transfer:BCT

- Expand, Operate and Transfer:EOT
- Modernise, Operate and Transfer:MOT
- Modernise, Own and Operate.:MOO
- インフラ設備の公共・民間共同設置を含む、リース・運営管理、または管理、その他多同様の類似の組み合わせ

#### 行政の機能

カンボジア開発評議会(The Council for Development of Cambodia: CDC)は投資法に従い投資プロジェクトを実施する際に必要とされる認可を取得するワン・ストップ・サービス機関である。CDCはコンセッション契約の下で実施される適格投資プロジェクト(Qualified Investment Project: QIP)の登録要請を選考されたコンセッション所有者から受領する時に次のような処置を行う(第8条)。

- a) カンボジア投資法に従いコンセッション所有者が得るべき全ての投資優遇措置を許可する
- b) コンセッション・プロジェクトが取得すべき全ての許認可と、それら許認可の発行に責任を有する省庁を指定する
- c) 必要とされる全ての情報と資料が提出された場合には、コンセッション所有者に代わり、関係省庁から全ての必要な許認可を取得する

CDCはカンボジアにおけるコンセッション・プロジェクトへの投資に関し、潜在的な投資家へ一般情報を提供する中央サービス機関である。CDCはカンボジアにおけるコンセッション・プロジェクトに対する申請に関する法令のコピーを全ての潜在的投資家に提供しなければならない(第9条)。

#### 選考

コンセッション契約を締結する省庁は、国際または国内入札手続きを経て、また状況により交渉を通じてコンセッション供与相手を選択する。コンセッション供与先の選択は政令に定める手続きに従い行わなければならない(第11条)。

選考手続きが終了し、契約機関が最終入札または交渉を通じた提案を受け取る準備ができたときには、政令に定める手続きの要請に従い、コンセッション契約の最終的な条件に対する許可を得なければならない(第12条)。

許可を得たのち、契約機関はコンセッション契約締結に先立ち、選考された候補者に対し、コンセッション供与

通知を発行しなければならない(第13条)。

供与通知受領後、遅くとも60日以内にコンセッション供与資格者はコンセッション・プロジェクトを実施する法人をカンボジア法に基づき設立し、投資法に従い適格投資プロジェクトの最終登録証明書(Final Registration Certificate)をCDCに申請しなければならない(第14条)。

## 4.2 電力

### 電力供給の概況

2001年2月に電力セクターの規制のために電力法(The Electricity Law)が公布され、電力供給事業に関する監督・調整を行なう法的組織としてカンボジア電力公社(Electricity Authority of Cambodia:EAC)が設立された。

カンボジアの電力供給開発戦略は、大規模な発電施設を建設し、また発電所建設期間中は近隣諸国から電力を輸入するために、南部と西部地域<sup>1</sup>の大都市間に送電線を建設することから成っている。

カンボジアでは電力は下記の機関によって発電及び配電が行われている。

- 国営企業であるEDC (Electricite du Cambodge)
- 州都における独立系電力事業者 (Independent Power Producers:IPP)を含む民間業者
- 小都市における小規模認可業者
- 農村部における地方電気事業者 (Rural Electricity Enterprises:REE)

EDCはプノンペン、カンダール、及び12の州都(シハヌークビル、コンボンチャム、タケオ、バットアンバン、シエムリアップ、バンテイミチュイ、カンポット、コンボンスピー、ステントレン、スヴァイリエン、プレイベン、ラタナキリ)とベトナム国境の4地域(バベット、メモット、ポンヘクレック、カンボン・トラク)における発電・配電・送電の複合事業認可を受けている。

カンボジアの電力供給は基礎的な需要を満たしておらず、地方では依然として24時間供給は保証されておらず、またその品質も信頼性に欠けるのが現状である。2007年のカンボジア電力開発計画によると、電力需要は2020年まで急速な増加を辿ると予想されている。カンボジアの将来電力需要は表4-2-1に示す通りである。

表4-2-1 電力需要予想 (MW)

2012	2015	2018	2020
1,062	1,643	2,283	2,770

出所: 鉱工業・エネルギー省

現状ではカンボジアの全所帯の22.7%(都市部では54%、農村部では13%)で電力使用が可能である。EDCは2020年までに全ての村で、また2030年までにはその他の農村地帯においても70%の地域に電力を供給する計画である。

増加する需要を賄うため、カンボジア政府は2008年から2021年に至る電力開発計画を策定済みである。電源の拡大に伴い送電線も建設中であり、また近隣諸国からも電力を輸入している。

### 電力資源拡張

電力資源拡張に関して、鉱工業・エネルギー省のエネルギー開発局は2020年までの電力供給開発計画を策定しており、表4-2-2にあるように、8つの水力発電所、3つの火力発電所が2020年までに完成予定となっており、最大約6,300MWの供給が可能となる見込みである。

鉱工業・エネルギー省によれば、表4-2-3に示すように、タイとベトナムからの電力輸入のための送電線建設は2012年に完成が予定されており、この結果カンボジアのほぼ全土に電力が行き渡ることになる。それに加え、ラオスや他の近隣国を結ぶ送電線の拡張も2019年に完成が見込まれる。

ベトナムとの電力協力協定は1999年6月10日に締結され、さらに電力購入契約も2001年に締結されている。電力購入契約は5年ごとに更新される予定である。2002年以降EDCはベトナムの電力会社(PC2)から電力を輸入してバベット(スバイリエン州)、メモット(コンボンチャム州)、ポンヘクレック(コンボンチャム州)等に供給してきている。プノンペンへの電力供給を確保するために、200MWの電力購入契約がベトナムとの間で締結され、プノンペン/タケオ/ベトナムを結ぶ220kVの送電線の工事も終了している。この購入契約の下で、一日当たり300MWを必要とするプノンペンに対し、120MWがベトナムから送電され始めている。更に50MWが上乘せされ、契約量200MWのうち合計170MWが送電されることになっているが、最近のベトナムにおける電気不足によって依然として実現されていない。

電力購入契約は当初2002年にタイとの間で締結さ

<sup>1</sup> 南部地域にはプノンペン市、カンダール(Kandal)、コンボンスピー(Kampong Speu)、タケオ(Takeo)、カンポット(Kampot)シハヌークビル(Sihanoukville)を含み、西部地域にはバンテミンチャイ(Bantey Mean Chey)、バットアンバン(Battambang)、シエムリアップ(Siem Reap)州が含まれる。

れ、2007年に改訂されている。現在カンボジアとタイとの間の電力は22kVと115kVで送電されている。タイのトラット県との間で結ばれた契約により、22kVの送電線を通してカンボジア側のコーコンとポイペトに電力が供給されている。2007年11月からは115kVの送電線を通して、タイのアラン・プラット変電所から電力輸入が始まり、バツタンバ

ン、シェムリアップ等に供給されている。

ラオスとの電力協力協定は1999年に締結され、ラオス南部とカンボジアのスタントレンとの間の115kV送電線による電力供給で合意した。送電線の建設は2016年に完成予定である。

村落の電化はカンボジアにとって大きな問題の一つで

表4-2-2 電力供給源拡張計画

番号	プロジェクト	供給国	発電方法	発電量 (MW)	操業開始年
1	Kamchay Hydro Power Plant	中国	水力	193.2	2011
2	Kirirom III Hydro Power Plant	中国	水力	18	2012
3	Stung Atay Hydro Power Plant	中国	水力	120	2013
4	200MW Coal Power Plant (I) in Sihanouk Province -Phase 1	マレーシア	火力	100	2013
5	Stung Tatay Hydro Power Plant	中国	水力	246	2013-2014
6	Lower Stung Russey Chhrum Hydro Power Plant	中国	水力	338	2013-2014
7	700MW Coal Power Plant (II) -Phase 1	中国	火力	270	2014-2015
8	200MW Coal Power Plant (I) in Sihanoukville Province-Phase 2	中国+	火力	135	2016
9	700MW Coal Power Plant (II) -Phase 2	カンボジア	火力	100	2017
10	Lower Se San II Hydro Power Plant	中国	水力	400	2017
11	Stung Chhay Areng Hydro Poer Plant	中国	水力	108	2017
12	700MW Coal Power Plant (II) -Phase 3	中国	火力	100	2018
13	700MW Coal Power Plant (II) -Phase 4	中国	水力	100	2018
14	Lower Se San I Hydro Power Plant	ベトナム	水力	90	2018
15	700MW Coal Power Plant (II) -Phase 5	中国	水力	100	2019
16	Sambor Hydro Power Plant	中国	水力	2600	2019
17	Stung Treng Hydro Power Plant	ベトナム	水力	900	2020
18	Coal Power Plant (III) or Gas Power Pant	-	石炭・天然ガス	400	2020
Total				6,318.2	

出所: 鉱工業・エネルギー省

表4-2-3 送電線拡張計画

番号	プロジェクト名	距離(Km)	支援機関	完成予定
1	110kV, Kampong Cham - Vietnam, (construct 3 substations: Kampong Cham, -Soung, -Pongnearek).	68	WB	2010
2	230kV, Takeo- Kampot (construct substation in Kampot)	87	KFW	2011
3	230kV, Phnom Penh - Kampong chhang - Pursat - Battambang (construct 3 substations: Kampong chhang - Pursat - Battambang)	294	CPG	2012
4	230kV, Pursat - Osom, (construct 1substation in Osom Commune)	175	CPG	2012
5	230kV, Phnom Penh - Kampong chhang,	110	CUPL	2012
6	230 kV, Kampong Cham- Kratie,	110	CUPL	2013
7	230kV, Stung Tatay Hydro - Odom substation,	60	CHMC	2013
8	230kV, Kampot - Sihanukville	82	ADB&JBIC	2013
9	230kV, Stung Treng - Loa PDR, (construct substation in Steng Treng)	56	WB	2014
10	220kV, Phnom Penh - Sihanukville, along national road 4, (construct substation in Sre Ambil)	165	CHMC	2014-2015
11	115kV, East Phnom Penh - Neakleung - Svay Rieng, (construct 2 substations, - Neakleung, - Svay Rieng)	120	CHMC	2015
12	230kV, Kratie - Stung Treng,	126	INDIA	2015
13	115kV, West Phnom Penh - East Phnom Penh, (construct substation GS4 at South Phnom Penh)	20	WB	2015
14	230kV, Stung Chay Areng Hydro - Osom substation	60	CGC	2017
15	230kV, Kampong Cham - Kampong Thom - Sien Reap, (construct 1 substation in Kampong Thom)	250	KTC	2019
16	500kV, Loa PDR (Ban Sok) - Stung Treng - Vietnam (Tay Ninh), (construct substations in Stung Treng)	220	ADB	2019
合計		2,003		

出所: 鉱工業・エネルギー省

ある。村落電化に関するカンボジアの戦略は、2003年に作成された「再生可能エネルギー行動計画 (Renewable Energy Action Plan: REAP)」と2008年に作成された「カンボジア・エネルギー分野戦略 (Cambodia Energy Sector Strategy: CESS)」に基づき計画されている。また村落電化基金 (Rural Electrification Fund: REF) が2004年に設立されている。同計画に基づき、モンドルキリ州においては2基の370KWの小水力発電所が建設され、予備の300KWのディーゼル発電機とともに地方都市への電力供給を始めている。

## 電力料金

主な都市と州の電力料金は、「9章ビジネス・コスト/9.1 光熱費/a.電気代」に収録されている。

## 4.3 通信

### 電話サービスの概況

カンボジアにおける電気通信分野の政策及び規制の策定を担当しているのは郵政・電気通信省 (MPTC) である。郵電省は電話の固定回線も運営していたが、電気通信部門を分離して、40.3百万米ドル相当の総資産と700名の従業員を擁する公企業「Telecom Cambodia」を2006年1月に設立し、市外局番「023」に関連するサービスを提供している。同社は、近い将来カンボジア証券取引所 (CSE)

に上場するようにカンボジア政府から指示されている。

また、通信規制に係る機能についても、「カンボジア通信監督機構の設立」に関する勅許No.:ns/rkt/0312/175に基づき、2012年9月20日に新たに設立されたカンボジア通信監督機構が担うこととなり、郵政・電気通信省の現在の主な役割は、政策・戦略的開発計画策定および通信セクターにおける国際協力の実施となっている。

カンボジアにおける光ファイバーバックボーンの全長は、2011年中頃時点で22,380 kmであり、そのうち1,200 km がTelecom Cambodiaに、5,180 kmがCambodia Fiber Optic Cable Networkに、16,000 km がViettel Cambodiaに割り当てられている。また、タイのCAT Telecom Public Co., Ltd、ベトナムのVietnam Telecom International (VTI)、ラオスのETL Public Company等、近隣国の主な公営通信企業との光ファイバーによる接続も2010年7月に完了した。

表4-3-1に示す通り2011年におけるカンボジアの電話加入者は2008年の4倍以上に達し、急激に伸びている。2011年時点における電話普及率は113.55であり、このうち109.64が携帯電話加入者である。換言すれば、電話加入者のうち、96.6%が携帯電話の利用者である。

### 電話サービス業者

カンボジアにおける固定電話回線のサービス業者はカミンテル (Camintel)、カムシン (Camshin) 及びテレコム・カンボジア (Telecom Cambodia) の3社であるが、中

表4-3-1 電話の加入状況及びカバー率

		2008年	2009年	2010年	2011年
人口(人)		13,400,000	13,900,000	14,100,000	14,300,000
加入者数 (人)	固定回線	43,417	100,887	358,750	559,381
	携帯電話	3,791,834	6,346,720	10,537,628	15,678,829
	合計	3,835,251	6,447,607	10,896,378	16,238,210
カバー率 (%)	固定回線	0.32	0.73	2.54	3.91
	携帯電話	28.30	45.66	74.73	109.64
	合計	28.62	46.39	77.28	113.55

出所:カンボジア郵政・電気通信省 (MPTC)

表4-3-2 携帯電話サービス業者

名称	局番	運営会社
Cellcard (Mobitel)	012/ 017/ 077/ 078/ 089/ 092/ 095	CamGSM (Royal Group+Millicom International)
Metfone	088/ 097	Viettel (Cambodia) Pte.,Ltd
Smart mobile	010/ 069/ 070/ 086/ 093/ 098	Latelz Co., Ltd
Beeline	066/ 067/ 068/ 090	Sotelco Ltd. (Vimpelcom Group)
Mfone	011/ 061/ 076/ 085/ 099	Mfone Co., Ltd
Hello	015/ 016/ 081/ 087	Hello Axiata Co., Ltd
Qb (Cadcomms)	013/ 080/ 083/ 084	Cambodia Advanced Communications Co.Ltd
ExCell	018	GT-Tell (Cambodia) Investment Company Ltd.
XinWei	038	Xinwei (Cambodia) Telecom Co., Ltd

出所: CDC Japan Desk

でもTelecom Cambodiaは固定回線サービスについては最も有力であり、国際電話サービスも提供している。カンボジアでは現在、9社が携帯電話サービスを提供しているが、各社の社名及びサービス内容は表4-3-2に示す通りである。

国際通話については、全ての携帯電話サービス業者が、VoIP (Voice over Internet Protocol) サービスを提供しており、世界中の殆どの地域との通話が可能である。通話料金は、毎分0.06ドルから0.5ドル程度だが、地域により通話時の音声の質が十分でない場合がある。

### インターネット・サービス

インターネットは、カナダのInternational Development Research Center (IDRC) の支援をうけた郵電省が1997年に導入し、現在はカムネット (CamNet) という名称でテレコム・カンボジアが運営している。

ドイツのKfWの支援を受けて1999年、光ファイバーが、タイからカンボジアのバットンバン、プノンペン、バベットを経てベトナムまで敷設された。この他、2005年3月に「大メコン電気通信バックボーン・ネットワーク・プロジェクト (カンボジア成長回廊)」に関する融資がカンボジア政府とJBICの間で合意され、コンポンチャム、プノンペン、シハヌークビルを、全長400kmの光ファイバーで結ぶプロジェクトが開始された。

「GMS情報スーパーハイウェイ・プロジェクト」の一環として、カンボジア、中国、ラオス、ミャンマー、ベトナム、タイを結ぶ650kmに及ぶ光ファイバーケーブルの敷設が2009年7月に完了した。カンボジア国内では、シェムリアップからコンポンチャム及びメモットを経て、ラオス国境まで敷設されている。今回新たに敷設されたケーブルは、シェムリアップでベトナム国境からタイ国境を結ぶ既存のケーブルに接続された。現在、カンボジアの国土のうち約3分の2が、光ケーブルによってカバーされている。

インターネット・バックボーンは、シンガポール、香港、ドイツ、アメリカ等の通信衛生を経由して150Mbpsから500Mbpsで接続されており、またベトナムおよびタイのIPトランジットを経由して400Mbpsで接続されている。

2012年10月現在では、カムネット (Camnet)、オンライン (Online)、テレサーフ (TeleSurf: Cam GSM)、カミンテル (Camintel)、メットフォーン (Metfone)、シテイリンク (CityLink)、ウィカム (WiCam)、クリックネット (Clicnet)、イジイコム (Ezecom) など37社が認可を受け、インターネット・サービスを供給している、

表4-3-3で示すとおり、インターネットの契約者数は2008年から2011年までの間で飛躍的に伸びている。2011年末

時点での契約者数は1,689,389人で、普及率も11.81%であった。契約者数の73%が携帯電話による利用者である。

表4-3-3 インターネット契約者数および普及率

	2008年	2009年	2010年	2011年
人口(人)	13,400,000	13,900,000	14,100,000	14,300,000
契約者数(人)	20,402	291,589	320,190	1,689,389
普及率(%)	0.15	2.10	2.27	11.81

出所:カンボジア郵政・電気通信省(MPTC)

### 郵便サービス

2010年6月21日付け「公共企業体としてのカンボジア郵便の設立に関する政令57号」により「カンボジア郵便 (Cambodia Post: C.P.)」が国営企業として発足した。同政令により、カンボジア郵便が郵便分野におけるサービス提供者に指名された。カンボジア郵便は次のような義務と権利を有する。

- (1) 国の内外を問わず、EMS (Express Mail Service) を含む全ての種類の郵便物を受取り、収集し、輸送し、配達するサービスを行う
- (2) 郵便と電気通信分野にサービスを提供するための、その他物品・製品の販売
- (3) 郵便及び金融事業の運営
- (4) カンボジアの内外で郵便サービスを提供するためのサービス料の設定
- (5) カンボジア国内における郵便局の設置
- (6) 郵便分野に資するための郵便切手販売機を使用する権利の取得
- (7) 郵便事業を行うための国内外の企業や機関との協力
- (8) 郵電省と経済財務省の許可に基づき、投資資金を調達するための借り入れ契約の締結

カンボジア郵便の当初の資本金は郵電省と経済財務省が決定し、職員は郵電省の職員から募集される。郵電省は現在郵便局を増設し、表4-3-4に示すように1局当りの利用者数を削減することを計画している。

表4-3-4 郵便局1カ所当りの利用者数

項目	2008	2009	2010	2011	2012	2013
局当り利用者数	161,445	163,932	140,968	125,256	111,286	101,147

#### 4.4 水資源

水資源気象省 (Ministry of Water Resources and Meteorology: MOWRAM) が水資源の開発及び管理を、地方開発省 (Ministry of Rural Development: MRD) が地方における水の供給と衛生 (Rural Water Supply and Sanitation: RWSS) をそれぞれ所管している。一方、鉱工業・エネルギー省 (MIME) は州都及び中・小規模の地方都市における飲料水の供給と、水道事業に参入する民間業者の管理・監督を所管している。

鉱工業・エネルギー省が所管する都市水道事業は次のように規定されている。

- (1) 水の浄化処理施設の保有
- (2) 水道管を通じた清潔な水の供給

また鉱工業・エネルギー省が担当する「都市区域」は次のように規定されている。

- (1) 人口密度が2,000人/km<sup>2</sup>以上であること
- (2) 農業人口が50%未満であること
- (3) 地域人口が2,000人を超えること

プノンペンでは1996年以降、プノンペン水道公社 (Phnom Penh Water Supply Authority: PPWSA) が、シエムリアップではシエムリアップ水道公社 (Siem Reap Water Supply Authority: SRWSA) が、それぞれ水を供給している。鉱工業・エネルギー省の水道部 (Department of Potable Water Supply: DPWS) は、11の州都及び約60の中・小規模の地方都市に水を供給している。現在、MIME-DPWSの監督の下、約122の民間業者が商業ベースで飲料水の供給事業に参入している。一方、地方開発省の地方水道部 (Department of Rural Water Supply: DRWS) と地方健康管理局 (Department of Rural Health Care: DRHC) の2つの局が、1,000世帯以下の小規模な地方の町村への水の供給を所管している。

表4-4-1の通り、2008年の時点で、カンボジアの全世帯のうち36.2% (都市部では67.4%、農村部では29.4%) が自宅の敷地内で飲料水を入手することができる<sup>2</sup>。カンボジア政府は、JICA、ADBや世銀等のドナーと協力して、安全な水へのアクセスの改善に取り組んできている。

表4-4-1 飲料水の水源の立地における世帯分布 (2008年)

水源	世帯		
	合計	都市部	農村部
数	2,817,637	506,579	2,311,058
合計	100.0%	100.0%	100.0%
敷地内	36.2%	67.4%	29.4%
その他	63.8%	32.6%	70.6%

出所: 国家統計局 (2008)

都市部と農村部のいずれにおいても、飲料水の供給設備の運営及び維持・管理は課題のひとつである。しかし政府の予算不足のために、これら設備の更新、改善等は困難な状況にある。カンボジア政府はリースやBOT/BOO等のコンセッションなど、様々な形態での民間企業等による当該分野への参入を奨励しており、今後、民間企業及びNGOによる参入が期待される。

2009年では飲料水供給システムから供給される水道水を利用できる地方都市が11カ所あり、カンボジアの都市人口の51%がこれを利用しているものと推定されている。またプノンペンでは人口の90%が24時間安全な飲料水を得ることが出来ると推計されている<sup>3</sup>。

#### 4.5 航空

現在、カンボジアの11の空港のうち、定期便が利用できるのはプノンペン国際空港 (Phnom Penh International Airport: PPIA)、シエムリアップ国際空港 (Siem Reap International Airport: SRIA) とシハヌーク国際空港の三つである。

カンボジアの空港の現状は、表4-5-1に示す通りである。

フランスのヴィンシー (Vinci) が70%、マレーシア・カンボジアの合弁会社であるムヒバ・マステロン (Muhibbah Masteron) が30%を保有する民間の共同企業体である“Société Concessionnaire des l' Aéroports (SCA)” は、1995年にPPIA、2001年にSRIA、2006年にシハヌーク国際空港 (Sihanouk International Airport) のBOTコンセッション (25年間) をそれぞれ取得した。SCAの100%子会社であるカンボジア空港マネジメント・サービス社 (CAMS) が、上記3つの空港を運営している。カンポンチュナン空港以外の空港は全て国内航空国家事務局 (SSCA) が管理している。その他、アンコール国際空港 (Angkor International Airport) と称されるシエムリアップの新空港プロジェクトが、韓国のリー・アンド・エー社を含む投資家グループにより準備されている。

現在、プノンペン国際空港からは、表4-5-2にある通り、11の国・地域の14の目的地への直行便が運航されており、シエムリアップからは18の国際線空路がある。

「カンボジア・アンコール航空 (Cambodia Angkor Air Ltd (CAA) 」は2009年7月27日にベトナム航空 (49%)、カンボジア投資会社 (Cambodian Investment Company: 26%) 及びカンボジア政府 (25%) の合弁会社として設立さ

<sup>2</sup> National Institute of Statistics (NIS) (2009) *General Population Census of Cambodia 2008*

<sup>3</sup> National Strategic Development Plan Update 2009-2013

表4-5-1 カンボジアにおける空港の現状

空港	滑走路(m) 路面/レファレンス番号	ILS	面積 (ha)	所有者・運営者	現状	備考
国際空港						
プノンペン	3000x45/ Asphalt/ 4D	有	387	RGC/SCA	運営中	ILS はRWY 23 のみ
シェムリアップ	2550x45/ Asphalt/ 4C	有	197	RGC/SCA	運営中	2009年からRWY 05用ILSが稼働
シハヌーク	2500x40/ Asphalt/ 4C		123.84	RGC/SCA	運営中	2007年7月に再開港
国内空港						
コンポンチュナン	2400x45/ Concrete/ 4C		2011	RGC/Air Force	閉鎖中	当空港は一部陸軍の土地を利用
バットアンバン	1600x34/ Bitumen/ 3C		128.68	RGC/SSCA	運営中	-
ストゥントウレン	1300x20/ Laterite/ 3C		112.5	RGC/SSCA	運営中	-
ラタナキリ	1300x30/ Laterite/ 3C		48.09	RGC/SSCA	運営中	-
コッコ	1300x30/ Laterite/ 3C		125.66	RGC/SSCA	運営中	-
モンドルキリ	1500x20/ Laterite/ 3C		36	RGC/SSCA	閉鎖中	2007年7月から一時的に閉鎖中
プレアビヘア	1400x20/ Laterite/ 3C		150.98	RGC	閉鎖中	-
クラティエ	1180x20/ Laterite/ 3C		112.5	RGC	閉鎖中	-

注: "ILS"は、"Instrument Landing System" (計器着陸装置)の省略形。  
出所: Infrastructure and Regional Integration Technical Working Group (2009)

表 4-5-2 プノンペン国際空港からの出発便 (2012年10月25日から2013年3月24日まで有効)

国・地域	目的地	便数
中国	広州 - 北京	1日1便、1航空会社(直行便)
	南寧	1日1便、1航空会社(直行便)
	上海	1日1便、1航空会社(直行便)
香港	香港	1日2便、1航空会社(直行便)
マレーシア	クアラルンプール	1日4便、2航空会社(直行便)
シンガポール	シンガポール	1日4便、3航空会社(直行便)
韓国	仁川	1日2便、2航空会社(直行便)
台湾	台北	1日1便、1航空会社(直行便)
タイ	バンコク	1日7便、3航空会社(直行便)
ラオス	ビエンチャン	1日1便、1航空会社(直行便)
ベトナム	ホーチミン	1日3便、2航空会社(直行便)
	ハノイ	1日1便、1航空会社(1ストップ)
ミャンマー	ヤンゴン	週2便 x 1航空会社
フランス	パリ	週3便(バンコク経由)

出所: プノンペン国際空港ウェブサイト(<http://www.cambodia-airports.com/>)

れたが、2011年12月14日からシェムリアップーシハヌークビル間にATR-72による週2便の定期空路を開設しているが、さらに保有機数を15機に増やし、日本・中国・韓国・全アセアン加盟国への空路を開設することを計画している。

1993年に設立されたミャンマー航空(Myanmar Airways International: MAI)は2011年2月からシェムリアップ国際空港への運行を始め、2011年11月には冬季スケジュールとして、A-320による「ヤンゴン-シェムリアップ-プノンペン」路線を開設した。現在はプノンペンとシェムリアップにそれぞれ週2便を運航中である。

また2012年初からはシンガポールのタイガー航空(Tiger Airways)と韓国のイースタージェット(Easter Jet)がカンボジアへ就航する22番目と23番目の航空会社として空路を開設済である。

表4-5-3に示す通り、プノンペン国際空港とシェムリア

ップ国際空港を利用する便数は2007年にピークを迎えた後、世界経済の悪化の影響を受け2008年・2009年と減少した。2010年にはシェムリアップへの観光客が通常に戻ったこととプノンペンへの業務出張が増加したことから、2007年の水準に戻っている。

プノンペン国際空港の旅客数は経済不況の影響を受けた2009年にいったん減少したが、2010年には回復し、2009年比8%の伸びを示した(図4-5-4参照)。カンボジア経済が順調な発展を続けていることから2011年の最初の8カ月間を見てみると2010年の同月比25%の増加となっている。

2008年からの経済不況により観光業も大きな打撃を受けたため、シェムリアップ国際空港の国際旅客数は2008年、2009年と2年続けて減少した。経済の回復とともに2010年にはアンコールワットを訪れる観光客も増加し始

表4-5-3 国際便及び国内便の数(プノンペン国際空港及びシェムリアップ国際空港)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
国際便 (PPIA)	12,9109	15,292	17,092	16,253	16,096	16,855
国内便 (PPIA)	4,125	3,990	4,789	4,130	4,256	3,301
国際便 (SRIA)	12,657	14,660	16,924	15,431	13,287	15,354
国内便 (SRIA)	4,266	4,197	5,088	4,551	4,960	5,093

出所: プノンペン国際空港ウェブサイト(<http://www.cambodia-airports.com/>)

表4-5-4 乗客数(プノンペン国際空港)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
到着(国内便)	80,033	79,594	88,314	76,609	58,517	52,286
出発(国内便)	78,063	75,842	90,632	80,052	63,529	57,375
到着(国際便)	455,059	575,641	701,898	754,060	718,148	832,064
出発(国際便)	468,590	591,190	717,580	781,149	747,792	774,689

出所: プノンペン国際空港ウェブサイト(<http://www.cambodia-airports.com/>)

表4-5-5 乗客数(シェムリアップ国際空港)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
到着(国内便)	72,743	75,734	90,677	83,347	66,333	60,191
出発(国内便)	74,451	79,395	93,983	86,929	70,089	55,128
到着(国際便)	436,528	596,931	774,338	681,209	557,465	716,012
出発(国際便)	454,396	608,328	773,430	680,335	561,279	732,968

出所: カンボジア空港ウェブサイト (<http://www.cambodia-airports.com/>)

め、シェムリアップ国際空港の旅客数も2007年のピーク時に近い数に達した。カンボジアエアポート社は、2011年のシェムリアップ国際空港の利用者が200万人を超えると予想している。

#### 4.6 道路

カンボジアの道路網の全長は約52,500 kmで、このうち5,600 kmが国道、6,600 kmが州道で、いずれも公共事業・運輸省(MPWT)の管轄である。これら以外の40,300 kmの道路はMRDが所管している。自動車専用道路はカンボジアにはない。内戦中にカンボジアの道路は大きく損傷されたが、国際機関等の支援の下、主要道路のほとんどは修復されている。

カンボジアと近隣諸国を結ぶ国際道路の現況は、表

4-6-2の通りである。国道1号及び5号はアジア・ハイウェイ1号の一部、国道4号、6号及び7号はアジア・ハイウェイ11号の一部、国道48号、3号及び33号はアジア・ハイウェイ123号の一部、国道66号及び78号はGMS(Greater Mekong Sub-region)の幹線高速道路の一部をそれぞれ形成している。

日本政府とカンボジア政府は2010年10月に、メコン河にかかるネアックレン橋の建設のための無償援助協定に署名した。ネアックレン橋は南部経済回廊とアジア・ハイウェイに取って不可欠のものである。現状では国道1号線はメコン河で遮られており、フェリーで渡河する必要がある。2015年に新しい橋が完成すれば、プノンペンからベトナム国境のバベットまでの所要時間は大幅に短縮されることになる。

表4-6-1 道路網の距離(2012年)

道路の種類	長さ(%)	橋の数(長さ)	所管省庁
国道(1桁)	2,258 km (4.3%)	589 (17,643m)	MPWT
国道(2桁)	3,342 km (6.3%)	698 (15,710m)	
州道	6,607 km (12.6%)	904 (16,309m)	
地方道路	40,379 km (76.8%)	1,869 (26,559m)	MRD
	52,586 km (100.0%)		

注: RDの数値は2012年7月時点のもの。公共事業交通省の数字は、道路については2012年、橋については2006年のものである。  
出所: 公共事業交通省



表4-6-2 カンボジアにおける国際道路

GMS 道路番号	アジア・ハイウェイ 番号	アセアン・ハイウェイ 番号	カンボジア 道路番号	経路
R1 (Central Sub-corridor)	AH1	AH1	NR1, NR5	Poi Pet -Sisophon -Phnom Penh -Svay Rieng - Bavet
R6 (Inter-Corridor Link)	AH11	AH11	NR4, NR6, NR7	Sihanoukville -Phnom Penh - Kampong Cham - Stung Treng -Trapeng Kreal
R10 (Southern Coastal Sub-corridor)		AH123	NR48, NR3, NR4, NR33	Cham Yeam -Koh Kong -Sre Ambel -Veal Rinh -Kampot -Lork
R9 (Northern Sub-corridor)			NR66, NR7, NR78	Siem Reap -Talaborvath- O pongmoan- O Yadav Boder

出所: Infrastructure and Regional Integration Technical Working Group (2010)

表4-6-3 カンボジアにおける主な道路改修工事プロジェクト

番号	ドナー	費用(百万ドル)	長さ(km)	場所・地域	年		資金
					開始	終了	
1	Japan	80	56	Phnom Penh- Neak Loeung	2005	-	無償
2	ADB	-	63	Kbal Thnal- Takeo	2001	-	借款
3	China	71.5	109	Preak Ta Mak- Anlong Chrey	2007	2010	借款
4	ADB	13	17	Kampong Trach - Kampot	2007	2010	借款
5	China	57.8	157	Meanchey- Preah Vihear	2008	2011	
6	China	51.9	127	Snuol- Sen Monorom	2007	2010	借款

Source: Infrastructure and Regional Integration Technical Working Group (2009)

表4-6-4 カンボジアにおける主要な橋梁建設の状況

橋梁の名称	ドナー	費用 (百万ドル)	長さ(km)	場所	年		資金
					開始	終了	
Kizuna	日本	57	1.3	Kampong Cham(国道7号)	1996	2001	無償
Chrouy Changvar	日本	23	0.7	Phnom Penh(国道6A号)	1992	1994	無償
Neak Loeung	日本	131	1.6	Kandal, Svay Rieng(国道1号)	2010	2014	無償
Preak Ta Mak	中国	43.5	1.1	Prey Veng(国道8号・6A号)	2007	2011	借款
Preak Kdam	中国	28.9	1	Phnom Penh(国道5号・61号)	2007	2011	借款
Kampong Bai	韓国	-	0.3	Kampot (国道3号の一部)	2005	2007	借款
Se Kong	中国	-	-	Toeng Treng (国道7号)	2005	2008	借款
Koh Kong	民間	7	-	Koh Kong(国道48号)	2001	-	BOT
Stung Meanchey	民間	5	-	Phnom Penh -Chaom Chao	1999	-	BOT
New 2 <sup>nd</sup> Churoy Changvar	中国	90	-	Phnom Penh (国道6A号)	-	-	借款
Prek Phnov	民間	42	1.543	Phnom Penh (国道6A号)	-	2010	BOT
Mekong River Bridge in Stung Treng	中国	5	1,731	Stung Treng(国道9号線)	2012	2014	借款
Koh Thom Bridge	中国	25		Kandal	2012	2014	借款

出所: 公共事業交通省

## 4.7 鉄道

カンボジアの鉄道網は、プノンペン・シハヌークビル間の264kmを結ぶ南線及びプノンペンとタイ国境のポイペトを結ぶ336kmの北線の二つの路線からなっているが、北線のシソフォンからポイペト間の48kmは完全に喪失されている。鉄道施設の現況は表4-7-1に示す通りである。

南北線共にインフラは劣悪な状態であり、毎時15～20キロ程度で運行されてきた。こうした状況を改善すべく、カンボジア政府は2009年6月にオーストラリアの「トール社(Toll Holdings)」と30年のコンセッション契約を締結し、鉄道の再建を目指すことになった。アジア開発銀行(ADB)とオーストラリア国際開発庁(AusAID)が、鉄道網とインフラ改善資金として1億4,000万ドルの融資に同意したが、改善プログラムにはポイペト・シソフォン間の48kmの再構築およびプノンペン近辺での新しい貨物ターミナルの建設も含まれている<sup>4</sup>。リハビリ計画では、北線においては最高時速50キロで20トンの貨物の運搬を可能とし、南線では15トンの貨物運搬を実現することを目指している。鉄道コンセッションは現在「トール・カンボジア・ロイヤル(Toll Royal Cambodia)」と称しているが、トール社が55%、カンボジアのロイヤルグループが45%の権益を保有している。

コンセッション契約の締結後、2009年10月1日付け政令163号により公共事業交通省内に「鉄道局(Department of Railwa)」が設置され、2009年11月15日付け政令164号により国営企業としての「王立カンボジア鉄道(Royal Railway of Cambodia)」は廃止された。

リハビリ工事の開始に伴い、2009年11月から南北線の運行は休止されていたが、現在ではプノンペン・トクミアス(プノンペンから118キロ地点、カンポット近郊)間のリハビリ工事が終了し、週に1～2便の貨物便が、カンポ

ットからプノンペンへセメントを運んでいる。残るトクミアス・シハヌークビル間の工事は2012年末までに終了し、2013年の前半にもプノンペン・シハヌークビル間の全線で商業運転が開始される見込みである。商業運転開始後にはトール・ロイヤル社はコンテナ、建設資材、石油・ガソリン、セメント等をシハヌークビルやカンポットからプノンペンへ運搬することを計画している。コンテナ運搬のために、全長1キロにおよび列車の運行も計画されている。鉄道によるコンテナ輸送を可能とするために、シハヌークビル港とシハヌークビル駅の間に新しいコンテナ・ヤードを開設する計画もある。

北線ではプノンペンと南北線の分岐点(プノンペンから35キロ地点)間のリハビリ工事が終了しており、2011年4月から一部の貨物輸送が始められている。ポイペト・シソフォン間の48キロを含むリハビリ工事が2008年から開始されたが、工事業者の都合により現在工事が停止しており、開通見込みは立っていない。

バドゥーン(Bat Deoung)とトラピアン・スレ(Trapeang Sre)乃至はログニン(Lognign)間(カンボジアとベトナム間の鉄道接続ポイント)の鉄道施設に関する事業化調査は既に終了しており、2010年12月には最終事業化報告書が作成されている。

カンボジアとベトナムの「鉄道越境協定」が2008年11月4日に締結されているが、同様の協定がタイとの間で協議中であり、「鉄道接続ポイントに関する協議覚書」がカンボジアの公共事業交通省鉄道局とタイ国有鉄道(SRT)の間で2012年8月16日に署名されている。

現在鉄道マスタープラン調査がKOICAによって実施中で、2013年6月に終了する見込みである。

表4-7-1 鉄道の設備の現状

項目	北線(NL)	南線(SL)
長さ(km)	336(消失している48km区間を含む)	264
場所	Phnom Penh - Kampong Chhnang - Pursat - Battambang - Sisophon - Poipet	Phnom Penh - Takeo - Kampot - Sihanoukville
建設年度	1929-1942	1960-1969

出所: Infrastructure and Regional Integration Technical Working Group (2010)

<sup>4</sup> <http://www.tollroyalrailway.com/>

## 4.8 港湾

シハヌークビル港はカンボジアにおける唯一の深水港である。同港は着実に拡張されて来ており、現在では近代的な貨物処理設備をもつ12のバースが設置されている。港への進入路として南水路（長さ5.5km、深さ8.4m、幅80-100m）と北水路（長さ1km、深さ10m、幅150-200m）がある。シハヌークビル港公社（Port Authority of Sihanoukville: PAS）によれば、同港の現況は表4-8-1～5<sup>5</sup>の通りである。

2008年までシハヌークビル港のコンテナの取扱量は直実に増加してきたが、2008年以降の経済不況の影響を受け、欧米へのアパレル輸出が大きく減少したことから、2009年には荷扱量が急減した。やはり不況の影響を受け建設工事が減少したことから、建設資材を中心とする一般貨物の取扱量も2009年に落ち込んだ。2010年に入り、アパレル輸出の回復と共に、コンテナ扱量は再び成長軌道に乗っている。一般貨物の取扱量も2010年に急増しており、2008年のピークを越えている。2011年には輸出の伸びに伴いコンテナ取扱量は更に増加したが、一般貨物は2010年レベルに留まっている。

シハヌークビル港経済特区は、シハヌークビル港のコンテナターミナル隣のシハヌークビル港公社所有地70ヘクタールに、日本からの円借款により2009年10月から建設されてきたが、2012年5月1日に完工し、現在入居可能な状態となっている。

シハヌークビル港への配船状況及び寄港地は表4-8-5に示す通りである。

シハヌークビル沖合では6カ所の海上油田の開発が行われているか計画されている。海上油田への補給と、木片・石炭等のバルク貨物の取扱を行う多目的ターミナルも、JICAの支援のより現在詳細設計の段階に入っている。

シハヌークビル港以外にも、スレアンベル港、カンポット港、オクニャモン港等の小規模な港が存在している。特にオクニャモン港は一般貨物を頻繁に取り扱っている。カンポット港は現在拡張工事中である。またコーコンのキラサコール港も砂糖輸送のために拡張を計画しているが、同地では新しい深水港の建設計画もある。その他プリー・シハヌーク州のスタンハブでの国際港、ケップ洲での観光港計画などがある。

表4-8-1 シハヌークビル港の設備の状況

ターミナル	長さ (m)	深さ (m)	バース	用途
新埠頭	350	-9.0 (-10.50)	2	Medium size vessels
コンテナターミナル	400	-10.50 (-11.50)	3	Medium size vessels
一般貨物	290	-8.40	2	Inner berth of Old Jetty
旅客ターミナル	290	-8.40	2	Outer berth of Old Jetty
◎ 以下は民間会社に属する石油製品陸揚げ施設				
Sokimex	200	-10.00	1	Oil jetty
ボンツーン	110	-6.00	1	Oil jetty
石造埠頭	53	-4.50	1	Oil jetty
Tela	220	-7.10	1	Oil jetty

表4-8-2 シハヌークビル港の貨物取り扱い設備

種類	容積	数量 (単位)
移動式ハーバークレーン	60t	2
埠頭ガントリークレーン	30.5t	2
ゴムタイヤガントリークレーン	35.5t	7
スーパースタッカー	45t	8
空スタッカー	7.5t	1
トレーラー	20t - 40t	33
岸壁クレーン	10t - 50t	9
フォークリフト	3t - 25t	17
貨物用トラック	10t - 20t	8

<sup>5</sup> 出所: PAS brochure, April 2012

表4-8-3 シハヌークビル港の保管・貯蔵設備の状況

ターミナル		面積 (m <sup>2</sup> )	容積	数量(単位)
コンテナターミナル (750m)	平面位置数	139,000	2,724 (TEUs)	1
	保管能力		10,176 (TEUs)	
	年間保管能力		370,406 (TEUs)	
倉庫		36,000	60,000 tons	5 blocks
リーファーコンテナ				54 socket

表4-8-4 シハヌークビル港の貨物取扱量

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
貨物総取扱量(トン)	1,818,877	2,057,967	1,874,095	2,217,150	2,439,384
コンテナ取扱量(TEU)	253,271	258,775	207,861	222,928	237,941
一般貨物取扱量(トン)	193,572	291,114	241,494	374,801	372,554

表 4-8-5 シハヌークビル港への配船状況

船会社	便数	寄港地
Maersk	週2便(月8便)	SGN-SHV-LZP-TPP-SIN-BTG-MNL-KAO-YAT-HKG-SGN-SIN-SHV-TPP-SIN
RCL	週3便(月12便)	SIN-SHV-SGZ-SIN HKG-SHV-SGZ-HKG-(HPH-TXG-KEL) KUN-SHV-SGZ-SIN-KUN
SITC(Ben Line)	週1便(月4便)	HCM-SHV-BKK-LZP-HCM-NSA-NBO-SGH-OSA-KOB-BUS-SGH-HKG-HCM
ITL(ACL)	週1便(月4便)	SGZ-SHV-SIN-SGZ
APL	週1便(月4便)	SIN-SHV-SIN
Cots	隔週1便(月2便)	BKK-SHV-BKK-(LZP)
合計		週9便

#### 4.9 内陸水運

カンボジアの内陸水運のネットワークはメコン川とその支流、トンレサップ川、バサック川から構成されており、雨期には全長約1,750km、航行が制限される乾季には全長約580kmに及んでいる。地形が湾曲しているために、船体が110m以上の船舶は航行できない。内陸水運のネットワークのうちメコン川の主流が全体の30%、トンレサップ川が15%、バサック川5%、その他の支流が50%をそれぞれ占めている。

プノンペン港(Phnom Penh Autonomous Port)はカンボジアとベトナム国境のカムサムナー(Kaam Samnar)から100キロ、南シナ海への出口であるチュウテイアウ(Cuu Tieu)から332キロに位置している。同港には国内向けの埠頭があり、多くの州への物流基地となっている。内陸河川沿いの主な港は次の通りである。

- スタントレン(Stung Treng) 港:クラティエ港から1,280キロのメコン上流
- クラティエ(Kratie) 港:コンボンチャム港から121キロのメコン上流

- トンレベト(Tonle Bet Port) 港:コンボンチャム州、プノンペンから106キロのメコン上流
- ニークロアン(Neak Loeang) 港:プリベン州、プノンペンから60キロのメコン下流
- コンクニャス(Chong Khneas) 港:シムリアップ州、プサル・クロム港から190キロのトンレサップ川上流
- プサル・クロム(Phsar Krom) 港:プノンペンから100キロのトンレサップ川上流

陸路による輸送が増加しているために、内陸水運による輸送は近年、プノンペンとベトナム南部のCai Mep間を除いて減少傾向にある。地方の住民は都市部の市場との取引、生活必需品を入手するために、メコン川及びその支流を経由する船舶での輸送を利用する。メコン川を航行できる船舶の大きさは表4-9-1の通りである。

2011年には472隻の国際船舶・平底船、885隻の石油平底船、103隻のカンボジア籍船舶・平底船がプノンペン港に寄港し、コンテナ取扱量は81,631 TEUとなっている。プノンペン港の現状については表4-9-2の通りである。プノンペン港は国際貨物も取り扱っている。2009年6

表4-9-1 メコン川で航行可能な船舶の大きさ

	プノンペンまでの主流	トンレサップ川及び プノンペン・シェムリアップ間
石油	タンカー 1,000 DWT/ Draught 4.0m	
コンテナ	荷船 1,900 DWT (120TEU)/ Draught 3.8m	
一般貨物	荷船 1,500 DWT/ Draught 4.0m	
観光用の客船	50-65 名 Draught 1.5m	50-65 名 Draught 1.5m
スピードボート	25 名 Shallow Draught	25 名 Shallow Draught

出所: Infrastructure and Regional Integration Technical Working Group (2010)

表4-9-2 プノンペン港の現状

水路	埠頭			其他施設等
	名称	構造	全長	
維持管理浚渫 (チャトモック) 深さ: 7m 広さ: 60m 長さ: 1,290m 容積: 159,648 m <sup>3</sup>	第1埠頭			[コンテナ・ヤード] 積荷入コンテナ用: 2ヶ所、 空コンテナ用:1ヶ所
	No.1	ジェティー(貨物積み下ろ しスペース:20m)	合計:300m	
	No.2			
	No.3			
	第2埠頭(旅客用)			第1埠頭から1キロ下流
	No.5b	ポンツーン	15x45m	
	No.5c	ポンツーン	15x45m	
民間設備			プノンペンから 4~13km 程度上流	
オイルバージ用8施設		接岸可能サイズ: 600-1,000DWT		

出所: Infrastructure and Regional Integration Technical Working Group (2010)

月にカイメップ(Cai Mep) 深海港の運用が始まってから、プノンペン地域では、メコンの水運を利用して貨物をカイメップへ運び、そこからアメリカやシンガポールへ輸出する業者が増えている。このルートの方が、コスト面・配送時間面で有利とされている。

増加する需要に応えるため、プノンペン港では2011年3月9日から、プノンペンの東30キロ、メコン河と国道1号線沿いのカンダール州キエンズバイ(Kien Svay)で、新コンテナ埠頭の建設を始めている。この埠頭は10ヘクタールの面積を持ち、同時に5,000トンクラスの舟2隻が接岸可能で、年間12万TUEのコンテナ取扱能力を有する。建設にあたっては中国政府は資金を援助し、上海建設集団(Shanghai Construction Group)が工事を担当し、約30カ月で完成する見込みである。

#### 4.10 工業用地

##### 立地面から見た経済特別区

近時、経済特別区(経済特区)への工業投資が加速して来ている。2009年10月時点では36プロジェクトが経済特別区に立地していたが、2011年10月には94プロジェ

クトへと大きな増加を示している。さらに幾つかのプロジェクトがカンボジア経済特区委員会の適格投資プロジェクトとしての承認を待っている状態である。

カンボジア政府は現状22カ所の経済特区に対して認可を出している。その内14の経済特区は政令で正式に許可を受け、他の8つの経済特区はカンボジア経済特区委員会の「条件付投資登録証明書」(Conditional Registration Certificates: CRC)を受領している。経済特区の場所は下図に示す通りである。

##### 経済特区の現状

認可済経済特区の内21カ所は民間が開発・運営するもので、1カ所のみが公社が開発・運営を行う。2011年11月時点では、94のプロジェクトが8カ所の経済特別区に立地している。投資家に好まれている地域は、表4-10-1に示す通りプノンペン、スバイリエン、シハヌークである。

##### 経済特区外の工業立地

投資プロジェクトはその性質によりカンボジア国内の様々な場所に立地しているが、主要道路沿いに集中している。主要国道が通っている州は下記の通りである。

- 国道1号線:カンダール、スバイリエン
- 国道3号線:カンダール、カンポット
- 国道4号線:コンポンスプー、コーコン、プリ・シハヌーク
- 国道5号線:コンポンチュナン、プサット、バットンバン
- 国道6号線:バンテイ・ミンチェイ、シエムリアップ
- 国道7号線:コンポンチャム

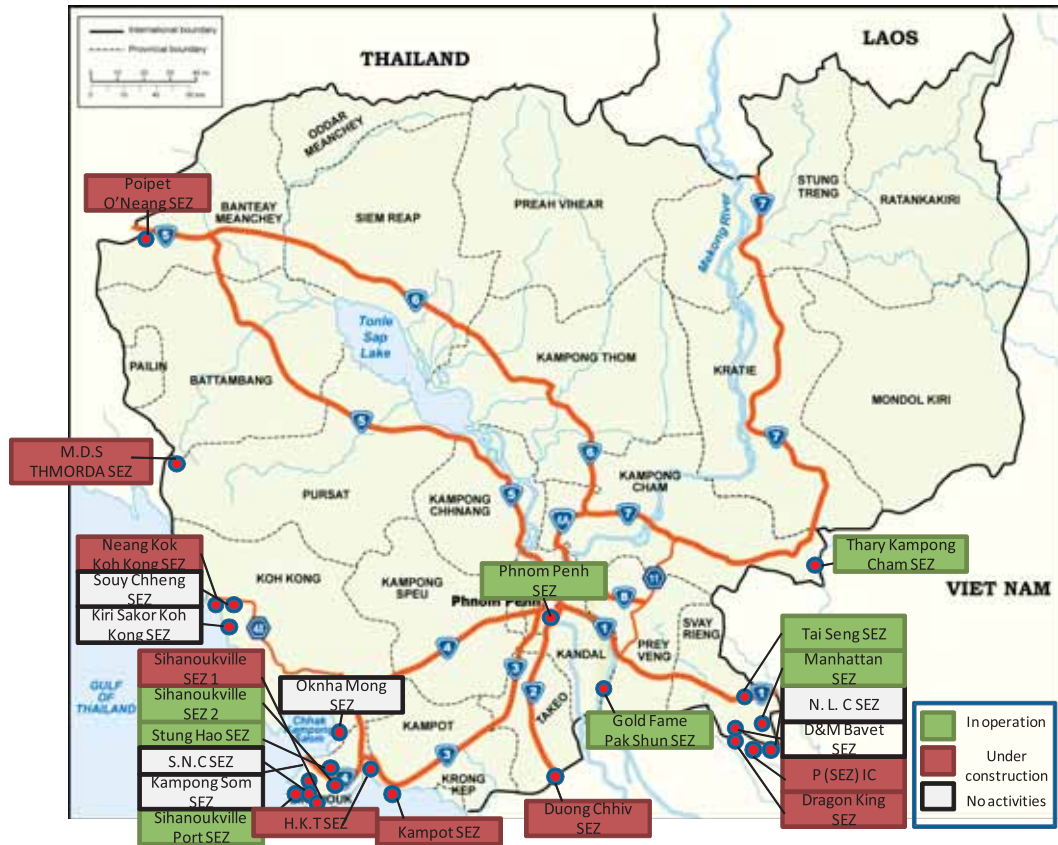


図4-10-1 経済特区の分布図

表4-10-1 カンボジアの経済特区(2011年10月)

1. Neang Kok Koh Kong SEZ	
1) 住所	Neang Kok Village, Pakkhlom Commune, Mundul Seyma Destrict, Koh Kong Province (5km from Thai border)
2) 面積	335.43 ha.
3) 実施状況	入口、道路、タイからの電力線の引込、給水:完了 フェンス、管理棟、排水処理:施行予定
4) 進出企業	1- Camko Motor Company Ltd. (Vehicle assembly and spare part) 2- Yazaki Cambodia Products Co., Ltd. (Wire harness) 3- KKN Apparel Co., Ltd. (Garment) 4- MIKASA Sports (Cambodia) Co., Ltd. (Sporting goods)
2. Suoy Chheng SEZ	
1) 住所	Neang Kok Village, Pakkhlom Commune, Mundul Seyma Destrict, Koh Kong Province
2) 面積	100 ha.
3) 実施状況	未施工
4) 進出企業	なし
3. S.N.C SEZ	
1) 住所	Sangkat Bet Trang, Khan Prey Nob, Preah Sihanouk Province
2) 面積	150 ha.
3) 実施状況	未施工
4) 進出企業	なし
4. Stung Hav SEZ	
1) 住所	Sangkat O Tres, Stung Hav District, Preah Sihanouk Province
2) 面積	196 ha.
3) 実施状況	開発中
4) 進出企業	なし
5. N.L.C SEZ	
1) 住所	Phum Prey Phdao abd Phum Thlok, Khum Chrok Mtes, Srok Svay Teab, Sray Rieng Province
2) 面積	105 ha.
3) 実施状況	未施工
4) 進出企業	なし
6. Manhattan (Svay Reing) SEZ	
1) 住所	Bavet Commune, Chantrea District, Svay Rieng Province - 6km from Vietnam border on National Road No.1
2) 面積	180 ha. - 1 <sup>st</sup> phase: 20 ha (Commercial zone) - 2 <sup>nd</sup> phase: 60 ha (Manufacturing zone: completed) - 3 <sup>rd</sup> phase: 100 ha
3) 実施状況	第1期向けフェンス、入口、管理棟、ベトナムからの電力線引込、給水:完了 廃水処理:今後施行予定
4) 進出企業	1- Best Way Industry Co., Ltd. (Bicycle) 2- S.Y.G. Steel International Co., Ltd. (Bold-nut) 3- Kingmaker Footwear Co., Ltd. (Footwear) 4- Sheico (Cambodia) Co., Ltd. (Neoprene wet suits) 5- Forest Packing (Cambodia) Co., Ltd. (Packing bag) 6- Pique Garment Co., Ltd. (Garment) 7- Leegrow Plastic Packaging Co., Ltd. (Packaging bag) 8- Ampac Packaging (Cambodia) Ltd. (Packaging products) 9- Eastern Industrial Enterprise Inc. (Garment and textile) 10- Visca Plastics Joint Stock Company (Plastic) 11- Angkor Spring Co., Ltd. (Mattress products) 12- Kaoway Sports Ltd. (Sport Shoes) 13- Morofuji (Cambodia) Co., Ltd. (Bags and package products) 14- Top Sports Textile Ltd. (Textile and garment) 15- Wally Packaging (Cambodia) Co., Ltd. (Packing bags) 16- Elite (Cambodia) Co., Ltd. (Garment) 17- Front Packaging (Cambodia) Ltd. (Packaging products) 18- Seed Tech Industrial Co., Ltd. (Bicycle) 19- Randy Crafts Co., Ltd. (Gifts products) 20- Long Bright Electric Enterprise Co., Ltd. (Light string)

	<p>21- J F Industrial (Cambodia) Co., Ltd. (Umbrella)  22- Felecity Garment (Cambodia) Corporation Ltd. (Garment)  23- San Feng (Cambodia) Company Limited (Blinds and window covering)  24- Xia Fang Hanger (Cambodia) Co., Ltd. (Hanger)  25- Angkor Shine Development (Cambodia) Co., Ltd. (Garment and hanger)  26- Powerjet Home Product (Cambodia) Company Limited. (Household and car cleaning tools)  27- Qingdao Yiqing (Cambodia) Co., Ltd. (Clock and craft)</p>
<b>7. Poi Pet O' Neang SEZ</b>	
1) 住所	Poipet Commune and Nimit Commune, O' Chhrov District, Banteay Meanchey Province
2) 面積	467 ha.
3) 実施状況	フェンス、入口、電柱：施行済
4) 進出企業	<p>1- Campack Co., Ltd. (Jewelry Packing)  2- Wireform Precision Parts Co., Ltd. (Plastics)  3- Simmers Inter Co., Ltd. (Jewelry Product)  4- ML Intimate Apparel (Cambodia) Co., Ltd. (Garment accessories)  5- Hi-Tech Apparel (Cambodia) Co., Ltd. (Garment)</p>
<b>8. Doung Chhiv Phnom Den SEZ</b>	
1) 住所	Kiri Vong District, Takeo Province
2) 面積	79 ha.
3) 実施状況	土地造成、フェンス：施行中
4) 進出企業	なし
<b>9. Phnom Penh SEZ</b>	
1) 住所	Khan Dangkao, Phnom Penh and Ang Snuol District, Kandal Province - 18km from Phnom Penh
2) 面積	<p>360 ha.  - 1<sup>st</sup> phase: 141 ha (Completed)  - 2<sup>nd</sup> phase: 162 ha (Construction started from January 2011)  - 3<sup>rd</sup> phase: 57ha (Living area)</p>
3) 実施状況	フェンス、道路、管理棟、入口、電力、給水、排水処理、電気通信：完了
4) 進出企業	<p>1- Navy Water Production Co., Ltd. (Drinking water)  2- Bok Seng PPSEZ Dry Port Co., Ltd. ( Dry port)  3- Redial Industrial Co., Ltd. (Plastic)  4- Civil (CP) Construction Product Ltd. ( Pole)  5- Tiger Wing Co., Ltd. ( Footwear)  6- Evergreen Industrial Co., Ltd. (Garment)  7- Yamaha Motor Cambodia Co., Ltd. ( Motorcycle assembly, accessories and spare parts )  8- Cambodia Success Industries Co., Ltd. (Steel processing for construction material)  9- Agricom (Cambodia) Co., Ltd. (Sugar packaging)  10- Cambox Private Limited. (Plastic)  11- Ji-Xiang Co., Ltd. (Cartons and papers processing)  12- Colben Energy (Cambodia) PPSEZ Ltd. (Power Plant)  13- Yi Xiang Co., Ltd. (Plastic)  14- Ajinomoto (Cambodia) Co., Ltd. (Seasoning and food processing)  15- Sin Chn Hong (Cambodia) Plastics Industry Co., Ltd. (Plastic)  16- Clean Circle Co., Ltd. (Leather shoes)  17- Cambodian Food Processing and Distribution Co., Ltd. (Food processing)  18- Sichuan New Hope Agribusiness (Cambodia) Co., Ltd. (Animal feed)  19- MKK Co., Ltd. (Cigarette and cigar)  20- Liwayway (Cambodia) Food Industries Co., Ltd. (Food processing)  21- Haru Phnom Penh Comic Center Co., Ltd. (Comic book assembly and authoring)  22- Dishells (Cambodia) Ltd. (Heat insulation and its products)  23- Proceeding (Phnom Penh) Co., Ltd. (Japanese traditional clothes)  24- FST PP Co., Ltd. (Japanese traditional clothes)  25- Shin Feng Paper Co., Ltd. (Carton box and paper processing)  26- Atlas Ice (Cambodia) Co., Ltd. (Ice manufacturing)  27- Thibidi (Cambodia) Co., Ltd. (Electrical equipment)  28- Minebea (Cambodia) Co., Ltd. (Small-size motor)  29- 29-O and M (Cambodia) Co., Ltd. (Leather products)  30- Combi (Cambodia) Co., Ltd. (Baby goods and toy)  31- Marunix (Cambodia) Co., Ltd. (Wire harness assembly)  32- Sumi (Cambodia) Wiring Systems Co., Ltd. (Wiring harness)  33- Kyowaseikan (Cambodia) Co., Ltd. (Packaging materials)</p>



	34- Sunhsin Thread and String (Cambodia) Co., Ltd. (Shoulder pads) 35- Zion Label and Printing Co., Ltd. (Labels) 36- Fontz Power Co., Ltd. (Garment and bags) 37- KLB Bio-Energy Investment (Cambodia) Co., Ltd (Briquette) 38- Japan Rocks S.E.A (Phnom Penh) Co., Ltd. (Garment) 39- Soon-West (Cambodia) Co., Ltd. (Electronics parts) 40- Medipro (Cambodia) Co., Ltd. (Medical device and sterilization) 41- Weibo EIC Garment Manufacturing (Cambodia) Co., Ltd (Garment) 42- Weibo Best Production (Cambodia) Co., Ltd. (Garment) 43- Mega Labels and Strikers (Cambodia) Co., Ltd. (Labels and strikers) 44- Yamato Konpo International (Cambodia) Co., Ltd. (Packaging materials) 45- Jia Long Plastic Products Co., Ltd. (Plastics) 46- Marusan Plastic (Phnom Penh) Co., Ltd. (Automobile parts) 47- KEZA (Cambodia) Limited. (Elastic bands) 48- Taica (Cambodia) Corporation (Plastics) 49- Taiwa Seiki (Cambodia) Corporation (Rice mill) 50- CH Steel Wire Industries (Cambodia) Co., Ltd. (Steel wire for construction) 51- Footmark (Cambodia) Co., Ltd. (Sportswear and sport equipment) 52- Meikodo (Cambodia) Co., Ltd. (Pin product) 53- G.S.Electech (Cambodia) Inc. (Wire harness)
<b>10. Kampot SEZ</b>	
1) 住所	Koh Toch commune, Kampot district, Kampot Province
2) 面積	145 ha.
3) 実施状況	土地造成、カンポット港改良工事: 施行中
4) 進出企業	1- Kampot Electricity Supply Co., Ltd. (Power plant of 270 MW by Coal fired)
<b>11. Sihanoukville SEZ 1</b>	
1) 住所	Stung Hav District, Preah Sihanouk Province
2) 面積	178 ha.
3) 実施状況	開発中
4) 進出企業	1- Cambodian Energy Limited (To build, operate and own 100 MW coal-fired power generation plant) 2- C.I.I.D.G Erdos Hongjun Electric Power Co., Ltd. (Power plant of 3x135 MW by coal-fire)
<b>12. Tai Seng Bavet SEZ</b>	
1) 住所	Bavet District, Svay Rieng Province - 7km from Vietnam border on National Road No.11
2) 面積	125 ha. - Main phase: 77 ha. - Sub phase: 48 ha. (5km from the main phase site toward Phnom Penh)
3) 実施状況	入口、管理棟、道路、ベトナムからの電力線引込、給水: 完了 フェンス、排水処理: 施行予定
4) 進出企業	1- Atlantic Cycle Co., Ltd. (Bicycle) 2- La More (Cambodia) Ltd. (Footwear) 3- DK Inc. (Garment) 4- Yorks (Cambodia) Co., Ltd. (Gloves) 5- Smart Tech (Cambodia) Co., Ltd. (Bicycle) 6- A and J (Cambodia) Co., Ltd. (Bicycle) 7- Swany (Cambodia) Corporation (Gloves) 8- Helsa South East Asia Co., Ltd. (Shoulder Pads) 9- Towa (Cambodia) Co., Ltd. (Men's Suits) 10- Nakayama Cambodia Co., Ltd. (Baby underwear) 11- Ronchester Inc (Garment) 12- ATX Industrial (Cambodia) Co., Ltd. (Footwear, Sports leisure and related components) 13- Jiangsu Likang (Cambodia) Co., Ltd. (Medical products) 14- Japana (Cambodia) Co., Ltd. (Sport wear and gloves) 15- Xinsheng Plastic Pack (Cambodia) Co., Ltd. (Packaging products) 16- Tokyo Parts Industrial (Cambodia) Co., Ltd. (Coils and transformers) 17- La Peluche Couture Co., Ltd. (Stuffed Toys, Baby Sewing Goods and Sewing Bags) 18- Fopack (Cambodia) Enterprise Corporation (Plastics)
<b>13. Oknha Mong SEZ</b>	
1) 住所	Srea Ambel District, Koh Kong Province
2) 面積	100 ha.
3) 実施状況	開発予定

4) 進出企業	なし
<b>14. Goldfame Pak Shun SEZ</b>	
1) 住所	Sa Ang District, Kandal Province
2) 面積	80 ha.
3) 実施状況	フェンス:完了
4) 進出企業	1- Gold Dragon Printing & Carton Boxes Factory Co., Ltd. (Carton, Printing plastic label, Knitting) 2- Kingway Manufacturing Limited (Garment) 3- 3-Good Ray Development Limited (Garment)
<b>15. Thary Kampong Cham SEZ</b>	
1) 住所	Da commune, Memot District, Kampong Cham Province
2) 面積	142.14 ha.
3) 実施状況	未施工
4) 進出企業	なし
<b>16. Sihanoukville SEZ 2</b>	
1) 住所	Pou Thoug Village, Betrang Commune and Smach deang Village, Ream Commune, Prey Nop District, Preah Sihanouk Province - 12km from Sihanoukville Port
2) 面積	1,688 ha.
3) 実施状況	道路、管理棟、入口、電力、通信設備:完了 フェンス、給水、排水処理:開発予定
4) 進出企業	1- Nanguo Garment co., Ltd (Garment) 2- Hongdou International Garment Co., Ltd. (Garment) 3- Qianlima Vehicle Co., Ltd. (Vehicle assembling) 4- Taihua Plastic Products Co., Ltd. (Plastics) 5- Huang Jia Arts and Crafts Co., Ltd. (Arts and crafts candle) 6- Wealth (Cambodia) Steel Industry Engineering Co., Ltd. (Steel processing for construction material) 7- Horseware Products Cambodia Co., Ltd. (Horse ware products) 8- Zhong Zheng (Cambodia) Co., Ltd. (Material for construction) 9- Keptop Sporting Goods (Cambodia) Co., Ltd. (Bags) 10- Brilliant Shoes Factory Co., Ltd. (Shoes) 11- Prosource Electronics (Cambodia) Co., Ltd. (Household appliances) 12- Wan Hai Hanger (Cambodia) Co., Ltd. (Founded hanger) 13- Continental Cycles Cam Co., Ltd. (Bicycles) 14- Galey Global (Cambodia) Co., Ltd. (Garment) 15- Oufeiya Leather (Cambodia) Co., Ltd. (Leather products) 16- Asle Electronic (Cambodia) Co., Ltd. (Electronics parts) 17- Shandong Forest Wood (Cambodia) Co., Ltd. (Floor and plywood) 18- Izumi (Cambodia) Co., Ltd. (TV frame and electric parts) 19- Rebecca Hair Products (Cambodia) Co., Ltd. (Hair products) 20- Cambodian Gateway Underwear Co., Ltd. (Underwear garments) 21- Sure Success (Cambodia) Industrial Co., Ltd. (Lever arch & ring mechanism) 22- Clear Water Leather Supply Co., Ltd. (Sofa cover of leather) 23- Happy Leather (Cambodia) Co., Ltd. (Leather products) 24- J.D.Y Pharm Co., Ltd. (Bio-Tech pharmaceuticals) 25- Janda (Cambodia) Garments Mfg Co., Ltd (Garment)
<b>17. D&amp;M Bavet SEZ</b>	
1) 住所	Bavet commune, Chantrea District, Svay Rieng Province
2) 面積	117.95 ha.
3) 実施状況	未施工
4) 進出企業	なし
<b>18. Kiri Sakor Koh Kong SEZ</b>	
1) 住所	Khum Prek Kasach, Srock Kirisakor, Koh Kong Province
2) 面積	1,750 ha.
3) 実施状況	未施工
4) 進出企業	なし
<b>19. Sihanoukville Port SEZ</b>	
1) 住所	Tomnop Rolok Area, Sangkat Lek1 and Lek3, Sihanoukville City, Preah Sihanouk Province - Adjoining Sihanoukville Port
2) 面積	70 ha.

3) 実施状況	土地造成、フェンス:完了 入口、道路、管理棟、電力、給水、排水処理、通信設備、作業員寮、職員アパート:2012年初完成済
4) 進出企業	Ojitex Harta Packaging (Sihanoukville) Limited (Carton box)
<b>20. Kampong Saom SEZ</b>	
1) 住所	Village 4, Ortres Commune, Stung Hav District, Preah Sihanouk Province
2) 面積	255 ha.
3) 実施状況	未施工
4) 進出企業	なし
<b>21. P (SEZ) I C</b>	
1) 住所	Salatean and Preytob Villages, Chhrokmates Commune, Svayteab District, Svay Rieng Province.
2) 面積	107.55 ha.
3) 実施状況	未施工
4) 進出企業	なし
<b>22. MDS THMORDA SEZ</b>	
1) 住所	Khum Thmorda, Srock Veal Veng, Pursat Province
2) 面積	2,265 ha.
3) 実施状況	未施工
4) 進出企業	なし
<b>23. Kandal S.E.Z</b>	
1) 住所	Puk Rouesey and Prek Om Pel Commune, Khsach Kandal District, Kandal Province
2) 面積	105.0 ha.
3) 実施状況	未施工
4) 進出企業	なし
<b>24. H.K.T SEZ</b>	
1) 住所	Prek Torl and Terk Tlar Commune, Prey Nub District, Preah Sihanouk Province
2) 面積	345.2 ha.
3) 実施状況	未施工
4) 進出企業	なし
<b>25. Dragon King SEZ</b>	
1) 住所	Road No.1, Ang Sela Village, Prey Angkunh Commune, Bavet City, Svay Rieng Province
2) 面積	106.5 ha
3) 実施状況	未施工
4) 進出企業	なし

出所:カンボジア経済特区委員会プロジェクト実施表



## 第5章 投資

### 5.1 外国直接投資に関わる政策

カンボジアの外国直接投資 (Foreign Direct Investment: FDI) に関する法制度は、投資制限ではなく、自由で積極的な投資を奨励することを目的として制定されている。投資法が規定しているように、FDIは土地所有(外国人が土地を保有できないことは憲法で規定)を除き内国法人と差別なく扱われており、多くの分野で自由に投資することが許されている。また現行の投資法では、「(投資プロジェクト)最終登録証明書(Final Registration Certificates: FRC)」を入手した投資家に対して種々の優遇措置が与えられている。

さらに、カンボジア政府は継続的に投資促進サービスの向上を図ってきている。例えば、2005年には経済特別区(経済特区)の促進を図るために、カンボジア開発評議会(Council for the Development of Cambodia: CDC)内にカンボジア経済特別区委員会(Cambodian Special Economic Zone Board: CSEZB)を設立している。カンボジア経済特別区委員会の管理の下、経済特区管理委員会(Special Economic Zone Administration: SEZ Administration)が各経済特区に設立され、投資プロジェクトの登録から日々の輸出入許可に至るまでワン・ストップ・サービスを提供することになっている。

### 5.2 投資に関する法制度

カンボジアにおいては、「改正投資法施行のための政令No.111」の付属文書1、第1節「ネガティブ・リスト」に記載されている、投資禁止分野ないしは外国人に対して制限されている分野を除き、商業省に登録を行い、関連する業務上の許可を取得すれば自由に投資活動を実施することができる。然しながら、外国或いは国内の投資家が投資優遇措置の適用を求める場合においては、CDCまたは州・特別市投資小委員会(Sub-Committee on Investment of the Provinces-Municipalities: PMIS)に投資登録を申請する必要がある。その場合、投資登録の申請は会社設立(または商業省への登録)の前あるいは後で行なうことが可能である。

投資ライセンス制度は、1994年8月に公布された投資法により規定されたものであるが、ライセンス制度をより簡素化し、透明化をはかり、予見可能で自動的かつ非恣意的なものとするために大幅な改定が加えられ、2003年3月に現行の改正投資法が制定された。更に2005年2月には、200万米ドル未満の投資に対するライセンス制度を

規定する「州・特別市投資小委員会の設立に関する政令(Sub-Decree on the Establishment of the Sub-Committee on Investment of the Provinces-Municipalities of the Kingdom of Cambodia)」が公布されており、また2005年9月には、「改定投資法施行に関する政令No.111(Sub-Decree No. 111 on the Implementation of the Law on the Amendment to the Law on Investment)」も公布された。(これら3つの法令の条文は本書付属資料II,III及びIVに掲載。)

### 5.3 投資ライセンス制度の概要

- 2003年の「改正投資法」は投資プロジェクトの自動認可制度を採用しており、投資プロジェクトが制限リスト(Negative List)に含まれるか、国家の利益や環境に影響を与えるものでない限り、投資申請がCDCまたはPMISにより受領されてから31労働日以内にライセンス認可手続きが終了しなければならないと規定されている。
- 投資ライセンス、すなわち投資許可は投資家または投資企業に対して発行されるのではなく、投資プロジェクトを対象に発行される。投資ライセンスを受領したプロジェクトは「適格投資プロジェクト(Qualified Investment Project: QIP)」と呼ばれる。
- 改正投資法は全てのQIPを対象とする管理体制とQIP設立の手続きを定めている。
- 投資優遇措置は自動的に付与される。
- CDCはワン・ストップ・ショップ(One-Stop Shop)として機能することを期待されており、投資申請者に代わり、(投資プロジェクト)条件付登録証明書(Conditional Registration Certificates: CRC)に記載された関連省庁から要請のある全ての必要なライセンスを取得することとしている。
- QIPは合弁会社とすることができる。当該合弁会社はカンボジア法人間、カンボジアと外国法人間、外国法人間において設立することが出来る。合弁会社がカンボジアにおいて土地を所有するか、所有する予定である場合、又は土地の権利を所有する場合を除き、国籍及び持ち株比率についての制限はない。土地を所有するか、所有する予定である場合においては、外国人の総所有株式比率は49%を超えることが出来ない。

## 5.4 担当機構

CDCは復興・開発と投資活動の監督に対して責任を有する唯一、かつワン・ストップ・サービスを提供する機関であり、全ての復興、開発及び投資プロジェクト活動に関する評価と意思決定に責任を有している(改正投資法第3条)。

然しながら、次のような条件を含む投資プロジェクトについては、CDCは閣僚評議会(Council of Ministers)の認可を得なければならない(「CDCの組織と機能に関する政令No.147:Sub-Decree No.147 on the Organization and Functioning of the Council for the Development of Cambodia」第11条)。

- 5,000万米ドルを超える投資
- 政治影響を有する事項を含む場合
- 鉱物資源・自然資源の探索と開発
- 環境に対する悪影響が懸念される場合
- 長期開発戦略を必要とする場合
- 「建設・所有・譲渡(Build-Own-Transfer:BOT)」、「建設・所有・運営・譲渡(Build-Own-Operate-Transfer:BOOT)」、「建設・所有・運営(Build-Own-Operate:BOO)」または「建設・賃借・譲渡(Build-Lease-Transfer:BLT)」契約に基づくインフラ・プロジェクト

## 5.5 適格投資プロジェクト(Qualified Investment Project: QIP)

QIPの認定を受けるには投資家はCDCないしはPMISに投資プロジェクトを登録し、投資法に基づく「最終登録証明書」を受領しなければならない(改正投資法第2条及び第6条)。

## 5.6 投資優遇措置(Investment Incentive)

### QIPに付与される投資優遇措置

QIPは下記の投資優遇措置の対象となる(改正投資法第5章)。

- QIPは法人税の免税ないしは特別償却の適用を選択できる。
- 法人税免税制度(選択制):タックス・ホリデーの期間は、「始動期間(Trigger period)」+3年間+「優先期間(Priority Period)」(合計最長9年間)で構成される。
  - ・ 始動期間(Trigger Period):「最終登録証明書」発行の日から最初に利益を計上する年、または最初に売上げを計上してから3年間のどちらか短い期間
  - ・ 優先期間(Priority Period):最長3年間。表5-6-1に示すように、プロジェクト内容(業種と投下資本額)に基づき予算法によって定められる。

表5-6-1 優先期間

A. 軽工業プロジェクト:	- 投資額が500万ドル以下の場合:0年 - 投資額が500万ドル超~2,000万ドル未満の場合:1年 - 投資額が2,000万ドル超の場合:2年
B. 重工業プロジェクト:	- 投資額が5,000万ドル以下の場合:2年 - 投資額が5,000万ドル超の場合:3年
C. 観光業プロジェクト:	- 投資額が1,000万ドル以下の場合:0年 - 投資額が1,000万ドル超の場合:1年
D. 農業・農産業プロジェクト:	- 短周期農業プロジェクトの場合:1年 - 長周期農業プロジェクトの場合:2年
E. 基幹インフラ・プロジェクト:	- 投資額が1,000万ドル以下の場合:1年 - 投資額が1,000万ドル超~3,000万ドル未満の場合:2年 - 投資額が3,000万ドル超の場合:3年

出所:2006年予算法第2章

- QIPが法人税免税を認められるには、年度ごとの「義務履行証明書(“Certificate of Obligation Satisfaction”または“Certificate of Compliance”という)」を取得しなければならない。
- 法人税の免税期間後においては、QIPは税法に定める税率に従い法人税を支払わなければならない。
- 特別償却(選択制):製造・加工工程において使用される新品又は中古の有形固定資産価格の40%にあたる特別償却制度
- 表5-6-2に示す生産設備及び建設材料等の免税輸入制度

表5-6-2 QIPの免税輸入

QIPの種類	免税輸入可能な物資
国内志向型QIP (Domestically oriented QIPs)	生産設備、建設資材及び輸出品生産のための生産投入材
輸出志向型QIP (Export oriented QIPs) (製造保税倉庫制度を選択するか、既に選択しているものを除く)	生産設備、建設資材、原材料、中間財、副資材
裾野産業QIPs (Supporting Industry QIPs)	生産設備、建設資材、原材料、中間財、生産投入用副資材。但し裾野産業QIPが製品を100%輸出企業に提供しなかった場合や直接輸出しなかった場合においては、その部分について輸入関税及びその他の税金を支払うことを要する。

- 指定された特別奨励区(Special Promotion Zone: SPZ)または輸出加工区(Export Processing Zone: EPZ)に立地するQIP:改正投資法に規定される、他のQIPに対するのと同様の優遇措置及び特典
- QIPは、現行法に規定される場合を除き、輸出税を100%免税される。
- CDCまたはPMISの認可を受けた場合には、QIPの権利・特典を、QIPを取得または吸収した者に移転ないしは譲渡できる。

表5-6-3 優遇措置付与に必要とされる投資条件

投資分野	投資条件
輸出産業に全て(100%)の製品を供給する裾野産業	10万米ドル以上
動物の餌の製造	20万米ドル以上
皮革製品及び関連製品の製造 金属製品製造 電気・電子器具と事務用品の製造 玩具・スポーツ用品の製造 自動2輪車及びその部品・アクセサリーの製造 陶磁器の製造	30万米ドル以上
食品・飲料の生産 繊維産業のための製品製造 衣類縫製、繊維、履物、帽子の製造 木を使用しない家具・備品の製造 紙及び紙製品の製造 ゴム製品及びプラスチック製品の製造 上水道の供給 伝統薬の製造 輸出向け水産物の冷凍及び加工 輸出向け穀類、作物の加工	50万米ドル以上
化学品、セメント、農業用肥料、石油化学製品の製造。現代薬の製造。	100万米ドル以上
近代的なマーケットや貿易センターの建設	200万米ドル以上 1万ヘクタール以上 十分な駐車場用地
工業、農業、観光、インフラ、環境、工学、科学その他の産業向けに用いられる技能開発、技術向上のための訓練を実施する訓練・教育機関	400万米ドル以上
国際貿易展示センターと会議ホール	800万米ドル以上

### 優遇措置非適格プロジェクト

「改正投資法施行に関する政令No.111」の付属文書1、Section 2「優遇措置非適格の投資行為」に記載されている投資プロジェクトには投資優遇措置は適用されない。優遇措置非適格プロジェクトには下記のようなプロジェクトが含まれる。

- 全ての商業活動、輸入、輸出、卸、小売、免税店
- 水路、道路、空路による運輸サービス。但し鉄道分野への投資を除く。
- レストラン、カラオケ、バー、ナイトクラブ、マッサージ店、フィットネスセンター
- 観光サービス
- カジノ、賭博ビジネス
- 銀行、金融機関、保険会社等の通貨・金融サービス
- ラジオ、テレビ、新聞、雑誌等を含む報道・放送ビジネス
- 専門的サービス
- 合法的な国内供給源である自然林の木を原料として使用する木材製品の製造・加工
- 50ヘクタール以下のホテル、テーマパーク、スポーツ施設、動物園等を含む複合娯楽施設
- 3星級以下のホテル
- 不動産開発、倉庫業

### 優遇措置適格プロジェクト

「改正投資法施行に関する政令No.111」の付属文書

1、Section 2「優遇措置非適格の投資行為」は、優遇措置を付与する条件となる、様々な分野における投資最小限度額や条件を定めている。これらの内、幾つかの例を表5-6-3に示す。

### 5.7 投資保障

改正投資法では下記の通り投資保障を規定している（同法第8条～第11条）

- 外国投資家は、土地所有権を除き、投資家が外国人であることのみを理由にして差別的な扱いを受けることはない。
- カンボジア政府は、カンボジアにおける民間投資家の資産に悪影響を及ぼす国有化政策を行なわない。
- カンボジア政府は、QIPの製品価格やサービス料金に対し統制を行なうことはない。
- カンボジア政府は、投資家が銀行を通じて外貨を購入し、以下の目的のためにその外貨を海外へ送金することを許可する。

1- 輸入品の代金、国際的な借入に対する元金・利

#### 日系企業に対する投資保障

日系企業に関しては、改正投資法による投資保障に加え、日本とカンボジアの間で2008年8月に「投資の自由化、促進及び保護に関する協定」(Agreement Between Japan and the Kingdom of Cambodia for the Liberalization, Promotion and Protection of Investment)が発効している。

- 息の支払い
- 2- ロイヤルティーと管理費用の支払い
- 3- 利益の送金
- 4- 投資資本の本国送金

## 5.8 外国人投資に関する制限

外国人投資に限って制限を加えている分野はないが、「改正投資法施行に関する政令No.111」の付属文書1 (Negative List)・Section 1に掲載されている事業は、カンボジア及び外国企業による投資が禁止されている。禁止業種には次のものが含まれる。

1. 向精神剤及び非合法薬の製造・加工
2. 国際規約または世界保健機関によって禁止され、公衆の健康や環境に影響を及ぼす、毒性を有する化学品、農業用除虫剤・殺虫剤、その他の化学品を使用する薬物の製造・加工
3. 外国から輸入する廃棄物を使った電力の加工及び生産
4. 森林法により禁止されている森林開拓事業

さらに、同政令付属文書1・Section 2には「優遇措置に非適格な投資行為」が記載されており、また同政令付属文書1・Section 3には「輸入関税免税には適合するが

法人税免税には不適合となる、特別な性質を有する投資行為」が列挙されている。

## 5.9 外国市民に関わる制限

投資行為に関連して、外国市民に対する次のような制限が存在している。

### 土地の所有と使用

QIPを実施する目的での投資家による土地保有は、カンボジア市民権を有する自然人かカンボジア企業に限って可能であるが、土地使用については、カンボジア政府との契約による土地使用(コンセッション)、15以上50年を期限とする永借権に基づく長期賃借(最長50年毎の更新可能)、更新可能な有期の短期賃借等が認められている。さらに土地上の不動産や個人資産を所有することや、債務保証として担保に差し入れることも認められている(改正投資法第16条)。

### 外国人の雇用

QIPは、当該資格や専門性がカンボジア国内で得られない場合には、管理者、技術者、熟練作業者として外国人を雇用するためのビザや労働許可を得ることが認められている(改正投資法第18条)。

表 5-10-1 投資ライセンスの申請過程

実行者	過程	条件/注意事項
申請者	CDCまたはPMISへの投資計画書の提出	申請書式*の使用 申請料(700万里エル)の支払い
CDCまたはPMIS	1) 次の場合に「条件付投資登録証明書」を発行 - 投資計画書が必要な情報を全て含んでいる場合 - 投資行為が制限リストに含まれていない場合、または国家利益や環境に影響を及ぼさない場合 2) 次の場合に「非適合通知(Letter of Non-Compliance)」を発行 - もし投資計画書が上記条件を満たさない場合 条件付投資登録証明書または非適合通知が3日以内に発行されない場合には、条件付登録証明書が自動的に認可されたものと見做す。	投資計画書提出後3日以内に発行されなければならない。 条件付登録証明書は、QIP運営に必要な許可・認可・ライセンス・登録等、及びそれらが発行する権限を有する政府機関名を明記しなければならない。 条件付登録証明書によって、QIPが付与される優遇措置が確認され、法人の定款認証が行なわれる。 非適合通知には、投資計画書が何故受け付けられないかの理由、及びCDC またはPMISが条件付登録証明書を発行できるようになるための追加的情報が明記される。
CDCまたはPMIS	申請者に代わり、条件付登録証明書に記載された、関連省庁から全てのライセンスを取得	条件付登録証明書に記載された許認可を発行する権限を有する省庁は、条件付登録証明書記載の日付から遅くとも28日以内にそれら許認可を発行しなければならない。 正当な理由なくして、この期限を守らない政府職員は法による処罰の対象となる。
CDCまたはPMIS	「最終登録証明書」の発行	条件付登録証明書の発行から28日以内に発行されなければならない。 最終登録証明書の発行日がQIP開始の日となる。

注: 申請書式\*のサンプルは本書付属資料IIIに掲載する「改正投資法の施行に関する政令No.111」の付属文書2に収録。



### 5.10 投資ライセンス手続き

「最終登録証明書」を得るまでの、投資ライセンス申請手順を表5-10-1に示す(改正投資法第7条)。

軽工業分野における適格投資プロジェクトの申請と投資関連登録/許可の手続の概要は表5-10-2に示す通りである。

表5-10-2 適格投資プロジェクト申請と投資関連登録/許可の手続

手順	申請/許可	内容/項目
1	QIP申請書草案の提出	下記書類を添えて、QIP申請書式に英文で記入し、草案としてCDCに提出： <ul style="list-style-type: none"> <li>- 土地永借契約(Perpetual Lease)または工場賃借借契約書の元本(公証人による認証要)</li> <li>- 工場所在地を示す地図</li> <li>- 会社登記簿または親会社の定款(翻訳証明要)</li> <li>- 親会社の代表者によるカンボジア法人の全役員の任命書</li> <li>- 全ての役員のパスポート写し</li> <li>- 全ての役員の写真</li> <li>- 警察による、全ての役員の無犯罪証明</li> <li>- 製造工程表(環境負荷確認用)</li> </ul>
2	サイン済公式QIP申請書の提出	下記書類を添えて、クメール語で記載された公式のQIP申請書をCDCに提出(サイン要) <ul style="list-style-type: none"> <li>- カンボジア政府の書式による可能性調査(Feasibility Study)</li> <li>- カンボジア政府の書式による会社定款</li> </ul>
3	QIP申請料の支払い	CDCに申請料700万リエルを支払う
4	条件付き投資登録証明書(Issuance of Conditional Registration Certificate: CRC)の発効	公式QIP申請書提出後3日以内に発行される
5	商業銀行残高証明の提出	会社の登録資本金の25%相当額に対する商業銀行の証明書をCDCに提出
6	付加価値税(VAT)登録申請書式	CDCを通じて、経済財務省税務総局に対し付加価値税登録申請書式を提出
7	最終投資登録証明書(Issuance of Final Registration Certificate: FRC)の発行	下記の書類と共に、CRC発行後28日以内にCDCによりFRCが発行される <ul style="list-style-type: none"> <li>- 商業省への会社登録証明書(会社スタンプ付)</li> <li>- パテント税登録証明書(経済財務省税務総局)</li> <li>- VAT登録証明書(経済財務省税務総局)</li> </ul>
8	輸入関税免除申請書の提出(マスターリスト)	工場建設資材、生産設備、原材料に輸入に関する輸入関税申請書(マスターリスト)を、CDCを通じて経済財務省・関税消費税総局(General Department of Custom and Excises: GDCE)に提出。
9	工場操業申請書(Factory Operation Application)の提出	CDCを通じて工場操業申請書を鉱工業・エネルギー省に提出
10	建築許可(Construction Permit)申請書の提出	CDCを通じて工場の建築許可申請書を土地管理・都市開発・建設省(Ministry of Land Management, Urban Development and Construction: MLMUDC)に提出
11	環境評価申告書(Environment Assessment Declaration)の提出	CDCを通じて環境評価申告書を環境省に提出
12	労働登録証(Labor Registration)の提出	CDCを通じて労働登録を労働・職業訓練省(Ministry of Labor and Vocational Training: MLVT)へ提出

出所: Japan Desk, CDC

#### QIP 申請手続きの実態

改正投資法第7条ではQIP申請手続きを上記のように定めているが、改正投資法の規程と「改正投資法施行に関する政令No.111」の規程の間には幾つかの相違が存在しており、CDCは実際のQIP申請手続きにおいて、下記のように政令の規程を適用している。

- 1) 改正投資法では条件付登録証明書は投資計画書の提出から3労働日以内に発行されなければならないと規定している。一方、政令6.1(d)条においては、CDCまたはPMISは国家の利益や環境への影響が懸念される特定の投資計画についてはその期間を延長する権利を保留する権利を有し、申請者に対しCDCやPMISのワン・ストップ機構を通じて審査を行うことを3労働日以内に通知すると定めている。ルーティン・プロジェクトと考えられている特定の縫製業や製靴業及び経済特区内に立地するプロジェクトを除き、条件付登録証明書が3労働日以内に発行されることは稀であり、ほぼ全ての投資案件がCDCのワン・ストップ会議で審査されるのが実情である。但し、経済特区に立地する投資プロジェクトはCDCのワン・ストップ会議では審議されない。
- 2) 改正投資法は又、条件付登録証明書に記載された関連省庁からの各種認可やライセンスを、申請者に代わり、CDCが条件付登録証明書の発行から28労働日以内に取得することを定めている。しかしながら政令7.1条では、「条件付登録証明書が発行された後、CDCまたはPMISは投資申請者に代わり、条件付登録証明書に記載された関連省庁による許認可、ライセンス、登録の取得を支援する、とのみ規定している。QIP申請者は自らそれら許認可、ライセンス、登録を入手しているのが実態である。

## 5.11 特定分野に対する投資優遇措置

改正投資法第5章のQIPに対する投資優遇措置の規程に拘わらず、特定の産業を対象にした、あるいは追加的な投資優遇措置が省令や他の規程の形で導入されている。

- 輸入関税の減免やVTAの政府負担制度(VATの免税)が、種、繁殖種、残渣、トラクター等の農業用機器など、農業用原材料・機器を対象に導入されている:Prakas No.390 (MEF) on Adjustment to Customs Duty and Imposition of VAT borne by the State.
- 農業や農産加工分野におけるQIPは、法人税免税制度(タックス・ホリデー)において3年間の優先期間(Priority Period)が認められる:Royal Kram NS/RKM/0609/009 on Promulgation of the Law on the Adjustment to the Law on Financial Management for the Year 2009 of June 20, 2009
- 縫製業における輸入生産資機材は、最終製品が輸出される場合においてはVATが免除される:The Letter No.110 SCN.CS of the Council of Ministers of January 27, 1999
- 縫製製品・繊維製品・履物の輸出を支援する裾野産業における輸入生産資機材に対するVATは免除される。また縫製製品の輸出のために提供される裾野産業やコントラクターの製品やサービスに対するVATも免除対象となっている:Prakas No.298 (MEF) on the Implementation of VAT for Supporting Industry or Contractor who Supplies Products for the Exports of Garment, Textile and Footwear

## 第6章 経済特別区

### 6.1 経済特別区制度のための法制度

経済振興区・地域の概念をカンボジアに導入する検討は1960年代に既に始まっていたが、2005年12月に経済特別区(経済特区)制度が初めてカンボジアへ導入されることになった。2005年12月29日付け「CDCの組織と機能に関する政令No.147 (Sub-Decree No.147 on the Organization and Functioning of the CDC)」によってCDCの組織が改組され、経済特区制度を運用管理するためのカンボジア経済特別区委員会(Cambodian Special Economic Zone Board:CSEZB)」と称される新しい組織が誕生した。さらに同日付けで、経済特区制度の詳細を定めた「経済特別区の設置と運営に関する政令No.148(Sub-Decree No.148 on the Establishment and Management of the Special Economic Zone)(経済特区政令)」(政令条文は本書付属資料Vに掲載)が発布されている。さらに2008年になってCDCは「経済特区法」の草案を起草したとされており、現在政府部内でその成立に向け検討がなされているものと見られる。

### 6.2 経済特区の基本概念と条件

経済特区の基本概念と条件について、経済特区政令は次のように定めている(第2条及び3.1.1条)。

- 経済特区とは、全ての産業とそれに関連する活動を集積するための経済セクター開発を目的とする特別な地域であり、一般工業区(General Industrial Zones)及び/または輸出加工区(Export Processing Zone:EPZ)

を有する。各経済特区は生産地域(Production Area)を有し、自由商業地域(Free Trade Area)、サービス地域(Service Area)、住居地域(Residential Area)及び観光地域(Tourist Area)が設置されることもある。

- 明確な位置と地理的な境界を有する50ヘクタール以上の土地を有すること
- 「輸出加工区」、「自由商業地域」及び特区内の各工場をフェンスで囲うこと
- 管理事務所、特区管理事務所を設置し、必要な全てのインフラが供給されること
- 下水施設、排水処理施設、固形廃棄物の貯蔵・管理所、環境保護施設、その他必要と考えられる関連インフラが備わっていること

### 6.3 経済特区開発の申請手続き

経済特区は政府、民間業者、またはそれらの合弁企業のいずれによっても開発することができる(経済特区政令第3.1.2条)。

特区開発業者は以下の資格が必要とされ、また義務を負う(経済特区政令第4.4条)。

- 特区内においてインフラを開発するための十分な資金と手段を有し、特区を運営する人材を有していること
- 経済特区設立のための土地を所有する合法的権利を有すること
- 特区内においてインフラを建設すること
- 特区内に立地する投資家に土地を賃貸し、サービ

表6-3-1 経済特区開発申請のプロセス

項目	内容
1. 経済特区開発の申請	特区開発業者はカンボジア経済特区委員会に、経済特区開発許可願いを提出し、同時にQIPの申請を行なう(申請料:700万里エル)。
2. 申請の審査	カンボジア経済特区委員会は28労働日以内に、申請を認可するか否かを開発業者に伝える。認可される場合においては条件付登録証明書が発行される。
3. 事業化調査	特区開発業者は、180労働日以内に詳細な経済事業化調査・インフラ基本計画を実施・作成し、条件付登録証明書に記載されたその他の証明文書等を作成する。
4. 最終登録証明書	上記プロジェクト資料の受領後100労働日以内に、カンボジア経済特区委員会は政府から必要な許認可を取り付け、最終登録証明書を発行する。
5. 経済特区設立の宣言	カンボジア経済特区委員会による最終登録証明書の発行に伴い、経済特区の設立とその境界線を規定する政令が公布される。
6. 許可の取消し	特区開発業者が最終登録証明書を取得してから365労働日以内に、開発プロジェクトの総投資額の少なくとも30%の投資を実行に移さない場合には、カンボジア経済特区委員会は、最終登録証明書により付与された特区開発認可と優遇措置を取消す権利を有する。

スを提供すること

- 治安担当者を準備し、常に公共の秩序を維持すること、等

経済特区開発申請のプロセスの概要は表6-3-1に示す通りである(経済特区政令第3.2条)。

## 6.4 経済特区の運営組織

CDC管轄下にある「カンボジア経済特区委員会」は、経済特区の開発・管理・運営指導を担当する「ワン・ストップ・サービス」機関であり、「経済特区管理事務所(The SEZ Administration)」は、カンボジア経済特区委員会によって国家行政機構として経済特区内に常設される「ワン・ストップ・サービス」機構である(経済特区政令第2条、第4.2及び4.3条)。

CDCに置かれる「経済特区トラブル解決委員会(Special Economic Zones Trouble Shooting Committee:SEZ TSC)」は経済特区で起きる技術的・法的な全ての問題や、複数の省庁にまたがり、かつカンボジア経済特区委員会と経済特区管理事務所の権限を越える全ての事項につき、早急な解決をはかる責務を負っている。また経済特区トラブル解決委員会は特区開発業者または特区内に立地する投資企業からの苦情を受け付け、解決策を見つける責務も負っている。同委員会の構成は下記の通りである。(経済特区政令第4.1条)。

- |                      |      |
|----------------------|------|
| 1) カンボジア開発評議会(CDC)議長 | 議長   |
| 2) 閣僚評議会大臣           | メンバー |
| 3) 経済財務大臣            | メンバー |
| 4) 商業大臣              | メンバー |
| 5) 国土管理・都市化・建設大臣     | メンバー |
| 6) 環境大臣              | メンバー |
| 7) 鉱工業・エネルギー大臣       | メンバー |
| 8) 公共事業運輸大臣          | メンバー |
| 9) 労働職業訓練大臣          | メンバー |
| 10) カンボジア開発評議会事務局長   | メンバー |
| 11) カンボジア経済特区委員会事務局長 | 秘書   |

## 6.5 経済特区における投資プロジェクトの登録手続き

特区内において、法と政令により許可された生産またはサービス業務を開始する者は、定められた手続きに則り必要書類を取り揃え、投資計画登録のために、業務時間内に経済特区内の経済特区管理事務所に提出しなければならない。経済特区管理事務所は、法的・行政的・技術的側面に基づき投資計画を登録するかどうか、また最

終登録証明書を発行するかどうかを決定する。この過程においては、改正投資法及び改正投資法施行のための政令に定められた手続きを遵守しなければならない。

特区への投資家に対する優遇措置は、特区内の経済特区管理事務所が「ワンストップ・メカニズム」を通じて、関連する法令に基づき決定する。

特区内投資家が投資を実施する上で提出される様々な要求に関し、経済特区管理事務所は特区内投資家のために、政府各部門との問題解決を支援する役割を担っている(経済特区政令第3.3条)。

## 6.6 優遇措置(経済特区政令第4章)

経済特区政令は、カンボジア経済特区委員会が、全ての経済特区に対する優遇措置を検討して供与すると定めており、また全ての優遇措置は最終登録証明書に明記されることとなっている。

2003年の改正投資法第14.9条が定めるように、指定された特別奨励区(Special Promotion Zone:SPZ)または輸出加工区(Export Processing Zone:EPZ)に立地するQIPは、改正投資法に規定される、他のQIPに対するのと同様の優遇措置及び特典を付与されることになっている。特区開発業者や特区内投資家に付与される優遇措置は表6-6-1に記載されている通りである。

## 6.7 その他の規則

### 「輸出加工区(Export Processing Zone:EPZ)」に関する規則

輸出加工区では次のような特別規則が適用となる(経済特区政令第5章)。

- カンボジア経済特区委員会が定める特別の出入り口を設けること
- 経済特区管理事務所の許可を受けた守衛その他の者を除き、通常の作業時間後に区域内に立ち入らないこと
- 区域内への輸出入貨物及び許可を受けた者の通常の立ち入り時間は、特区開発業者と経済特区管理事務所間の合議に従って作成される経済特区管理事務所の内部規則によって定める。
- 輸出加工区への貨物の輸入・輸出は、カンボジアとの輸出入と見做され、貨物の所有者は輸出入に先立ち、輸出加工区内の所管部門で定められた手続きを行わなければならない。
- 上記の所管部門は簡素で透明性のある書式を準備し、貨物管理において困難をきたさないようにしなければならない。

表6-6-1 経済特区における優遇措置

受益者	優遇措置
特区開発業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 法人税の免税期間は、改正投資法の第14.1条により最長9年間とする。</li> <li>- 特区におけるインフラ建設のために輸入される設備や建設資材は輸入税とその他の税を免除される。</li> <li>- 特区開発業者は土地法に従い、国境付近ないしは遠隔地において、経済特区設立のために、政府から土地のコンセッションを受け、それを特区への投資家に対し転貸することが出来る。</li> </ul>
特区内投資家	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 関税その他の税に関し、他のQIPと同様の優遇措置の対象となる。</li> <li>- 付加価値税を0%とする優遇措置対象の特区内投資家については、生産投入財輸入時において免除される付加価値税の額が記録され、製品として輸出された時に記録が消去される。製品を国内に出荷した場合には、記録に従い、その量に応じた付加価値税を支払うことを要する。</li> </ul>
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 特区開発業者、特区内投資家または外国人従業員は、特区における全ての投資収益や特区内で受領する給与を国外の銀行へ送金できる権利を有する。</li> <li>- 外国人としての非差別的取り扱い、非国有化、自由価格の保証が与えられる。</li> </ul>

- 輸出入の前に、貨物は税関職員により適正に封印されるものとする。
- 輸出加工区では、公共または社会に資するものであっても、小売業は認めない。
- 特区内投資家は輸出加工区で製造された製品の所有者であっても、経済特区管理事務所の許可を得ないでそれら製品を使用することはできない。

#### 外国人雇用

総従業員の10%まで外国人管理者、技術者または専門家を雇用することができる(経済特区政令第11条)。

#### 職業訓練

特区開発業者は労働・職業訓練省と協力し、カンボジア人作業員及び職員の訓練を促進し、新規の知識や技能を向上させる義務を負う(経済特区政令第12条)。

#### 経済特区に対する追加的投資優遇措置

- (a) 経済特区内投資家に対する輸入物資に関するVAT課税停止措置(2010年3月2日付け首相宛経済財務省発書簡No. 2128 SHVIに対する首相覚書) 2010年12月31日までの時限措置として導入されていた下記輸入物資に対するVAT課税自動停止措置の無期限延長。但し、本優遇措置は特区内における不動産開発事業には不適用。
- 輸出志向QIP: 特区内投資家が輸入する建設資材及び生産設備、原材料
  - 国内市場向QIP: 特区内投資家が輸入する建設資材及び生産設備
  - 特区内で生産された後、同一特区内の他のQIPで使用される生産投入材
- (b) 経済特区に対する特別通関手続きの適用(2008年9月11日付け経済財務省省令 No. 734)
- 1) 国境から20km以内に立地する経済特区の場合
    - 輸入: 国境の検問所では貨物内容のコピーの提示のみで、輸入申告書の提出は不要。税関によるコンテナの封印も不要。貨物は「シームレス・ルート」を通り輸送され、経済特区入り口で税関簡易申告書を提出。税関職員が事前に輸送担当者、輸送車両、関連書類の確認をしていた場合、貨物の投資家工場への直送を許可。輸入者は税関職員の立会無しで輸入貨物の使用を開始できる。
    - 輸出: 通関手続きを経済特区内で行い、異常がない場合、関連輸出書類と共に貨物を直ちに国境へ輸送。国境の検問所では税関輸出書類を税関職員に提出し確認を受け、異常がない場合、輸出を許可。
  - 2) 国境から20km以上離れた立地の経済特区の場合
    - 輸入: 通常の国内通過手続きを適用。コンテナは税関職員により封印される必要がある。
    - 輸出: 通関手続きを経済特区内で行い、コンテナを封印のうえ国境へ輸送。



## 第7章 カンボジアの民間セクター

### 7.1 民間セクターの概況

#### 民間セクターの事業所数

2011年のカンボジア経済国勢調査(2011 Economic Census of Cambodia:2011EC)<sup>1</sup>によれば、2011年3月1日現在のカンボジアにおける事業所数は503,008であった。これには国連・国際標準産業分類(United Nations International Standard Industrial Classification of Economic Activities:ISIC)による下記の事業所は含まれない。

- セクションA:農業、林業、漁業
- セクションO:政府、軍、社会安全
- セクションT:雇用者としての家族の活動、自己使用のための分類不可能な物品・サービスを産出する家族の活動
- セクションU:治外法権を有する機関や団体の活動

2009年の事業所統計(Establishments Listing 2009:EL2009)<sup>2</sup>では375,095であった事業所数は、2011Economic Censusでは34.1%の増加となっている。大規模事業所<sup>3</sup>は636社で、カンボジアの事業所全体の0.13%に留まっている。一方マイクロ事業所は483,117社で全事業所の98.0%を占めている。

一方、2010年3月1日から31日にかけて実施された「2011経済国勢調査パイロット調査(Pilot Survey 2010(PS2010) of 2011 Economic Census:PS2010)」<sup>4</sup>の予備報告書によれば、カンボジアの事業所数は533,516であったが、その内82,891の事業所がストリート・ビジネスとなっている。

#### サブセクター毎の事業所数

PS2010におけるISICの分類別事業所の数は次の通りである。

- 「自動車・オートバイの卸・小売・修理業」:29.9万社(56.0%)
- 「製造業」:10万社(18.7%)
- 「宿泊・飲食サービス」:4.9万社(9.2%)
- 「その他サービス」:3.7万社(6.9%)

#### 新規事業所

2009年1月1日から3月1日の間に起業した新規事業所数は89,580で、全体の16.8%を占めている。新規事業所の中で業務に従事する人間が1人または2人の事業所が86.1%で新規事業所の内の4分の3に上っている。

ISIC分類別に見た新規事業所の主要な分野は次の通りである。

- 「自動車・オートバイの卸・小売・修理業」:5.4万社(61.2%)
- 「製造」:1万社(11.7%)
- 「宿泊・飲食サービス」:1万社(11.7%)
- 「その他サービス」:8千社(8.6%)

ISICの各分野に占める新規事業所の割合は、携帯電話やインターネットの浸透を受けて「情報・通信分野」では29.3%を占めている。続いて「その他サービス」で21.0%、「宿泊・飲食サービス」で20.7%、「運輸・保管」で20.1%となっている。

#### ストリート・ビジネス

EL2009では調査されなかったストリート・ビジネスは、PS2010の調査によれば82,829事業所あり、カンボジアの全事業所の15.5%を占めている。ストリート・ビジネスでは女性が代表を務めるケースが76.9%と多数に上っている。またストリート・ビジネスの93.3%が一人ないし二人の従業員で運営されている。

#### 事業所の売上高

カンボジア事業所の年間売上高は143億ドルであり、一事業所当たりになると年間27,292ドルとなる。規模別に見た年間売上高の上位は次の通りである。

- 従業員数100人以上:42億ドル(29.0%)
- 従業員数50人～99人:25億ドル(17.5%)
- 従業員数2人:23億ドル(16.0%)
- 従業員数1人:21億ドル(14.8%)

大規模事業所の1社当り年間売上高は、規模別に見た場合下記のようにになっている。

<sup>1</sup> 「2011 EC」はカンボジア統計局により2011年3月1日を基準日として実施。

<sup>2</sup> 「EL2009」は2009年2月9日から3月8日の間に調査され、2月9日を基準日としている。

<sup>3</sup> 鉱工業エネルギー省の定義では、従業員100人超の企業を大規模企業、51人から100人の企業を中規模企業、11人から50人を小規模企業、1人から10人をマイクロ企業と分類している。

<sup>4</sup> 「PS2010」の予備報告書は2010年10月27日に国家統計局から発行。

- 従業員数1,000人以上:1,370万ドル
  - 従業員数500人～999人:590万ドル
  - 従業員数100人～499人:770万ドル
- 事業分野別の年間売上高は次の通りである。
- 「自動車・オートバイの卸・小売・修理業」:42億ドル(29.0%)
  - 「製造」:35億ドル(24.1%)
  - 「情報・通信」:24億ドル(16.7%)
  - 「宿泊・飲食サービス」:14億ドル(9.5%)
  - 「運輸・保管」:10億ドル(6.9%)

\* 出所: Brief Analysis of Preliminary Results of the “Pilot Survey 2010 (PS2010) of 2011 Economic Census”: [http://www.nis.gov.kh/nis/ps\\_ec2010/PS2010\\_Brief\\_Analysis.pdf](http://www.nis.gov.kh/nis/ps_ec2010/PS2010_Brief_Analysis.pdf)

## 7.2 民間事業所の地域分布

### 州別・規模別事業所数

2011ECによると、事業所数が多かった上位5州は表7-2-1に示す通りである。これら5州は平野部にあり、カンボジアの事業所総数の半分以上が立地している。

プノンペンには圧倒的な数の事業所が立地しているが、最近カンダール州の20地域がプノンペンに吸収されたことも原因の一つである。プノンペンでは高層建築の工事が幾つも進行中であり、また多数の小売店舗、レストラン、修理工場が営業している。

コンポンチャムではゴム、デンブン食品、動物飼料、製靴、木材、衣類縫製が主力産業である。最近都市部の道路舗装が進んだことにより商圈が拡大していて、またベトナムからの電力が広く州内に行き渡って来ていることも経済活動に良い影響をもたらしている。

カンダールは、20地区がプノンペンに吸収されたにも拘わらず、二つの新しい橋の工事が完成し経済活動を活性

化した結果、僅かではあるが事業所数は増加している。

バットアンバンでは、精米、長距離バスサービス、ホテル、病院が大きな産業である。遠隔地まで電力供給が広がり、道路舗装が進み、現代的な市場が開発されて来ている。農民が容易に街に出てこられるようになり、農産品、魚類、手工芸品といった自己の製品を販売出来るようになって来た。一方煉瓦やタイル製造は減少に転じている。

観光業が主流のシェムリアップには、多数のホテル、レストラン、バー等が営業している。清潔な水の供給、電力供給の広がり、道路舗装の進展等により、観光客が容易に遠隔地を訪ねることが出来るようになり、観光客の増加をもたらす、ビジネスチャンスの増加に繋がっている。

### 1,000人当り事業所数

カンボジアの1,000人当り事業所数は34.6で、2009年の28.0に比べて23.6%の増加となった。上位5州と下位5州は表7-2-2の通りである。

プリ・シハヌークには港、水道、電力の3つの国営企業があり、さらに、衣類縫製、ビール等の飲料、石油の民間企業が立地している。観光業も主力産業のひとつである。訪問客が増加傾向にあるため、新しいホテル、ゲストハウス、バー等が増えている。

ケップではホテル、製塩、漁醬が大きな産業になっている。自然の海岸線へのアクセスと観光関連施設の改善が進み、ケップを訪れる内外の観光客が増加している。

衣類縫製と繊維、製靴、醸造、医薬品製造がコンポンチュナンの主産業である。精米が減少する一方で、飲料や食品製造が増加傾向にある。

コーコンの主力産業は砂糖キビ、観光、海上運送である。国道48号線が舗装され、4つの橋梁建設が終了したことにより、プノンペンからのアクセスが目覚ましく改善された結果、観光客が増加している。その他、水力発電と経済特区が既に稼働し始めている。

表7-2-1 事業所数、全体に対する割合、従業員規模(2011年)

順位	州	2011年 事業所数	カンボジア 全体に占める 割合(%)	従業員規模(人)			
				1-10	11-50	51-100	100<
カンボジア合計		503,008	100.0	493,117	8,476	779	636
1	プノンペン	95,467	19.0	92,233	2,589	297	348
2	コンポンチャム	55,903	11.1	54,968	833	73	29
3	カンダール	40,359	8.0	39,667	571	72	49
4	バットアンバン	33,982	6.8	33,424	489	46	23
5	シェムリアップ	32,034	6.4	31,304	627	64	39

出所: 2011年経済国勢調査予備報告書、カンボジア統計局



表7-2-2 州別1,000人当り事業所数(2011年)

順位	州	総事業所数	推計人口(2011年)	1,000人当り事業所数
カンボジア合計		503,008	14,521,275	34.6
1	プノンペン	95,467	1,744,901	54.7
2	プリ・シハヌーク	10,649	247,355	43.1
3	ケップ	1,643	40,142	40.7
4	コンポンチュナン	19,655	512,667	38.2
5	コーコン	5,014	133,047	37.7
20	バンテ・ミンチャイ	21,619	745,618	29.0
21	プリ・ビヘール	5,310	185,509	28.6
22	プサット	12,007	425,704	28.2
23	カンポット	16,900	613,305	27.6
24	オダール・ミンチャイ	4,896	218,786	22.4

出所:2011年経済国勢調査予備報告書、カンボジア統計局

表7-2-3 州別1,000世帯当たり事業所数(2011年)

順位	州	総事業所数(2011年)	推定世帯数(2011年)	1,000世帯当たり事業所数
カンボジア合計		503,008	3,095,242	162.5
1	プノンペン	95,467	348,980	273.6
2	プリ・シハヌーク	10,649	51,532	206.6
3	ケップ	1,643	8,192	199.5
4	スタン・トレン	4,596	23,607	194.7
5	コーコン	5,014	27,718	180.9
20	プサット	12,007	90,575	132.6
21	プリベン	29,863	233,492	127.9
22	スパイリエン	15,054	119,113	126.4
23	カンポット	16,900	136,290	124.0
24	オダール・ミンチャイ	4,896	46,550	105.2

出所:2011年経済国勢調査予備報告書、カンボジア統計局

### 1,000世帯あたり事業所数

カンボジアの1,000世帯当たり事業所数は162.5である。1,000世帯当たりの事業所数が少ない州はオダール・ミンチャイ、カンポット、スパイリエン、プリ・ビエン、プサットである。即ち、世帯数から見るとより多くの事業所が立地できる余地があると言えよう。1,000世帯当たり事業所数の上位5州と下位5州は表7-2-3に示す通りである。

## 7.3 民間セクターの雇用状況

### 被雇用者数

PS2010によれば、事業所に雇用されている人の数は1,820,342人で、その内761,109人(41.8%)が男性で、1,059,234人(58.2%)が女性である。一方、ストリート・ビジネスを除く事業所数は450,625で、被雇用者数は1,700,263人である。EL2009の最終結果と比べると、被

雇用者数は15.7%増加しており、年間増加率は14.5%となっている。第1次産業から第2次・第3次産業への移動が始まったと言える。

### 分野別および新規事業所による雇用

ISICの分類別従業員数は次のようになっている。

- 「製造」:61.1万人(33.5%)
- 「自動車・オートバイの卸・小売・修理業」:60万人(32.9%)
- 「宿泊・飲食サービス」:16.5万人(9.0%)
- 「その他サービス」:16.5万人(7.8%)
- 「教育」:12.7万人(7.0%)

新規事業で雇用されている人数をISIC分類別に見てみると、「自動車・オートバイの卸・小売・修理業」が9.4万人を雇用し49.1%を占めている。続いて「製造業」が3.8万人(19.9%)、「宿泊・飲食サービス」が2.8万人(14.8%)、

「その他サービス」が1.5万人(7.8%)となっている。(出所:PS2010予備報告書の簡易分析)

## 7.4 製造分野の趨勢

### 鉱工業・エネルギー省登録企業

2008年以降の世界経済の不況により縫製業界を襲った打撃は、その他の製造業にも波及し、GDPに占める製造業の割合は2008年と2009年の2年連続で低下したが、2010年、2011年と縫製業が回復するに従い、製造業

全体も持ち直し傾向にある。2006年から2012年(推計値)の間の各業種がGDPに占める割合を表7-4-1に示す。

適格投資プロジェクトの認可情報に基づき作成された、鉱工業・エネルギー省登録企業データベース<sup>5)</sup>によると、2012年における製造業者数は869社で、536,029人を雇用している。企業数では2008年と比べ51.7%の増加となっている。

分野別では、表7-4-2に示す通り、2008年に比べ3.6%減少したものの、「繊維、アパレル、皮革産業」が74.9%を占め、依然として最大のシェアを有している。すべての産

表7-4-1 GDP(名目価格)に占める製造業のシェア(%)

業種	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年(推計)
食品、飲料、タバコ	2.2	2.2	2.2	2.3	2.3	2.2	2.1
繊維、衣類、靴	13.0	12.1	10.3	9.1	9.4	10.0	10.1
木製品、紙、印刷	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5
ゴム	0.6	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5
その他	2.2	2.1	1.9	2.0	2.0	1.9	1.8
製造業合計	18.6	17.3	15.3	14.4	14.7	15.2	15.1

出所: 鉱工業・エネルギー省

表7-4-2 MIME登録企業数: 2008年・2012年

分類	2008年		2012年	
	工場数	シェア	工場数	シェア
1. 食品、飲料、タバコ	42	7.3%	70	8.1%
A 食品	21	3.7%	42	4.8%
B 飲料	12	2.1%	16	1.8%
C タバコ	9	1.6%	12	1.4%
2. 繊維、アパレル、皮革産業	450	78.5%	651	74.9%
A 繊維、刺繍、プリント染色	49	8.6%	71	8.2%
B アパレル	343	59.9%	476	54.8%
C 帽子、バッグ、手袋	8	1.4%	19	2.2%
D ジーンズ、水洗い	16	2.8%	14	1.6%
E 靴及び靴部品	32	5.6%	69	7.9%
F 皮革	2	0.3%	2	0.2%
3. 木製品(家具を含む)	4	0.7%	12	1.4%
4. 紙、紙製品、印刷・出版	11	2.0%	16	1.8%
5. 化学品、石油、石炭、ゴム、プラスチック製品	33	5.8%	58	6.7%
6. 非金属鉱物製品(石油と石炭を除く)	9	1.6%	15	1.7%
7. 金属加工品	21	3.7%	38	4.4%
8. その他	3	0.5%	9	1.0%
合計	573	100%	869	100%

出所: 鉱工業・エネルギー省

<sup>5)</sup> MIMEのデータベースは2012年11月に「産業総局」から提供を受けたものである。CDCから提供された情報に基づき作成されているが、全てのQIPは含まれていない。同データベースは2011EC、PS2010、EL2009の結果と直接関連しない部分もあるため、カンボジアの製造業の一般傾向を示す数字と理解すべきである。

業において2008年に比べ工場数は増加しているが、特に「食品」、「化学品、石油、石炭、ゴム、プラスチック製品」が、20カ所以上ずつ増加している。

### 中小企業

中小企業<sup>6</sup>の工場数は、表7-4-3の通り2005年から2011年にかけて29.0%増加した。とりわけ、「食品、飲料、たばこ」分野の工場数が最多で、2011年には全体の83.8%を占めている。カンボジアには基礎金属製品の工場は皆無で、金属加工製品の工場の比率は5.5%である。

表7-4-4にある中小規模の製造業の雇用者数をみると、2005年から2011年にかけて58.2%増加している。2011

年では、「食品、飲料、たばこ」セクターが68.5%を占めており、金属加工は5.1%、非金属鉱物製品(石油と石炭を除く)は8.6%であった。

表7-4-5にある中小製造業による産出高をみると、2005年から2011年にかけて、全体の産出高は60.5%の増加を示している。「食品、飲料、たばこ」セクターは2007年・2008年と減少したものの、2009年には対前年比には増加に転じ、2011年には36.0%の大幅な伸びを記録している。「非金属鉱物製品」及び「加工金属製品、機械・機器」は、2008年、2009年に落ち込んだが、2010年、2011年と回復が顕著になって来ている。

表7-4-3 製造分野における中小企業数:2005-2011年

分野	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
食品、飲料、たばこ	23,727	25,455	26,379	26,208	29,987	31,479	31,662
繊維、衣料、皮革産業	1,665	1,689	1,474	1,478	1,443	1,485	1,551
木材、木製品	2	-	-	-	-	-	-
紙製品、印刷・製本	31	33	39	43	48	59	63
化学製品	153	159	177	192	203	224	240
非金属鉱物製品(石油及び石炭製品を除く)	719	797	813	875	987	1,037	1,053
基礎金属製品	0	0	0	0	-	-	-
金属加工製品、機械・機器	2,334	2,380	2,918	3,039	1,902	2,052	2,093
その他製造業	666	636	819	965	990	1,086	1,137
合計	29,297	31,149	32,619	32,800	35,560	37,422	37,799

出所: MIME

表7-4-4 中小規模の製造業の雇用者数:2005-2011年

分野	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
食品、飲料、たばこ	57,557	58,512	60,262	57,496	90,148	93,704	94,382
繊維、衣料、皮革産業	7,073	6,347	10,580	12,104	12,173	14,569	16,663
木材、木製品	4	-	-	-	-	-	-
紙製品、印刷・製本	338	351	849	884	923	1,207	1,275
化学製品	1,393	1,448	1,542	1,678	1,810	2,000	2,079
非金属鉱物製品(石油及び石炭製品を除く)	8,505	8,932	9,298	11,615	10,737	11,570	11,767
基礎金属製品	0	0	0	0	-	-	-
加工金属製品、機械、機器	9,741	8,243	9,407	9,821	6,170	6,722	6,950
その他製造業	3,205	3,239	2,897	3,285	3,371	3,909	4,230
合計	86,016	87,072	94,853	96,883	125,332	133,681	137,346

出所: MIME

<sup>6</sup> MIMEは土地を除く投資額をもとに、以下のとおり製造業の分類を行っている、i) 零細製造業(3,000米ドル以上-50,000米ドル未満)、小規模製造業(50,000米ドル以上-250,000米ドル未満)、中規模製造業(250,000米ドル以上、500,000米ドル未満)、大規模製造業(500,000米ドル以上)、尚、投資額が3,000米ドル未満の製造業はMIMEへの製造業登録は不要である。

表7-4-5 中小製造業の産出高：2005-2011年

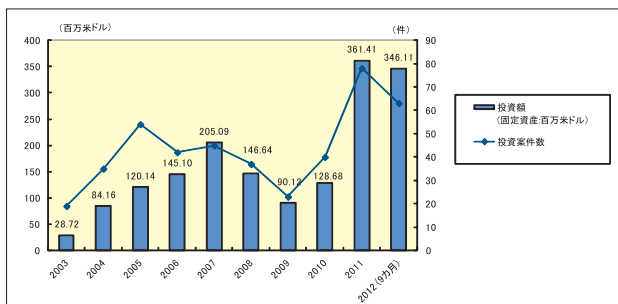
分野	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
食品、飲料、たばこ	2,352,833	2,461,530	2,294,293	2,219,803	2,527,085	3,119,559	3,437,150
繊維、衣料、皮革産業	14,212	12,933	14,072	75,426	21,136	26,040	27,006
木材、木製品	75	-	-	-	-	-	-
紙製品、印刷・製本	2,215	2285	3,513	4,031	4,173	5,211	5,533
化学製品	23,193	24,266	23,534	56,713	62,623	68,632	72,375
非金属鉱物製品(石油及び石炭製品を除く)	35,340	38,190	122,832	98,014	105,623	119,525	130,000
基礎金属製品	0	0	0	0	-	-	-
加工金属製品、機械、機器	35,942	38,186	91,172	116,318	80,446	104,965	105,962
その他製造業	21,533	21,690	65,513	123,962	150,310	201,501	209,985
合計(百万リエル)	2,485,343	2,599,079	2,614,929	2,694,267	2,951,396	3,645,433	3,988,237
合計(百万米ドル)	621.3	649.8	653.7	673.6	737.9	911.3	997.1

注: 1ドル=4,000リエルで換算  
出所: MIME

## 7.5 主要産業分野の現状

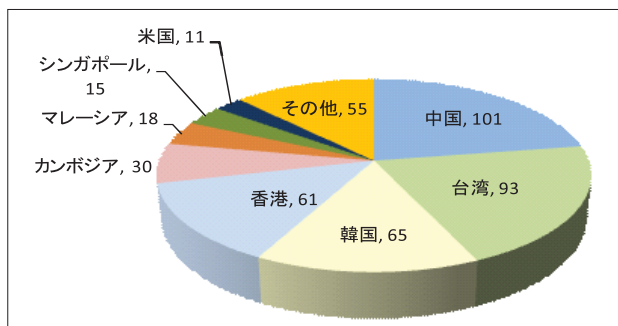
### 縫製業

1996年から米国及びEUにより付与されている一般特恵関税制度・最恵国待遇(GSP/MFN)や、カンボジア政府による輸出志向戦略により、縫製産業は継続的に総輸出額の70%-80%を占めてカンボジアの輸出産業の牽引役となっており、カンボジアの経済成長に多大な貢献を果たしている。



出所: カンボジア開発評議会

図7-5-1 縫製産業におけるCDC認可投資案件 (2003年-2012年)



出所: GMAC

図7-5-2 GMAC会員企業の構成 (%)

図7-5-1の通り、縫製産業へのFDIは2003年から2007年にかけて着実な増加を示したが、世界不況の影響を受け2008年・2009年に急減した。2010年に入り再び増加傾向に転じ、2011年には急増した。2012年は、9月現在で63案件が適格投資プロジェクトとしてCDCに認可され、認可投資額は3億4,611万ドルに達している。また、2012年の案件平均の認可投資額も、過去10年間のピーク時の2011年の水準を超えている。

カンボジアの縫製産業は、主として台湾、中国、香港等からのFDIと、少数のカンボジア国内からの投資によってこれまで発展してきた。図7-5-2のカンボジア縫製業協会(Garment Manufacturers Association in Cambodian: GMAC)の会員構成をみると、2012年10月時点で、カンボジアの会員企業は、全協会員449社中の僅か6.7%に過ぎない。

2011年の縫製品の輸出額は約39.97億ドルで、主な輸出先は米国及びEUであった。2011年の米国への輸出額は約20.5億ドル、EUへは11.57億ドルであった。

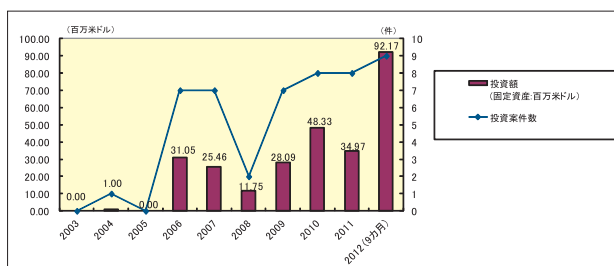
鉱工業エネルギー省によれば、2012年では大規模企業の内61.8%が繊維・アパレル企業によって占められ、48.7万人を雇用している。また繊維・アパレル・製靴がGDPに占める割合は、2006年から2012年にかけて9%から13%に上昇している。

### 製靴業

製靴産業は、縫製産業に次ぐ輸出の中心産業のひとつであるが、輸出の規模は縫製産業に比べれば小さい。製靴産業の成長は、外国企業によるFDIによって支えられてきた。これら外国企業は、カンボジア政府によるイン

センティブ及び米国、EEC、日本などの先進国から付与されたGSP/MFNによる特典を享受することがカンボジアへの投資目的となっている。

図7-5-3はCDCによる製靴業への適格投資プロジェクトの認可推移を示しているが、2006年以降にFDIが急増している理由は、EUによるアンチ・ダンピングの申請により、生産拠点を中国とベトナムからカンボジアに移転してきたためと考えられる。それ以降、2008年を除き2011年に至るまで、製靴業へのFDIは安定的に推移している。2012年は急増し、9月現在で9案件がCDCで認可され、認可投資額は9,217万ドルに達している。



出所: カンボジア開発評議会

図7-5-3 製靴産業におけるCDC認可投資案件 (2003年-2012年9月)

2011年の履物輸出額は2億6,399万ドルで、2004年の4,385万ドルと比べ6倍以上になっている。主な輸出先は日本とEUである。

カンボジア商業省によれば、1997年以降58社がGSPに登録したが、2012年6月時点で操業しているのは45社のみであり、台湾系企業、中国系企業が多くを占めている。製靴産業は7万4千人以上の雇用を創出しており、大企業による雇用者数のうち11.1%を占め、各工場の平均従業員数は1,180名となっている。

2011年11月にカンボジア履物協会はGMACの下で活動することを正式に認められ、2012年10月時点で、38の製靴企業がGMACに加盟している。

### 機械、金属加工、電気・電子産業

MIME<sup>7</sup>によると2008年には、「金属加工製品(電気・電子製品を含む)」分野で21社が鉱工業・エネルギー省に登録されていたが、2011年には30社に増え、製造業に占める割合は2008年の3.7%から4.4%に上昇している。30社のうち9社は自動車・オートバイ・自転車の組立・修理、8社は建設資材や屋根材の生産に従事しており、他に3社が電線やケーブルの製造・組立を行っている。

### 2輪車:

「カンボジア・スズキ・モーター」は日本のスズキ(85%)とカンボジアのOMC社(15%)との間で設立された合弁会社であるが、1999年以来スズキの2輪車の組立を行っている。

「アジア・モータ」は、日本の豊田通商とコンヌオン輸入会社(Kong Nuon Import & Export Company)の合弁会社で、ヤマハの2輪車のセミ・ノックダウン・セットを輸入し、組み立てている。日本のヤマハ・モーターは2008年9月に、豊田通商・コンヌオン輸入会社とともに合弁会社を設立しているが、国内市場の変化により、現在まで工場の建設を延期している。

ホンダの2輪車は1998年以来、タイのN.C.X.社によりプノンペン近郊の工場で組み立てられており、現在最大の国内シェアを有している。「千里馬自動車(Qianlima Vehicle Co., Ltd.)」がシハヌークビル経済特別区で組立を行っている他、地場や中国系の2輪車メーカーが組立を行っている。

### 自転車:

2005年から2006年にかけて最初の自転車組立業者が、自転車組立のサプライ・チェーンが確立している中国やベトナムやカンボジアに進出した。中国やベトナムからの移転理由として、カンボジアからEU等へ輸出した場合、輸入国における関税が飛躍的に低くなることが上げられる。中国の「アトランティック・サイクル(Atlantic Cycle)」が2005年にCIBから適格投資プロジェクトの認定を受けたが、続いて2006年には台湾の「ベストウェー(Best Way Industry)」が適格投資プロジェクト認定をうけてマンハッタン経済特区で組立を始めている。

自転車部品やコンポーネントの多くがベトナム経由またはベトナムから輸入される関係から、自転車組立工場はベトナム国境のバベットに立地しているケースが多い。ベストウェーとスピードテックがマンハッタン経済特区に立地している他、アトランティック・サイクル、スマート・テック(Smart Tech)、エーアンドジェー(A and J)はタイセン経済特区で操業中で、さらにコンティネンタル・サイクル(Continental Cycles Cam)は第2シハヌークビル経済特区で操業している。

### 自動車:

現代自動車の現地代理店であるKHモーター(KH Motors)とリー・ヨン・パット(Ly Young Phat)グループが合弁で設立した「カムコ・モーター(Camko Motor Company

<sup>7</sup> 鉱工業・エネルギー省産業局(Department of Industrial Affairs: DIA)

Ltd.)」は、組立セットを輸入して、コーコン州のネアン・コーコン経済特区において国内市場向けに現代自動車のUSVを組立てているが、2011年の実績は300台であった。同社では2013年には800台まで引き上げたいとしている。

カンボジア資本と中国の自動車製造会社である北京自動車(Beijing Automobile Works:BAW)が1,500万ドルの資本金で設立した「クメール・ファースト・カー(Khmer First Car Factory)」は2010年に適格投資プロジェクトの認定を受けている。同社は現在プノンペンで工場を建設し、中国から輸入した部品を自動車に組み立てているが、年間1,000台の北京自動車のモデルを販売する計画である。

またアール・エム・アジア社(R.M Asia Co., Ltd)はシハヌークビル港の貸し倉庫でフォードの緊急車両を組み立てているが、今後自社工場を建設し、組立能力を増やすことを計画中である。

#### 金属加工:

イースタン・スチール(Eastern Steel Industry Corporation)は住友商事と現地企業の合弁会社として、1996年に「投資プロジェクト(現在の適格投資プロジェクトに相当)」として登録され、屋根材として使用される亜鉛引き波板鉄板を製造している。同社は冷延鋼材を輸入し、亜鉛引き工程、成形、切断を経て最終製品に仕上げている。一方同業他社は亜鉛引き鉄板を輸入し、成形・切断を行っている。

その他建材用の金属加工を行っている会社としては、「Cambodia Success Industries Co., Ltd.」、「Wealth (Cambodia) Steel Industry Engineering Co., Ltd.」、「Zhong Zheng (Cambodia)」、「CH Steel Wire Industries (Cambodia) Co., Ltd.」がある。

#### 電線・電気ケーブル:

韓国人がオーナーであるKTC社は2005年12月に設立され、建築用ワイヤ、電力ケーブル、避雷針、通信ケーブル等を製造している。やはり韓国のディー・テック(Dy-Tech Cam Co., Ltd.)が2011年に適格投資プロジェクトとして登録され、電線の製造を計画している。中国のビニトン・エレクトリック(Viniton Electric Cable and Equipment Co., Ltd.)も同様に電気ケーブルの製造を行っていると言われている。

#### 電気・電子製品

カンボジアでは、近時に至るまで注目すべき電気・電子製品の製造会社は存在しなかったが、日本のミネベアが「ミネベア(カンボジア)」を設立し、2011年4月からプノンペン経済特区の貸し工場、携帯電話・その他の電子製品

に使用される小型モーターの試験組み立てを始めた。この工場がカンボジアで最初のモーター組立工場であるが、2011年5月から自社の第1工場の建設を始め、2011年12月17日に開所式が行われた。将来的には第2工場を建設し、5,000人の雇用を計画している。

ミネベアに続き、2010年と2011年には、カンボジア矢崎(Yazaki Cambodia Products Co., Ltd.)、住友電装の子会社であるSMI・カンボジア、マルニックス、ジーエス・エレテック、アスレ電子、等多数の日本のワイアハーネス組立会社がカンボジア進出を決めている。これらワイアハーネス製品は自動車や民生用電気製品に組み込まれるものである。

その他、日本の「スーンウェスト社」とベトナムの「ティビディ社」がプノンペンSEZで電子電気部品を製造し、東京パール工業がタイセンSEZでコイル生産を、また泉電気がシハヌークビルSEZでテレビフレームの生産を行っている。

#### 食品加工

食品、飲料、タバコ産業の生産量は、2008年から2011年にかけて毎年、前年比5.8%、9.5%、8.6%と上昇を続け、2011年には全製造業の14.7%を占めている。然しながら2011年のGDPに占める割合は依然として2.2%に留まっている。

2012年時点で鉱工業・エネルギー省に登録されている食品加工分野の会社は70社であり、2008年の42社と比べ66.7%の増加を示している。70社のうち外国企業は51.4%、1社平均の雇用者数は179人である。雇用者数の最高は1社1,546人、最低は8人であり、500人以上雇用している会社は4社となっている。

食品製造会社42社のうち、9社が精米業、5社が動物用資料製造、4社が小麦粉の製造、4社が砂糖とアルコールの製造に各々従事している。飲料分野16社のうち6社がビールを生産している。

食品製造会社のなかでも、国際的な食品会社である味の素の子会社「カンボジア味の素」がプノンペンで操業を開始している。同社はタイの関係会社からグルタミンやその他調味料を輸入し、最終製品への袋詰めを行い、国内市場向けに直接販売を行っている。

カンボジア経済が健全な発展を遂げ、家計消費が増えるに従い、食品加工分野はより早い速度で成長してゆくものと見られる。

#### 農業、漁業、林業

表7-5-1に示す通り、農業、漁業、林業分野にGDP(名目)に占める割合は2007年の29.7%から2011年には34.6%に上昇している。過去5年にわたる穀物の着実な成長が

寄与しているものと見られる。

#### 農業:

カンボジアの農業はカンボジア経済の屋台骨とも言うべき存在であり、表7-5-1にあるように2011年には名目GDPの20.6%を占めている。農業の総付加価値(Gross Valued Added:GVA)は2007年の7.1兆リエルから2010年の約8.3兆リエルへと約15.8%の伸びを示し、2011年にはさらに8.6兆リエルへと増加している。これは2007年比19.4%の増加であり、毎年3.1%から5.7%の伸び率を記録したことになる。

米はカンボジアの主要な穀物であり、政府は生産高の向上に力を注いできた。その結果、表7-5-2にあるように、2011年に収穫地が微減したものの、2007年から2011年にかけて、米の耕作地、収穫地、ヘクタール当り収穫高、総生産量ともに着実な成長を遂げて来た。このことは痛んだ農地を回復する努力と共に、高収穫米の採用等を奨励して来た結果である。

主要な4種類の穀物の耕作地面積は市況によって左右され一定の変化を示していない(表7-5-3)。

カンボジアの家畜生産は表7-5-4にあるように、豚の

表7-5-1 名目GDPに占める農業、漁業、林業の割合の推移(%)

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年 <sup>e</sup>
穀物	15.5	17.9	18.4	19.0	20.6	20.8
家畜	4.4	4.4	4.5	4.5	4.2	3.9
漁業	6.9	7.4	7.7	7.5	7.2	9.6
林業、伐採	2.9	3.0	2.9	2.8	2.6	2.5
農業・漁業・林業合計	29.7	32.8	33.5	33.9	34.6	36.8

出所: 経済財務省

表7-5-2 カンボジアの米の生産: 2007-2011年

項目	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2011/2010 (%)
耕作地 (ha)	2,585,905	2,615,741	2,719,080	2,795,892	2,968,529	6.17
収穫地 (ha)	2,566,952	2,613,363	2,674,603	2,776,323	2,766,617	-0.39
単位収穫高 (t/ha)	2.621	2.746	2.836	2.97	3.17	6.85
総収穫高(t)	6,727,127	7,175,473	7,585,870	8,249,452	8,779,365	6.42
余剰米 (t)	1,649,640	2,025,033	2,244,598	2,515,752	2,780,328	10.47
余剰粳 (t)	2,577,562	3,164,114	3,507,185	3,930,425	4,344,263	10.47

出所: 「農業・漁業・林業年報: 2011-2012」2012年4月、MAFF

表7-5-3 主要な4穀物の耕作面積: 2007-2011年 (単位: ヘクタール)

穀物	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
メイズ	142,391	163,106	206,058	213,622	174,257
キャッサバ	108,122	179,945	160,326	206,226	391,714
マング豆	65,261	45,605	49,599	69,206	68,111
大豆	76,981	74,413	96,388	103,198	70,584
4品目系	392,755	463,069	512,370	592,250	704,666

出所: 「農業・漁業・林業年報: 2011-2012」2012年4月、MAFF

表7-5-4 カンボジアの家畜と鶏の生産: 2007-2011年

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
家畜	-	-	-	-	-
牛	3,368,449	3,457,787	3,579,882	3,484,481	3,405,972
水牛	772,780	746,207	739,646	702,074	689,829
豚	2,389,389	2,389,389	2,126,304	2,057,431	2,099,332
(小計)	6,530,618	6,593,383	6,445,832	6,243,986	6,195,133
鶏	15,825,000	16,928,000	20,193,000	20,834,000	21,619,000

出所: 「農業・漁業・林業年報: 2011-2012」2012年4月、MAFF

表7-5-5 漁獲量：2007-2011年(単位：重量トン)

種類	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
淡水魚	395,000	365,000	390,000	405,000	445,000
海水魚	63,500	66,000	75,000	85,000	91,000
養殖魚	35,260	40,000	50,000	60,000	72,000

出所：「農業・漁業・林業年報：2011-2012」2012年4月、MAFF

生産は2011年に若干回復したものの、全体的にここ数年減少傾向にある。家畜の病気、カンボジアへの豚の密輸、トラクター利用する農家の増加等がその原因である。一方、鶏の生産は2006年以降増え続け、2011年には約2,200万羽に達している。

### 漁業：

漁獲量は魚の種類別に、表7-5-5に示す通りである。淡水魚の漁獲は2008年に前年比7.6%減少したものの、2009年には増加に転じ、徐々に増加、2011年時点で全体の漁獲量の73.2%を占めている。一方、海水魚と養殖魚については2007年から2011年までの間に、43.3%、104.2%と著しい増加を見せている。

### 林業と伐木：

MAFFの「農業・漁業・林業年報：2010-2011」（2011年4月）によると、ランドサット衛星を使った調査が2010年に森林局（Forest Administration）により実施され、13州の104地域に関する結果が発表された。調査結果では、カンボジアには全国土の56.94%に相当する10,339,826ヘクタールの森林が残っていることが証明された。

2010年に、68,340立米の木や製材が国内使用のために搬出されている。こうした木や製材は民間による森林入札、ELC地域での土地の開墾、水力発電のための土地の掘削等により収集されたものである。

一方、2011年に行われた植林面積は33,540ヘクタールであるが、森林局により1,820ヘクタールが、31,720ヘクタールは民間企業および地域の小規模農家による植林である。森林局は2010年中に、国際的な開発パートナーや地域社会との協働により、467,884ヘクタールをカバーする561の森林地域社会を設立し開発することを目指している。

### 天然ゴム

天然ゴムは長期間にわたり主要な産業製品としてカンボジアの社会と経済を支えて来ている。ゴムの乳液とゴムの木の製品の輸出を通じて、地方の雇用と収入の創出に寄与して来ている。

採取面積が拡大を続けた結果、生産高と輸出高も増加し続けている。2011年にはそれぞれ2010年比21.5%と7.1%の伸びとなっている。しかしながら世界のゴム生産に占めるカンボジアのシェアは2011年で僅か0.46%に過ぎない。世界的な生産量は1,000万トンを超えているが、カンボジアの生産量は45,000トンである。ゴム企業により輸出されたカンボジア産の天然ゴム価格の平均は、2011年でトン当たり4,309ドルであった。採取面積・生産量・輸出量の推移を表7-5-6に示す。

表7-5-6 ゴムの採取面積・生産量・輸出量：2006-2011年

年	採取面積 (Ha)	生産量 (トン)	輸出量 (トン)
2006	20,583	36,400	31,184
2007	30,490	36,903	33,121
2008	33,670	37,050	36,000
2009	34,135	37,380	36,500
2010	38,406	42,247	42,000
2011	45,162	51,339	44,969

出所：MAFF、ゴム総局、ゴム開発局

2011年には、ゴム企業が10社、ELCによるゴム植林を行っている会社が67社、その他14州には多数の小規模ゴム植林者がいる。企業体の類別のゴム植林面積の推移を表7-5-7に示す。また表7-5-8には現在の開発段階別の採取面積と植林面積を示す。

カンボジアの天然ゴムの平均輸出価格は依然として国際市場の価格よりも低い水準となっている。これは、一つにはカンボジア製品の品質が国際水準より劣ると考えられているためで、もう一つは外国の顧客に大量の製品を供給することが容易ではないことが理由となっていると考えられる。カンボジアの天然ゴム産業の課題としては、低い生産性、高い加工コスト及び不十分なインフラがあげられている。

### 経済土地コンセッション

#### (Economic Land Concession: ELC)

農林漁業省の内部報告書によると、1993年から2011年5月の間に17州において96のELCを締結し、約101万ヘク



表7-5-7 ゴム植林面積の推移: 2006-2011年

単位: 千ヘクタール

企業体の種類	年					
	2006	2007	2008	2009	2010	2011
ゴム企業	45	44	45	45	47	51
ELC企業	0	2	8	22	52	66
小規模業者	25	36	54	59	82	96
合計	70	82	107	126	181	213

出所: MAFF、ゴム総局、ゴム開発局

表7-5-8 開発段階別天然ゴム植林面積(2011年)

企業体の種類	企業数	面積 (Ha)		
		採取	新規植林	合計
ゴム企業	10	23,176	27,538	50,714
ELC企業	67	-	66,459	66,459
小規模業者	(14 州)	21,986	73,944	95,930
合計	-	45,162	167,941	213,103

出所: MAFF、ゴム総局、ゴム開発局

タールのELCを認可してきているが、同省のELCに関するホームページでは2010年10月時点で85のELC契約が結ばれ、16州において約95.6万ヘクタールのELCが認可されている、となっている。現状、同省はどのELCが効力を有しているか詳細を明らかにしていない。

カンボジア政府は2012年5月7日付けで「ELC管理の有効性を強化し増加する方策に関する指示第1号 (“Order #01 on the Measures to Strengthen and Increase the Effectiveness of the Management of Economic Land

Concessions”)]を發布し、ELCに係る省庁に対し、ELCの認可を直ちに一時的に停止し、ELCに関する政府方針を誠実に実施し、ELC契約を正しく履行することを命じた。また同命令は、ELCの認可を受けたにも拘わらず認可対象の土地の開発を行っていないか、ELC契約通りに事業を実施していない企業からELCを剥奪することを明記している。

同省のELCに関するホームページには、表7-5-9にあるような98のELC契約の概要が掲載されている。

表7-5-9 農産業に関わる経済コンセッション(ELC)リスト

	会社名	国籍	所在地	面積 (ha)	投資目的
1	LEANG HOUR HONG Import and Export, Agro Industry Development and Processing	カンボジア	バットバン	8,000	砂糖、タピオカ
2	Rath Sambath	カンボジア	バットバン	5,200	ゴム農園
3	AGRO STAR Investment	カンボジア	コンポンチャム	2,400 + 2,000	カシュー、畜産
4	Men Sarun Import Export	カンボジア	コンポンチャム	4,400	ゴム農園、その他穀物
5	Mieng Ly Heng Investment	カンボジア	コンポンチャム	3,000	ゴム農園
6	TTY Industrial Crops Development Import-Export	カンボジア	コンポンチャム	1,070	キャッサバ農園
7	VANNMA Import-Export Co., Ltd	カンボジア	コンポンチャム	1,200	砂糖、タピオカ
8	Phea Phimex Co., Ltd	カンボジア	コンポンチュナン	315,028	植林、製紙工場
9	C.J Cambodia Co., Ltd 1	韓国	コンポンスプー	5,000	タピオカ
10	C.J Cambodia Co., Ltd 2	韓国	コンポンスプー	3,000	タピオカ

	会社名	国籍	所在地	面積 (ha)	投資目的
11	Fortuna Plantation (Cambodia) Limited	マレーシア	コンポンスプー	7,955	ヤシ油、ジェットロファ
12	Golden Land Development Co., Ltd	台湾	コンポンスプー	4,900 +4,900	農産穀物
13	Grandis Timber Ltd	米国	コンポンスプー	9,820	マイサック農園
14	Uk Khun Industrial Plants and Other Development	カンボジア	コンポンスプー	12,506	カシュー、農産穀物、畜産
15	BNA (Cam) Corp	韓国	コンポントム	7,500	ゴム・キャッサバ農園
16	An Mardy Group	カンボジア	コンポントム	9,863	農産品農園、畜産
17	BNA (Cam) Corp	韓国	コンポントム	7,500	ゴム・キャッサバ農園
18	C C V Co., Ltd	カンボジア	コンポントム	5,730	アカシア植林
19	C R C K Rubber Development Co., Ltd	ベトナム	コンポントム	6,155	ゴム農園
20	Gold Foison (Cambodia) A/C Import Export & Construction	中国	コンポントム	7,000	アカシア植林と加工場
21	H.M.H Co., Ltd	カンボジア	コンポントム	5,914	アカシアその他の植林
22	Mean Rithy Co., Ltd	カンボジア	コンポントム	9,784	農産業
23	Ta Bien Kampong Thom Rubber Development	ベトナム	コンポントム	8,100	ゴム農園
24	Cam Try Cooperation	イスラエル	カンポット	4,209	アカシア植林
25	CAMLAND Co., Ltd.	カンボジア	カンポット	16,000	油ヤシ
26	FIRST BIO-TECH AGRICULTURAL (CAMBODIA) Co., Ltd	カンボジア	カンポット	10,000	農産業、畜産
27	WORLD TRISTAR ENTERTAINMENT (CAMBODIA) Co.; Ltd	カンボジア	カンポット	9,800	トウモロコシ栽培、加工場
28	Asia World Agricultural Development (Cambodia) Co., Ltd	中国	クラティエ	10,000	テクトナ再植林、加工場
29	(Cambodia) Tong Min Group Engineering	中国	クラティエ	7,465	ゴム、アカシア、ジェットロファ、加工場
30	Agri-Industrial Crops Development (Cambodia)	中国	クラティエ	7,000	ゴム、アカシア農園
31	C & V Group	ベトナム	クラティエ	7,000	ゴム農園
32	C X P B Development	カンボジア	クラティエ	8,202	
33	Carmadeno Venture (Cambodia) Limited	インド	クラティエ	7,635	サトウキビ栽培
34	Central First Company Limited	米国	クラティエ	7,000	ゴム農園
35	Chhun Hong Rubber Better	カンボジア	クラティエ	7,000	ゴム農園
36	Crops & Land Development (Cambodia)	中国	クラティエ	7,200	ゴム、アカシア農園
37	Doty Saigon-Binh Phouc (SBK)	ベトナム	クラティエ	6,436	ゴム・キャッサバ・カシューナッツ農園と加工場
38	Global Agricultural Development (Cambodia) Co., Ltd	米国	クラティエ	9,800	テクトナ再植林、加工場
39	Great Asset Agricultural Development (Cambodia) Co., Ltd	中国	クラティエ	8,985	ピスタチオ等の植林

	会社名	国籍	所在地	面積 (ha)	投資目的
40	Great Wonder Agricultural Development (Cambodia) Limited	中国	クラティエ	8,231	ピスタチオ等の植林
41	Green Island Agricultural Development (Cambodia) Co., Ltd	米国	クラティエ	9,583	テクトナ再植林、加工場
42	Mega Star Investment and Forestry Development	ベトナム	クラティエ	8,000	ゴム農園
43	PDA (Cambodia) Co., Ltd	韓国	クラティエ	5,256	ゴム、アカシア、キャッサバ農園
44	Koh Kong Plantation Company Limited	カンボジア	コーコン	9,400	サトウキビ
45	Koh Kong Sugar Company Limited	タイ	コーコン	9,700	サトウキビ
46	The Green Rich Co., Ltd.	中国	コーコン	60,200	油ヤシ、果物、アカシア <sup>a</sup>
47	Agro Forestry Research	中国	モンドルキリ	7,000	ゴム、アカシア農園
48	Benh Hoeruk Kratie Rubber 1 Co., Ltd	ベトナム	モンドルキリ	8,926	ゴム農園
49	Covyphama Co., Ltd	カンボジア	モンドルキリ	5,345	ゴム農園
50	D.T.C (Group)	カンボジア	モンドルキリ	4,000	ゴム農園
51	HUOR LING (Cambodia) International Insurance	中国	モンドルキリ	8,400	パイナップル農園
52	Land and Developing (Cambodia)	中国	モンドルキリ	7,000	ゴム、アカシア農園
53	MO HY PA MASU ORN Kampuchea Co., Ltd	マレーシア	モンドルキリ	7,800	ゴム農園
54	Mondul Agri-Resource Co., Ltd	外国	モンドルキリ	9,100	ゴム農園
55	Pacific Lotus Yory Stock Co., Ltd	ベトナム	モンドルキリ	9,014	ゴム農園
56	Seang Long Green Land Investment (Cambodia) Co., Ltd	中国	モンドルキリ	7,000	ゴム、アカシア農園
57	Unigreen Resource Co., Ltd	中国	モンドルキリ	8,000	ゴム農園
58	Wuzhishan L.S Group	中国	モンドルキリ	10,000	Merkusii 栽培と加工場
59	P N T Co., Ltd	ベトナム	プリビエール	7,900	ゴム農園
60	Thy Nga Development and Investment Co., Ltd	ベトナム	プリビエール	6,060	ゴム農園
61	Ratana Visal Development Co., Ltd	カンボジア	プサット	3,000	カシュー、油ヤシ
62	30/4 Gialani Company Limited	ベトナム	ラタナキリ	9,380	農産穀物、畜産、加工場
63	CRD	ベトナム	ラタナキリ	7,591	ゴム農園
64	CHAING LY Investment	ベトナム	ラタナキリ	1,900	ゴム農園
65	Dai Dong Yoeurng Commercial Yornh Stock Co., Ltd	ベトナム	ラタナキリ	4,889	ゴム、カシュー栽培と畜産
66	Global Tech Sdn., Bhd, Rama Khmer International and Men Sarun Friendship	カンボジア	ラタナキリ	20,000	油ヤシ、コーヒー他
67	Heng Brother	ベトナム	ラタナキリ	2,361	ゴム、アカシア農園
68	Heng Development Co., Ltd	カンボジア	ラタナキリ	8,654	農産品、植林
69	Heng Heap Investment	カンボジア	ラタナキリ	7,000	ゴム、ジェットロファ農園
70	Holy Ykho Investment (Cambodia)	中国	ラタナキリ	7,497	ゴム、農産品農園

	会社名	国籍	所在地	面積 (ha)	投資目的
71	Hong An Mang Yang K Rubber Development	ベトナム	ラタナキリ	6,891	ゴム農園
72	Hornng An Oyadav Co., Ltd	ベトナム	ラタナキリ	9,000	ゴム農園
73	Kao Su Ealev Bm Yoi Stock	ベトナム	ラタナキリ	8,400	ゴム農園
74	Kiri Development	カンボジア	ラタナキリ	807	ゴム農園
75	Krong Pok Ratanakiri Rubber Development Co.Ltd	ベトナム	ラタナキリ	6,695	ゴム農園
76	Oryung Construction (CAM) Co., Ltd	韓国	ラタナキリ	6,866	ゴム農園
77	Veasna Investment	ベトナム	ラタナキリ	5,080	ゴム農園
78	Kain Co., Ltd	カンボジア	シェムリアップ	4,535	ゴム、農産品農園
79	Samrong Rubber Industries Pte., Ltd	カンボジア	シェムリアップ	9,658	ゴム・その他の農園
80	Sophorn Theary Peanich Co., Ltd	カンボジア	シェムリアップ	5,042	ゴム・農産品農園
81	Mong Reththy Investment Cassava Cambodia Co., Ltd.	カンボジア	プリシアヌーク	1,800	キャッサバ農園、加工場
82	Mong Reththy Investment Oil Palm Cambodia Co., Ltd.	カンボジア	プリシアヌーク	11,000	Oil palms
83	(Cambodia) Research Mining and Development	カンボジア	スタントレン	7,200	ゴム・アカシア農園
84	Cassava Starch Production Co., Ltd	カンボジア	スタントレン	7,400 +6,190	農業、農産穀物
85	GG WORLD GROUP (CAMBODIA) DEVELOPMENT Co., Ltd	中国	スタントレン	5,000	農産穀物、畜産、加工場
86	GRAND LAND AGRICULTURAL DEVELOPMENT (CAMBODIA) Co., Ltd	中国	スタントレン	9,854	農産穀物
87	Green Sea Agriculture Co., Ltd.	カンボジア	スタントレン	100,852	Trincomali農園
88	PHOU MADY INVESTMENT GROUP	カンボジア	スタントレン	10,000	アカシア、Trincomali植林他
89	SAL SOPHEA PEANICH Co., Ltd.	カンボジア	スタントレン	9,917	アカシア、Trincomali植林他
90	Sekong Aphivath Co., Ltd	カンボジア	スタントレン	9,850	農産品加工、畜産
91	SIV GUEK INVESTMENT Co., Ltd.	カンボジア	スタントレン	10,000	アカシア、Trincomali植林他
92	SOPHEAK NIKA Investment Agro-Industrial Plants Co., Ltd	カンボジア	スタントレン	10,000	アカシア、Trincomali植林他
93	Un-Inter Trading and Development Group (Cambodia)	中国	スタントレン	7,000	ゴム・アカシア農園
94	(Cambodia) Cane and Sugar Valley	タイ	ウドールミンチャイ	6,595	サトウキビ栽培と加工場
95	Angkor Sugar	タイ	ウドールミンチャイ	6,523	サトウキビ栽培と加工場
96	Crystal Agro Company Limited	タイ	ウドールミンチャイ	8,000	キャッサバ、その他農産品
97	River Sugarcane	タイ	ウドールミンチャイ	6,618	サトウキビ栽培と加工場
98	N K Venture (Cambodia) Limited	インド	スパイリエン	1,200	サトウキビ

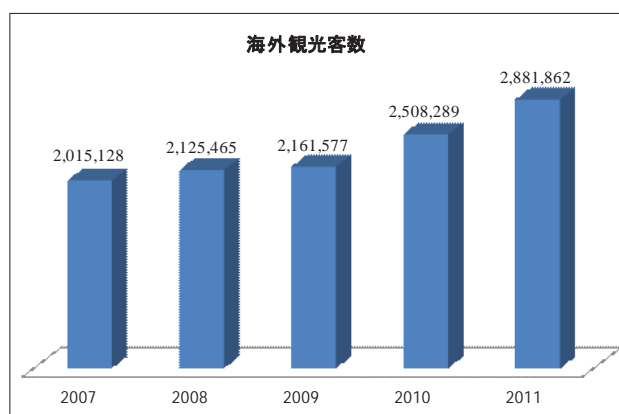
出所: ELC Website, MAFF (<http://www.elc.maff.gov.kh/en/profile>)

## 観光業

観光省の資料によれば、海外からカンボジアを訪れる観光客の数は2007年の201.5万人から2011年の288.1万人に急増している。海外観光客の73.1%はアジア太平洋地域からの訪問者で、半分以上をアセアン諸国からの観光客が占めている。ヨーロッパ、米州、アフリカ、中近東からの観光客は、それぞれ18.8%、7.5%、0.2%、0.3%である。

2011年で見ると、観光客の平均滞在日数は6.5日となっている。観光客の増加に伴って、ホテルの占有率も2007年の54.8%から2011年には66.2%に改善し、観光業界の収入も2007年の14.0億ドルから2011年には19.1億ドルへと増加している。

2012年の1～7月には、2011年の同時期を25.6%上回る204.1万人の観光客がカンボジアを訪れている。この時期、47.9%が空路で、49.7%が陸路で、2.4%が水路でカンボジアに入国している。



出所：2011年観光統計年報、観光省

図7-5-4 カンボジアへの観光客数

ベトナムは2005年に海外からの観光客数の上位10位に初めて入ったが、徐々に順位を上げ、2009年には31.6万人がカンボジアを訪れ、全海外観光者数の14.6%を占めて最上位に躍り出た。2011年には更に増加して61.4万人に達し、全海外観光者のうち21.3%を占めるに至っている。この傾向は2012年1～7月も続いていて、そのシェアは22.2%に上昇している。

韓国人のシェアは2008年に前年の16.4%から12.5%へと突然かつ急激に低下した。金融危機の影響により、韓国経済が減速したことが原因である。2009年にはさらに9.2%にまで低下したが、2010年に入り11.6%、2011年には11.9%と回復傾向にある。中国人のシェアは2005年以来一貫して上昇傾向にある。2005年には4.2%であったが、2011年には8.6%、2012年1～7月には8.8%へと増加している。一方、日本は2002年以来シェアの低下が続いている。2002年には18.5%を占めていたが、2011年には5.6%まで減少している。

2011年では、カンボジアへの来訪者数上位10か国のうち、タイからの来訪者数が2010年から減少する一方、ラオスおよびオーストラリアからの訪問者は急増している。一方、2012年1月から7月の間の各国からの来訪者数は2011年の同時期に比べて、いずれも増加している。

2010年から2012年7月の間のカンボジアへの来訪者数上位10か国は表7-5-10に示す通りである。

表7-5-10 カンボジアへの来訪者数上位10か国(2010年-2012年7月)

順位	国名	2010年	2011年	比率(%)	増減(%)	2012年(1-7月)	比率(%)
1	Vietnam	514,289	614,090	21.3	19.4	453,894	22.2
2	South Korea	289,702	342,810	11.9	18.3	256,315	12.6
3	China	177,636	247,197	8.6	39.2	179,251	8.8
4	Japan	151,795	161,804	5.6	6.6	95,877	4.7
5	USA	146,005	153,953	5.3	5.4	103,813	5.1
6	Lao PDR	92,276	128,525	4.5	39.3	127,297	6.2
7	France	113,285	117,408	4.1	3.6	70,866	3.5
8	Thailand	149,108	116,758	4.1	-21.7	105,393	5.2
9	Australia	93,598	105,010	3.6	12.2	67,202	3.3
10	UK	103,067	104,052	3.6	1.0	65,873	3.2

出所：観光統計報告、2012年7月、観光省

カンボジアへの訪問目的については、2011年では93.9%が観光であり、ビジネスを目的とする訪問は5%に過ぎない。ビジネス目的の来訪者数上位10位の国・地域は表7-5-11に示す通りである。

2011年のプノンペン国際空港への到着旅客のうち約14%がビジネス目的であり、シエムリアップ国際空港では99.0%が観光目的であった。

表7-5-12にカンボジアのホテル、ゲストハウス、旅行代

理店の数の推移を示す。

観光業に対する投資は、表7-5-13に示す通り、2007年から2009年にかけて堅調であった。2010年には対前年比3.4%と急減したものの、2011年には再び増加に転じている。なお2008年の観光投資には、38.5億ドルの投資を計画している案件が含まれているが、これを除くと49.3億ドルとなる。

表7-5-11 主要国・地域別業務来訪者数(2011年)

国・地域	業務来訪者数(人)
China	42,100
South Korea	13,608
Taiwan	9,538
Thailand	9,325
USA	7,707
France	6,383
Malaysia	6,100
Japan	6,051
Australia	4,963
UK	4,456

出所: 2011年観光統計年報、観光省

表7-5-12 観光関連施設の数

年	ホテル	ゲストハウス	旅行代理店
2002	267	509	259
2003	292	549	270
2004	299	615	302
2005	317	684	336
2006	351	742	382
2007	395	891	451
2008	398	925	473
2009	451	1,018	485
2010	440	1,087	507
2011	476	1,142	589

出所: 2011年観光統計年報、観光省

表7-5-13 観光業におけるCDC認可投資案件(2002-2011年)

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
案件数	4	10	6	6	8	13	20	12	3	8
投資額(固定資産: 百万米ドル)	70	114	65	103	408	1,250	8,776	3,901	132	2,760

出所: CIB (CDC)

## 第8章 ビジネス・コスト

### 物流コスト

#### a) 輸出向け

シハヌークビル港からの輸出
- プノンペンからシハヌークビル港までは、20フィートコンテナで約520米ドル。 (輸送費、書類作成費、輸出通関料、荷役費、原産地証明書発行手数料、通行料、仲介手数料、その他費用およびVATを含む)
- シハヌークビル港の利用料は約450米ドル。
- 道路を使つての移動で約7-8時間程度かかる。

バベットまたはホーチミンからの輸出
- プノンペンからホーチミンまで40フィートのコンテナで約1,050米ドル。 (カンボジア側の輸出通関料を含む、但しベトナム側での港の手数料は含まれない)
- 道路を使つての移動で約15時間かかる。

カイメップからの輸出
- プノンペンからカイメップまで約1,250米ドル。(カンボジアおよびベトナム両国の通関手数料を含む)
- 河川の水上交通を利用して約36時間かかる。

#### b) 輸入向け

カイメップからの輸入
- カイメップからプノンペンまで約1,300米ドル (カンボジアおよびベトナム両国の通関手数料を含む)

タイからの輸入
- タイからプノンペンまでは40フィートコンテナで約1,600米ドル (タイからの通関手数料は含まれるが、カンボジアの通関手数料は含まれていない)
- 道路を使つての移動で約20時間かかる。

注: 上記の物流コストは物流企業へのインタビューを通じて入手したものである。実際の輸送価格は、製品、コンテナの大きさ、含まれる費用項目、その他条件によって変動する。

### 不動産

#### a) 工業用地

場所	土地分類	地価 (米ドル/ m <sup>2</sup> )
プノンペン	商業用(一等地)	4,000-6,000
	商業用(二等地)	2,500-3,000
	商業用(三等地)	1,000-1,500
	居住用(一等地)	1,800-2,500
	居住用(二等地)	800-1,200
	居住用(三等地)	50-300
	開発用地	15-50

場所	土地分類	地価 (米ドル/ m <sup>2</sup> )
シエムリアップ	商業用(一等地)	1,500-2,500
	商業用(二等地)	800-1,000
	商業用(三等地)	300-500
	居住用(一等地)	300-500
	居住用(二等地)	150-200
	居住用(三等地)	50-100
	開発用地	5-20
シアヌークビル	商業用(一等地)	800-1,200
	商業用(二等地)	400-600
	商業用(三等地)	200-300
	居住用(一等地)	300-500
	居住用(二等地)	150-200
	居住用(三等地)	50-100
	開発用地	5-20

出所: Bonna Realty Group (Cambodian Estate), 2012年11月調査

#### b) オフィス・スペース

オフィスの種類	平均賃貸料(月額) (米ドル/ m <sup>2</sup> )
一等地	15 - 25
二等地	8 - 13

出所: Bonna Realty Group (Cambodian Estate), 2011年11月調査

#### c) 工場家賃及び賃貸料

工場の種類	場所	平均リース料金(米ドル/m <sup>2</sup> /月)	
賃貸用既存工場	一等地	1.35 - 1.80	
	その他	1.15 - 1.35	
場所	面積 (m <sup>2</sup> )	工場の賃貸価格(月額) (米ドル/ m <sup>2</sup> )	工場の販売価格 (米ドル/ m <sup>2</sup> )
国道2号線	2,900	1.35 - 1.80	250 - 350
Boeung Tompun St.371	5,000	1.15 - 1.35	150 - 300
Veng Sren道路 国道3、4号線	土地面積: 3,250 建物面積: 2,750	1.0 - 1.5	70 - 150 40 - 120

出所: Bonna Realty Group (Cambodian Estate), 2012年11月調査

#### d) 倉庫賃料

場所	面積	平均賃貸費用 (米ドル/ m <sup>2</sup> )
工業区 (Veng Sreng 路)	1,000 - 6,000 m <sup>2</sup>	1.00
ブーントンプン (Boeung Tom Pun) 地区	—	1.00 - 1.50
チャムカドン (Chamkadong) 地区	—	1.00 - 1.35
チャンムチャオ (Cham Chao) 地区	—	1.00 - 1.50
スタンミンチャイ (Steng Meanchey) 地区	—	1.00 - 1.80

出所: Bonna Realty Group (Cambodian Estate), 2012年11月調査



## 人件費

職業(職位)	平均月額給与 (2011年9月時点)	
	米ドル	リエル
一般労働者	82.00	335,747
エンジニア(中堅)	204.00	835,274
中間管理職	663.00	2,714,639
法定最低賃金	55.00	222,145

出所: JETRO <http://www.jetro.go.jp/>

## 光熱費

## a) 電気料金

プノンペン・カンダール州、コンポンスプ州、シハヌークビル州の3州1市では、電気の利用者は、「家庭用」、「政府機関の予算で支払う顧客」、「大使館」、「外国人住宅」、「商業・工業用の顧客」の5つのカテゴリーに分類される。また、電気料金は、電気の消費量に応じて決定される。カンボジア各地の電気料金を下表に示す。

## 主要州

分類	電気料金	
<b>プノンペン、カンダール、コンポンスプ</b>		
プノンペンおよびカンダール(Takmao)の一般家庭向け	月50kWh以下	610 リエル/kWh
	月50kWhを超える	720 リエル/kWh
カンポンスプ(Chamon)の一般家庭向け	すべての顧客	720 リエル/kWh
政府機関予算で支払う顧客、大使館、外国人住宅向け	すべての顧客	820 リエル/kWh
商業・工業用の顧客	小口顧客	*MA + 0.036 米ドル/kWh
	中口顧客	MA + 0.028 米ドル/kWh
	大口顧客	MA + 0.024 米ドル/kWh
	**MV顧客	MA + 0.020 米ドル/kWh
<b>プレア・シハヌーク</b>		
一般家庭向け	すべての顧客	720 リエル/kWh
政府機関予算で支払う顧客	すべての顧客	820 リエル/kWh
大使館、外国人住宅向け、商業・工業用の顧客	小口顧客	MA + 0.046 米ドル/kWh
	中口顧客	MA + 0.038 米ドル/kWh
	大口顧客	MA + 0.034 米ドル/kWh
	MV顧客 ( 275-500 KVA)	MA + 0.025 米ドル/kWh
	MV顧客 (501-1000 KVA)	MA + 0.022 米ドル/kWh
	MV顧客 (1001-3000 KVA)	MA + 0.018 米ドル/kWh
	MV顧客 (> 3000 KVA)	MA + 0.015 米ドル/kWh
<b>コンポンチャム</b>		
一般家庭向け	すべての顧客	940 Rile/kWh
政府機関予算で支払う顧客	すべての顧客	940 Rile/kWh
大使館、外国人住宅向け、商業・工業用の顧客	小口顧客	MA + 0.046米ドル/kWh
	中口顧客	MA + 0.038米ドル/kWh
	大口顧客	MA + 0.034米ドル/kWh

分類	電気料金
MV顧客 ( 275-500 KVA)	MA + 0.025米ドル/kWh
MV顧客 (501-1000 KVA)	MA + 0.022米ドル/kWh
MV顧客 (1001-3000 KVA)	MA + 0.018米ドル/kWh
MV顧客 ( > 3000 KVA)	MA + 0.015米ドル/kWh

その他の州

州	分類	電気料金
シェムリアップ	小口顧客	820 リエル/kWh
	中口顧客	800 リエル/kWh
	大口顧客	750 リエル/kWh
	MV顧客	700 リエル/kWh
	Shu Jing 電気会社	600 リエル/kWh
	その他電力事業者	600 リエル/kWh
バンテミンチェイ	小口顧客	1,000 リエル/kWh
	中口顧客	900 リエル/kWh
	大口顧客	850 リエル/kWh
	MV顧客	750 リエル/kWh
	その他電力事業者	600 リエル/kWh
バットアンバン	小口顧客	1,000 リエル/kWh
	中口顧客	900 リエル/kWh
	大口顧客	850 リエル/kWh
	MV顧客	750 リエル/kWh
	その他電力事業者	600 リエル/kWh
タケオ	小口顧客	920 リエル/kWh
	中口顧客	0.1825 米ドル/kWh
	大口顧客	0.1730 米ドル/kWh
	MV顧客	0.1655 米ドル/kWh
スバイリエン (Bavet)	すべての顧客	650 リエル/kWh
	MV顧客	0.1150 米ドル/kWh
カンポット (Kampong Trach)	すべての顧客	1,100リエル/kWh
	MV顧客	0.1150米ドル/kWh
プレイベン	すべての顧客	1,220 リエル/kWh
ストゥントウレン	すべての顧客	980 リエル/kWh
ラタナキリ	すべての顧客	670 リエル/kWh

注) \* MAは、独立系電力供給業者(IPP) の2ヶ月前の月平均価格を意味する。

\*\*MV:は、Medium Voltage customersの略

出所: MIME, 2011年11月

## b) 水道料金

分類		水道料金/m <sup>3</sup>	管轄機関
プノンペン			
一般家庭向け	0m <sup>3</sup> - 07m <sup>3</sup>	550 リエル/m <sup>3</sup>	Phnom Penh Water Supply Authority (PPWSA)
	8m <sup>3</sup> - 15m <sup>3</sup>	770 リエル/m <sup>3</sup>	
	16m <sup>3</sup> - 50m <sup>3</sup>	1,010 リエル/m <sup>3</sup>	
	51m <sup>3</sup> 以上	1,270 リエル/m <sup>3</sup>	
政府機関およびコミュニティ		1,030 リエル/m <sup>3</sup>	
商業・工業向け	0m <sup>3</sup> -100m <sup>3</sup>	950 リエル/m <sup>3</sup>	
	101m <sup>3</sup> - 200m <sup>3</sup>	1,150 リエル/m <sup>3</sup>	
	201m <sup>3</sup> - 500m <sup>3</sup>	1,350 リエル/m <sup>3</sup>	
	501m <sup>3</sup> 以上	1,450 リエル/m <sup>3</sup>	
シエムリアップ			
一般家庭向け	1m <sup>3</sup> - 07 m <sup>3</sup>	1,100 リエル/m <sup>3</sup>	Siem Reap Water Supply Authority
	08m <sup>3</sup> -15 m <sup>3</sup>	1,500 リエル/m <sup>3</sup>	
	16m <sup>3</sup> -30m <sup>3</sup>	1,800 リエル/m <sup>3</sup>	
	31m <sup>3</sup> 以上	2,000 リエル/m <sup>3</sup>	
商業・工業向け	0m <sup>3</sup> -50m <sup>3</sup>	1,900 リエル/m <sup>3</sup>	
	51m <sup>3</sup> -150m <sup>3</sup>	2,400 リエル/m <sup>3</sup>	
	151m <sup>3</sup> -350m <sup>3</sup>	2,900 リエル/m <sup>3</sup>	
	351m <sup>3</sup> 以上	3,400 リエル/m <sup>3</sup>	
シハヌークビル			
カテゴリー1	01m <sup>3</sup> -07m <sup>3</sup>	1,500 リエル/m <sup>3</sup>	Preah Sihanuok Water supply
カテゴリー2	01m <sup>3</sup> -07m <sup>3</sup>	1,500 リエル/m <sup>3</sup>	
	08m <sup>3</sup> -15m <sup>3</sup>	1,800 リエル/m <sup>3</sup>	
カテゴリー3	1m <sup>3</sup> -07 m <sup>3</sup>	1,500 リエル/m <sup>3</sup>	
	08m <sup>3</sup> -15m <sup>3</sup>	1,800 リエル/m <sup>3</sup>	
	16m <sup>3</sup> -30m <sup>3</sup>	2,000 リエル/m <sup>3</sup>	
コンボンチャム			
一般家庭向け	0 m <sup>3</sup> -10 m <sup>3</sup>	500 リエル/m <sup>3</sup>	Kampong Cham Water Supply
	11m <sup>3</sup> 以上	900 リエル/m <sup>3</sup>	
商業・工業向け		1,500 リエル/m <sup>3</sup>	

州	水道料金/m <sup>3</sup>	管轄機関
バットアンバン	1,500 リエル/m <sup>3</sup>	Battambang Water Supply
プルサット	1,600 リエル/m <sup>3</sup>	Pursat Water Supply
カンポット	1,400 リエル/m <sup>3</sup>	Kampot Water Supply
スバイリエン	1,200 リエル/m <sup>3</sup>	Svay Rieng Water Supply
クラティエ	1,400 リエル/m <sup>3</sup>	Kratie Water Supply
ストウトウレン	1,500 リエル/m <sup>3</sup>	Steung Treng Water Supply
ラタナキリ	1,500 リエル/m <sup>3</sup>	Ratanakiri Water supply
コンボンチュナン	1,600 リエル/m <sup>3</sup>	Kampong Chhnang Water Supply
プレイベン	1,200 リエル/m <sup>3</sup>	Prey Veng Water Supply

州	水道料金/m <sup>3</sup>	管轄機関
コンポントム	1,500 リエル/m <sup>3</sup>	Stuong Water Supply
タケオ	2,000 リエル/m <sup>3</sup>	民間事業者
コンポンスプ	1,650 リエル/m <sup>3</sup>	民間事業者
パンテイミンチエイ	1,800 リエル/m <sup>3</sup>	民間事業者
プレアビヘア	1,800 リエル/m <sup>3</sup>	民間事業者
パイリン	2,000 リエル/m <sup>3</sup>	民間事業者
コッコン	1,800 リエル/m <sup>3</sup>	民間事業者

出所: MIME, 2012年9月

### c) ガス料金

分類	料率
家庭用	20.00米ドル/15kg (小) 62.00米ドル/48kg (大)
工業用	19.00米ドル/15kg (小) 60.00米ドル/48kg (大)

出所: Modern Selling Gas Shop in Phnom Penh, 2012年11月

### d) ガソリン費

分類	料金 (1リットル当たり)
交通機関向け	
- プレミアム	1.388米ドル = 5,550 リエル
- レギュラー	1.313米ドル = 5,250 リエル
- ディーゼル	1.275米ドル = 5,100 リエル

出所: Caltex Station, 2012年11月

## 通信費

### a) 電話料金(固定電話)

<b>Camintel</b>	ウェブ: <a href="http://www.camintel.com/index.html">www.camintel.com/index.html</a> 電話: + 855 23 986-789	E-メール: <a href="mailto:sales@camintel.com">sales@camintel.com</a> Fax: + 855 23 986-277	
接続費用/line		15.00米ドル	
国際通話のための保証金		150.00米ドル	
月額費用		5.00米ドル	
国内通話	Camintel	0.01米ドル	
	その他の固定電話	0.04米ドル	
	携帯電話	0.06米ドル	
長距離通話	Camintel	0.02米ドル	
	その他の固定電話	0.04米ドル	
	携帯電話	0.06米ドル	
国際電話			
	通話先	平日(米ドル)	週末(米ドル)
	近隣諸国	0.82/分	0.66/分
	アジア諸国	0.90/分	0.72/分
	北米及び欧州	0.98/分	0.79/分
	その他	1.14/分	0.97/分

出所: Camintel

## b) 携帯電話料金

<b>Cellcard (Mobitel)</b>	Web: www.cellcard.com.kh Phone: +855 12 800 800	E-mail: helpline@mobitel.com Fax: + 855 12 801 801
SIM no. (頭3桁)	012/ 017/ 077/ 078/ 089/ 092/ 095	
同一ネットワーク	6:00-22:59: 0.07米ドル/分 23:00-5:59: 0.05米ドル/分	
異なるネットワーク	24時間: 0.08米ドル/分	
国際通話	24時間: (IDD call/ 007) 0.20米ドル/分+ IDD 料金 24時間: (International Call/177) 0.10-0.15米ドル: アジア地域、アメリカ、カナダ、EU、オーストラリア 0.25-0.35米ドル: その他の地域	

<b>Metfone</b>	Web: www.metfone.com.kh Phone: +855 23 6200 014	E-mail: vtc.admin@gmail.com Mobile: + 855 97 9097 097
SIM no. (頭3桁)	088/ 097	
同一ネットワーク	通常時間: 0.06-0.065米ドル/分 18:00-20:00: 0.065-0.07米ドル/分 22:00-6:00: 0.05米ドル/分	
異なるネットワーク	通常時間: 0.08米ドル/分	
国際通話	0.10-0.25 米ドル/ 分 (“178” + 国番号)	

<b>Beeline</b>	Web: www.beeline.com.kh Phone: +855 90 999 611	E-mail: cs@beeline.com.kh Fax: -----
SIM no. (頭3桁)	066/ 067/ 068/ 090/060	
同一ネットワーク	0.05-0.08米ドル/ 分	
異なるネットワーク	0.067-0.105米ドル/ 分	
国際通話	0.06-0.12米ドル/ 分 (“179” + 国番号)	

<b>Mfone</b>	Web: www.mfone.com.kh Phone: +855 23 300 101/ 011 800 800	E-mail: sales@mfone.biz Fax: + 855 23 358 899
SIM no. (頭3桁)	011/ 061/ 076/ 085/ 099	
同一ネットワーク	24時間: 0.07米ドル/ 分	
異なるネットワーク	24時間: 0.07米ドル/ 分	
国際通話	0.20米ドルから + MPTC レート (“165” + 国番号)	

<b>Smart Mobile</b>	Web: www.smart.com.kh Phone: +855 10 201 000/ 010 200 888	E-mail: info@smart.com.kh Fax: + 855 23 868 882
SIM no. (頭3桁)	010/ 069/ 070/ 086/ 093/ 098	
同一ネットワーク	24時間: 0.05米ドル/ 分	
異なるネットワーク	24時間: 0.06-0.08米ドル/ 分	
国際通話	0.07-0.50米ドル/ 分 (“+” + 国番号)	

c) インターネット(ブロードバンド)

<b>Comintel</b>	Web: www.comintel.com Phone: +855 23 998 998	E-mail: sales@camintel.com Fax: + 855 23 986 277
512 kbps (無制限)	79米ドル/月	<b>補足</b> 光ファイバー 5メールボックスが無料 メールボックスの追加料金は1ボックス3米ドル モデム設定無料 料金は予告無しに変更される場合がある。 表示料金はVATを含まない。
1 Mbps (無制限)	119米ドル/月	
2 Mbps (無制限)	199米ドル/月	
3Mbps以上 (無制限)	要相談	

<b>Online</b>	Web: www.online.com.kh Phone: +855 23 727 272	E-mail: Sales@online.com.kh Fax: + 855 23 727 777
256 kbps (無制限)	69米ドル/月	<b>補足</b> 30メールボックス無料 (100 mb保存用、5mb ウェブスペース) モデム購入費用: ADSL 88米ドル, WiMAX 349米ドル モデムレンタル: ADSL 8米ドル/月, WiMAX: 8米ドル/月
512 kbps (無制限)	99米ドル/月	
1 Mbps (無制限)	149米ドル/月	
2 Mbps (無制限)	249米ドル/月	

<b>Mekong Net</b>	Web: www.mekongnet.com.kh Phone: +855 23 226 622	E-mail: sales@corp.mekongnet.com.kh Fax: + 855 23 224 500
256 kbps (無制限)	85米ドル/月	<b>補足</b> すべての表示料金は交渉可能 表示料金には機材保証金、レンタル料、10%VATは含まれていない。 料金は予告無しに変更される場合がある。 年中無休24時間サポート体制 IPアドレス(1つ)を無料提供
512 kbps (無制限)	145米ドル/月	
1 Mbps (無制限)	255米ドル/月	
1.5Mbps以上 (無制限)	149米ドル/月	

<b>Ezecom</b>	Web: www.ezecom.com.kh Phone: +855 23 888 181	E-mail: websales@ezecomgroup.com.kh Fax: + 855 23 882 961
256 kbps (無制限)	35米ドル/月	<b>補足</b> 20メールボックス無料(400 mb保存用、5mb ウェブスペース、1IP) 設置費用: 35-40 米ドル (ADSLおよびWiMAX) モデムレンタル (WiMAX): 10米ドル/月 すべての料金は固定価格 すべての料金はVATを含まない
512 kbps (無制限)	69米ドル/月	
1 Mbps (無制限)	99米ドル/月	
2 Mbps (無制限)	245米ドル/月	

<b>Metfone</b>	Web: www.metfone.com.kh Phone: +855 23 6200 014	E-mail: vtc.admin@gmail.com Mobile: + 855 97 9097 097
512 kbps (ADSL)	20米ドル/月	<b>補足</b> プロモーション情報は www.metfone.com.kh へアクセス 保証金は選択したサービス(スピード)に応じて決定。 取付料: 50米ドル すべての料金はVAT(10%)を含まない。
1 Mbps (FTTH)	65米ドル/月	
2 Mbps (FTTH)	100米ドル/月	
4 Mbps (FTTH)	265米ドル/月	

<b>EMAXX 4G Broadband</b>	Web: www.emaxxtelecom.com Phone: +855 23 99 98 18	E-mail: support@emaxxtelecom.com Mobile: +855 018 32 32 81
512 kbps (無制限)	59米ドル/月	<b>補足</b> すべての料金は固定価格 すべての料金はVATを含む
1 Mbps (無制限)	89米ドル/月	
2 Mbps (無制限)	149米ドル/月	
4 Mbps (無制限)	309米ドル/月	

## 第9章 カンボジアにおける外国人の生活環境

### 9.1 住居

プノンペン市には10軒以上の5つ星、4つ星ホテルやサービス・アパートメントがあり、多数の3つ星ホテルとあわせて、日本人駐在員、出張者、あるいは旅行者に利用されている。ホテルやサービス・アパートの参考価格を表9-1-1及び表9-1-2に掲げる。

### 9.2 医療サービス

日本人が利用可能な医療サービスは依然として限られているが、プノンペン市内にあるインターナショナルSOS(International SOS)やラッフルズ・メディカル・センター(Raffles Medical Center)が一般に利用されており、インターナショナルSOS(International SOS)には日本人スタッフが勤務している。また、日本人医師や日本人歯科医から治療を受けられる医療機関も最近増えてきている。

表9-1-1 アパート及びコンドミニアム家賃

場所	部屋タイプ	面積	平均家賃(米ドル)	
			1泊	月額
高級地区 (家具付)	スタジオ・タイプ	46平米	35-50	500 - 800
	1寝室/1浴室、2階	70平米		600 - 1,000
	2寝室/1浴室	110平米	40-60	1,000 - 1,500
	2階			100 - 200
	2寝室/2浴室	120 - 130平米		1,000 - 2,000
高級地区 (家具付、外国人向け)	1寝室/1浴室	90平米		800 - 1,500 (光熱費込)
	2寝室/1浴室	120平米		1,000-2,500 (光熱費除く)
商業地区	1階	スタンダード (4m x 16m/階)		700 - 1,200
	1・2階			900 - 1,500
	1・2・3階			1,200 - 2,500
	1・2階			200 - 350
中央市場周辺	1階			800 - 1,500
	1・2階			1,000 - 1,700
	1・2・3階			1,300 - 2,600
	1・2階			200 - 350
中央市場地区	1階			800 - 1,000
	1・2階			850 - 1,100
	1・2・3階			950 - 1,500
	1・2階			300 - 400
住宅地-1	1階			400 - 500
	1・2階			450 - 550
	1・2・3階			650 - 850
	1・2階			350 - 450
住宅地-2	1階			300 - 400
	1・2階			350 - 450
	1・2・3階			400 - 550
	1・2階			150 - 250

出所: Bonna Realty Group; ASEAN Facts and Figures, 2012年11月

表9-1-2 主要ホテル

## プノンペン

ホテル名/所在地	部屋の種類	料金(米ドル)/泊	
		シングル	ツイン・ダブル
<b>Sofitel Phnom Penh Phokeethra Hotel (5 Stars)</b>			
Address: No. 26, Sothearos Blvd, Sangkat Tonle Bassac, Khan Chamkar Morn, Phnom Penh Phone: +855 23 999 200 Fax: + 855 23 999 211 E-mail: h6526@sofitel.com Web: www.sofitel.com/6526	Superior		175
	Luxury room		215
	Junior suite		316
	Prestige suite		480
<b>Raffle Hotel Le Royal (5 Stars)</b>			
Address: 92 Rukhak Vithei Daun Penh, Sangkat Wat Phnom, Phnom Penh Phone: +855 23 981 888 Fax: +855 23 981 128 E-mail: phnompenh@raffles.com Web: www.raffles.com	State Room		202
	Landmark Room		225
<b>InterContinental Hotels and Resorts Phnom Penh (5 Stars)</b>			
Address: 296, Boulevard Mao Tse Toung, Phnom Penh Phone: +855 23 424 888 Fax: +855 23 424 885 E-mail: phnompenh@interconti.com Web: www.intercontinental.com	Deluxe		129
	King Bed		170
<b>Hotel Cambodiana Phnom Penh (4 Stars)</b>			
Address: 313, Sisowath Quay, Phnom Penh, Kingdom of Cambodia Phone: +855 23 426 288 Fax: + 855 23 217 059 E-mail: info@hotelcambodiana.com.kh Web: www.hotelcambodiana.com.kh	Superior		79
	Deluxe		87
	Junior Suite		227
	Executive Suite		310
<b>Sunway Hotel (4 Stars)</b>			
Address: 1, Daun Penh (St. 92), Sangkat Wat Phnom, Phnom Penh Phone: +855 23 430 333 Fax: +855 23 430 339 E-mail: enquiryshpp@sunwayhotels.com Web: www.phnompenh.sunwayhotels.com	Deluxe		129
	Executive Suite		209
	Presidential Suite		619
<b>Phnom Penh Hotel (4 Stars)</b>			
Address: No.53, Monivong Boulevard, Sangkat Srah Chok, Phnom Penh, P.O. Box 1131, Phnom Penh Phone: +855 23 991 868 Fax: +855 23 991 818 E-mail: info@phnompenhhotel.com Web: www.phnompenhhotel.com	Superior		91
	Deluxe		99
	Junior Suite		132
	Executive Suite		157
<b>The Quay Hotel (4 Stars)</b>			
Address: No. 277, Preah Sisowath Quay, Phnom Penh Central Room Reservations: +855 23 992 284 Phone: +855 23 224 894 Fax: +855 23 224 893 E-mail: reservations@thequayhotel.com Web: www.thequayhotel.com	Standard Suite		80
	Panoramic Suite		125
<b>Imperial Garden Villa &amp; Hotel (4 Stars)</b>			
Address: 315 Sisowath Quay, Phnom Penh Phone: +855 23 219 991 Fax: +855 23 219 992 E-mail: sales@imperialgarden-hotel.com Web: www.imperialgarden-hotel.com	Standard		62
	Executive		88
	Deluxe Suite		211
	Royal Suite		261-358



ホテル名/所在地	部屋の種類	料金(米ドル)/泊	
		シングル	ツイン・ダブル
<b>Holiday International Hotel</b>			
Address: St. 84, Preah Monivong Blvd, Phnom Penh Phone: +855 23 427 402 Fax: +855 23 427 401 E-mail: holiday@online.com.kh Web: www.holidayhotelcambodia.com	Standard		70
	Deluxe		90
	Suite		120
	Note: They have special internet rate.		
<b>Juliana Hotel</b>			
Address: 16, Juliana152 Road, Sangkat Vealvong, Khan 7 Makara, Phnom Penh Phone: +855 23 880 530-31 Fax: +855 23 880 530-31 E-mail: julianahotelpp@online.com.kh Web: www.julianacambodia.com	Deluxe	95	100
	Juliana Suite	200	220
	Superior Room	70	80
	Executive Deluxe	110	120
<b>Goldiana Hotel</b>			
Address: #10+12, St 282, Sangkat Boeung Keng Kang I, Khan Chamkarmon, Phnom Penh Phone/Fax: +855 23 219 558 E-mail: sales-pnh@goldiana.com Web: www.goldiana.com	Standard	28	38
	Deluxe	38	48
	Suite	58	68
	Goldiana Suite	88	98

### シェムリアップ

ホテル名/所在地	部屋の種類	料金(米ドル)/泊	
		シングル	ツイン・ダブル
<b>Sokha Angkor (5 Stars)</b>			
Address: National Road No 6 & Sivatha (St.) Junction, Siem Reap City, Siem Reap Phone: +855 63 969 999 Fax: +855 63 969 998 E-mail: reservation.sr@sokhahotels.com Web: www.sokhahotels.com	Deluxe City View		135
	Deluxe Pool View		144
	Club Suite		221
	Executive Suite		399
<b>Raffle Grand Hotel d' Angkor (5 Stars)</b>			
Address: 1 Vithei Charles de Gaulle, Sangkat Svay Dangkum, Siem Reap City, Siem Reap Phone: +855 63 963 888 Fax: +855 63 963 168 E-mail: siemreap@raffles.com Web: www.raffles.com/siemreap	State Room		304
	Landmark Room		326
<b>Goldiana Angkor Hotel (4 Stars)</b>			
Address: National Road No 6A, Road to Airport, Siem Reap Phone: +855 63 760 805-9 Fax: +855 63 760915 E-mail: info-sr@goldiana.com Web: www.goldiana.com	Deluxe	100	120
	Deluxe Triple		140
	Goldiana Angkor Suite		240
<b>Angkor Century (4 Stars)</b>			
Address: Komay Road, Khum Svay Dangkum, Siem Reap Phone: +855 63 963 777 Fax: +855 63 963 789 E-mail: salesmarketing@angkorcentury.com E-mail: info@angkorcentury.com Web: www.angkorcentury.com	Superior Room	220	240
	Deluxe Room	240	250
	Executive Suite	380	

## シハヌークビル

ホテル名/所在地	部屋の種類	料金(米ドル)/泊	
		シングル	ツイン・ダブル
<b>Sokha Hotel (5 Stars)</b>			
Address: Street 2 Thnou, Sangkat 4, Mittaphep District, Sokha Beach, Sihanoukville Phone: +855 34 935 999 Fax: +855 34 935 888 E-mail: info@sokhahotels.com E-mail: reservations@sokhahotels.com Web: www.sokhahotels.com	Lake Side Deluxe		200
	Club Suite Deluxe		250
	Junior Suite		300
	Deluxe Villa		380
	Executive Suite		550
<b>Independence Hotel (4 Stars)</b>			
Address: Street 2 Thnou, Sangkat No 3, Khan Mittapheap, Sihanoukville Phone: +855 34 934 300 Fax: +855 34 933 660 E-mail: info@independencehotel.net E-mail: reservation@independencehotel.net Web: www.independencehotelcambodia.com	Deluxe		105
	Studio		120
	Suite		131.25
	Premier Villa		142.50
<b>Golden Sea Hotel (4 Stars)</b>			
Address: Ekareach Street, Sangkat 3, Sihanouk Ville, Victory Beaches, Sihanoukville Phone: +855 34 957 888 Fax: +855 34 937 666 E-mail: info@goldenseahotels.com Web: N/A	Deluxe City View		54
	Deluxe Sea View		62
	Golden Sea Suite		124
<b>OC Boutique Hotel (4 Stars)</b>			
Address: St. 23 Tola, Sangkat 4, Ochheuteal Beach, Ochheuteal Beach and Serendipity Beach, Sihanoukville Phone: +855 78 939 888 Fax: N/A E-mail: oc@gmail.com Web: N/A	Standard		58
	Deluxe		67
	Suite		81

Source: \* www.agoda.jp

表9-2-1 主要な病院/診療所

## プンペン

International SOS Clinic Phnom Penh	
診察時間	月曜日-金曜日: 8:00-17:30 土曜日: 8:00-正午
連絡先	Tel: 012-816-911, 012-838-283 (Japanese) Fax: 023-215-811
ウェブサイト	<a href="http://www.internationalsos.com/en/index.htm">http://www.internationalsos.com/en/index.htm</a>
住所	House 161, Street 51 Phnom Penh, Cambodia
Phnom Penh Health Care Center (Somary Raffles Medical Center)	
診察時間	月曜日-土曜日: 8:00-21:00
連絡先	Tel: 023-991-166 / 23 223 322, 012-908-088 (Japanese), 012 810 088 (Khmer & English) Fax: 023-991-166 Tel.: 012-908-188
ウェブサイト	<a href="http://www.phnompenhhealthcare.com/index.php">http://www.phnompenhhealthcare.com/index.php</a>
住所	No. 313, Preah Sisowath Quay, Himawari Hotel Apartments, 12207 Phnom Penh
Royal Rattanak Hospital	
診察時間	月曜日-日曜日: 8:00-17:00
連絡先	Tel: 023-991-000 / 023 365 555, Fax: 023-986-992
ウェブサイト	<a href="http://www.royalrattanakhospital.com">http://www.royalrattanakhospital.com</a>
住所	No.11, Street 592, Boeung Kak 2, Toul Kok. Phnom Penh, Cambodia
Roomchang Dental Clinic	
診察時間	月曜日-土曜日: 8:00-17:00
連絡先	Tel: 023-211-338 (information), 011-811-338 (24h emergency)
ウェブサイト	<a href="http://www.roomchang.com">www.roomchang.com</a>
住所	No. 4, Street 184, Sangkat Phar Thmey 3, Khan Daun Penh, 12210, Phnom Penh
Ken Clinic (日本人医師)	
診察時間	月曜日-土曜日: 8:00-13:00、15:00-19:00
連絡先	Tel: 023-223-843, Fax: 023-223-844
ウェブサイト	<a href="http://www.kenclinic-cambodia.com/">http://www.kenclinic-cambodia.com/</a>
住所	No.17A, Street 178, Phnom Penh, Cambodia
Mori Dental Clinic (日本人歯科医)	
診察時間	定休日なし: 8:00 - 20:00
連絡先	Tel: 023-996-480
ウェブサイト	なし
住所	Alpha Tower1 3rd Floor, No.97B, St.217, Sangkat Phsar Deom Kor, Khan Toul Kork, Phnom Penh
MALIS Dental Clinic (日本人歯科医)	
診察時間	9:00 - 19:00 (月曜日-土曜日)
連絡先	Tel: 023-964-142, 012-513-222 (日本語および英語)
ウェブサイト	<a href="http://www.malis-dental.com">www.malis-dental.com</a>
住所	13 <sup>th</sup> Floor, Phnom Penh Tower, No.445 Monivong Blvd. (St.93/232), Phnom Penh

インターナショナルデンタルクリニック(日本人歯科医)	
診察時間	8:00 - 19:00(月曜日-土曜日)9:00-12:00(日曜日)
連絡先	Tel: 023-21-29-09, 076-737-93-53 (日本語および英語)
ウェブサイト	www.imiclinic.com
住所	#193, St 208 (Monivong St. corner), Phnom Penh
Shigeta Dental Clinic(日本人歯科医)	
診察時間	8:00 - 20:00(土日診療可)
連絡先	Tel: 023-223-225, 010-705-083(日本語)
ウェブサイト	www.shigetadental.com
住所	#25E, St 294 and St 21, Tonlebasac, Chamkamon, Phnom Penh

## シムリアップ

Royal Angkor International Hospital	
診察時間	月曜日-金曜日: 8:00 - 18:00
連絡先	Tel: 063-761- 888, 012-235-888, 063-399-111
ウェブサイト	www.royalankorhospital.com
住所	No.6 (airport Road), Phum Kasekam, Khum Sra Ngea, Siem Reap (Angkor), Cambodia
Pachem Dental Clinic	
診察時間	月曜日-土曜日: 8:00 - 17:15
連絡先	Tel & Fax: 063 965 333
ウェブサイト	www.pachemental.com
住所	No. 242, Mondul 3 Village, Siem Reap City, Siem Reap

## シハヌークビル

CT Clinic	
診察時間	月曜日-日曜日: 7:00 - 20:00
連絡先	Tel: 081-886-666, 034-936-666 Fax: 034-936-888
ウェブサイト	なし
住所	No. 47, Borey Kamakor (St.), Mondul 2 Village, Sangkat 2, Khan Mittapheap, Preah Sihanouk

### 9.3 子弟の教育

日本人会が2001年からプノンペン補習授業校を運営しており、2012年4月時点で幼稚園児童から中学生まで合計57名の生徒が在籍している。また、プノンペン市内には約10校のインターナショナル・スクールがあり、その大部分の学校では小学生から高校生を対象に英語による授業が行われている。インターナショナル・スクールの授業料の例を表9-3-1から表9-3-5に示す。

### 9.4 治安

プノンペン市内では強盗、スリの被害が報告されている。内戦時代に埋設された地雷は都市部や大部分の農村においても処理されているが、バタンバンやバンテアイ・ミャンチェイなど西北のいくつかの州は未処理のまま残っている場合がある。経済特別区用地ではその運用開始前に処理されている。

表9-3-1 ノースブリッジ(Northbridge)インターナショナル・スクール

学年	入学保証金(米ドル)	年間授業料(米ドル)	年間施設料(米ドル)
保育園、幼稚園 A	1,000	半日:5,000、全日: 6,250	750 (返金不可)
幼稚園 B 及び1年生		11,250	2,000 (返金不可)
小学校 (2-6年生)		12,500	2,000 (返金不可)
中学校 (7-8年生)		12,650	
高校 (9-12年生)		15,000(9・10年生) 16,000(11・12年生)	

注: 750ドルは授業料に充当し、残りの250ドルは返金される(但し教科書の紛失・破損分は差引かれる)  
出所: Northbridge International School Cambodia

表9-3-2 プノンペン・インターナショナル・スクール

学年	入学保証金(米ドル)	入学金(米ドル)	年間授業料(米ドル)	年間施設料(米ドル)
就学前 I	750 (返金不可)	500 (返金不可)	5,190	800
就学前 II			6,470	
早期入学及び1-5年生		2,500	12,590	1,920
6-10年生			15,200	
11-12年生			16,460	

注: 年間授業料の支払いについては選択制  
出所: International School of Phnom Penh

表9-3-3 アイキャン・ブリテッシュ(iCAN British)インターナショナル・スクール

年齢	入学金(米ドル)	年間授業料(米ドル)	施設管理費(米ドル)
幼稚園・保育園(EYFS)	1,000	3,100-4,000	1,000
修学前(EYFS)		4,400	
小学校(1-2年生:KS1)		6,500	
小学校(3-4年生:KS2)	1,500	6,500	
小学校(5-6年生:KS2)		7,200	
中学校(7-9年生):KS3)	2,000	8,700	

出所: iCAN British International School

表9-3-4 ザマン・インターナショナル・スクール

レベル/学年	年間登録料 (米ドル)	入学金(米ドル) *1度のみ	授業料 (米ドル)
カンボジア人			
幼稚園	300	500	2,500
小学校	300	500	2,875
高校 (G7)	350	750	3,500
高校 (G8-12)	350	750	3,100
外国人			
幼稚園	300	1,000	2,900
小学校	300	1,000	3,500
高校	350	1,000	4,500

出所: Zaman International School

表9-3-5 International School of Siem Reap

学年	年齢	年間登録費 (米ドル)	入学料 (米ドル)	半日学費 (米ドル)	全日学費 (米ドル)	ESL* 補習費 (米ドル)	
幼稚園	2-3歳	250	200	1,500	無	無	
入学前1	3-4歳			1,900			
入学前2	4-5歳			500**	無	2,500	200
1年生	5-6歳					2,900	
2年生	6-7歳					3,300	
3年生	7-8歳					3,600	
4年生	8-9歳					4,000	
5年生	9-10歳					4,400	
6年生	10-11歳					4,800	
7年生	11-12歳					300	
8年生	12-13歳	5,200					
9年生	13-14歳	5,200					
10年生	14-15歳	From 2013					
11年生	15-16歳	From 2014					

\* ESLは、English as Second Languageの略

\*\*1年生から2年生、または6年生から7年生へ進級するISSRの生徒に対しては50%割引を適用

出所: International School of Siem Reap

## 参考資料一覧:(アルファベット順)

- ・ アジア開発銀行・ホームページ(ADB, <http://www.adb.org/>)
- ・ 「農業・漁業・林業年報:2010-2011」、農林水産省(“Annual Report for Agriculture, Forestry and Fisheries 2010-2011”, April 2011, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries)
- ・ 「2010年観光統計」、カンボジア観光省(“Annual Report on Tourism Statistics 2010”, Ministry of Tourism, Cambodia)
- ・ アセアン事務局・ホームページ(ASEAN Secretariat, Website <http://www.aseansec.org>)
- ・ 「カンボジア不動産2011年9月」ボナ不動産(Bonna Realty Group, Cambodian Estate as of November 2011)
- ・ 「2010年カンボジア経済国勢調査パイロット調査」Brief Analysis of Preliminary Results of the “Pilot Survey 2010 (PS2010) of 2011 Economic Census”,  
[http://www.nis.gov.kh/nis/ps\\_ec2010/PS2010\\_Brief\\_Analysis.pdf](http://www.nis.gov.kh/nis/ps_ec2010/PS2010_Brief_Analysis.pdf)
- ・ カンボジア空港ホームページ(Cambodia Airports Website  
<http://www.cambodia-airports.com/>)
- ・ 「カンボジアクライアントアラート」2011年(Cambodia Client Alert, 15 August 2011, DFDL)
- ・ カンボジア鉄道ホームページ(Cambodian Railway Website  
<http://www.tollroyalrailway.com/>)
- ・ オーストラリア外務貿易省・ホームページ(Department of Foreign Affairs and Trade, Australia, Website <http://www.dfat.gov.au/trade/fta/asean/aanzfta/>)
- ・ 「教育統計及び指標2010/2011年」、カンボジア教育青年スポーツ省(Education Statistics and Indicators\_2010-2011, Ministry of Education, Youth and Sport, Cambodia)
- ・ 経済土地コンセッションホームページ、農林水産省(Economic Land Concession Website, MAFF <http://www.elc.maff.gov.kh/en/profile.html>)
- ・ カンボジア関税消費税総局ホームページ(General Department of Customs and Excise (Cambodia), Website <http://www.customs.gov.kh/> <http://www.customs.gov.kh/ProImports.html>, <http://www.customs.gov.kh/ProExports.htm>)
- ・ 「2008年カンボジア人口調査の最終報告書」2009年、国家統計局(“General Population Census of Cambodia 2008: National Report on Final Census Results”, NIS, September 2009.)
- ・ 一般特惠関税リスト、日本国外務省(GSP List of Beneficiaries, MOFA of Japan, July 2011)
- ・ 一般特惠関税ガイドブック、米国通商代表部(GSP Guidebook, USTR, May 2011)
- ・ ヘリテージ財団ホームページ(Heritage Foundation, Website <http://www.heritage.org/>)
- ・ 「インフラと地域統合テクニカル・ワーキング・グループ報告書」2009年,(Infrastructure and Regional Integration Technical Working Group (2009))
- ・ 「インフラと地域統合テクニカル・ワーキング・グループ報告書」2010年,(Infrastructure and Regional Integration Technical Working Group (2010))
- ・ カンボジア標準協会ホームページ(Institute of Standards of Cambodia, Website <http://www.isc.gov.kh/>)
- ・ 日本貿易振興会ホームページ(Japan External Trade Organization (JETRO) <http://www.jetro.go.jp/>)
- ・ カンボジア日本人商工会ホームページ(Japanese Business Association in Cambodia, Website <http://www.jbac.info>)
- ・ 「主要指標」2009年、アジア開発銀行(“Key Indicators”, 2009, ADB)
- ・ カンボジア外務省ホームページ(Ministry of Foreign Affairs and International Cooperation, Website <http://www.mfaic.gov.kh>)
- ・ カンボジア商業省ホームページ(Ministry of Commerce, Cambodia, Website <http://www.moc.gov.kh/>)
- ・ カンボジア経済財務省ホームページMinistry of Economy and Finance, Cambodia, Website [http://www.mef.gov.kh/documents/mustsee/cambodia\\_accounting\\_standard.pdf](http://www.mef.gov.kh/documents/mustsee/cambodia_accounting_standard.pdf))
- ・ 日本国外務省ホームページ(Ministry of Foreign Affairs of Japan, Website <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)
- ・ カンボジア国家統計局ホームページ(National Institute of Statistics, Cambodia, Website <http://www.nis.gov.kh/>)
- ・ 国家戦略開発計画アップデート2009-2013(National Strategic Development Plan Update 2009-2013)
- ・ ゴム総局、ゴム開発局:農林水産省(Department of Rubber Development of General Department of Rubber, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries)
- ・ 「カンボジア関税消費税総局の改革と近代化に関する戦略と作業計画」2009-2013年、カンボジア関税消費税総局(“Strategy and Work Programs on Reform and Modernization of the General Department of Cambodia Customs and Excise: 2009-2013”, The GDCE)
- ・ 「2011年観光統計」、カンボジア観光省(“Tourism Statistics Report September 2011”, Ministry of Tourism, Cambodia)





## 付属資料 I : 投資・ビジネス関連法令リスト

法令名	制定時期／現状
<b>憲法、国民議会</b>	
Decision #21 (RGC) on Declaration of Date of the Election of the National Assembly for the 5TH Legislature of the National Assembly	2012
Law on Amendment to New Articles 145 and 146 of the Constitution	2008
Law on the Amendment to Article 28 of the Constitution	1994
The Constitution of the Kingdom of Cambodia	1993
<b>政府</b>	
Sub-Decree #68 (RGC) on General Process of Delegating Functions and Resources to Sub-National Administration	2012
Sub-Decree #71 (RGC) on Addition to General Statutes of Public Enterprises	2011
Notification #001 (MEF) on Announcement of Information related to Public Procurement via Website	2011
Sub-Decree #57 (RGC) on Establishment of Cambodia Post as Public Enterprise	2010
Sub-Decree #44 (RGC) on Organization and Functions of Secretariat General of Economic, Social and Cultural Council	2009
Royal Decree on Joint Principles on the Establishment and Introduction of Special Operation Agency	2008
Royal Decree NS/RKT/0807/393 on Establishment of the Supreme National Council of Economy	2007
Sub-Decree # 105 (RGC) on Public Procurement	2006
Sub-Decree on Procedures for Imposing Disciplinary Sanctions on Civil Servant	1997
General Statute of Public Enterprises	1996
<b>司法</b>	
Law on the Organization and Functioning of the Supreme Council of Magistracy	1994
<b>基本法・一般法令</b>	
Law on the Implementation of the Civil Code	2011
Law on Amendment to Law on Anti-Corruption	2011
Law on Anti-Corruption	2010
Instruction #009 (MOI) on Management of the Presence of Foreigners in Cambodia	2010
Criminal Code	2009
Law on Anti-Terrorism	2007
Civil Code	2007
Law on Criminal Procedure	2007
Civil Procedure Code	2006
Sub-Decree #84 on Creation of Anti-Corruption Entity	2006
<b>投資</b>	
Instructional Circular #365 (CDC) on Procedures for Applying for a Delay, Postponement, Suspension or Termination of Investment Activities	2011
Law on Approval of the Agreement on Investment of the Framework Agreement on Comprehensive Economic Cooperation between the ASEAN and China	2010
Law adopting the Agreement on the ASEAN Comprehensive Investment Agreement	2009
Law adopting the Agreement on Comprehensive Economic Partnership among ASEAN and Japan	2009
ASEAN Comprehensive Investment Agreement	2008
Sub-Decree #149 on the Organization and Functioning of the Council for the Development of Cambodia	2008
Sub-Decree # 34 (RGC) on Adjustment to Section 1, Schedule 1 of the Sub-Decree No. 111 ANKr. BK, dated September 27, 2005, on the Implementation of the Law on Amendments to the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia	2007
Memorandum of Understanding on Investment Cooperation between the Kingdom of Cambodia and the Government of Australia	2006
Sub-Decree No.111 on the Implementation of The Amendment to the Law on Investment	2005

Sub-Decree No.17 on the Establishment of the Sub-committee on Investment of the Provinces-Municipalities	2005
Law on the Adoption of the Agreement between the Government of the Kingdom of Cambodia and the Kingdom of Netherlands on the Promotion and Protection of Investments	2005
Ditto (Socialist Republic of Vietnam)	2005
Law on the Amendment to the Law on Investment	2003
Law on the Adoption of the Agreement between the Government of the Kingdom of Cambodia and the Republic of Cuba on the Promotion and Protection of Investments	2002
Ditto (The Republic of Croatia)	2002
Sub-Decree No.33 on Creation of Development Zones	2001
Law on the Adoption of the Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of other States	2001
Law on the Adoption of the Agreement between the Government of the Kingdom of Cambodia and the OPEC and Fund International Development on the Promotion and Protection of Investments	2001
Ditto (Republic of the Philippines)	2001
Ditto (France Republic)	2001
Ditto (F.R. Germany)	2001
Sub-Decree on the Development of Sihanoukville Autonomous Port	2000
Law on the Adoption of the Agreement between the Government of the Kingdom of Cambodia and the Republics of Indonesia on the Promotion and Protection of Investments	2000
Ditto (Republic of Korea)	2000
Law on the Adoption of the Agreement between the Government of the Kingdom of Cambodia and the Republics of Singapore on the Promotion and Protection of Investments	1999
Ditto (Swiss Confederation)	1999
Ditto (People's Republic of China)	1999
Ditto (The Kingdom of Thailand)	1997
Ditto (Malaysia)	1996
Memorandum of Understanding on Economic and Technical Cooperation between the Kingdom of Cambodia and the Republic of India	1996
Sub-Decree on the Establishment of the Sihanoukville Industrial Zone	1995
Investment Incentive Agreement between the Royal Cambodian Government and the Government of the United States of America	1995
Law on the Investment in the Kingdom of Cambodia	1994
<b>経済特別区・工業区</b>	
Letter #2128 (MEF) to Sam Dach Hun Sen on Continuation of VAT Suspension in SEZ	2010
Sub-Decree #147 (RGC) on Establishment of Sihanoukville Port Special Economic Zone	2009
Ministerial Order #3841 on VAT exemption for investors in Special Economic Zone	2009
Sub-Decree #125 (RGC) on Establishment of KIRISAKOR Special Economic Zone	2009
Sub-Decree #159 (RGC) on Establishment of NEANG KOK KOH KONG Special Economic Zone	2007
Sub-Decree #74 (RGC) on Establishment of THARY KAMPONG CHAM Special Economic Zone	2007
Sub-Decree #29 (RGC) on Establishment of TAI SENG BAVET Special Economic Zone	2007
Sub-Decree #30 (RGC) on Establishment of GOLDFAME PAK SHUN Special Economic Zone	2007
Sub-Decree #03 (RGC) on Establishment of KAMPOT Special Economic Zone	2007
Sub-Decree #140 (RGC) on Establishment of DUONG CHHIV PHNOM DEN Special Economic Zone	2006
Sub-Decree #135 (RGC) on Establishment of MANHATTAN (Svay Rieng) Special Economic Zone	2006
Sub-Decree #113 (RGC) on Establishment of SIHANOUKVILLE Special Economic Zone	2006
Sub-Decree #57 on the Establishment of Poipet "O Neang" Special Economic Zone	2006
Sub-Decree #148 on the Establishment and Management of the Special Economic Zone	2005

Sub-Decree #147 on the Organization and Functioning of the CDC	2005
Sub-Decree #10 on the Creation of the Nearng Kok Industrial Zone, Koh Kong Province	2002
Sub-Decree No.33 on Creation of Development Zone	2001
Sub-Decree on the Establishment of the Sihanoukville Industrial Zone	1995
<b>ビジネス・製造</b>	
Notification #437 on Clarification on Responsibility for Tax Liabilities on Sale or Transfer of Businesses in Cambodia	2012
Inter-ministerial Prakas on Sub-contract Management in Garment, Textile, and Footwear Industry)	2011
Instructional Circular #004 (MEF) on Procedures for Deposits and Withdrawals to Secure the Implementation of a Contract Between a Private Company and the Government	2011
Inter-Ministerial Prakas #380 (MEF & MIME) on Service Fees for Establishment of Factories	2011
Inter-Ministerial Prakas #379 (MEF & MIME) on Determination of Service Fees for Granting Certificate, Standard Marks	2011
Prakas #273 (MIME) on Registration for Drawing of Integrated Circuits	2011
Prakas #242 (MIME) on Procedures for Implementing the Provisions related to Operation of Factory and Handicraft Manufacturers	2011
Prakas #045 (MOC) on Agent Acting as Legal Representative of Owner of Marks	2011
Prakas #546 (MIME) on Rules of Implementation for Inspection of Handicraft Factories	2010
Prakas #607 on Procedure for Factory License Application	2009
Prakas (NBC) #09-262 on Granting License to Companies Operating Metals and Precious Stones Import/Export Business	2009
Prakas #228 (MOC) on Management of Jewelry Business Using Precious Stones	2009
Law on the System of Units	2009
Sub-Decree # 29 (RGC) on Adjustment to Articles 6, 9 and 12 of Sub-Decree No. 07 ANKr.BK, dated January 11, 2007, on the Organization and Functioning of the Cambodia Chamber of Commerce	2009
Inter-Ministerial Prakas on Price for Mineral Resources Rights	2009
Sub-Decree #124 (RGC) on Organization and Functioning of National Center of Commercial Arbitration	2009
Notice #0569 (MOC) on Change of Certificate regarding Enrollment in the Commercial Register of New Form and filling in an Annual Declaration of Commercial Companies	2009
Law on Amendment to the Law on Drug Management	2007
Law on Insolvency (Bankruptcy)	2007
Law on Standards	2007
Law on Secured Transactions	2007
Law on Management of Factories and Handicrafts	2006
Law on Commercial Arbitration	2006
Law on Commercial Enterprises	2005
Law on Negotiable Instruments and Payment Transactions	2005
Ministerial Order on Liability of Directors, Managers or Owners of an Enterprise for Tax Due, Additional Tax and Interest	2005
Ministerial Order on Determination of the Cost of Company Registration at the Ministry of Commerce	2004
Ministerial Order on Arbitration Council	2004
Sub-Decree on the Establishment of the Provincial Chamber of Commerce	2004
Law on the Adoption and Implementation of United Nations Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards	2001
Ministerial Order on Cambodian Industrial Standards	2001
Law on the Management of Quality and Safety of Products and Services	2000
Ministerial Order on Trading Activities of Commercial Companies	2000
Law on the Amendments of the Law on the Commercial Regulations and Commercial Register	1999
Ministerial Order on Measures Against Food Products Devoid of Appropriate Packing Labels	1999

Sub-Decree on the Material Standard	1998
General Statute on Public Company	1996
Law on Foreign Exchange	1997
Law on the Chamber of Commerce	1995
Sub-Decree on the Establishment of the Phnom Penh's Chamber of Commerce	1995
Law Bearing on the Commercial Regulations and Commercial Register	1995
Circular No.63 on the Adoption of the Market Economy	1994
Declaration No.38 referring to Contract and Other Liabilities	1988
<b>税制・会計</b>	
Prakas #493 on Collection of Tax on Real Estate	2010
Prakas #114 (MEF) on Change Specific Tax on Beer	2010
Prakas #599 (MEF) on Expense of Enterprises which are Authorized to Deduct Tax in relation to the Withholding Tax	2009
Prakas #068 (MEF) on the implementation of the Financial Reporting Standard in Cambodia	2009
Prakas #221 on the Implementation of CSAs and CFRSs	2008
Prakas #643 (MEF) on Obligation to Submit Financial Statements to be Audited Corporate Account	2007
Notice #002 (MEF) on Obligation of Patent Tax Payment	2007
Instructional Circular #004 (MEF) on the Implementation of Patent Tax	2007
Ministerial Order on Implementation of VAT for Supplying Industries or Contractor for serving Garment, Textile and Footwear	2005
Ministerial Order on the Organization and Functioning of Tax Department	2005
Ministerial Order on Liability of Directors, Managers or Owners of an Enterprise for tax Due, Additional Tax and Interest to be paid	2005
Ministerial Order on the Tax on Profit (Amended )	2003
Ministerial Order on the Implementation of Cambodian Accounting Standards (CAS)	2003
Ministerial Order on the Tax on Profit	2003
Law on the Amendment to the Law on Taxation	2003
Sub-Decree on the Kampuchea Institute of Certified Public Accountants and Auditors	2003
Sub-Decree on the functioning of the National Accounting Council	2003
Ministerial Order on Salary Tax	2003
Law on Corporate Accounting, Audit and Accounting Profession	2002
Law on Audit of Government Entities	2000
Sub-Decree on Value Added Tax	N.A.
Ministerial Order on Turnover Tax	N.A.
Law on Taxation	1997
Circular No.635 on the Certification of the Business Accounts	1994
Ministerial Order No.18 on the Identification of Business subject to Profit and Income Tax	1994
Law on Accounting	1992
<b>銀行・金融</b>	
Sub-Decree #70 (RGC) on Tax Incentives for Developing Securities Sector in Cambodia	2011
Prakas #008.11 on Code Conduct of Securities Firms and Securities Representatives	2011
Prakas #006.11 on Implementation of Operating Rules of Securities Market	2011
Prakas #005.11 on Implementation of Operating Rules of Securities Clearing & Settlement	2011
Prakas #004.11 on the Implementation of Listing Rules	2011
Prakas #003.11 on the Implementation of the Membership Rules	2011
Prakas #002.11 on Implementation of Operating Rules of Securities Depository	2011
Sub-Decree #71 on the Supplement to Sub-Decree#41 on Public Enterprise	2011
Prakas #9-011-076 (NBC) on Creation of a Commission to Determine Exchange Rate	2011
Prakas #12-010-206 (NBC) on Anti-Money Laundering related to All Entities Not Regulated by NBC	2010
Prakas #013.10 on Corporate Governance for Listed Public Enterprise	2010
Prakas #7-10-172 (NBC) on the Internal Control of Bank and Financial institutions	2010
Prakas #009.10 on the Registration of Securities Registrar Securities Transfer Agent	2010

Prakas #005 on Accreditation of Professional Accounting Firm Providing Professional Services	2010
Prakas #002 on Corporate Governance for Listed Companies	2009
Prakas #001 on Public Issuance of Equity Securities	2009
Prakas #011 on the Grant of Approval to the Operator of a Securities Market	2009
Prakas #009 on licensing of securities firms and securities representatives	2009
Prakas #9-09-230 (NBC) on Granting a License or Authorization for Money Changing Business	2009
Prakas #7-09-216 (NBC) on the Reporting of the Biggest Exposures and Surveillance of Credit Risk Concentration	2009
Law on Financial Lease	2009
Sub-Decree #54 (RGC) on the Implementation of the Law on Issuance and Trading of Non-Government Securities	2009
Prakas #7.08-193 (NBC) on New Capital Requirement and Criteria for Licensing Approval of Banks	2008
Law on the Issuance and Trading of Non-government Securities	2007
Law on Anti-Money Laundering and Combating the Financing of Terrorism	2007
Law on State Securities/Bonds	2007
Law on Insurance	2000
Ministerial Order on the Licensing of Banks	2000
Ministerial Order restructuring the Foreign Trade Bank of Cambodia (FTRC)	1999
Law on Banking and Financial Institutions	1999
Law on the Organization and Functioning of the National Bank of Cambodia	1996
<b>貿易</b>	
Prakas #001 MOC/SM 2011 (MOC) on Modification of Certificate of Origin (CO) Issuance Procedure	2011
Prakas #572 on Reporting of Goods When Entering the Customs Territory of Cambodia	2010
Prakas #571(MEF) on Procedures for Payment of Taxes and Duties on Imported and Exported Goods	2010
Prakas #570 (MEF) on Procedures regarding Appeal Process of Customs Record	2010
Inter-Ministerial Prakas #515 (MEF & MAFF) on Implementation of Trade Facilitation Through Risk Management	2010
Prakas #346 (MAFF) on Procedure for Plant Quarantine Inspection	2010
Inter-Ministerial Prakas #996 (MEF & MIME) on Implementation of Trade Facilitation through Risk Management	2009
Inter-Ministerial Prakas #995 (MEF & MOH) on Implementation of Trade Facilitation through Risk Management	2009
Inter-Ministerial Prakas #994 on Implementation of Trade Facilitation through Risk Management	2009
PRAKAS #906 (MEF) on Creation and Implementation of Private Sector Partnership Scheme with the Customs Administration	2009
Prakas #617 (MEF) on Use of Information Received by Customs Officers	2009
Royal Kram N RKM 1009 021 on Adopting the Agreement on Comprehensive Economic Cooperation among ASEAN and Korea	2009
Law adopting Framework Agreement on Comprehensive Economic Cooperation between ASEAN and China	2009
Prakas #1373 on Implementation of 2010 Cambodian Customs Tariffs	2009
Prakas #967 (MEF) on Adjustment to Customs Duty Rates on Certain Imported Goods (Diesel engines, tractors, harvesting machines, agricultural equipment, motor vehicle parts, certain grains such as durum wheat, rye, barley, oats and related flours, hard rubber, etc.)	2009
Prakas #697 on Adjustment to Tariff Rates on Certain Imported Goods Related to Tools and Equipment of Renewable Energy	2009
Prakas #617 (MEF) on Use of Information Received by Customs Officers	2009
Prakas #211(MEF) on Establishment and Operation of Unit for Managing Transaction Value of Imported Goods	2009
Prakas #928MEF.CE on Temporary Importation under Temporary Admission Procedures	2008

Prakas #734 (MEF) on Special Customs Procedures for Implementing in Special Economic Zones	2008
PRAKAS #116 on Customs Bonded Warehouse	2008
Law on Customs	2007
Instructional Circular #007 (MEF) on the Implementation of Policy of the Facilitation of Trade through Risk Management	2007
Ministerial Order #607 (MEF) on Establishment and Putting into Operation the Office of Risk Management and Audit of Customs and Excise	2006
Sub-Decree #21 on Risk Management	2006
Memo of The Ministry of Industry, Mines and Energy to GMAC (Elimination of Certificate of Processing)	2005
Law on WTO Accession	2004
Ministerial Order on the Implementation of the Pre-Shipment Inspection Service	2000
Regulation on the Implementation of the Pre-Shipment Inspection Service (Attachment to the above Ministerial Order)	2000
Ministerial Order on Trading Activities of Commercial Companies	2000
Ministerial Order Amending and Supplementing the Issuance of the Certificate of Origin, Commercial Invoice and Expo	1999
Ministerial Order on the Issuance of the Certificate of Origin, Commercial Invoice and Export License for Garments	1999
Decision #12 on the Creation of an Inter-Ministerial Commission for the Preparation and Organization of Import and Export Procedures and Regulations	1994
Law regulating the Duties on the Imported and Exported Goods	1989
<b>労働・雇用</b>	
Sub-Decree #136 (RGC) on Adjustment to Commission for Solving Issues Related to All Strikes and Demonstration	2012
Notification #041/11 (MLVT) on the Decision of Labor Advisory Committee on Seniority Bonus	2011
Prakas of Labor Advisory Committee on Seniority Bonus	2011
Notification #132 (MOLVC) on Employment Risk Contribution Payment of Garment and Footwear for 2011	2010
Sub-Decree #108 (RGC) on Determination of Rates and Procedures for Selecting Disabled Persons for Employment	2010
Notification #049 (MoLVT) on Notification of the Ministry of Labor and Vocational Training	2010
Statement of the Labor Advisory Committee (MoLVT)	2010
Prakas #140 (MoLVT) on Amendment to Article 7 and Article 9 of Prakas #109 KB/BrK, dated 16 June 2008, on Benefit of Occupational Risk	2010
Notice #098 (MOL) on Expansion of the Scope of Occupational Risks Insurance, the Registration of Enterprises, Establishments, and Employees/Workers in the National Social Security Fund	2009
Law on the Protection and the Promotion of the Rights of Persons with Disabilities	2009
Prakas #133 (MLVT) on Payment of the Occupational Risk Contribution by the Garment and Shoe Enterprises and Establishments for the Year 2009-2010	2009
Sub-Decree #67 (RGC) on Creation and Putting into Operation of the National Agency for Occupations and Labor	2009
Circular #185 (MOLVC) on Wages of Night Work	2007
Law on Amendment to Articles 139 and 144 of the Labor Law	2007
Sub-Decree #16 (RGC) on Creation of National Social Security Fund	2007
Law on Labor	1997
Sub-Decree on the Export of Khmer Labor to Work Overseas	1995
<b>知的財産</b>	
Law on Seed Management and Breeder's Right	2008
Sub-Decree #64 (RGC) on the Implementation of the Law Concerning Marks, Trade Names and Acts of Unfair Competition	2006
Law on the Copyright and Related Rights	2003
Law on the Patents, Utility Model Certificates and Industrial Design	2003
Law on Marks, Trade Names and Acts of Unfair Competition	2002

Ministerial Order on Procedures of the Intellectual Property Department	1997
<b>インフラ・運輸・土地</b>	
Sub-Decree #112 (RGC) on Establishment of Department of Cadastral Information Technology of the Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction	2012
(Sub-Decree #77 (RGC) on Creation of Committee for Land Management and Urban Planning for the Capital, Provinces-Municipalities, Districts-Khans	2012
Order #01 on Measures to Strengthen and Increase Effectiveness of ELC Management	2012
Royal Decree # NS/RKT/0212/079 on Establishment of National Committee for Managing and Developing Coastal Areas of Cambodia	2012
Notification #006 (MEF) on Implementation of Tax Collection on Real Estate	2011
Decision #16 (RGC) on Creation of Steering Commission for a New International Airport in Siem Reap Province	2011
Law on the Adoption of Agreement between Cambodia and Vietnam on Waterway Transportation	2010
Decision #039 (MEF) on Creation of Real Estate Valuation Sub-Commission for Tax on Real Estate in PNH	2010
Sub-Decree #82 (RGC) on Determination of Proportion and Method for Calculating the Number of Private Units that may be owned by Foreigners	2010
Prakas #494 on Creation of Real Estate Evaluation Commission for Tax on Real Estate	2010
Circular #03 (RGC) on Addressing Temporary Constructions on State Land Illegally Occupied	2010
Law on Providing Foreigners with Ownership Rights in Private Units of Co-Owned Buildings	2010
Law on Expropriation	2010
Sub-Decree #164 (RGC) on Termination of the Legal Status of the Royal Railway of Cambodia	2009
Sub-Decree #163 (RGC) on Creation of Department of Railway under Supervision of the Ministry of Public Works and Transport	2009
Prakas #1222 on Real Estate Development Business Management	2009
Instructional Circular #14 (MLMUPC) on Implementation of Procedures for Sporadic Land Registration	2009
Decision #069-09-EAC on Approval and Issue of Grid Code	2009
Sub-Decree No 126 (RGC) on Management and Use of Co-owned Buildings	2009
Sub-Decree #106 (RGC) on Establishment of the National Airline Company	2009
Sub-Decree #61 (RGC) on Change of Name and Promotion of Kang Keng Airport Operation to Preah Sihanouk Provincial International Airport	2009
Sub-Decree #01 (RGC) on the Establishment of Phnom Penh Port Business Center	2009
Inter-Ministerial Prakas #232 (MEF and MPTC) on Determination of a Price Floor for Mobile and Non-mobile Telephone Services	2009
Prakas #206 (MPTC) on Interconnection of Telecommunication	2009
Law on Civil Aviation	2008
Procedures for Data Monitoring, Application, Review, And Determination of Electricity Tariff	2007
Regulations on General Principles for Regulating Electricity Tariffs	2007
Law on Concessions	2007
Highway Code	2007
Sub-Decree #124 (RGC) on Granting Concession of Cambodian Royal Railway	2007
Sub-Decree #114 (RGC) on the Mortgage and Transfer of the Rights over a Long-Term Lease or an Economic Land Concession	2007
Sub-Decree on the State Land Management	2005
Instruction on Hearing Procedure of the National Cadastral Commission	2005
Sub-Decree #19 on Social Land Concessions	2003
Ministerial Order on the Guidelines and Procedures of the Cadastral Commission	2002
Sub-Decree No.48 on Sporadic Land Registration	2002
Sub-Decree #47 on Organization and Functioning of the Cadastral Commission	2002
Sub-Decree #46 on Procedures of Establishing Cadastral Index Map and Land register	2002
Sub-Decree #131 on the Determination of Maximum License Fee for Electric Power Service Providers in Cambodia	2001

Law on Land	2001
Law on Electricity	2001
Sub-Decree on Management of Forest Concession	2000
Sub-Decree No.11 on Build-Operate-Transfer (BOT) Contract	1998
Sub-Decree #86 on Construction Permit	1997
Law on Land Use Planning, Urbanization and Construction	1994
Law on Constitution	1993
Decision #34 on the Creation of a National Committee for Land Planning and Urbanization of Areas surrounding Phnom Penh, Towns and Provinces	1993
<b>観光</b>	
Law on Tourism	2009
Prakas #004 (MOT) on Organizing the Classification of Hotels	2009
Prakas #105 (RGC) on Classification of Hotels	2009
Law on the Suppression of Gambling	1996
Law on the Protection of Cultural Heritage	1996
<b>農業・環境</b>	
Sub-Decree #36 (RGC) on Contractual Agricultural Production	2011
Prakas #099 (MAFF) on Rules for Good Agricultural Practice	2010
Sub-Decree #18 on Procedures for Fishing Lot Investments, Public Auctions, Leases and Fishing Fees	2010
Prakas #136 (MOC) on Creation of Strategic Organizing Commission for the Promotion of the Silk Sector in Cambodia	2009
Circular #02 (RGC) on Mechanisms for Inspecting and Monitoring Fees of Agricultural Materials	2009
Prakas #402 (MAFF) on Forms of Registers, Certificates and Permits to be used for the Cambodian Specified Rubber Label and Official Letter of Recognition	2008
Law on the Water Resources Management	2007
Prakas on Control/Inspection of Food Safety of Agricultural Products	2007
Prakas #002 (MAFF) on List of Maximum Residue Limits of Pesticide in Fruit and Vegetables	2007
Sub-Decree #131 (RGC) on the Specification of Forest Products and Sub-products permitted to be exported and imported	2006
Law on Forestry	2002
Sub-Decree #42 on the Control of Air Pollution and Noise Disturbance	2000
Sub-Decree #27 on the Water Pollution Control	1999
Sub-Decree No.72 ANRK.BK on Environment Impact Assessment Process	1999
Sub-Decree #36 on Management of Solid Waste	1999
Law on Environment Protection and Natural Resource Management (LEPNRM)	1997
Sub-Decree on Conferring the Right to Sell and Export Rubber Products to the Ministry of Agriculture, forestry and Fisheries	1994
Sub-Decree on the Creation of a National Permanent Commission for Coordinating the Privatization and the Promotion of Rubber Plantations	1994
Decision #65 on the Annulment of the Existing Procedure for Timber Export	1994
Royal Decree on the Protection of Natural Areas	1993
<b>社会</b>	
Law on Education	2007
Law on Nationality	1996
Law on the Suppression of the Kidnapping, Trafficking and Exploitation (For protecting vulnerable groups)	1996
Law on the Press	1995
Law on Immigration	1994
Criminal Procedure Law	1993
Judiciary and Criminal Law and Procedure Applicable in Cambodia (Enacted by the SNC)	1992



付属資料 II：「投資法」（1994年投資法・2003年改正投資法統合条文）

**KINGDOM OF CAMBODIA**  
**Nation Religion King**

**LAW ON INVESTMENT**  
**OF THE KINGDOM OF CAMBODIA**  
**(August 05, 1994)**

**AND**  
**LAW ON THE AMENDMENT TO THE LAW ON INVESTMENT**  
**OF THE KINGDOM OF CAMBODIA**  
**(March 24, 2003)**

**CHAPTER 1**  
**GENERAL PROVISIONS**

**Article 1: New**

This law governs all Qualified Investment Projects and defines procedures by which any person establishes a Qualified Investment Project.

Only Qualified Investment Projects are entitled to the benefits subject to the scope of this Law.

**Article 2: New**

Within the meaning of this Law, the following terms shall be defined as follows:

“Qualified Investment Project” or “QIP” means an investment project which has received a Final Registration Certificate.

“Export QIP” means a Qualified Investment Project whose production is exported to be determined by Sub-Decree.

“Supporting Industry QIP” means a Qualified Investment Project which has its entire production (100%) supplying export industry as substitution for the regularly imported raw materials or accessories.

“Working day” means any calendar day which is an official working day of the Royal Government of Cambodia.

“Cambodian Entity” means a company which has a place of business and registered in the Kingdom of Cambodia and 51% or more of the shares of the company are held by a person with Cambodian nationality.

“Person” means any natural or juristic person.

“Conditional Registration Certificate” means the document issued by the Council under the paragraph 3 of the new Article 7 of this Law.

“Final Registration Certificate” means the document issued by the Council for the Development of Cambodia under the paragraph 7 of the new Article 7 of this Law.

“Investment Proposal” means the proposal submitted by any person to the Council for the Development of Cambodia with the purpose to establish a QIP.

“Applicant” means any person or group of persons submitting an Investment Proposal to the Council for the Development of Cambodia.

“Investor” means any person who carries on a Qualified Investment Project.

**CHAPTER 2**  
**THE COUNCIL FOR THE DEVELOPMENT OF CAMBODIA**

**Article 3:**

The Council for the Development of Cambodia is the sole and One-Stop Service organization responsible for the rehabilitation, development and the oversight of investment activities. The council for the Development of Cambodia is the Royal Government’s “Etat-Major” responsible for the evaluation and the decision-making on all rehabilitation, development and investment project

activities.

**Article 4:**

The Council for the Development of Cambodia comprises the following two operational boards:

1. The Cambodian Rehabilitation and Development Board; and
2. The Cambodian Investment Board

**Article 5:**

The organization and functioning of the council for the Development of Cambodia shall be specified by Sub-Decree.

### **CHAPTER 3 INVESTMENT PROCEDURES**

**Article 6: New**

All persons wishing to establish a QIP shall submit an Investment Proposal to the Council for the Development of Cambodia in the form and according to the procedures provided in this Law and the Sub-Decree.

**Article 7: New**

Within three (03) working days of the Council's receipt of the Investment Proposal, the Council shall issue to the Applicant a Conditional Registration Certificate or a Letter of Non-Compliance.

The Council shall issue the Conditional Registration Certificate if the Investment Proposal contains all the information required under the Sub-Decree, and if the proposed activity is not in the Negative List set out in the Sub-Decree. However, if the Investment Proposal does not satisfy the above condition, the Council shall issue a Letter of Non-Compliance to the Applicant.

The Conditional Registration Certificate shall specify the approvals, authorizations, clearances, licenses, permits or registrations required for the QIP to operate, as well as the government entities responsible to issue such approvals, clearances, licenses, permits or registrations. The Conditional Registration Certificate shall also confirm the incentives that the QIP is entitled to under new Article 14 of this Law and recognize the statutes of the legal entity, which will undertake the QIP.

If the Council for the Development of Cambodia fails to issue a Conditional Registration Certificate or Letter of Non-Compliance within three working days, the Conditional Registration Certificate shall be considered to be automatically approved in the form set out in the Sub-Decree.

The Council for the Development of Cambodia shall obtain all of the licenses from relevant ministries-entities listed in the Conditional Registration Certificate on behalf of the Applicant.

All government entities responsible for issuing an authorization, clearance, license, permit or registration listed on the Conditional Registration Certificate shall issue such document no later than the 28th working day from the date of the Conditional Registration Certificate. Any government official who, without proper reason, fails to respond to an Applicant's request by this deadline shall be punished by law.

The Council for the Development of Cambodia shall issue a Final Registration Certificate within 28 working days of its issuance of the Conditional Registration Certificate. Issuance of the Final Registration Certificate does not release the QIP from obtaining any other approvals specified by competent ministries-entities. Even upon the lapse of the 28 working days deadline as stipulated in the paragraph 6 above, all competent entities shall issue approvals as prescribed by laws and regulations. The date of issuing the Final Registration Certificate shall be the date of QIP commencement.

All Letters of Non-Compliance shall clearly state the clear reasons why the Investment Proposal was not acceptable as well as the additional information required to enable the Council to issue a Conditional Registration Certificate.

### **CHAPTER 4 INVESTMENT GUARANTEES**

**Article 8: New**

A foreign investor shall not be treated in any discriminatory way by reason only of the investor being a foreign investor, except in respect of ownership of land as set forth in the Land Law.

**Article 9:**

The Royal Government shall not undertake nationalization policy, which shall adversely affect private properties of investors in the Kingdom of Cambodia.

**Article 10: New**

The Royal Government shall not fix the price or fee of the products or services of a QIP.

**Article 11:**

In accordance with the relevant laws and regulations issued and published to the public by the National Bank of Cambodia, the Royal Government shall permit investors with investments in Cambodia to purchase foreign currencies through the banking system and to remit abroad these currencies for the discharge of financial obligations incurred in connection with their investments. This concerns the following payments.

1. Payment for imports and repayment of principle and interest on international loans;
2. Payment of royalties and management fees;
3. Remittance of profits; and
4. Repatriation of invested capital in compliance with Chapter 8.

**CHAPTER 5  
INVESTMENT INCENTIVES**

**Article 12: New**

The Royal Government shall make available incentives under this Chapter to Qualified Investment Projects.

**Article 13:**

Incentives and privileges shall include the exemption, in whole or in part, of custom duties and taxes.

**Article 14: New**

Incentives provided for in Article 13 shall include as follow:

1. A QIP shall be entitled to exemption from the tax on profit imposed under the Law on Taxation by obtaining a profit tax exemption period.  
The tax exemption period is composed of a Trigger Period + 3 years + Priority Period. Priority Period shall be determined in the Financial Management Law.  
The maximum Trigger Period is to be first year of profit or three years after the QIP earns it first revenue, whichever is sooner.
2. The entitlement of a QIP under the paragraph 1 above shall be subject to the QIP obtaining from the Council an annual certificate of obligation satisfaction before the State which shall be specified by the Sub-Decree.
3. A QIP shall be subject to a profit tax rate after its tax exemption period as determined in the Law on Taxation
4. A QIP which uses the entitlement under the paragraph 1 above shall not be entitled to claim any special depreciation under the Law on Taxation.
5. A domestically oriented QIP shall be entitled to import production equipment and production input construction materials, exempt of duty which shall be specified by the Sub-Decree.
6. Export QIPs other than an Export QIP which elects or which has elected to use the Customs Manufacturing Bonded Warehouse mechanism, shall be entitled to import production equipment, construction materials, raw materials, intermediate goods, and production input accessories, exempt of duty which shall be specified by the Sub-Decree.
7. A "Supporting Industry" QIP shall be entitled to import production equipment, construction materials, raw materials, intermediate goods and production input accessories, exempt of duty which shall be specified by the Sub-Decree.
8. A person which has acquired, or merged with, an investor, may on application to the Council for the Development of Cambodia inherit all, and any, guarantees, rights, privileges and obligations from the investor's QIP, subject to the merger or acquisition procedures which shall be specified by the Sub-Decree.
9. A QIP which is located in a designated SPZ or EPZ listed in a development priority list issued by the Council shall be entitled to the same incentives and privileges as other QIPs stipulated in this law.
10. A QIP shall be entitled to 100% exemption of export tax, except for activities as stipulated in laws in effective.
11. A QIP is entitled to obtain visas and work permits for the employment in the Kingdom of foreign citizens as managers, technicians and skilled workers, and residency visas for the spouses and dependants of those foreign nationals as authorized by the Council for the Development of Cambodia and in compliance with the Immigration and Labor Laws.

**Article 15: New**

The rights, privileges and entitlements of a QIP may not be transferred or assigned to any third party except by acquisition or merger as stipulated in the paragraph 8 of the new Article 14.

**CHAPTER 6  
LAND OWNERSHIP AND USE**

**Article 16: New**

Ownership of land by investors for the purpose of carrying on a QIP shall be vested in natural persons holding Cambodian citizenship or in Cambodian Entities.

Use of land shall be permitted to investor, including concessions, unlimited long-term leases and limited short-term leases which are renewable, in compliance with the provisions of the Land Law.

Investors shall have the right to own and pledge as security and transfer the real and personal property situated upon the land and land which the QIP uses, for a period no longer than the period determined in a land concession contract or land lease agreement as permitted by Law.

Investors cannot transfer or pledge any longer the land concession, which has not been in operation.

**CHAPTER 7  
EMPLOYMENT PRACTICES**

**Article 17:**

Investors in the Kingdom of Cambodia shall be free to hire Cambodian nationals and foreign nationals of their choosing in compliance with the labor and immigration laws.

**Article 18: New**

Investors shall be allowed to hire foreign employees provided that:

- The qualification and expertise are not available in the Kingdom of Cambodia among the Cambodian populace. In the event of such hiring, appropriate documentation including photocopies of the employee's passport, certificate and/or degree and a curriculum vitae shall be submitted to the Council for the Development of Cambodia,
- A letter asserting needs for hiring the foreign employees shall be required. Investors shall obtain an approval and a permit from the Ministry of Social Affairs, Labor, Vocational Training and Youth Rehabilitation,
- Before working for investors, the foreign employee shall hold a permit for work in the Kingdom of Cambodia, issued by the Ministry of Social Affairs, Labor, Vocational Training and Youth Rehabilitation.

Investors shall perform the following obligations:

- Provide adequate and consistent training to Cambodian staff,
- Promotion of Cambodian staff to senior positions will be made over time.

**Article 19:**

Foreign employees shall be allowed to remit abroad their wages and salaries earned in the Kingdom of Cambodia, after payment of appropriate tax, in foreign currencies obtained through the banking system.

**CHAPTER 8  
DISPUTES AND DISSOLUTION**

**Article 20: New**

Except for land-related disputes, any dispute relating to a QIP concerning its right and obligations set forth in the law shall be settled amicably as far as possible through consultation between the Council for the Development of Cambodia, the investors and any other party involved in the dispute.

If the parties failed to reach an amicable settlement within two months from the date of the first written request to enter such consultations, the dispute shall be brought by either party for:

- Conciliation before the Council which shall provide its opinion, or
- Arbitration in or outside of Cambodia as agreed by both parties, or
- Trial by the tribunals of the Kingdom of Cambodia.

**Article 21: New**

If an investor intends to end its activities in the Kingdom of the Cambodia, it shall inform the Council for the Development of Cambodia through either a registered letter or a hand delivered letter stating the reason of such a decision, and signed by the

investor or his attorney-in fact.

**Article 22: New**

If an investor intends to stop the activity of its QIP without judicial procedures, the investor shall provide proof to the Council that the QIP has properly settled its debts, including any complainants and claims from the Ministry of Economy and Finance, before the investor is allowed to officially stop the activities of the QIP or dissolve according to the applicable commercial law.

**Article 23: New**

Once the QIP is allowed to stop its activity either within the judicial procedures or not, the investor can transfer the remaining proceeds of their assets overseas or use them in the Kingdom of Cambodia. However, in the event that the QIP had used machineries and equipment that were imported duty free for less than five years, the QIP shall have the obligations to pay the duties applicable to those machineries and equipment, according to the determination of the Sub-Decree.

**NEW CHAPTER 9  
TRANSITIONAL PROVISIONS**

**Article 24: New**

All investments authorized under the Law on Investment promulgated by Royal Kram No. 03/NS/94 dated August 05, 1994 and Sub-Decrees shall be considered to be Qualified Investment Projects as stipulated in this Law and relevant Sub-Decrees.

An QIP entitled to a tax on profit rate of 9% before the promulgation of this Law and which has commenced the investment activity in respect of which the approval was granted, shall be entitled to that 9% tax rate for five tax years commencing from the fiscal year after the promulgation of this Law, subject to the Investors submitting in each fiscal year after the promulgation of this law a certificate of obligation satisfaction before the State, which shall be specified by the Sub-Decree as stipulated in the paragraph 2 of the new Article 14.

A QIP entitled to an exemption of tax on profit before promulgation of this Law, and whose entitlement has been approved in writing by the Council, shall continue to be entitled to that profit tax exemption, subject to the Investors submitting in each fiscal year after the promulgation of this Law a certificate of obligation satisfaction before the State, which shall be specified by the Sub-Decree as stipulated in the paragraph 2 of the new Article 14.

**NEW CHAPTER 10  
FINAL PROVISIONS**

**Article 25: New**

Where the QIP violates or fails to comply with the conditions stipulated by the Council for the Development of Cambodia, the Council shall have the power to withdraw the privileges and incentives granted to him, in whole or in part.

**Article 26: New**

Any provisions contrary to this Law shall be abrogated.

**Article 27: New**

This Law shall be promulgated immediately.

**This law is adopted by the National Assembly  
of the Kingdom of Cambodia in Phnom Penh  
on February 3, 2003  
during the ninth plenary session of the second legislature.**

**Phnom Penh, February 4, 2004**

**Chairman of the National Assembly**

**Norodom Ranariddh**

## 付属資料 III: 「改正投資法施行に関する政令No.111」

### **Kingdom of Cambodia NATION RELIGION KING**

#### **SUB-DECREE ON THE IMPLEMENTATION OF THE LAW ON THE AMENDEMENT TO THE LAW ON INVESTMENT OF THE KINGDOM OF CAMBODIA No 111 ANK/BK DATED SEPTEMBER 27, 2005**

#### **The Royal Government of Cambodia**

- Having seen the Constitution of the Kingdom of Cambodia
- Having seen the Royal Decree NS/RKT/0704/124 dated July 15, 2004 on the formation of the Royal Government of Cambodia
- Having seen the Royal Kram No. 02/NS/94 dated July 20, 1994 promulgating the Law on the Organization and Functioning of the Council of Ministers;
- Having seen the Royal Kram No. 03/NS/94 dated August 5, 1994 regarding the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia and Royal Kram No. NS/RKM/0303/009 dated March 24, 2003 promulgating the Amendment to the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia
- Having seen the Royal Kram No. NS/RKM/0297/03 dated February 24, 1997 promulgating the Law on Taxation and the Royal Kram No. NS/RKM/0303/010 dated March 31, 2003 promulgating the Amendment to the Law on Taxation
- Having seen the Sub-Decree No. 88/ANK/BK dated December 29, 1997 on the implementation of the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia and the amended Sub-Decree No. 53/ANK/BK dated June 11, 1999 regarding the amendment to the Sub-Decree on the implementation of the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia and No. 130/ANK/BK dated December 26, 2001 regarding the amendment to the Sub-Decree No 53/ANK/BK dated June 11, 1999
- Having seen the Sub-Decree No. 70/ANK/BK dated July 27, 2001 on the Organizations and Functioning of the Council for the Development of Cambodia and the amending Sub-Decree No. 112/ANK/BK dated November 12, 2002 and No. 35/ANK/BK dated August 04, 2004 on the amendment on the Sub-Decree No 70/ANK/BK dated July 27, 2001
- With the approval of the Council of Ministers during the Cabinet Meeting of September 02, 2005

#### **IT IS HEREBY DECIDED**

#### **CHAPTER 1 GENERAL PROVISIONS**

##### **Article 1: Coverage of the Sub-Decree**

- 1.1 Objective: This Sub-Decree supplements and governs the application and implementation of the Law on Investment and is intended to encourage and regulate investments in the Kingdom of Cambodia by Cambodian entities and foreign entities.
- 1.2 Application: This Sub-Decree applies to every QIP registered at the Council and provincial/municipal investment sub-committee.

##### **Article 2: Scope of Investment**

Investment Activity: This Sub-Decree applies to all investment activities other than those activities set out in the Negative List in Schedule 1, Part 1 of this Sub-decree as provided in Article 7 of the Law on Investment.

##### **Article 3: Foreign and Cambodian Investment**

- 3.1 Foreign and Cambodian Investment: The Royal Government welcomes investments in all economic activities from Cambodian Entities and Foreign Entities, subject only to the restrictions set out in Article 2 of this Sub-Decree.
- 3.2 Use of Nominees: An individual or legal entity controlled by Cambodian citizens must not act for, or represent, either directly or indirectly, a Foreign Entity for the purpose of avoiding the effects of the provisions of this Sub-Decree, which restrict or prohibit the activities of Foreign Entities or Foreign nationals.

**Article 4: Definitions**

As used in this Sub-Decree, the following terms shall have the meaning as defined hereunder:

“**Applicant**” means a person or a group of persons who submit an Investment Proposal to the Council or to the Provincial/Municipal Investment Sub-committee.

“**Cambodian Investor**” means an Investor who is a Cambodian citizen or who is a Cambodian Entity.

“**Cambodian Legal Entity**” means a company which is registered in, and whose place of business is in, the Kingdom of Cambodia and 51 percent or more of its shares are held by Persons of Cambodian nationality.

“**Certificate of Compliance**” means the certificate of obligation satisfaction required to be lodged under Article 14.2 New or Article 24 New of the Law on Investment, and issued under Article 18.2 of this Sub-Decree.

“**Conditional Registration Certificate**” means the document issued by the Council or the provincial/municipal Investment Sub-committee as set out in paragraph 3 of Article 7 New of Law on Investment and Article 6.3 of this Sub-Decree.

“**Construction Materials**” means construction items including fixtures in or on a facility that is fully transformed and utilized in the construction of facilities to be used by a QIP to carry out its Investment Activity during the initial construction phase or expansion.

“**Council**” means the Council for the Development of Cambodia established by Article 3 of the Law on Investment.

“**Council Sub-Decree**” means the Sub-Decree No. 70/ANK/BK dated July 27, 2001 on the Organization and Functioning of the Council for the Development of Cambodia and its subsequent amendments No. 112/ANK/BK dated November 12, 2002 and No. 35/ANK/BK dated August 4, 2004.

“**Customs Duties**” means taxes on foreign trade as listed in the customs tariffs imposed on goods when importing into or exporting out of the customs territory.

“**Domestic QIP**” means a QIP that does not aim at export.

“**Export QIP**” means a QIP that sells or transfers a proportion of its product to a purchaser or transferee outside the Kingdom of Cambodia.

“**Financial Management Law**” means the annual Financial Management Law.

“**Final Registration Certificate**” means the document issued by the Council or the provincial/municipal Investment Sub-committee as set out in paragraph 7 of Article 7 New of the Law on Investment and Article 7.3 of this Sub-Decree.

“**Foreign Legal Entity**” means an entity which is not a Cambodian Entity or which is not created in compliance with Cambodian laws.

“**Investment Activity**” means the business activity to be carried out in Cambodia under a QIP.

“**Investment Capital**” means the value of the investment indicated in USD currency excluding the value of land and working capital.

“**Investment Guarantees**” means the guarantees set out in Chapter 4 of the Law on Investment as provided for in this Sub-Decree, which are available to an Investor who complies with all the requirements of this Sub-Decree.

“**Investment Incentives**” means the incentives set out in Chapter 5 of the Law on Investment and as provided for in this Sub-Decree, which are available to an Investor who complies with all the requirements of this Sub-Decree.

“**Investment Proposal**” means a proposal submitted to the Council or provincial/municipal Investment Sub-committee by any person for the purpose of establishing a QIP.

“**Investor**” means the person who carries out QIP.

“**Law on Investment**” means the Law on Investment promulgated by Royal Kram No. 03/NS/94 dated August 5, 1994 and which is amended by the Law on the Amendment to Law on Investment of the Kingdom of Cambodia promulgated by Royal Kram No. NS/RKM/0303/009 dated March 24, 2003.

“**Law on Taxation**” means the Law promulgated by the Royal Kram No. NS/RKM/0297/03 dated February 24, 1997 and which is amended by Law on the Amendment to Law on Taxation promulgated by Royal Kram No. NS/RKM/0303/010 dated March 31, 2003.

“**Machine Parts**” means parts of Production Equipments with a working life of less than 2 years including spares of such parts and equipments.

“**Negative List**” means the list of Investment Projects as set out in Schedule 1 of this Sub-Decree.

“**Person**” means natural or legal person.

“**Production Equipment**” means any machinery and tool used in the substantial transformation of Production Inputs which is not itself transformed or consumed within 2 (two) years of its importation, including information technology equipment or any motor vehicle.

“**Production Inputs**” means goods, including raw materials, semi finished products, and accessories serving production that is fully transformed or utilized in the production process of the QIP no later than 2 (two) years after importation. It does not include office equipments and furniture, petroleum products, vehicles, and spare parts for vehicles.

“**Production Outputs**” means goods which are produced from Production Inputs that have been transformed.

“**Professional Service**” includes, but is not limited to, legal, financial, accounting, auditing, tax consulting, architecture, engineering, information technology services, advertising, and management services.

“**Provincial/municipal Investment Sub-committee**” means the sub-committee of the provinces or municipalities established by Sub-decree to review and approve investment projects with an investment capital of less than USD 2,000,000- (two million US dollars) at the provincial and municipal level.

“**Qualified Investment Project**” or “**QIP**” means an investment project for which a Final Registration Certificate has been issued.

“**Supporting Industry QIP**” means a QIP in which one hundred percent of the product is used to supply the export industry instead of usually imported raw materials and accessories.

“Working Day” means a calendar day which is officially a working day of the Royal Government of Cambodia.

## **CHAPTER 2**

### **INVESTMENT PROPOSALS AND REGISTRATION CERTIFICATES**

#### **Article 5: Application for Conditional Registration Certificate**

- 5.1 Application and Fee: Any person who wishes to obtain the Investment Incentives and Guarantees or only the Investment Guarantees shall submit to the Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee an Investment Proposal on a completed Application Form duly signed by or on behalf of the Applicant with appropriate Power of Attorney along with the payment of the Application Fee in the amount of 7,000,000 (seven million) Riels, representing the administration fees for securing the approvals, authorizations, licenses, or registrations from all relevant ministries and entities including stamp duty.
- 5.2 Application Form: The Application Form for an Investment Proposal is set out in Annex 2 of this Sub-Decree.
- 5.3 Evidence of authority to act: If an Investment Proposal is signed by a person on behalf of the Applicant, documentary evidence of that person's authority to so act must be submitted to the Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee with the Investment Proposal.
- 5.4 Multi-activity Projects: If a person proposes to invest and carry out more than one Investment Activity, which, if registered, would be carried out as a QIP, the person must submit a separate Investment Proposal for each Investment Activity.
- 5.5 Election for Exemption from Tax on Profit: An applicant who wishes to become entitled to the exemption from the Tax on Profit under Article 14.1 of the Law on Investment, in accordance with Article 15 of this Sub-Decree on receiving a Final Registration Certificate, must make an election in writing to that effect in the Investment Proposal.
- 5.6 Election precluding other Fiscal Allowances: In making the election under Sub-Article 5.5, the Applicant acknowledges that the election to utilize the tax holiday provided under Article 14.1 of the Law on Investment disqualifies the Investor from claiming any investment allowance otherwise available to the Investor under the Law on Taxation in respect of the QIP.
- 5.7 Election for Investment Guarantees only: An Applicant, who wishes to receive only the benefit of the Investment Guarantees, may make a written election in the Application Form as long as the Applicant is a non-QIP but falls under the Investment Guarantees of the Law on Investment. In this case, the Council and the Provincial/Municipal Investment Sub-committee shall issue a specific license to the Applicant.

#### **Article 6: Registration of Investment Proposal or its refusal**

- 6.1 Registration Process: The Council or Provincial/Municipal Investment Sub-Committee must, within 3 Working Days of the submission of an Investment Proposal under Article 5.1:
- (a) if neither paragraph (b) nor (c) applies, register the Investment Proposal and notify the Applicant in accordance with Sub-Article 6.3; or
  - (b) refuse the Investment Proposal and notify the Applicant in accordance with Sub-Article 6.6 if the Investment Proposal is made in respect of an Investment Activity which:
    - (i) is included in the Negative List; or
    - (ii) previously has been, or is currently, carried on by the Investor or any other person and which has already received Investment Incentives under the Law on Investment
  - (c) refuse the investment proposal and notify the Applicant in accordance with Sub-Article 6.6 if the Investment Proposal does not contain all the information required under Sub-Article 5.1.
  - (d) the Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee has the right to postpone the registration of specific Investment Projects related to the national interest or are environmentally sensitive which required to be processed through the one-stop mechanism of the Council and the Provincial/Municipal Investment Sub-committee who shall notify the specific grounds to the applicant within 3 (three) Working Days of the submission of the Investment Proposal.
- 6.2 Amendment of Investment Proposal: If the Investment Proposal made to the Council does not conform to Article 5 of this Sub-Decree, the Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee may, by written notice within 3 Working Days of the Investment Proposal's submission to the Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-Committee, require the Applicant to amend the Investment Proposal made to it and to resubmit the Investment Proposal to the Council and the Provincial/Municipal Investment Sub-committee.
- 6.3 Issuance of Conditional Registration Certificate: If the Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee registers an Investment Proposal under Sub-Article 6.1(a), it must issue to the Applicant, within 3 Working Days of the submission of the Investment Proposal, a Conditional Registration Certificate, in the form set out in Schedule 3, containing the following:



- (a) a list of all the necessary approvals, authorizations, licenses, permits or registrations which are required for the QIP to be lawfully undertaken and The ministries, departments, authorities, entities of the provinces/municipalities or agencies of the Royal Government responsible for issuing those documents upon the Applicant meeting the criteria required for the issuing of those documents.
  - (b) the election made by the Applicant pursuant to Sub-Article 5.5, 5.6 or 5.7.
  - (c) the Investment Incentives and Guarantees to which the investment project will be entitled if the Final Registration Certificate is issued, including the Tax on Profit exemption period under Article 14.1 of the Law on Investment.
  - (d) the election made by the Applicant pursuant to Article 5.7, and the subsequent non-entitlement to the Investment Incentives.
  - (e) recognition of the statutes of the legal entity which will undertake the QIP.
- 6.4 Default on the issuance of Conditional Registration Certificate: If the Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee fails to issue a Conditional Registration Certificate under Sub-Article 6.3 or fails to issue Letter of Non-Compliance under Sub-Article 6.6 within 3 Working Days, the Investment Proposal is deemed to be registered and the Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee must issue a Conditional Registration Certificate to the Applicant immediately.
- 6.5 Information to accompany Conditional Registration Certificate: The Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee must issue with the Conditional Registration Certificate the investment guidelines and assessment criteria for each of the approvals, authorizations, licenses, permits or registrations referred to in Sub-Article 6.3(a).
- 6.6 Letter of Non-Compliance: If the Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee refuses an Investment Proposal under Sub-Article 6.1(b), it must issue to the Applicant a Letter of Non-Compliance containing:
- (a) the reason why the Investment Proposal was not acceptable; and
  - (b) the additional information required to enable the Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee to register an amended Investment Proposal.

**Article 7: Issuance of Final Registration Certificate**

- 7.1 Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee to assist with the various types approvals, authorizations: After issuing the Conditional Registration Certificate in accordance with Sub-Article 6.3, the Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee must, on behalf of the Applicant, assist with the issuance of the approvals, authorizations, licenses, permits or registrations referred to in Sub-Article 6.3(a) by the relevant ministries, departments, authorities, entities of the provinces/municipalities or agencies of the Royal Government.
- 7.2 Payment of Deposit: An Investor shall not be required to make payment of any deposit to guarantee his or her investment except for the case of an infrastructure concession as required in the concession contract.
- 7.3 Issuance of Final Registration Certificate: When the holder of a Conditional Registration Certificate obtains all of the approvals, authorizations, licenses, permits or registrations referred to in Sub-Article 6.3(a), the Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee must issue a Final Registration Certificate.
- 7.4 Period to issue Final Registration Certificate: If the holder of a Conditional Registration Certificate has not obtained all of the approvals, authorizations, licenses, permits or registrations referred to in Sub-Article 6.3(a) within 28 Working Days of the date of issuance of the Conditional Registration Certificate, the Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee must issue a Final Registration Certificate.
- 7.5 Application for other approvals from relevant institutions: A Final Registration Certificate issued by the Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee under Sub-Article 7.4 does not negate the obligation of the Applicant to obtain and receive all of the approvals, authorizations, licenses, permits or registrations required for the proposed QIP to operate lawfully.
- 7.6 Commencement of QIP: A QIP commences on the date of issuance of the Final Registration Certificate for that QIP and this commences the Trigger Period for the Tax on Profit Exemption period under Article 14.1 of the Law on Investment and Sub-Article 15.1 of this Sub-Decree.
- 7.7 Obligation to ask for other approvals: A QIP shall file written applications in accordance with applicable procedures to the Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee for its approval of any changes of address, head office, place of business, company name, shares, and any other changes to the Investment Proposal and to the statute of the Investor within 10 (ten) Working Days prior to such changes so that the Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee can decide on the issues no later than 10 (ten) Working Days.

**Article 8: Revocation or Cancellation of Final Registration Certificate**

- 8.1 Revocation of Final Registration Certificate: A Final Registration Certificate shall be revoked from the date it was issued by the Council or Provincial/Municipal Investment Sub-Committee if an Investor:

- (a) obtained a Final Registration Certificate or a Certificate of Compliance through fraud or misrepresentation; or
  - (b) does not commence an Investment Activity within six (6) months of the receipt of all the documents referred to in Sub-Article 7.3 except for the case of concession contracts in which such period is specified by agreement in the contract.
- 8.2 Cancellation of Final Registration Certificate: If an Investor applies to the Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee for a Final Registration Certificate to be cancelled under Article 21 New of the Law on Investment, the Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee must cancel that Final Registration Certificate only if and when the Investor has fully complied with Articles 22 New and 23 New of the Law on Investment.
- 8.3 Notification of revocation of Final Registration Certificate: If the Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee revokes a Final Registration Certificate in accordance with this Article, the Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee must notify the Investor in writing of the revocation.
- 8.4 Appeals: An Investor whose Final Registration Certificate is revoked by the Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee under this Article may appeal in writing to Co-Chairmen of the Council within 20 Working Days of the date or receipt of the written notification of revocation from the Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee under Sub-Article 8.3.
- 8.5 Loss of Investment Incentives: A QIP whose Final Registration Certificate is revoked or cancelled is not entitled to claim, on and from the date of the revocation or cancellation, any of the Investment Incentives set out in the Final Registration Certificate.

### **CHAPTER 3**

#### **ACQUISITIONS AND MERGERS OF QIPs**

##### **Article 9: Merger of QIPs**

- 9.1 If two or more Investors, or an Investor and any other Person, agree to merge to form a new entity, and the new entity wishes to carry out the Investor's QIP and be entitled to the Investment Incentives and Guarantees specified in the QIP's Final Registration Certificate, the new entity must apply in writing to the Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee to be registered as an Investor and for the QIP's Final Registration Certificate to be transferred to the new entity within 10 Working Days prior to the merging and transfer of the Final Registration Certificate.
- 9.2 The Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee must consider the application made under Sub-Article 9.1 and must provide the new entity with a written approval or refusal of the registration and the transfer of the Final Registration Certificate within 10 (ten) Working Days of the receipt of the application.

##### **Article 10: Acquisition of a QIP by unregistered Person**

- 10.1 If an unregistered Person purchases the ownership of a QIP and it wishes to carry out the Investor's QIP and be entitled to the Investment Incentives and Guarantees specified in the QIP's Final Registration Certificate, the purchaser must apply in writing to the Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee to be registered as an Investor and for the QIP's Final Registration Certificate to be transferred to the new entity within 10 (ten) Working Days prior to the transfer of the Final Registration Certificate.
- 10.2 The Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee must examine the application made under Sub-Article 10.1 and must provide the purchasing entity with a written approval or refusal of the registration and the transfer of the Final Registration Certificate within 10 (ten) Working Days of the receipt of the application.
- 10.3 If a transfer of shares in an Investor results in control of the Investor being acquired by the transferee, the Investor must apply to the Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee for the transfer and provide the name and address of the transferee within 10 (ten) Working Days prior to the transfer in order that the Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee can decide on the issue no later than 10 (ten) days.
- 10.4 For the purpose of Sub-Article 10.3, "control" means holding at least 20% of the shares in the Investor.

##### **Article 11: Acquisition of a QIP by another Investor**

- 11.1 If a registered Investor purchases the ownership of a QIP and it wishes to be entitled to the Investment Incentives and Guarantees of a QIP carried on by that Investor, the purchasing Investor must apply in writing to the Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee for the acquisition within 10 (ten) Working Days prior to the acquisition in order to receive that entitlement.
- 11.2 The Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee must consider the application made under Sub-Article 11.1 and must provide the purchasing Investor with written approval or refusal of the registration and the transfer of the Final

Registration Certificate within 10 (ten) Working Days of the receipt of the application.

**Article 12: Failure to register or to apply for approval**

If a new Person or a purchasing Investor fails to apply to the Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee for registration in accordance with Article 9 or 10, or a purchasing Investor fails to apply to the Council or the Provincial/Municipal Investment Sub-committee in accordance with Article 11, the new Person or the purchasing Investor is not entitled to any of the QIP's Investment Incentives and Guarantees.

**CHAPTER 4  
JOINT VENTURES**

**Article 13: Joint Ventures**

A QIP may be in the form of a joint venture. A joint venture may be formed between Cambodian Entities, between Cambodian Entities and Foreign Entities and between Foreign Entities themselves and may include a joint venture with institutions of the Royal Government. There are no limitations based on nationality or the share-holding proportions of each shareholder, other than if the joint venture owns, or intends to own, land, or an interest in land in the Kingdom of Cambodia. In such case, the maximum combined share-holding of all persons who are not Cambodian Entities must not exceed 49 (forty nine) percent.

**CHAPTERS 5  
TAXATION**

**Article 14: General Principles**

14.1 Liability for taxes: Investors are liable to, and must comply with the provisions of the Financial Management Law, the Law on Taxation, and the Law on Investment and related regulations.

14.2 Natural resources: The tax rate of the Tax on Profit, which profit derived from a contract sharing of oil and natural gas exploitation or from natural resources related activities including, but not limited to, timber, ore, gold and precious stones, shall be determined in accordance with Article 20.2 of the Law on Amendment to Law on Taxation.

14.3 Limitations: A full or partial exemption from taxes and customs duties shall only apply to the payment of any liability for the Tax on Profits and the payment of Customs Duty as provided in this Sub-Decree. These exemptions do not include the following:

- (a) tax on salary and withholding tax as stated in Articles 25 New and 26 New of the Law on Taxation, and Additional Profit Tax on the distribution of dividend; and
- (b) Value Added Tax, specific tax on certain merchandises and services, duties and taxes to be paid at the time of import, and any other taxes as specified in the laws in force.

**Article 15: Tax on Profit**

15.1 Period of exemption from the Tax on Profit: In accordance with Article 14.1 of the Law on Investment, the profit tax exemption period, which is Trigger Period plus 3-year Period plus Priority Period, shall be determined in accordance with this Article.

15.2 Trigger Period: For Article 14.1 of the Law on Investment, the trigger period of the profit tax exemption period is the period commencing on the issuance of the Final Registration Certificate and ending on the last day of the taxation year immediately preceding the earlier of:

- (a) if the QIP derives a profit, the taxation year that the profit is first derived; and
- (b) if the QIP derives income from the Investment Activity in respect of the sale of goods or services, the third taxation year after the taxation year in which the income is first derived.

For the purpose of this Sub-Article and Article 14.1 of the Law on Investment, profit refers to the taxable profit calculated under the provisions of the Law on Taxation regardless of the provisions of carry forward of losses under Article 17 of the Law on Taxation.

15.3 Three Years: This immediately commences from the taxation year immediately following the Trigger Period and the 2 immediately succeeding years.

15.4 Priority Period: The Priority Period determined under the Financial Management Law commences immediately after the third taxation year of the three year period provided under Sub-Article 15.3

15.5 Prepayment of the Tax on Profit for QIPs registered after the promulgation of Law on the Amendment to Law on Investment: The prepayment of the Tax on Profit does not apply to a QIP granted an exemption from the Tax on Profit as provided in

Article 14.1 of the Law on Investment.

15.6 Prepayment of the Tax on Profit for QIPs approved before the promulgation of Law on the Amendment to the Law on Investment: A QIP which is subject to Article 24 (2) New of the Law on Investment shall make monthly prepayments of Tax on Profit at the rate of 1% of turnover inclusive of all taxes, except Value Added Tax derived in the previous month, in accordance with Article 28 New of the Law on Taxation. The QIP's turnover realized during the exemption period determined by the Law on the Amendment to the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia shall be exempt from prepayment of the Tax on Profit.

15.7 In accordance with Article 24 New of the Law on Taxation, a QIP shall not be subject to the minimum tax.

#### **Article 16: Customs Duty Exemption on Production Equipments, Construction Materials, and Production Inputs**

16.1 Exemption for Production Equipments and Construction Materials-Domestic QIP:

In accordance with Article 14.5 of the Law on Investment, Production Equipments and Construction Materials imported by a domestic QIP are exempt from Customs Duty. In the case where a QIP has a capability to directly export any portion of its manufactured products or has supplied for export industry, the quantity of Production Inputs that were taxed at the time of import and later used to produce goods that are, directly or indirectly, exported shall be entitled to duty exemption after a review of the quarterly report.

16.2 Customs Duty Exemptions for Production Equipments, Construction Materials, and Production Inputs - Export QIP:

In accordance with Article 14.6 of the Law on Investment, Production Equipments, Construction Materials, and Production Inputs imported by the Export QIP are exempt from Customs Duty. However, for the Export QIP which operates under the custom bounded warehouse mechanism, the customs duty exemption shall be in compliance with the Customs laws and regulations in force applicable to the mechanism. The processed Production Inputs that have not been exported shall be subject to the payment of customs duties and taxes applicable at the time of import after review of the quarterly report.

16.3 Customs Duty Exemptions for Production Equipments, Construction Materials, and Production Inputs ? Supporting Industry QIP:

In accordance with Article 14.7 of the Law on Investment, Production Equipments, Construction Materials, and Production Inputs imported by a Supporting Industry QIP are exempt from Customs Duty. However, in the case where the Supporting Industry QIP failed to supply 100% of its manufactured products to the export industry or directly export its products, then the QIP shall pay the customs duties and taxes on Production Inputs for the quantity that has not been supplied to the export industry or directly exported after review of the quarterly report.

16.4 Procedure for Customs Duty Exemption: The Council must:

- (a) establish an inter-institution mechanism comprising members from the Council, and the Ministry of Economy and Finance to review the grant of incentives on the import and use of Production Equipments, Construction Materials and Production Inputs by a QIP for each investment purpose.
- (b) prepare a detailed Guideline on procedure for a QIP to be entitled to Customs Duty exemption.

16.5 Transfer or sale of Production Equipments, Construction Materials, and Production Inputs:

If any Production Equipments, Construction Materials, or Production Inputs in respect of which Customs Duty taxes were exempted on their importation are sold or used in a way unrelated to the QIP purpose, the Investor shall immediately:

- (a) pay Customs Duty taxes within 28 (twenty eight) Working Days in the amount calculated under the Customs Law and Regulations in force if the transfer or sale is done with a prior authorization from the Council.
- (b) pay Customs Duty, taxes, and penalties within 28 (twenty eight) Working Days in the amount calculated under the Customs Law and Regulations in force if the transfer or sale is done without prior authorization from the Council.
- (c) be subject to a temporary suspension of import authorization, and an examination of the Customs Duty exemption application submitted under the Law on Investment, including other Customs penalties in the case of omission or delay in payment of Customs Duty, Taxes and penalties as defined in paragraphs (a) and (b) of this Article 16.5

16.6 The transfer or sale of Production Equipments or Construction Materials and Production Inputs to another Investor:

An Investor or his/her representative may apply in writing to the Council for approval on the transfer or sale by a QIP of Production Equipments, Construction Materials, or Production Inputs which were imported with Customs Duty exemption, to another Investor to be used in a QIP.

## **CHAPTER 6 REPORTING OBLIGATIONS AND CERTIFICATES OF COMPLIANCE**

#### **Article 17: Reporting Obligations**

17.1 Taxation Reporting Obligations: As mentioned in Article 104 New of the Law on Taxation, from the date of issuance of its Final Registration Certificate, a QIP shall submit monthly and annual tax declarations and shall pay all taxes as imposed

by each taxation regulation to the Tax Department, along with a Certificate of Compliance for the taxation year.

17.2 Customs Duty Exemption Reporting Obligation: All Production Equipments and construction materials imported by a QIP are subject to all customs clearance formalities. Within 30 (thirty) working days of import, a QIP must submit to the Council and the Tax Department the certified copies of customs clearance documents, including the valuation documents of those goods issued by the government appointed agency.

**Article 18: Compliance Certificate**

18.1 Compliance Certificate: In each taxation year, a QIP may not claim, and is not entitled to, any of the Investment Incentives unless a QIP is issued with a Compliance Certificate.

18.2 Automatic Issuance: Subject to a revocation of the Council under Sub-Article 18.4 and 18.5, the Council shall issue the Compliance Certificate to a QIP within 90 (ninety) Working Days after the end of each financial year.

18.3 Failure to Issue: If the Council failed to issue the Compliance Certificate under Sub-Article 18.2, it is deemed to have been issued but is subject to revocation under Sub-Article 18.4 and 18.5.

18.4 Review Powers: The Council may review any QIP holding a Compliance Certificate to determine whether the QIP has provided all information required to be lodged under Sub-Article 18.6.

18.5 Loss of Investment Incentives: The Council may revoke a QIP's Compliance Certificate if it is satisfied, after reasonable review under Sub-Article 18.4, that the QIP has failed to provide all information required to be lodged under this Article. The QIP loses its entitlement to all Investment Incentives from the date of revocation of the Compliance Certificate.

18.6 Information to be delivered: Every Investor who carries a QIP must lodge with the Council:

- (a) an annual financial statement, consisting of a balance sheet, a profit and loss account, cash flow statement and remark no later than the 31st of March of the following year;
- (b) a Certificate of Tax Obligation Satisfaction from the Tax Department certifying that the Investor has:
  - (i) properly complied with and filed the monthly tax returns on time except in the case where such tax returns of that year are required by the Law on Taxation.
  - (ii) paid all taxes, levies, interest, and surcharges determined for the period of taxation audited by the Tax Department.
- (c) quarterly report on the effective import of Production Equipments and Production Inputs for the production, and quarterly report on the effective export of the QIP's finished products and annual inventory list of immovable properties.
- (d) investment information sheet in **CIB 01S** form.

**CHAPTER 7  
OWNERSHIP AND LAND USE**

**Article 19: Ownership**

19.1 Ownership: The Land Ownership serving the Investment Activity is to be vested in a Cambodian natural person or legal entity in compliance with the Law in force.

19.2 Registration of Ownership: To register land Ownership, the Investor shall complete all forms or formalities for registration with the cadastral office under the jurisdiction of which the immovable property is located.

19.3 Ownership Rights: Under the Constitution of the Kingdom of Cambodia, the foreign natural person or legal entity may not own land in the Kingdom of Cambodia.

**Article 20: Use of Land**

20.1 Cambodian Legal Entity: In addition to the Ownership Rights, the Cambodian Investor is entitled to use land in various forms, including concession, lease, transfer, and as securities.

20.2 Foreign Legal Entity: A Foreign Legal Entity may use the land in various forms, including concession, long term lease for 15 (fifteen) years or more, and renewable short term lease. Land Use rights include the rights on buildings, arrangements, or improvements made by the lessee for a duration specified in the contract, provided that the uses are exercised in compliance with the law in force.

20.3 Lease of State Land: Any natural or legal entity who leased any piece of land from the State shall act in compliance with regulations regarding the management of the State property.

20.4 Sub-Lease: Any natural or legal entity who leased any piece of land from the State may sub-lease such land to a third party only if he/she obtained express prior approval or authorization from the competent authority.

## **CHAPTERS 8 LABOR FORCE**

### **Article 21: Use of Labor Force**

The Council has the duty to advise and help facilitate the investor with regard to obtaining, for the foreign spouse accompanying the investor, a visa, the right to stay and appropriate travel permit in compliance with the immigration law and its regulations.

For the recruitment by the investor of foreign staff and management experts, technical staff, skilled workers who are not available among Cambodians citizens, the Council shall help facilitate the investor to obtain the right to recruit those foreign employees to work as needed, in accordance with the Labor law, Immigration law and relevant regulations in force.

## **CHAPTER 9 PENALTIES**

### **Article 22: Penalties**

If the Investor fails to perform any obligation imposed by this Sub-Decree or the Law on Investment, the Investor shall be subject to penalties defined in Article 8.1, Article 12 or Article 18.5 of this Sub-Decree or other Laws regarding the omission or failure to perform obligations.

## **CHAPTER 10 TRANSITIONAL PROVISIONS**

### **Article 23: Recognition as QIP of Investment Project Approved Prior to the Amendment to the Law on Investment**

23.1 Any Invest Project approved under the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia promulgated by Royal Kram No. 03/NS/94 dated August 05, 1994 and whose activity is undergoing before the date of entry into force of this Sub-Decree will be recognized as a QIP after the Investor has submitted a written proposal to the Council to have it deemed as a QIP and after satisfying all obligations defined in the Law on Investment and this Sub-decree.

The Council shall issue to the investor a Certificate of Recognition for the above Investment Project as QIP no later than 3 (three) Working Days.

For the Investment Project that has been approved but failed to perform any Investment Activity or started an Investment Activity for a period of time but later postponed the Activity without any notice of such postponement or termination to the Council, such Investment Project shall be subject to further regularization of documents in order to obtain QIP's entitlement before recommencement of the Investment Project.

23.2 Incentives for Investment Projects Approved Prior to the Adoption of the Amendment to the Law on Investment.

Investment Project which was approved prior to the adoption of the Amendment to the Law on Investment and has been recognized as QIP entitled to the profit tax rate of 9% before the promulgation of the Amendment to the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia, is entitled to such 9% rate for a transitional period of not more than 5 (five) years starting from the fiscal year after the promulgation of the Amendment to the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia and this Sub-decree only if the Investor has fulfilled all obligations stipulated in Chapter 6 of this Sub-Decree.

Investment Project which was approved prior to the adoption of the Amendment to the Law on Investment and has been recognized as a QIP and provided with Investment Incentives in writing by the Council may still be entitled to incentives in the form of profit tax and Customs Duties exemption on the import of Production Equipment, Construction Materials, and Production Inputs only if the Investor has fulfilled all obligations stipulated in Chapter 6 of this Sub-Decree.

## **CHAPTER 11 FINAL PROVISIONS**

### **Article 24: Abrogation**

The Sub-Decree No 88/ANK/BK dated December 29, 1997 on the Implementation of the Law on Investment of Cambodia, Amendment Sub-Decree No 53/ANK/BK dated June 11, 1999 on the Amendment to Sub-Decree on the Implementation of Law on Investment of Cambodia, Sub-Decree No 130/ANK/BK dated December 26, 2001 on the Amendment to Sub-Decree No 53/ANK/BK dated June 11, 1999, and any other regulation in contrary to this Sub-Decree shall be abrogated.

### **Article 25:**

The Minister in charge of the Office of the Council of Ministers, the Minister of Economy and Finance, the Council for the

Development of Cambodia, Ministers of all ministries, heads of all institutions, and provincial/municipal governors shall effectively implement this Sub-decree within their respective functions commencing from the date of signature.

Phnom Penh, 27 September 2005

**PRIME MINISTER  
HUN SEN**

CC:

- Ministry of Royal Palace;
- General Secretariat of Constitutional Council;
- General Secretariat of the Senate;
- General Secretariat of the National Assembly;
- Cabinet of Samdech Prime Minister;
- General Secretariat of the Royal Government;
- As defined in Article 25;
- Archives - Chronicle

#### **ANNEX 1**

*of the Sub-Decree No. 111 ANK/BK date on September 27, 2005 on the Implementation of the Law on the Amendment to the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia*

#### **Negative List (Article 6.1)**

##### **Section 1: Investment Activities Prohibited by the Relevant Law and Sub-Decrees:**

1. Production/processing of psychotropic substances and narcotic substances;
2. Production of poisonous chemicals, agriculture pesticide/insecticide and other goods by using chemical substances, prohibited by international regulations or the World Health Organization, that affect the public health and environment;
3. Processing and production of electricity power by using any waste imported from a foreign country;
4. Forestry exploitation business prohibited by Forestry Law;
5. Investment activities prohibited by law.

##### **Section 2: Investment Activities Not Eligible for Incentives**

1. All kinds of commercial activity, import, export, wholesale, retails, including duty free shops;
2. Any transportation services by waterway, by road, by air except investment in railway sector;
3. Restaurants, karaoke parlors, bars, nightclubs, massage parlors or fitness clubs which are located outside of international standard hotel. However, though it is located in the international standard hotel if the Investor leased the above locations to a non-QIP third party lessee to conduct business, such investor shall not be entitled to profit tax exemption as granted to the Investor under the Amendment to the Law on Investment;
4. Tourism service provider, tourism agent, tourism information and tourism advertisement;
5. Casino and gambling business and service of any kind;
6. Currency and Financial business and services, including bank, financial institution, insurance company, and all kind of financial intermediation;
7. Activity related to newspaper and media, including radio, television, press, magazine, movie, video production or reproduction, theatre, studio, and related activities;
8. Professional services;
9. Living Modified Organisms LMOs that causes danger to biodiversity, human health and environment;
10. Production and processing of wood products which using wood from natural forest with a legal domestic supplying source as raw materials;
11. Production of tobacco products;
12. Production of food products and beverages with the investment capital less than USD500,000(five hundred thousand);
13. Production of product for textile industry with the investment capital less than USD500,000 (five hundred Thousand);
14. Production of garments, textiles, footwear, hats with the investment capital less than USD500,000 (five hundred thousand);
15. Production of furniture and fixture, which not using natural wood with the investment capital less than USD500,000 (five hundred thousand);
16. Production of paper and paper products with the investment capital less than USD 500,000 (five hundred thousand);
17. Production of chemicals, cement, agriculture fertilizer, petrochemicals with the investment capital less than USD1,000,000 (one million);
18. Production of rubber products and plastic product with the investment capital less than USD500,000 (five hundred thousand);

19. Production of leather products and other related products with the investment capital less than USD300,000(three hundred thousand);
20. Production of all kinds of metal products with the investment capital less than USD300,000 (three hundred thousand);
21. Production of electrical and electronic appliances and office materials with the investment capital less than USD300,000 (three hundred thousand);
22. Production of toys and sporting goods with the investment capital less than USD300,000 (three hundred thousand);
23. Production of motor vehicles, parts and accessories with the investment capital less than USD300,000 (three hundred thousand);
24. Clean water supplies with the investment capital less than USD500,000 (five hundred thousand);
25. Supporting industry, which has its entire production (100%) supplying export industry with the investment capital less than USD100,000 (one hundred thousand);
26. International trade exhibition center and convention halls with the investment capital less than USD8,000,000 (eight million)
27. Construction of modern market or trade center with the investment capital less than USD2,000,000 (two million) with size less than 10,000 (ten thousand) square meters and has inadequate space for car park;
28. Production of animal feed with the investment capital less than USD200,000 (two hundred thousand);
29. Production of ceramic products with the investment capital less than USD300,000; (three hundred thousand);
30. Training and educational institutes that provide training for skill development, technology, or poly technology that serve industrial, agricultural, tourism, infrastructure, environment, engineering, sciences, and other services with the investment capital less than USD4,000,000 (four million);
31. Hotel below 3-star grade
32. Complex tourism center with hotel containing less than 100 rooms or tourist inns of less than 30 housing and tourist estates (resort) less than a minimum length of ten (10) hectares;
33. Natural Tourism and creation of natural tourism site with the size less than 1,000 (one thousand)hectares of land with the investment capital less than USD1, 000,000 (one million);
34. Complex resort, including hotel, theme park, sport facilities, zoo with less than 50 (fifty) hectares;
35. Car parking;
36. Warehouses facilities;
37. Polyclinic having less than 50(fifty) patient beds with no modern equipment, laboratories, surgical operation, x-ray, emergency, pharmacy room, lift elevator (for up to 3 story building), apply no ambulances, morgue, with the investment capital less than USD1,000,000 (one million);
38. Production of modern medicines with the investment capital less than USD1,000,000 (one million);
39. Production of traditional medicines with the investment capital less than USD500,000(five hundred thousand);
40. Agricultural production:
  - 40.1 Paddy farming less than 1000 (one thousand) hectares
  - 40.2 All kinds of cash crops less than 500 (five hundred) hectares
  - 40.3 Vegetables less than 50 (fifty) hectares
41. Livestock production
  - 41.1 Cattle husbandry less than 1,000 (one thousand) heads;
  - 41.2 Dairy farm less than 100 (hundred) cows;
  - 41.3 Poultry farm less than 10,000 (ten thousand) heads;
42. Aquatic production:
  - 42.1 Fresh water aquaculture farm less than 5 (five) hectares;
  - 42.2 Sea water aquaculture farm less than 10 (ten) hectares;
43. Timber plantation, tree plantation, and wild animal farm:
  - 43.1 Timber plantation less than 1,000 (one thousand) hectares;
  - 43.2 Tree plantation less than 200 (two hundred) hectares;
  - 43.3 Wild mammal husbandry less than 100 (one hundred) heads;
  - 43.4 Wild bird husbandry less than 500 (five hundred) heads;
  - 43.5 Wild reptile husbandry less than 1,000 (one thousand) heads

The Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries shall define the definitions of each category in paragraph 43 above.
44. Freezing and processing of aquatic products and cereals and crops products for exports:
  - 44.1 freezing and processing of aquatic product for export with the investment capital less than USD 500,000 (five hundred thousand);
  - 44.2 processing of any kind of cereals and crops products for export with the investment capital less than USD 500,000 ( five hundred thousand);
45. Provision of value added services of all kinds of telecommunication services
46. Real estate development.

**Section 3: Investment Activities with specific characteristics which shall be Eligible for Custom Duties Exemption, but not Eligible for the Profit Tax Exemption**

1. Telecommunication basic services;
2. Exploration of gas, oil and all kinds of mining, including supply bases for gas and oil activities.



ANNEX 2

of the Sub-Decree No. 111 ANK/BK date on September 27, 2005 on the Implementation of the Law on the Amendment to the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia

**Application for Investment Proposal In the Kingdom of Cambodia**  
(Article 5.2)

**I. Structure of the person:**

**a. General Information**

- Name of the person (natural or legal person) .....
- Address: - Location of the person's Office ..... Tel:.....  
Fax:..... E-mail:.....
- Name of Parent Person: ..... Address:.....  
..... Tel:..... Fax:.....  
Website:..... E-mail:.....
- Type of the Company (please tick ✓ in the box )  
 Corporation  Partnership  
 Foreign Commercial Company  
*Note:* Corporation would include: Private limited Company, Public limited Company and Single Member Private Limited
- Registered Capital:.....of which, foreign.....%, domestic.....%
- Specifications of certification of money deposited at bank 25% .....

**b. Composition of the Person**

Shareholder

Family Name & First Name	Nationality	ID Card or Passport No. & Date	Address	Percentage of Share
1.....				
2.....				
3.....				
4.....				

Composition of Members of Board of Directors (including third party)

Family Name & First Name	Nationality	ID Card or Passport No. & Date	Address	Position in the Company	Authorized Person to sign documents
1.....					
2.....					
3.....					
4.....					

**II. Investment Application:**

**a. General Information**

- Investment Activity:.....
- Investment sector: (please tick ✓ in the box )  
 Agriculture Agro-industry  Civil engineering  Energy  Finance  Industry  
 Mines  Tourism  Transportation  Telecommunication  Clean Water  Industrial Zone  
 Others
- Applicant:  
Name.....Address.....  
Position in the Company..... Tel:..... Fax:.....  
Authorizing Letter (If no position within the Company): No:..... dated.....

- Total Capital Investment: .....of which, capital on:  
 Construction/site preparation.....m<sup>2</sup> Price: .....USD  
 Existing construction  New Building   
 Production Equipment (Machinery, Production equipment, other materials) worth  
 of: ..... USD (accompanied by attached list as described in the Annex)  
 Office materials worth of (USD): .....  
 Others worth of (USD): .....
- Land (area in m<sup>2</sup>): .....Price.....USD
- Source of Capital Investment: Own capital: ..... Long-term bank loan:.....  
 Short-term bank loan: .....
- Location of Investment: Land lot No: ... Street..... Village.....Commune/Sangkat.....  
 District: ..... Province/Town: ..... Area: .....m<sup>2</sup>
- Plan to implement the project:  
 Start to construct: .....Expected completion date.....  
 Time to equip with machinery .....Start production.....
- Product Information:

Types of Products	Unit	Annual Production Capacity				Market	
		First year		Full Capacity		Domesticin %	Exportin %
		Quantity	Value	Quantity	Value		

- Labor Force Requirement:

Type of Labor	Starting Period		Full Capacity	
	Local	Foreign	Local	Foreign
Management				
Engineer				
Technician				
Advisor				
Administrative personnel				
Skilled workers				
Non-skilled workers				
<b>Total</b>				

- Annual Production inputs (raw materials) needed: *to fill in the form attached in the Annex*
- Energy and Water Needed:  
 Annual coal or firewood: .....m<sup>3</sup>/year, Gas:.....tons/year  
 Oil:.....tons/liters/year  
 Electricity (Assembly power): .....MW, Annual need.....KWH  
 Water Consumption:.....m<sup>3</sup>/year

- b. Selection:**       Exemption on tax on profits and Investment Guarantees  
 Special Depreciation and Investment Guarantees  
 Investment Guarantees (not asking for incentives)  
*(Among the three options, Investor is only allowed to choose one)*

**c. Information on Environment:**

Mode of transport of raw materials and finished products into and out of the investment area:  
 .....  
 .....  
 .....  
 Estimates of volume:  
 Liquid waste:.....m<sup>3</sup>/month    Hard waste: .....m<sup>3</sup> or tons/month  
 Emitted gas:...../day

Table of estimation of concentration in:  
*the process of sewage discharge*

- |   |                                   |
|---|-----------------------------------|
| - pH: .....   | - Ammonia (NH <sub>3</sub> )..... |
| - Nitrate Nitrogen.....                                   | - Heavy Metal.....                |
| - Phenol (C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> OH).....          | - Oil and Grease.....             |
| - Turbidity.....  | - Conductivity.....               |
| - Total number of hard substances dissolved in water..... |                                   |
| - Total hard substance silted in water.....               |                                   |

*Evaporation of gas molecules in air*

- |                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| - Carbon Monoxide..... | - Nitrogen Dioxide..... |
| - Sulfur Oxide.....    | - Ozone.....            |
| - Lead.....            |                         |

Place used as disposal area for hard and liquid waste, and to gas emission

.....  
 .....

Sources of increasing noise and vibration

.....  
 .....

Residing Conditions of employees, workers

- Supply of clean water: .....
- Health, safety: .....
- Sanitation: .....
- Management of hard waste: .....

**d. Information on Taxes**

To fill in the Form attached in the Annex.

**e. Information on Memorandum and Articles of Association**

Herewith attached the company's statute, photos, copies of passports or identities card of the shareholders

**III. Assurance: Being the Project Owner, I would like to assure that**

The project is not included in the negative list mentioned in the Annex I, Section 1 of the Sub-Decree on the Implementation of the Law on Amendment to the Law on the Investment of the Kingdom of Cambodia.

The above information is correct and not intended to falsify.

Made in.....Date.....Month.....Year.....

Signature

**ANNEX 2-1**

*of the Sub -Decree No. 111 ANK/BK date on September 27, 2005 on the implementation of the law on the Amendment to the law on investment of the Kingdom of Cambodia*

***List of Production Equipments Needed***

For Investment Project.....

No.	List of Item	Unit	Quantity	Unit Price (USD)	Total Value (USD)	Source	
						Local	Import
	1	2	3	4	5	6	7
	<b>Total</b>						

**ANNEX 2-2**

*of the Sub-Decree No. 111 ANK/BK date on September 27, 2005 On the Implementation of the Law on the Amendment to the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia*

***List of Production Inputs Needed***

For Investment Project.....

No.	List of Item	Unit	Unit Price (USD)	Annual Needs				Other
				Local		Import		
				Quantity	Total Value (USD)	Quantity	Total Value (USD)	
	1	2	3	4	5	6	7	8
	<b>Total</b>							

ANNEX 3

**of the Sub-Decree No. 111 ANK/BK date on September 27, 2005 On the Implementation of the Law on the Amendment to the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia**

**(Article 6.3)**

*Conditional Registration is according to the Law on Investment and the Sub-Decree on the Implementation of the Law on the Amendment to the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia.*

*Name of Investor: .....*

*Address of Investor: .....*

*Details of Qualified Investment Project.....*  
*.....*

*Name, address and contact details of Investor's representative in Cambodia.....*  
*.....*

*Approvals, authorisations, clearances, licences, permits or registrations required for the QIP to be lawfully undertaken and the ministries, departments, authorities or agencies of the Royal Government responsible for their issue, upon the Applicant meeting the criteria for their respective Ministry etc.*

Approval, etc.

Ministry

Criteria

(insert)

*Election made by Investor under Article 5.5 of the Sub-Decree on the implementation of the law on the amendment to the law on investment of the Kingdom of Cambodia.*  
*.....*

*Election made by Investor under Article 5.7 of the Sub-Decree on the implementation of the law on the amendment to the law on investment of the Kingdom of Cambodia.*  
*.....*

*Investment Incentives and Guarantees which the QIP will be entitled to if the Final Registration Certificate is issued, including the Tax on Profit exemption period under Article 14.1 of the Law on the amendment to the law on investment of the Kingdom of Cambodia.*  
*.....*

*Memorandum and Articles of association of the Investor, which will undertake the QIP*  
*.....*  
*.....*

## 付属資料 IV: 「州・特別市投資小委員会の設立に関する政令No.17」

### Kingdom of Cambodia Nation Religion King

Royal Government of Cambodia  
No. 17 ANK/BK

#### Anukret on the Establishment of the Sub-Committee on Investment of the Provinces-Municipalities of the Kingdom of Cambodia

##### The Royal Government

- Having Seen the Constitution of the Kingdom of Cambodia;
- Having Seen the Royal Kram No.NS/RKM/0704/001 dated July 13, 2004 on the Promulgation of Additional Constitution to normalize the function of national institutions.
- Having Seen the Royal Decree No. NS/RTK/0704/124 dated July 15, 2004 on the appointment of the Royal Government of Cambodia.
- Having Seen the Royal Kram No. 02/NS/94 dated July 20, 1994 on the Promulgation the law on the Organization and Function of the Council Ministers.
- Having Seen the Royal Kram No. 03/NS/94 dated August 05,1994 on the Promulgation of the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia and the Royal Kram NS/RKM/0303/009 dated March 24, 2003 on the Promulgation of the Law on the Amendment of the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia;
- Having Seen the Sub-Decree No. 70 ANKr.BK dated July 27, 2001 on the Organization and Functioning of the Council for the Development of Cambodia.
- Referring to Anukret No. 88/ANK/BK of December 29, 1997 on the Implementation of the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia and Anukrets on the Amendments No. 53/ANK/BK of June 11, 1999 and No. 130/ANK/BK of December 26, 2001 respectively;
- Referring to the Royal Government Policy on Investment attractiveness from private sectors at all provincials/municipals levels.
- Referring to the requests of the Council for the Development of Cambodia.

#### DECIDES

##### Article 1:

To establish a mechanism to register investment proposal as a Qualified Investment Project “QIP” in ----- to be known as -----Sub-Committee on Investment and shall be composed as follows:

1.Provincial Governor	Chairman
2.Representative from CDC/CIB	Permanent Vice-Chairman
3.First Provincial Vice Governor	Vice-Chairman
4.Second Provincial Vice Governor	Vice-Chairman
5.Chief of Department of Economy and Finance	Member
6.Chief of Department of Commerce	Member
7.Chief of Department of Industry, Mine, and Energy	Member
8.Chief of Department of Public Works and Transport	Member
9.Chief of Department of Environment	Member
10.Chief of Department of Land Management, Urban Planning and Construction	Member
11.Chief of Department of Agriculture, Forestry and Fishery	Member
12.Chief of Department of Planning	Member
13.Chief of Department of Water Resource and Meteorology	Member
14.Chief of Department of Tourism	Member
15.Chief of Department of Posts and Telecommunication	Member

16.Representative from ----- Chamber of Commerce  
17.Representative from Secretariat

Observer  
Secretary

All the above mentioned members shall attend meeting as convened by the Chairman or by the Vice-Chairman, in the event of the Chairman's absence.

All relevant Provincial Department, District Governors in the ----- who are not members of the ----- Sub-Committee on Investment can be invited to the meeting according to its relevant cases.

**Article 2:**

The ----- Sub-Committee on Investment shall have a Secretariat to manage the day-to-day works under the chairmanship of Permanent Vice-Chairman of the ----- Sub-Committee on Investment.

The ----- Sub-Committee on Investment shall have the right to officially use a separate seal for its daily operations.

**Article 3:**

The ----- Sub-Committee on Investment shall perform its roles and duties according to the Laws and Regulations on Investment of the Kingdom of Cambodia in relation to the registration of investment proposal of new companies as a QIP with an investment capital of less than 2,000,000 (two million) United States Dollars.

**Article 4:**

The ----- Sub-Committee on Investment shall submit documents relating to the registered QIP upon registration to CDC/CIB for its review and providing incentives on the importation to investors.

**Article 5:**

All relevant Ministries; institutions shall delegates to its subordinates at provincial level the power to decide on behalf of Ministries/Institutions by explaining all regulations regarding the process and procedures to be implemented with respect to the issuance of permits, licenses, approvals on behalf of their Ministries/Institutions.

**Article 6:**

The below mentioned investment projects shall not be subject to ----- Sub-Committee on Investment's registration and shall be under registration mechanism of the CDC/CIB:

1. investment with capital exceeding 2,000,000 (two million) Untied States Dollars;
2. investment project located in the jurisdiction of at least two provinces-municipalities;
3. investment project located in special economic zones.

**Article 7:**

The procedures for ----- Sub-Committee on Investment to register investment proposal and provide investment incentive shall be as follows:

- to be One Stop Service mechanism on investment in the province;
- to comply with prescribed procedures based on application Laws and Regulations on Investment as implemented at CDC/CIB.

**Article 8:**

All investments authorized under the Laws on the Investment promulgated by Preah Reach Kram No. 03/NS/94 of August 5, 1994 and relevant Anukret shall be considered to be QIP provided that the investors have completed all application forms according to procedures as stipulated in Anukret on Implementation of the Law on the Amendment to the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia.

**Article 9:**

- CDC shall issue regulations on the actual practice and provide expert training to the ----- Sub-Committee on Investment so as to ensure the smoothness and effectiveness of the Sub-Committee's functioning mechanism.
- The ----- Sub-Committee on Investment shall make monthly report to CDC/CIB in order that CDC/CIB has its basic sufficient documents to report the Royal Government.

**Article 10:**

The Co-Chairmen of CDC, the Minister in charge of the Office of the Council of Ministers, the Co-Ministers of Interior, the Ministers of Economy and Finance, of Commerce, of Industry, Mines, and Energy, of Public Works and Transport, of Environment, of Land Management, Urban Planning and Construction, of Agriculture, Forestry and Fisheries, of Planning, of Meteorology, of Tourism, of Post and Telecommunication, the Ministers of all relevant Ministries, Governor of -----, Provincial/Municipal Governors, head of Institutions/Entities and all compositions listed in Article 1 shall effectively implement this Anukret from the date of its signature.



Phnom Penh, February 9, 2005  
Prime Minister  
Signature and Seal

Hun Sen

Having informed Samdech Prime Minister  
by Senior Minister  
Minister of Economy and Finance  
First Vice-Chairman of CDC

Keat Chhon

CC:

- Ministry of Royal Palace
- General Secretary of the Senate
- General Secretary of the National Assembly
- Cabinet of Samdech Prime Minister, “Co-Chairman”
- As in Article 10 “for implementation”
- Archives and Chronicle
- ..... (See footnote)

\*\*\*This Anukret has been adopted to establish the Sub-Committee on Investment for each of the 24 Provinces and Municipalities of the Kingdom of Cambodia.

## 付属資料V: 「経済特別区の設立と運営に関する政令No.148」

### **KINGDOM OF CAMBODIA Nation-Religion-King**

**Royal Government of Cambodia  
No. 148 ANKr.BK**

### **SUB-DECREE ON THE ESTABLISHMENT AND MANAGEMENT OF THE SPECIAL ECONOMIC ZONE**

#### **ROYAL GOVERNMENT**

- Referring to the Constitution of the Kingdom of Cambodia;
- Referring to Preah Reach Kret No. NS/RKT/0704/124 dated July 15, 2004 on the formation of the Royal Government of Cambodia;
- Referring to Preah Reach Kram No. 02/NS/94 dated July 20, 1994 promulgating the Law on the Organization and Functioning of the Council of Ministers;
- Referring to Preah Reach Kram No. 03/NS/94 dated August 05, 1994 promulgating the Law on Investment in the Kingdom of Cambodia and Preah Reach Kram No. NS/RKM/0303/009 dated March 24, 2003 promulgating the Law on Amendment to the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia;
- Referring to Preah Reach Kram No. NS/RKM/0297/03 dated February 24, 1997 promulgating the Law on Taxation and Preah Reach Kram No. NS/RKM/0303/010 dated March 31, 2003 promulgating the Law on Amendment to the Law on Taxation;
- Referring to Kret of Council of State of State of Cambodia No. 57 Kr. dated July 26, 1989 on the Tax on Import and Export Goods;
- Referring to the Sub-Decree No. 111 ANKr.BK dated September 27, 2005 on the implementation the Law on Amendment to Law on Investment in the Kingdom of Cambodia;
- Referring to the Sub-Decree No. 147 ANKr.BK dated December 29, 2005 on the Organization and Functioning of the Council for the Development of Cambodia;
- Pursuant to the request of the Council for the Development of Cambodia; and
- Pursuant to the necessity of the Royal Government.

#### **IT IS HEREBY DECIDED**

#### **CHAPTER 1 GENERAL PROVISIONS**

##### **Article 1: Purpose and Scope of the Sub-Decree**

###### **1-1 Purpose**

This Sub-Decree is intended to establish and manage the Special Economic Zones and improve the investment climate conducive to the enhancement of productivity, competitiveness, national economic growth, export promotion, employment generation in order to reduce poverty. It further defines the procedures and regulations related to the establishment, management, coordination of all investment activities and promotion of investments of Zone Developers and Zone Investors in the Special Economic Zones in the Kingdom of Cambodia.

The Royal Government of Cambodia supports the Special Economic Zones by implementing the principles and conditions consistent with the existing policy framework set by the Royal Government of Cambodia which will ensure transparency, efficiency, accountability, accessibility of information for investors.

###### **1-2 Scope**

This Sub-Decree shall apply to all activities of relevant ministries or institutions of the Royal Government of Cambodia, Zone Developers and Investors in the Special Economic Zones permitted to invest and have obtained Investment Incentives and guarantees from the Cambodian Special Economic Zones Board and the Special Economic Zones Administration.

## Article 2: Definitions

As used in this Sub Decree, the following terms shall have the meaning as defined hereunder:

- **Cambodian Special Economic Zones Board (CSEZB)** refers to the Cambodian Special Economic Zones Board under the authority of the Council for the Development of Cambodia which is established by a Sub-Decree and has the duties to decide on the establishment and management of the Special Economic Zones in the Kingdom of Cambodia.
- **Council** refers to the Council for the Development of Cambodia which is established under the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia.
- **Export Processing Zone** refers to the zone of industrial activities and other activities related to the production and transformation of goods only for export.
- **Free Trade Area** refers to the area for service provision, storage, demonstration, packaging, cleaning, and finishing of production outputs, products, materials, or other equipments, whose import-export in /out of the zone are provided with duty exemption, except for export to other places in the Kingdom of Cambodia whereby such import-export is subject to the duty and excise in accordance to the applicable law.
- **General Industrial Zone (GIZ)** refers to a zone established for industrial activities and other activities related to the production and transformation of goods for domestic use as well as for export.
- **Production Area** refers to the area where the factories are located in the industrial zone.
- **Production Equipment** refers to any machinery and tool used in the substantial transformation of Production Inputs which is not itself transformed or consumed within 2 (two) years of its importation, including information technology equipment or any motor vehicle.
- **Production Input** refers to goods, including raw materials, semi-finished products, and accessories serving production that is fully transformed or utilized in the production process of the Qualified Investment Project (QIP) not later than 2 years after importation. It does not include office equipments and furniture, petroleum products, vehicles, and spare parts for vehicles.
- **Production Output** refers to goods which are produced from Production Input that have been transformed.
- **Qualified Investment Project (QIP)** refers to an investment project which has received a Final Registration Certificate.
- **Residential Area** refers to the area for accommodation of employers, employees and workers in the Special Economic Zone.
- **Service Area** refers to the area of supporting activities for industrial and commercial operations such as managing and operating offices of the industrial zone, bank, post office, commercial stores and transportation services.
- **Special Economic Zone Administration** refers to the State administration management unit which is the “One-Stop Service” mechanism at the site of the Special Economic Zone and has the duties to approve and issue permits, licenses and registration to the Zone Investors, including the approval of incentives, pursuant to the full authority delegated by the line ministries and institutions, and to address all requests related to the management competence of the State, concerning investments in the zone.
- **Special Economic Zone (SEZ)** refers to the special area for the development of the economic sectors which brings together all industrial and other related activities and may include General Industrial Zones and/or Export Processing Zones. Each Special Economic Zone shall have a Production Area which may have a Free Trade Area, Service Area, Residential Area and Tourist Area.
- **Zone Developer** refers to a Cambodian or/and foreign natural or legal person, who implements the Qualified Investment Project, and permitted to invest in the development of physical infrastructures in the zone, and organization of business, services and ensuring the safety and security of the Zone Investors.
- **Zone Investor** refers to a Cambodian or/and foreign natural or legal person, who implements the Qualified Investment Project and purchases or rents the immovable property from the Zone Developer and performs investment activities such as business, production, services and trade in the zone.

## CHAPTER 2 PROCEDURES FOR THE ESTABLISHMENT OF THE SPECIAL ECONOMIC ZONE

### Article 3: Establishment of the Special Economic Zone

#### 3.1. Terms and Conditions for the Establishment of the Special Economic Zone:

1. The Special Economic Zone shall be permitted to be established in the Kingdom of Cambodia at the appropriate and strategic areas according to the decision of the Royal Government of Cambodia and the “One-Stop Service” mechanism of the Council.
2. The Special Economic Zone may be established by the State, private enterprise or joint venture between State and private enterprise.
3. The Establishment of the Special Economic Zone shall be pursuant to the following conditions:
  - (a) It must have a land of more than 50 hectares with precise location and geographic boundaries.
  - (b) It must have a surrounding fence (for Export Processing Zone, the Free Trade Area and for the premises of each investor in each zone).

- (c) It must have management office buildings, zone administration offices, large road network, clean water, electricity, and telecommunications networks, fire protection and security system. Based on each situation, the zone may have land reserved for the Residential Area for workers, employees and employers, public parks, infirmary, vocational training school, petroleum station, restaurant, car parking, shopping center or market, etc.
- (d) It must have water sewage network, waste water treatment network, location for storage and management of solid wastes, environment protection measures and other related infrastructures as deemed necessary.
- (e) It must comply with technical requirements, regulations and basic rules on construction, environment and other obligations in the development of Special Economic Zone as defined in the instructions issued by relevant ministries or institutions taking into account the geography and specific size of each zone and pursuant to the existing laws, national and international standards.

### **3.2. Procedure for the establishment of the Special Economic Zone:**

1. All Zone Developers, who intend to invest in the development a Special Economic Zone shall submit a request for approval for the development of the zone to the Cambodian Special Economic Zones Board and be registered as Qualified Investment Project. The Cambodian Special Economic Zones Board has the duty to review the proposal and submit it to the “One-Stop Service” mechanism of the Council to decide whether to reject or approve the request to establish the zone.

The Zone Developer shall pay an application fee for the establishment of a Special Economic Zone in the amount of 7,000,000 Riels (Seven Million Riels) to the Cambodian Special Economic Zones Board.

2. The Cambodian Special Economic Zones Board shall respond, with either its approval or denial of the request, within 28 (twenty eight) working days to the Zone Developer.
3. The Zone Developer who receives an approval for the establishment of a Special Economic Zone from the Cambodian Special Economic Zones Board has 180 (one hundred eighty) working days, which may be extended based on serious reasons, to do the following:
  - a) Conduct detailed economic feasibility study of the project including the preparation of the master plan of all infrastructures in the zone such as connecting roads from the zone to outside area, water-electricity network, environmental measures, and information concerning local services costs, land rental, factory rental, water, electricity, phone services and security costs, cost of using public space in the area for the Zone Investors, cost for workers, employees and employers to reside, and vocational training center, among others; and
  - b) Submit other related documents or certified letters required by the Cambodian Special Economic Zones Board upon request from the relevant ministries or institutions; such requirements shall be stipulated in the Conditional Registration Certificate of the Zone Developer.
4. Within 100 (one hundred) working days from the date the Zone Developer submitted the project to the Council as stated in paragraph 3.2.3, the Cambodian Special Economic Zones Board shall receive on behalf of the Zone Developer the approvals, authorizations, licenses, permits or registrations from competent ministries, institutions, authorities or relevant agencies of the Royal Government of Cambodia responsible for the said documents, together with the issuance of the Final Registration Certificate to the Zone Developer as defined in this paragraph.
5. The establishment of the Special Economic Zone and boundaries thereof shall be defined by Sub-Decree at the same time when the Cambodian Special Economic Zones Board issues the Final Registration Certificate to the Zone Developer.
6. The Cambodian Special Economic Zones Board has the right to withdraw the approval on the establishment of the zone and incentives which were granted through the Final Registration Certificate on the basis that the Zone Developer has not implemented at least 30% (thirty percent) of the total investment capital of the project within 365 (three hundred and sixty five) working days after receiving the Final Registration Certificate.

### **3.3. Procedures for Registration of the Zone Investor:**

The Zone Investor, who starts its activity of production or services in the fields permitted by related Laws and Sub-Decrees in any Special Economic Zone shall complete the formalities based on the procedure, by preparing all required documents for registration of investment proposals during working hours and before the office of the Special Economic Zone Administration. The Special Economic Zone Administration has duty to decide on the registration of the investment proposal based on the legal, administrative and technical aspects and on the issuance of the Final Registration Certificate accordingly to the procedures of the investment registration set forth in the Law and Sub-Decree on the Implementation of the Law on the Amendment to the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia.

Any incentive provided to the Zone Investor shall be decided by the Special Economic Zone Administration through the “One-Stop

Service” mechanism located on the site and in accordance to the relevant laws and regulations.

On all other requests in the investment process of Zone Investors, the Special Economic Zone Administration shall play the role of facilitator to address issues of the Zone Investors with the relevant ministries or institutions of the Royal Government of Cambodia.

### CHAPTER 3 MANAGEMENT STRUCTURE AND DUTIES

#### Article 4: Management Structure of the Special Economic Zone

##### 4.1. Special Economic Zones Trouble Shooting Committee (SEZ TSC)

The Special Economic Zones Trouble Shooting Committee has the duty to promptly settle all issues occurring in the Special Economic Zones, whether pertaining to technical or legal aspects, or issues under the joint jurisdiction of ministries or institutions and beyond the competence of the Special Economic Zone Administration or the Cambodian Special Economic Zones Board.

The Special Economic Zones Trouble Shooting Committee has the further duty to be a mechanism to receive any complaint, and find solutions to that complaint filed by Zone Developers as well as by Zone Investors.

This Committee is located at the Council and has the right to use the Council’s stamp for its activities.

The composition of the Special Economic Zones Trouble Shooting Committee is as follows:

1. Co-Chairmen of the Council for the Development of Cambodia	Co-Chairmen
2. Minister of the Council of Ministers	Member
3. Minister of Economy and Finance	Member
4. Minister of Commerce	Member
5. Minister of Land Management, Urbanism and Construction	Member
6. Minister of Environment	Member
7. Minister of Industry, Mines and Energy	Member
8. Minister of Public Works and Transportation	Member
9. Minister of Labor and Vocational Training	Member
10. Secretary General of the Council for the Development of Cambodia	Member
11. Secretary General of the Cambodian Special Economic Zones Board	Secretary.

If needed, the aforesaid Committee may invite any member of the Council to attend each meeting of this Committee. The session of the meeting of the Special Economic Zones Trouble Shooting Committee is convened upon the invitation by the Secretary of the Special Economic Zones Trouble Shooting Committee according to the instructions of the Co-Chairmen of the said Committee.

##### 4.2. Cambodian Special Economic Zones Board

The Cambodian Special Economic Zones Board is the “One-Stop Service” in charge of the development, management and supervision of the operations of the Special Economic Zones.

The duties of the Cambodian Special Economic Zones Board are:

1. to be the “Etat-Major” of the Royal Government of Cambodia in relation to the policy and strategy, and to initiate plans and set directions for the development of Special Economic Zones in the Kingdom of Cambodia;
2. to determine the principles and regulations pertaining to the appointment of the Special Economic Zone Administration, to the establishment of the “One-Stop Service” mechanism in the zone, to the management of the general administration and functioning of the zone, to dispute resolution and eventual dissolution of the zone;
3. to give the tax and non-tax incentives to the Zone Developers and provide guidance to the Special Economic Zone Administration on eligible incentives for the Zone Investors pursuant to the laws and relevant provisions in force;
4. to prepare guidelines on management and workers training, environment, construction, import/export, entitlement to investment incentives and other technical affairs, including facilitation of relations with the ministries or institutions of the Royal Government of Cambodia in order to ensure smooth and effective conduct of the affairs of the Special Economic Zones;
5. to inspect all irregular activities in the zone; and
6. to address issues relative to the interests of the Zone Developers, Zone Investors, workers, employees, employers and other technical and legal matters.

#### 4.3. Special Economic Zone Administration:

The Special Economic Zone Administration is the “One-Stop Service” mechanism set up by the Cambodian Special Economic Zones Board in order to be permanently stationed in each Special Economic Zone and is structured and has the duties as follows:

1. The composition of the Special Economic Zone Administration is:

- Representative of the Cambodian Special Economic Zones Board	Chairman
- Representative of the Custom and Excise Department	Member
- Representative of the CAMCONTROL	Member
- Representative of the Ministry of Commerce	Member
- Representative of the Ministry of Labor and Vocational Training	Member.

The above members shall be appointed by each line ministry or institution to be permanently stationed at each zone upon its operation.

2. The office of the Special Economic Zone Administration located in the Special Economic Zone is provided by the Zone Developer, who shall supply materials, water, electricity, accommodations, and provide other supports as deemed necessary.
3. All aforementioned relevant ministries or institutions shall delegate to their representative sufficient power to make decisions on behalf of the ministry or institution in accordance with their respective authority in the zone.
4. The salary of the members of the Special Economic Zone Administration shall be paid by the line ministry or institution.
5. Each Special Economic Zone Administration shall have its own seal for its official use on all documents used for the work of the Special Economic Zone Administration.

The duties of the Special Economic Zone Administration are:

- a. to control, based on respective competence, the entry and exit of goods, means of transport and people into and from the zone; process custom formalities for import-export of goods and facilitate administrative formalities with the line ministries or institutions of the Royal Government of Cambodia for the functioning of the zone;
- b. to control the implementation of the work of the Zone Developer and Zone Investors in relation to the activities in the zone in compliance with the prescribed principles;
- c. to examine the Investment Proposals for registration, award incentives, issue permits, licenses, and certificates of origin of products requested by Zone Investors, such decisions being made at the zone itself;
- d. to control the activities in the zone according to its respective competence;
- e. to cooperate with the Zone Developer to address issues under its jurisdiction;
- f. to facilitate all relevant formalities in a prompt and efficient manner;
- g. to prepare monthly, quarterly, semestral and annual reports on activities of the zone to the relevant ministries or institutions, the Cambodian Special Economic Zones Board, and the Provincial or Municipal Investment Sub-Committee; and
- h. to perform other tasks in order to coordinate and address requests of the Zone Investors with regard to ministries or institutions of the Royal Government.

#### 4.4. The Zone Developer:

The Zone Developer performs activities under the applicable laws in the Kingdom of Cambodia.

The Zone Developer has the following duties:

- (a) to have sufficient capital and means to develop the infrastructures in the zone, including the human resources to manage the activities of the zone;
- (b) to have the legal rights to possess the land in order to establish the zone;
- (c) to construct infrastructures in the zone, including electricity, water, road, and telecommunication networks, environment protection and management network, build warehouses, fire-fighting station and other necessary facilities;
- (d) to lease the land, provide services to the Zone Investors, specify the rent and service fees to the Zone Investors, including fees for water, electricity, building, telecommunication networks, cleaning in the public area, security personnel and others facilities used for the daily operations of the Zone Investors;
- (e) to arrange security personnel and ensure good public order in the zone at all time;
- (f) to adopt the rules pertaining to services in the zone, including internal rules of the zone, and general rules for the Zone Investors and determine the types of business, production and services permitted to operate in the zone in accordance with the nature of the zone;
- (g) to promote and attract investments in the zone and provide detailed information on the formalities, procedures, and eligible benefits for investing in the zone;
- (h) to maintain and repair the infrastructures, ensure the quality and cleanliness and be fully responsible under the laws for all irregular activities and non-compliance with the instructions of the Cambodian Special Economic Zones

Board;

- (i) to submit reports to the Cambodian Special Economic Zones Board upon request and perform tax liability obligations by maintaining proper accounting books, as instructed by the Ministry of Economy and Finance; and
- (j) to cooperate with and assist the Special Economic Zone Administration regarding the functioning of the zone and has close relationship with local authorities in order to address issues.

## CHAPTER 4 INCENTIVES FOR THE SPECIAL ECONOMIC ZONE

### **Article 5: Procedures for Incentives**

The Cambodian Special Economic Zones Board examines and provides incentives to all Special Economic Zones in the Kingdom of Cambodia:

- 5.1. The proposal for tax exemption on the import of materials, equipments and construction materials for the construction of the zone by the Zone Developer shall be submitted to the Cambodian Special Economic Zones Board for review and decision.
- 5.2. Duty exemption on import of production equipments, construction materials and production inputs shall be approved for the Zone Investors according to the proposal and in compliance with the law. The zone investor shall prepare a list of production equipments, construction materials and Production Inputs to be imported and submit it to the Special Economic Zone Administration for approval at the zone itself. Subsequently, the Special Economic Zone Administration shall report on its decision to the Cambodian Special Economic Zones Board and relevant institutions for information.
- 5.3. Eligible fiscal incentives for the Zone Investor shall be specified in the Final Registration Certificate to be issued to the Zone Investor in accordance with the Law and Sub-Decree on the Implementation of the Law on the Amendment to the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia in force.

### **Article 6: Tax Incentives**

- 6.1. The Zone Developer shall receive the following incentives for their investment activities:
  - (a) **Tax on Profit:** The tax on profit exemption period shall be provided for a maximum period of 9 (Nine) years in compliance with Article 14.1 of the Law on the Amendment to the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia.
  - (b) **Import Duties and other Taxes:** The import of equipments and construction materials to be used for infrastructure construction in the zone shall be allowed and exempted of import duties and other taxes.
- 6.2. The Zone Investor shall receive the fiscal incentives as provided in Article 14.9 of the Law on the Amendment to the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia and other relevant regulations.
- 6.3. The Zone Investor entitled to the incentive on Value Added Tax at the rate of 0% shall record the amount of tax exemption for its every import. The said record shall be disregarded if the Production Outputs are re-exported. In case the Production Outputs are imported into the domestic market, the Zone Investor shall refund the amount of Value Added Tax as recorded in comparison with the quantity of export.

### **Article 7: Other Incentives**

- 7.1. The Zone Developer shall receive custom duty exemption on the import of machineries, equipments for the construction of the road connecting the town to the zone, and other public services infrastructures for the public interests as well as for the interests of the zone.
- 7.2. The Zone Developer may request, under the form of a temporary admission (AT) the import of means of transport and machineries used for the construction of the infrastructures in accordance with the laws and regulations in force.
- 7.3. All imports by the Zone Developer and the Zone Investor shall comply with the relevant regulations on the Pre-Shipments Inspection (PSI).
- 7.4. The Zone Developer, the Zone Investor and foreign employees have the right to transfer all their income derived from the investment and salary received in the zone to banks located in other countries after payment of tax.
- 7.5. Apart from the fiscal incentives, the Zone Developer and the Zone Investor are entitled to obtain the investment guarantees as stated in Article 8, Article 9 and Article 10 of the Law on Investment in the Kingdom of Cambodia and other relevant regulations.
- 7.6. The Zone Developer may obtain a land concession from the State for the establishment of a Special Economic Zone in areas along the borders or in isolated regions, in accordance with the Land Law, and may lease this land to the Zone Investors.

## **CHAPTER 5**

### **SPECIAL RULES RELATED TO THE MANAGEMENT OF EXPORT PROCESSING ZONE OF THE SPECIAL ECONOMIC ZONE**

#### **Article 8: Terms of the Export Processing Zone**

The Export Processing Zone of the Special Economic Zone is an area surrounded by a fence and has specific entrances/exits determined by the Cambodian Special Economic Zones Board.

Only the workers, employees, employers, visitors and competent agents duly authorized can enter or exit the zone premises and premises of the Zone Investors during working hours. At all instance, any person is not allowed to stay after working hours in the Export Processing Zone and the premise of the Zone Investors, except for the authorized permanent guards and persons authorized by the Special Economic Zone Administration.

#### **Article 9: Time for entry into and exit from the Export Processing Zone**

Scheduled time for entry into and exit from the Export Processing Zone for the authorized persons, including the import-export of goods shall be determined by the internal rules of the Special Economic Zone Administration according to the agreement between the Zone Developer and the Special Economic Zone Administration.

#### **Article 10: Import-Export of Goods into or from the Export Processing Zone**

Goods imported into or exported from the Export Processing Zone shall be done in accordance with the following regulations:

- 10.1.Import-Export of Goods into or from the Export Processing Zone shall be considered as Import-Export of Goods into or from the Kingdom of Cambodia which requires the owner of the goods to fulfill the formalities of import-export with the competent authority in the Export Processing Zone prior to its import-export. These goods shall be packed and properly sealed by customs officer before being imported into or being exported from the Export Processing Zone.
- 10.2.The aforementioned competent agent shall prepare all forms which should be simplified, transparent and do not cause any difficulty for the control of those goods.
- 10.3.No retail business or related activities shall be located in the Export Processing Zone, even though it is conducted for serving the public or social interests.
- 10.4.The Zone Investor, although being the owner, shall not use the Production Outputs produced in the Export Processing Zone without permission from the Special Economic Zone Administration.
- 10.5.The Zone Investor in the Export Processing Zone may request from the Special Economic Zone Administration to purchase goods from the domestic market or from investor, who is in the General Industrial Zone for production needs by entering specific contracts. Each sale and purchase shall be examined by the customs agent of the Special Economic Zone.

With regard to the sale in the domestic market of the Production Outputs which are not of proper quality, are of bad quality, or out-of-date goods and that the Zone Investor cannot export, the Zone Investor shall make the same request for approval as the one done for the purchase of goods into the zone.

All goods which are delivered in the domestic market, in whatever conditions, shall be required to complete the same formalities as those required for goods to be imported into the Kingdom of Cambodia and shall be subject to import duties and other applicable taxes.

- 10.6.The Special Economic Zone Administration shall have the authority to investigate at any time all suspicious cases related to irregular activities of the Zone Investors regarding the import-export, if necessary, and shall formally inform the Zone Developer and the Cambodian Special Economic Zones Board.
- 10.7.Any violation, by the Zone Investor in any area of the Export Processing Zone, of the principles of movement of goods, not related to the intended purpose, not compliant to the environment management regulations, production regulations, production of non authorized goods, non-conformity with production standards, the production or use of benefits provided by the State which were used for other purposes than the authorized ones, are subject to fine and punishment in accordance with the applicable laws and regulations.

## **CHAPTER 6**

### **LABOR FORCE**

#### **Article 11: Usage and Management of the Labor force**

The use and management of the Labor force in the Special Economic Zone shall observe the rights and protection guaranteed by the Constitution of the Kingdom of Cambodia. Workers and employees working in the Special Economic Zone shall have the right to salary, benefits, work security and conditions for the safeguard of health as stated in the Labor Law, the Law on the Social Security for all persons governed by the provisions of the Law on Labor and applicable regulations.



Foreign managers, technicians or experts may be employed, provided that the number of foreign staff does not exceed 10% (Ten) of the total number of its personnel.

Foreign Zone Developers and Zone Investors may be accompanied by their spouse and dependants and shall have the right to obtain a resident visa in accordance with the Immigration Law of the Kingdom of Cambodia.

Use of Labor force by recruiting and hiring Cambodian workers and employees or foreign Labor force in the proportion stated above, including the bringing of dependents, shall be done in accordance with the Labor Law and the Immigration Law, as well as other applicable regulations.

## **CHAPTER 7 VOCATIONAL TRAINING**

### **Article 12: Training**

The Zone Developer has the duty to cooperate with the Ministry of Labor and Vocational Training in order to facilitate the training of Cambodian workers, employees and promote new knowledge and skills to workers and employees with specific and effective programs.

## **CHAPTER 8 DISPUTE RESOLUTION AND VIOLATION**

### **Article 13:**

Any Special Economic Zone located in any province-municipality of the Kingdom of Cambodia shall be under the jurisdiction of the courts of that province-municipality in case of any violations, including criminal case.

### **Article 14:**

The Zone Developers, Zone Investors, workers, employees, employers, and civil servants who perform their activities and works in the zone and violate any regulations specified in the Special Economic Zone shall be punished in accordance with the applicable laws.

Government officials from ministries or institutions as well as officials of the Special Economic Zone Administration are prohibited to interfere in the development operations of the zone.

Any government official who is found to have acted contrary to or failed to comply with its duties and delegation of power provided by his ministry or institution, as the case may be, shall be punished in accordance with the provisions of the Law on Civil Servants Statute in force.

## **CHAPTER 9 FINAL PROVISION**

### **Article 15:**

Provisions of the Law on Investment in the Kingdom of Cambodia and all relevant laws and regulations shall apply to all activities in the Special Economic Zone whenever not specified in this Sub-Decree.

### **Article 16:**

This Sub-Decree shall be revised according to the changing circumstances and needs of the prevailing situations during its implementation upon the request of the Cambodian Special Economic Zones Board and approval by the Special Economic Zones Trouble Shooting Committee and, in the meanwhile, shall be arranged to become the Law on the Special Economic Zone in order to ensure the transparency and confidence from the investors.

### **Article 17:**

The Minister in charge of the Council of Ministers, Minister of Interior, Minister of Economy and Finance, Minister of Commerce, Minister of Industry, Mines and Energy, Minister of Environment, Minister of Land Management, Urbanism and Construction, Ministers of all Ministries, Heads of Institutions, Provincial-Municipal Governors and related entities shall efficiently implement this Sub-Decree from the date of the signature onward.

Phnom Penh, December 29, 2005  
Prime Minister  
Signed and Sealed

Hun Sen

---

Submitted to  
Samdech Prime Minister  
by Senior Minister, Minister of Economy and Finance  
First Vice chairman of CDC

Keat Chhon

CC:

- Ministry of the Royal Palace
- General Secretariat of the Constitutional Council
- General Secretariat of the Senate
- General Secretariat of the National Assembly
- Cabinet of Prime Minister
- General Secretariat of the Royal Government
- As stated in Article 17
- Doc and Archives

**KINGDOM OF CAMBODIA**  
**Nation Religion King**

**Royal Government of Cambodia**  
**N° 28 ANKr.BK**

**ANUKRET (SUB-DECREE)**  
**ON**

**THE AMENDMENT OF ARTICLE 4 POINT (4.1) OF SUB-DECREE N° 148 DATED  
29-DECEMBER 29,2005 ON THE ESTABLISHMENT AND MANAGEMENT  
OF THE SPECIAL ECONOMIC ZONE**

- Seen the Constitution of the Kingdom of Cambodia
- Seen the Royal Decree N° NS/RKT/ 0704/124 dated July 15, 2004 on the formation of the Royal Government of Cambodia
- Seen the Royal Kram N° 02/NS/94 dated July 20, 1994 promulgating the Law on the Organization and Functioning of the Council of Ministers
- Seen the Royal Kram N° 03/NS/94 dated August 05,1994 promulgating the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia and the Royal Kram N° NS/RKM/0303/009 dated March 24, 2003 promulgating the Law on the Amendment to the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia
- Seen the Royal Kram N° NS/RKT/0306/111 dated March 04, 2006 on the terminating of the function of Samdech Krom Preah Norodom Ranariddh as Special advisor to the Royal Government and the Co-Chairman of the Council for the Development of Cambodia
- Seen the Sub-Decree N° 147 ANKr.BK dated December 29, 2005 on the Organization and Functioning of the Council for the Development of Cambodia
- Seen the Sub-Decree No. 148 ANKr.BK dated December 29, 2005 on the Establishment and Management of the Special Economic Zone
- Seen the Sub-Decree No. 27 ANKr.BK dated March 14, 2006 on the Adjustment in Article 1 of the Sub-Decree No.147 dated December 29, 2005 on the Organization and Functioning of the Council for the Development of Cambodia
- In pursuant to the needs of the Council for the Development of Cambodia

**DECIDES**

**Article 1:**

Article 4, point 4.1 has been amended in Sub-Decree No.148 ANKr.BK dated December 29, 2005 as follows:

Article 4, Point 4.1

The Special Economic Zones Trouble Shooting Committee has the duty to promptly settle all issues occurring in the Special Economic Zones, whether pertaining to technical or legal aspects, or issues under the joint jurisdiction of ministries or institutions and beyond the competence of the Special Economic Zone Administration or the Cambodian Special Economic Zones Board. The Special Economic Zones Trouble Shooting Committee has the further duty to be a mechanism to receive any complaint, and find solutions to that complaint filed by Zone Developers as well as by Zone Investors.

This Committee is located at the Council and has the right to use the Council's stamp for its activities.

The composition of the Special Economic Zones Trouble Shooting Committee is as follows:

- |  |           |
|--|-----------|
| 1. Chairman of the Council for the Development of Cambodia           | Chairman  |
| 2. Minister of the Council of Ministers                              | Member    |
| 3. Minister of Economy and Finance                                   | Member    |
| 4. Minister of Commerce  | Member    |
| 5. Minister of Land Management, Urbanism and Construction            | Member    |
| 6. Minister of Environment   | Member    |
| 7. Minister of Industry, Mines and Energy                            | Member    |
| 8. Minister of Public Works and Transportation                       | Member    |
| 9. Minister of Labor and Vocational Training                         | Member    |
| 10. Secretary General of the Council for the Development of Cambodia | Member    |
| 11. Secretary General of the Cambodian Special Economic Zones Board  | Secretary |

If needed, the aforesaid Committee may invite any member of the Council to attend each meeting of this Committee. The session of the meeting of the Special Economic Zones Trouble Shooting Committee is convened upon the invitation by the Secretary of the Special Economic Zones Trouble Shooting Committee according to the instructions of the Co-Chairmen of the said

Committee.

**Article 2:**

The Minister in charge of the Office the Council of Ministers, the Minister of Economy and Finance, the Minister of Planning, the Minister of Commerce, the Council for the Development of Cambodia, Ministers and Secretaries of State of all relevant ministries and institutions, and all relevant provincial and municipal Governors and those listed in Article 1 shall effectively implement this Sub-Decree from the date of signature.

Phnom Penh, March 14, 2006  
Prime Minister  
Signature and Seal

HUN SEN

*Submitted to*

Samdech Prime Minister  
by the First Secretary of  
State of Economy and Finance  
and Vice Chairman of the CDC

Kong Vibol

CC:

- Ministry of the Royal Palace
- General Secretariat of Constitutional Council
- General Secretariat of the Senate
- General Secretariat of the National Assembly
- Cabinet of Samdech Prime Minister
- General Secretariat of the Royal Government
- As in Article 2
- Archives - Records

## 付属資料 VI: 投資関連機関一覧

海外からの電話の場合、国番号(カンボジア「855」、日本「81」)、地域番号(最初の「0」は省く)、電話番号の順にダイヤル。

### カンボジア政府

#### カンボジア開発評議会

(The Council for the Development of Cambodia)

##### カンボジア投資委員会

(Cambodian Investment Board: CIB)

住所: Government Palace, Sisowath Quay, Wat Phnom, Phnom Penh, Cambodia  
 電話: 023 981 154/ 981 156  
 ファックス: 023 427 426/ 428 9534  
 電子メール: cdc.cib@online.com.kh  
 ホームページ: www.cambodiainvestment.gov.kh

##### カンボジア経済特別区委員会

(Cambodian Special Economic Zones Board: CSEZB)

住所: Room 8 C, Government Palace, Sisowath Quay, Wat Phnom, Phnom Penh, Cambodia  
 電話: 023 992 355  
 ファックス: 023 992 931  
 電子メール: cdc.csezbg@gmail.com

#### 農林水産省

(Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries)

住所: No.200, Norodom Blvd., Sangkat Tonle Basak, Phnom Penh, Cambodia  
 電話: 023 211 351/211 352  
 ファックス: 023 217 320  
 電子メール: info@maff.gov.kh  
 ホームページ: www.maff.gov.kh

#### 商業省 (Ministry of Commerce)

住所: Russian Federation Blvd., Toeuk Thla Village, Sangkat Toeuk Thla, Khan Sen Sok, Phnom Penh, Cambodia  
 電話: 023 866 088 / 866 478  
 ファックス: 023 866 188 / 866 425  
 電子メール: mocab@moc.gov.kh  
 ホームページ: www.moc.gov.kh

#### 経済財務省 (Ministry of Economy and Finance)

住所: No.60, Street 92, Sangkat Wat Phnom, Khan Daun Penh, Phnom Penh, Cambodia  
 電話: 023 724 664  
 ファックス: 023 427 798  
 電子メール: admin@mef.gov.kh  
 ホームページ: www.mef.gov.kh

#### 関税局 (Customs and Excise Department)

住所: No. 6-8, St. Preah Norodom Blvd., Sangkat Phsar Thmei III, Khan Daun Penh, Phnom Penh, Cambodia  
 電話: 023 214 065  
 ファックス: 023 214 065  
 電子メール: customs@camnet.gov.kh  
 ホームページ: www.customs.gov.kh

#### 環境省 (Ministry of Environment)

住所: No.48, Sihanouk Blvd. (St. 274), Phnom Penh, Cambodia  
 電話: 023 427 894  
 ファックス: 023 427 844  
 電子メール: moe-cabinet@camnet.com.kh  
 ホームページ: www.moe.gov.kh

#### 外務国際協力省

(Ministry of Foreign Affairs and International Cooperation)  
 住所: No.3, Samdech Hun Sen Street, Sangkat Tonle Bassac, Khan Chamcar Mon, Phnom Penh, Cambodia  
 電話: 023 214 441 / 216 122 / 224 973  
 ファックス: 023 216 144, 216 141  
 電子メール: mfaic@mfa.gov.kh  
 ホームページ: www.mfaic.gov.kh

#### 工鉱業エネルギー省

(Ministry of Industry Mine and Energy)

住所: No. 45, Preah Norodom Boulevard, Khan Daun Penh, Phnom Penh, Cambodia  
 電話: 023 211 141/ 211 751/723 447  
 ファックス: 023 428 263/427 852  
 電子メール: info@mime.gov.kh / mine@cambodia.gov.kh / industry@camnet.com.kh  
 ホームページ: www.mime.gov.kh

### 労働・職業訓練省

(Ministry of Labor and Vocational Training)  
住所:No. 3 Confederation de la Russie, Sangkat Toeuk  
La Ork I, Khan Tuol Kok, Phnom Penh, Cambodia  
電話:023 884 375  
ファックス:023 882 769  
電子メール:mlv@cambodia.gov.kh / mlvt.gov@camintel.com  
ホームページ:www.mlv.gov.kh

### 国土管理・都市計画・建設省

(Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction)  
住所:No. 771-773, Monivong Blvd., Sangkat Boeng  
Trabek, Phnom Penh, Cambodia  
(Temporary Address of MLMUPC: Pshar Neak Meas, 1st  
Floor, Street 234, Sangkat Pshar Dem Kor, Khan Toul  
Kok, Phnom Penh)  
電話:023 881 560 / 215 660 / 994 139  
ファックス:023 215 277 / 217 035  
電子メール:gdadmin-mimupc@camnet.com.kh/ imap@  
camnet.com.kh/ imap\_proc@camnet.com.kh  
ホームページ:www.mlmupc.gov.kh

### 計画省 (Ministry of Planning)

住所:No. 386, Preah Monivong Blvd., Phnom Penh,  
Cambodia  
電話:023 720 901-05/ 212 049/212 055 / 218 895  
ファックス:023 210 944 / 217 045-1 / 218 895  
電子メール:nsdp@mop.gov.kh  
ホームページ:www.mop.gov.kh

### 公共事業運輸省

(Ministry of Public Works and Transport)  
住所:No.106, Norodom Blvd., Phnom Penh, Cambodia  
電話:023 427 845/724 213/724 279  
ファックス:023 214 907  
電子メール:info@mpwt.gov.kh  
ホームページ:www.mpwt.gov.kh

### 観光省 (Ministry of Tourism)

住所:Lot 3A, St. 169, Veal Vong Commune, Prampi  
Makara District, Phnom Penh, Cambodia  
電話:023 88 49 74 (Department of Administration &  
General Affairs)  
023 88 50 39 (Department of Marketing & Promotion)

ファックス:023 884 974  
電子メール:info@tourismcambodia.org  
ホームページ:www.mot.gov.kh

### 水資源・気象省

(Ministry of Water Resources and Meteorology)  
住所:No. 364, Preah Norodom Blvd., Phnom Penh, Cambodia  
電話:023 216 670-4 / 216 692 / 216 684 / 216 292  
ファックス:N/A  
電子メール:mowram@cambodia.gov.kh  
ホームページ:www.mowram.gov.kh

### 閣僚評議会事務局

(Office of the Council of Ministers)  
住所:No.41, Russian Federation Blvd., Phnom Penh,  
Cambodia  
電話:023 724 321  
ファックス:023 880 624 / 723 712  
電子メール:ocm@cambodia.gov.kh  
sovannrithsvay@yahoo.com  
ホームページ:www.pressocm.gov.kh/

### その他公的機関

#### プノンペン市政府 (Municipality of Phnom Penh)

住所:No. 69, Preah Monivong Blvd., Sangkat Srah Chok,  
Khan Daun Penh, Phnom Penh, Cambodia  
電話:023 722 054 (General Information)  
023 430 681 (For Foreigners)  
ファックス:023 725 626 (General Information)  
023 430 681 (For Foreigners)  
電子メール:info@phnompenh.gov.kh  
ホームページ:www.phnompenh.gov.kh

#### カンボジア国立銀行 (National Bank of Cambodia)

住所:No. 22-24, Norodom Blvd., Phnom Penh, Cambodia  
電話:023 722 221 / 725 005  
ファックス:023 426 117  
電子メール:info@nbc.org.kh / nbc@online.com.kh  
ホームページ:www.nbc.org.kh

## 大使館等

### 在カンボジア日本国大使館

(Embassy of Japan in Cambodia)  
 住所: No.194, Moha Vithei Preah Norodom, Sangkat Tonle Bassac, Khan Chamkar Mon, Phnom Penh, Cambodia  
 電話: 023 217 161 / 217 164  
 ファックス: 023 216 162  
 電子メール: eojc@online.com.kh  
 houbun.eojc@online.com.kh  
 info.jpn@pp.mofa.go.jp  
 ホームページ: www.kh.emb-japan.go.jp

### 独立行政法人国際協力機構 カンボジア事務所

(JICA Cambodia Office)  
 住所: 6th, 7th, 8th Floors, Building #61-64, Preah Norodom Blvd (corner St.306), Sangkat Boeung Keng Kang I, Khan Chamkarmon, Phnom Penh, Cambodia  
 電話: 023-211-673, 023-211-674 (代表)  
 ファックス: 023-211-675 (代表)  
 電子メール: cm\_oso\_rep@jica.go.jp (代表)  
 ホームページ: <http://www.jica.go.jp/cambodia/office/index.html>

### 独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO)

#### プノンペン事務所

住所: Attwood Business Center, Unit #17-21E2, Russian Blvd., Sangkat Toeuk Thla, Khan Sensok, Phnom Penh, Cambodia  
 電話: 023-966-253  
 フックス: 023-966-220  
 電子メール: CPH@jetro.go.jp  
 ホームページ: <http://www.jetro.go.jp/world/asia/kh/>

### 在日本カンボジア王国大使館

(Royal Embassy of Cambodia in Japan)  
 住所: 〒107-0052 東京都港区赤坂8-6-9  
 電話: 03 5412 8521  
 ファックス: 03 5412 8526  
 電子メール: aap33850@hkg.odn.ne.jp  
 ホームページ: [www.cambodianembassy.jp](http://www.cambodianembassy.jp)

## 業界団体

### カンボジア日本人商工会

(Japanese Business Association of Cambodia)  
 電子メール: jimukyoku@jbac.info  
 ホームページ: <http://jbac.info>  
 (会員企業名、入会案内等は上記ホームページに記載。2012年12月現在で正会員101社、特別会員6団体、準会員20社、合計127社・団体となっている。)

### カンボジア縫製業協会

(Garment Manufactures Association in Cambodia: GMAC)  
 住所: No. 175, Jawaharlal Nehru Blvd. (Street 215), SK Phsar Dem Kor, Khan Toul Kork, Phnom Penh, Cambodia  
 電話: 023 301 181  
 ファックス: 023 882 860  
 電子メール: info@gmac-cambodia.org  
 ホームページ: [www.gmac-cambodia.org](http://www.gmac-cambodia.org)

### 国際ビジネス会議所 (International Business Chamber)

住所: No. 445, Preah Monivong (St. 93), Phnom Penh Tower, 12th Floor Phnom Penh, Cambodia  
 電話: 023 964 455  
 電子メール: info@ibccambodia.com  
 ホームページ: [www.ibccambodia.com](http://www.ibccambodia.com)

### プノンペン商業会議所

(Phnom Penh Chamber of Commerce)  
 住所: Building No.7D, Russian Blvd, Sangkat Tek Laok 1, Khan Toul Kok Phnom Penh, Cambodia  
 電話: 023 880 795  
 ファックス: 023 881 757  
 電子メール: info@ppcc.org.kh  
 ホームページ: [www.ppcc.org.kh](http://www.ppcc.org.kh)

### カンボジア観光代理店協会

(Cambodian Association of Travel Agents Association: CATA)  
 住所: House #65, Street 240, Sangkat Chaktomuk, Khan Daun Penh, Phnom Penh, Cambodia  
 電話: 023 212 421  
 ファックス: 023 212 421  
 電子メール: cata@online.com.kh  
 ホームページ: [www.cata.org.kh/](http://www.cata.org.kh/) [www.catacambodia.com](http://www.catacambodia.com)

## 銀行

### **ANZ Royal Bank (Cambodia) LTD.**

住所:20 Fe-Eo, Corner of Street 67, Street Kramuon  
Sar, Phnom Penh, Cambodia  
電話:023 999 000  
ホームページ:www.anzroyal.com

### **Foreign Trade Bank of Cambodia**

住所:No.3, Street Kramuon Sar, Sangkat Phsar Tmey 1,  
Khan Daun Penh, Phnom Penh, Cambodia  
電話:023 724 466 / 722 466 / 725 266  
ファックス:023 426 108 / 426 410  
コールセンター:023 861 111/ 999 090  
電子メール:info@ftbbank.com  
ホームページ:www.ftbbank.com

### **Canadia Bank Plc.**

住所:No. 315, Ang Doung Street, (corner of Preah  
Monivong Blvd.), Sangkat Wat Phnom, Khan Daun  
Penh, Phnom Penh, Cambodia  
電話:023 868 222  
ファックス:023 427 064  
電子メール:info@canadiabank.com.kh  
ホームページ:www.canadiabank.com

## 会計事務所

### **カンボジアKPMG(KPMG Cambodia Ltd.)**

住所:4th floor, Delano Center, No. 144, Street 169,  
Sangkat Veal Vong, Khan 7 Makara, Phnom Penh,  
Cambodia  
電話:023 216 899  
ファックス:023 217 279  
電子メール:kpmg@kpmg.com.kh  
ホームページ:http://www.kpmg.com.kh

### **プライスウォーターハウス・コーパーズ**

(PricewaterhouseCoopers (Cambodia) Ltd.)  
住所:No. 35, Sihanouk Blvd, Tonle Bassac, Chamkar  
Morn, Phnom Penh, Cambodia  
電話:023 218 086  
ファックス:023 211 594  
電子メール:lim.kuy@kh.pwc.com / heng.thy@ kh.pwc.com  
ホームページ:www.pwc.com/kh

## 法律事務所

### **BNG Legal**

住所:No.64, Street 111, Sangkat Boeung Prolit, Khan 7  
Makara, Phnom Penh  
電話:023 217 510 / 212 740 / 212 671 / 212 414  
ファックス:023 212 840  
電子メール:info@bnglegal.com  
ホームページ:www.bnglegal.com

### **DFDL**

住所:33, Street 294 (Corner Street 29), Sangkat Tonle  
Bassac, Khan Chamkarmon, Phnom Penh  
電話:023 210 400  
ファックス:023 214 053  
電子メール:cambodia@dfdl.com  
ホームページ:www.dfdl.com

## 在日投資貿易促進機関

### **独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO)**

住所:〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森  
ビル6階  
電話:03 3582 5511  
ホームページ:www.jetro.go.jp/indexj.html

### **日本アセアンセンター (ASEAN-Japan Center)**

住所:〒105-0004 東京都港区新橋6-17-19 新御成  
門ビル  
電話・ファックス:  
(受付)電話:03 5402 8001  
(投資部)電話:03-5402-8006 ファックス:03-5402-8007  
(観光・交流部)電話:03-5402-8008 ファックス:03-5402-8009  
ホームページ:www.asean.or.jp/



## 付属資料VII: 貿易・投資・中小企業に関する許認可サービス

カンボジア王国政府の「行政改革評議会 (Council for Administrative Reform)」は、全ての公共サービス利用者が公共サービスに関する信頼できる情報を容易に得られるようするため、ドイツのgtz、デンマークのDanida、フランス大使館、JICA及び世界銀行の支援の下、2009年11月に「公共サービスに関する情報概要 (Compendium of Information on Public Services)」第4カテゴリー (第1部) というタイトルの本を出版した。

この本は貿易・投資・中小企業分野における公共サービスの提供者、サービスの目的、法基盤、適用対象、サービスの基準、サービスを利用する際に必要とされる書類、支払うべき手数料につき詳細な情報を提供しており、次のような公共サービスの内容が紹介されている。

### 1. 商業省 (Ministry of Commerce) 関連

- 商業登記証明書 (Certificate of Commercial Registration)
- 商標登記 (Trade Marks Registration)
- 特恵関税制度による輸出登録証明書及び原産地証明書 (Export Registration Certificate under Trade Preference System and Certificate of Origin)
- アジア及び大洋州向け輸出に関わる原産地証明書 (Certificate of Origin for Export to Asia and Oceanic Continents)
- 担保設定に関わる通知状の登録 (Filing of Notification Letter of the Insured Operation)
- 下記事項に関わるサービス (Services related to:)
- 輸出入物資の検査サービス (Exported/imported goods inspection service)
- 輸入国の要件を満たすための輸出貨物証明 (Certification of exported goods as required by applicant to meet requirements of the imported country)
- 見本市の開催に関する調整 (Trade Fair Coordination)
- 会社定款の登録 (Filing the Articles of Association)
- 事業管理証明書の発行 (Provide the Business Management Certificate)
- 商取引に関する相談等 (Provide Consultation on Business Transaction, and others)

### 2. 工鉱業・エネルギー省 (Ministry of Industry, Mines and Energy) 関連

- 工場設立届 (Declaration on the Establishment of Factories)
- 小規模工場、家内工業の操業開始届 (Declaration of Operating Production, Small Industry and Handicraft)
- 特許状、実用新案証明書、工業デザイン登記
- 製造・供給事業許可 (License for the Production and Supply Business)
- 化学品使用に関する目的と基準証明 (Certificate of Target and Standard for Chemical Use)
- 発電・送電・配電事業への投資許可 (Permission for Investing in Generating-Transmitting and/or Distributing Electricity)
- 鉱物資源登記証明書 (Certificate of Mineral Resources Registration)
- 鉱物採取、砕石許可 (License for Open Mining Hole and Quarry, and others)

### 3. 土地管理・都市計画・建設省 (Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction) 関連

- 操業証明書 (Business Operation Certificate)
- 建築許可 (Construction Permit)

### 4. 観光省 (Ministry of Tourism) 関連

- リゾート・サービス事業許可 (Tourism License for Resort Service)
- 観光客の道路輸送サービス事業許可 (Tourism License for Road Transport Tourist Service)
- レストラン事業許可等 (Tourism License for Restaurant Service, and others)

## 5. 環境省 (Ministry of Environment) 関連

- 環境保護契約 (Environment Protection Contract)
- 廃棄物投棄、固形廃棄物又は有毒廃棄物の輸送許可 (Permit for Waste Disposal or Exportation of Solid Waste or Hazardous Waste)
- 固定源泉からの大気中への有毒物の放出と騒音に関する許可 (Permit for Emission of Toxic Substance and Noise Disturbance from Stationary Source into the Atmosphere)
- 廃液排出許可 (Permit of Discharging of Waste Water)
- 環境影響調査報告書の認可状 (Approval Letter on Environmental Impact Assessment Report)
- 環境保護契約の認可状等 (Approval Letter of Environmental Protection Contract, and others)

## 6. 公共事業運輸省 (Ministry of Public Works and Transport) 関連

- 貨物・旅客運輸事業許可 (License for Cargo and Passenger Transportation Business)
- 貨物・旅客運輸事業運営許可等 (License for Goods and Passenger Transport Business Operation, and others)

## 7. 農林漁業省 (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries) 関連

- 農業原材料の商取引許可 (Trade Permit for Agricultural Material)
- 農業原材料登録証明書 (Agricultural Materials Registration Certificate)
- 農業原材料の輸入許可 (Import Permit of Agricultural Material)
- 「カンボジア・ゴム (CSR)」商標の許可 (Licensing of Cambodian Specified Rubber (CSR) Trademark)
- ゴム処理工場と地方試験室の登録等 (Registration of rubber processing factories or local laboratories, and others)

## 8. 教育・青年・スポーツ省 (Ministry of Education, Youth and Sports) 関連

- 教育機関設置許可等 (License for Establishment of Educational Institution, and others)

## 9. カンボジア開発評議会 (Council for the Development of Cambodia) 関連

- 適格投資プロジェクト登録 (Registration of Qualified Investment Projects)
- 適格投資プロジェクトに適用される、生産設備、建設資材、生産投入財に関する関税免除輸入に関する調査 (Checking the Duty-exempt Import Request of Production Equipments, Construction Materials and Production Inputs Enough to Make Eligible the QIP)

この本の内容を示す一例として、「商業登記証明」のサービスに関する記述を次に掲げる。

サービス名	商業登記証明書
サービスの目的	i. 商業登記証明書の発行により商業企業に法人格を付与する ii. 商業会社の商業登記を保管し、その情報と名称を管理する iii. 事業の登記と商業会社の資格管理を行う
法基盤	- 「商業規則と商業登記に関する法律」公布のための、1995年6月26日付け勅許No. NS/RKM/0695/04 - 「商業規則と商業登記に関する法律改正法」公布のための、1995年11月18日付け勅許No. NS/RKM/1199/12 - 「商業企業法」公布のための、2005年6月19日付け勅許No. NS/RKM/0605/019 - 2008年4月7日付け「商業省の商業登記に関する省令No.098 MOC/SM2008」 - 2008年4月7日付け「商業省・商業会社の年次報告完了に関する省令No. 104 MOC/SM2008」 - 2008年4月7日付け「商業省・定款変更手続きに関する省令No.099 MOC/SM2008」

サービス名	商業登記証明書
	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 2007年4月7日付け「商業省と経済財務省の商業登記に関する行政手数料に関する合同省令 No.639 SHV.BrK.CMB」</li> <li>- 2008年3月12日付け「商業省・商業登記局への届け出手続きと登記機関に関する通知No.0551 MOC/SM 2008」</li> <li>- 2008年4月8日付け「商業省・商業登記証の新形式への切換え及び商業会社の年次報告に関する通知No.0849 MOC/SM 2008」</li> <li>- 2008年4月7日付け「商業省・事業会社資本金の銀行への預託に関する通知No.0844 MOC/SM 2008」</li> </ul>
適用対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 2008年3月12日付け「商業省・商業登記局への届け出手続きと登記機関に関する通知No.0551 MOC/SM 2008」</li> </ul>
サービス基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 2008年4月8日付け「商業省・商業登記証の新形式への切換え及び商業会社の年次報告に関する通知No.0849 MOC/SM 2008」</li> </ul>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 2008年4月7日付け「商業省・事業会社資本金の銀行への預託に関する通知No.0844 MOC/SM 2008」</li> </ul>
注記	<p>カンボジア王国内に事業所、支店、代表事務所、支部、その他代理店を有する全ての事業者と商業会社は、可及的速やかに商業省の「商業登記局 (Department of Commercial Register)」において現行法規に従い登記を行う必要がある。もし登記が遅れた場合には、法に定める罰金が科せられる。</p>

